令和６年６月４日（火曜）

議　事　日　程　第１号
令和６年６月４日（火曜）午前１０時開議

第　１	会期の件	
第　２	議第１３７号	令和６年度熊本市一般会計補正予算
第　３	議第１３８号	同　　国民健康保険会計補正予算
第　４	議第１３９号	同　　後期高齢者医療会計補正予算
第　５	議第１４０号	同　　病院事業会計補正予算
第　６	議第１４１号	専決処分の報告について
第　７	議第１４２号	熊本市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について
第　８	議第１４３号	熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
第　９	議第１４４号	熊本市税条例の一部改正について
第１０	議第１４５号	熊本市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第１１	議第１４６号	熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
第１２	議第１４７号	熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び熊本市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第１３	議第１４８号	熊本市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び熊本市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第１４	議第１４９号	熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について
第１５	議第１５０号	熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について
第１６	議第１５１号	熊本市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第９条第１項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について
第１７	議第１５２号	熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について
第１８	議第１５３号	市道の認定について

第　１９　議第１５４号　同
第　２０　議第１５５号　同
第　２１　議第１５６号　同
第　２２　議第１５７号　同
第　２３　議第１５８号　同
第　２４　議第１５９号　同
第　２５　議第１６０号　同
第　２６　議第１６１号　同
第　２７　議第１６２号　同
第　２８　議第１６３号　同
第　２９　議第１６４号　同
第　３０　議第１６５号　同
第　３１　議第１６６号　同
第　３２　議第１６７号　同
第　３３　議第１６８号　同
第　３４　議第１６９号　同
第　３５　議第１７０号　同
第　３６　議第１７１号　市道の廃止について市道の廃止について
第　３７　議第１７２号　同
第　３８　議第１７３号　同
第　３９　議第１７４号　同
第　４０　議第１７５号　訴えの提起について
第　４１　議第１７６号　和解の成立について
第　４２　議第１７７号　調停の成立について
第　４３　議第１７８号　山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について
第　４４　議第１７９号　工事請負契約締結について
第　４５　議第１８０号　同
第　４６　議第１８１号　同
第　４７　議第１８２号　同
第　４８　議第１８３号　同
第　４９　議第１８４号　同
第　５０　議第１８５号　同
第　５１　議第１８６号　同

午前１０時００分　開会

○寺本義勝議長　令和６年第２回定例会は本日をもって招集されました。

これより会議を開きます。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○寺本義勝議長　この際、本職より申し上げます。

田尻善裕元議員が、公職選挙法第251条の規定により失職されたことを確認いたしましたので、御報告いたします。

〔寺本義勝議長　起立〕

○寺本義勝議長　今回の事態に至ったことについて、市民の皆様に多大なる御心配と御迷惑をおかけしましたことを、議会を代表して深くお詫び申し上げます。

今後、改めて法令遵守に努め、再発防止に取り組んでまいります。

〔寺本義勝議長　着席〕

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○寺本義勝議長　この際、去る５月22日開催の第100回全国市議会議長会定期総会において、自治功労者として表彰を受けられました議員に対し、表彰状の伝達を行います。

30年以上　坂田誠二議員

25年以上　上野美恵子議員

田中誠一議員

15年以上　小佐井賀瑞宜議員

以上、４名であります。

被表彰者の議員は演壇の前にお願いいたします。

〔議長、被表彰者　演壇の前へ〕

表　　彰　　状

熊本市

坂　田　誠　二　殿

あなたは市議会議員として３０年の長きにわたって市政の発展に尽くされその功績は特に著しいものがありますので第100回定期総会にあたり本会表彰規程によって特別表彰いたします

令和６年５月２２日

全国市議会議長会

会長　坊　　恭　寿

（拍手）

表　　彰　　状

熊本市

上　野　美恵子　殿

あなたは市議会議員として２５年の長きにわたって市政の発展に尽くされその功績は特に著しいものがありますので第100回定期

総会にあたり本会表彰規程によって特別表彰いたします

令和６年５月２２日

全国市議会議長会

会長　坊　　恭　寿

（拍手）

表　　彰　　状

熊本市

田　中　誠　一　殿

あなたは市議会議員として２５年の長きにわたって市政の発展に尽くされその功績は特に著しいものがありますので第100回定期総会にあたり本会表彰規程によって特別表彰いたします

令和６年５月２２日

全国市議会議長会

会長　坊　　恭　寿

（拍手）

表　　彰　　状

熊本市

小佐井　賀瑞宜　殿

あなたは市議会議員として１５年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第100回定期総会にあたり本会表彰規程によって表彰いたします

令和６年５月２２日

全国市議会議長会

会長　坊　　恭　寿

（拍手）

○寺本義勝議長　以上で表彰状の伝達は終わりました。

ただいま表彰を受けられました議員の永年の御労苦に対し、心から敬意を表しますとともに、市政発展のため、なお一層の御尽力を賜りますよう、お願い申し上げます。

○寺本義勝議長　次に、会議規則第83条の規定により、会議録署名議員を指名いたします。

中川栄一郎議員及び松川善範議員にお願いいたします。

○寺本義勝議長　日程に入るに先立ちまして御報告いたします。

まず、さきの人事異動等により14名の方々が新たに説明員となられましたので、御

紹介いたします。

田中俊実上下水道事業管理者でございます。

井芹和哉交通事業管理者でございます。

三島健一政策局長でございます。

津田善幸総務局長でございます。

原口誠二財政局長でございます。

早野貴志文化市民局長でございます。

林将孝健康福祉局長でございます。

村上慎一環境局長でございます。

金山武史農水局長でございます。

秋山義典都市建設局長でございます。

平井司朗消防局長でございます。

土屋裕樹中央区長でございます。

石坂強西区長でございます。

吉住和征北区長でございます。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○寺本義勝議長　次に、市長並びに監査委員より、関係法令に基づき送付を受けました報告書類は、お手元に配付いたしておきましたので、これにより御承知願います。

以上、御報告いたします。

〔配付した書類〕

市長より、

地方自治法第１８０条第二項の規定に基づく

報第１７号　専決処分の報告について

報第１８号　同

報第１９号　同

報第２０号　同

報第２１号　同

報第２２号　同

報第２３号　同

報第２４号　同

報第２５号　同

報第２６号　同

報第２７号　同

報第２８号　同

地方自治法施行令第１４６条第２項の規定に基づく

報第１２号　予算繰越計算書について

地方自治法施行令第１５０条第３項の規定に基づく
報第１３号　予算繰越計算書について
地方公営企業法第２６条第３項の規定に基づく
報第１４号　予算繰越計算書について
報第１５号　同
報第１６号　同
監査委員より、
地方自治法第１９９条第９項の規定に基づく
熊監発第３７６号　行政監査の結果について
熊監発第　１２号　定期監査の結果について
地方自治法第２３５条の２第３項の規定に基づく
熊監発第　２１号　例月出納検査の結果について

○寺本義勝議長　日程第１「会期の件」についてお諮りいたします。

今回の定例会の会期は、本日から６月27日まで24日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺本義勝議長　御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から６月27日まで24日間とすることに決定いたしました。

○寺本義勝議長　日程第２ないし日程第51を一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　おはようございます。

まず初めに、一言お祝いの言葉を申し上げます。

ただいま、坂田誠二議員、上野美恵子議員、田中誠一議員、小佐井賀瑞宜議員の全国市議会議長会表彰の伝達式が執り行われたところでありますが、このたびの御受章、誠におめでとうございます。長年にわたる御活躍に心から敬意を表しますとともに、本市発展への御尽力に対し、衷心より感謝を申し上げ、今後一層の御活躍を祈念申し上げる次第です。

次に、提案理由の説明に先立ちまして、お詫びと御報告を申し上げます。

令和３年度から令和５年度にかけて、学校徴収金を横領するなど、不適切な事務処理を行った本市小学校の事務職員を、３月29日付で懲戒免職処分といたしました。

不祥事根絶に向け全庁挙げて取り組んでいる中、市政への信頼を大きく失墜させる事案が発生しましたことを大変重く受け止めており、改めて綱紀粛正の徹底を指示したところです。

次に、去る５月２日、熊本市電が電車用の進行信号が赤表示にもかかわらず、進行するというインシデントが発生しました。また、13日には、西辛島町方面から洗馬橋電停に進行する市電が、同じく赤信号の表示にもかかわらず進行する事案が発生しております。

本年１月以降、熊本市電におきまして、重大事故につながりかねないインシデントが立て続けに発生しておりますことに、議員各位をはじめ、市民の皆様に対し、深くお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

５月23日に有識者による第１回目の外部検証委員会を開催したところでございますが、今後とも本委員会において、再発防止策等の検討を行っていただくとともに、改めて乗組員教育を徹底するなど、市民の皆様が安心して御利用いただけるよう努めてまいります。

次に、２点御報告申し上げます。まず、５月８日に嬉野市で開催されました第134回九州市長会総会におきまして、九州市長会の会長に再任させていただきましたので、御報告いたします。

昨年５月の第132回総会で会長に選任され、引き続き、この伝統ある九州市長会の会長に再任いただきましたことは大変光栄であり、その職責の重さに身の引き締まる思いです。

近年、人口減少や少子高齢化をはじめ、複雑、多様化する行政課題への対応や物価高騰等の影響により落ち込んだ地域経済の回復など、地方自治体を取り巻く環境は大変厳しい状況にありますが、これらの課題解決に向け、九州市長会を中心に各市が連携して取り組んでまいります。

また、ＴＳＭＣをはじめとする半導体関連企業の熊本進出という千載一遇のチャンスを逃すことなく、その効果を最大化し、九州全体のさらなる発展につながるよう、全力で会長としての務めを果たしてまいる所存です。

次に、海外訪問について御報告いたします。

５月20日から24日にかけて、インドネシア・バリで開催されました第10回世界水フォーラムに出席してまいりました。世界水フォーラムは、３年に一度、各国の元首、首脳、閣僚級をはじめ、政府機関、国際機関、企業、ＮＰＯ等、世界中の水関係者が一堂に会し、水と衛生に関わる様々な問題について議論する世界最大の国際会議です。

このたび、水と災害に関するハイレベルパネルや国際連合地域開発センター、水災害・リスクマネジメント国際センター等から、第４回アジア・太平洋水サミットの開催都市として、サミットの成果及び市民、事業者、行政との協働による地下水保全の取組を世界に向けて発信してほしいとの要請があり、熊本市長として初めて出席させていただきました。

世界水フォーラムの開会式では、天皇陛下によります「繁栄を分かち合うための水」と題したビデオによる基調講演が行われましたほか、私は、ハイレベルパネル「バンドン・スピリット・ウォーター・サミット」において、首脳、閣僚級の方々の

発表に対しコメントを述べさせていただきました。加えて、国際連合地域開発センターが主催するアジア・太平洋地域におけるスマートでレジリエントな都市づくり国際ワークショップや、日本水フォーラム主催のユースセッション、国連水会議等が主催する世界水フォーラム地方自治体の日など、６つの会議に出席してまいりました。

今後とも、このような機会を最大限に活用しながら、本市の地下水保全の取組とアジア・太平洋水サミットの成果、そして、地下水都市熊本の名を世界に向けて発信するとともに、世界の水問題解決に貢献してまいります。

それでは、提出議案について、説明に入らせていただきます。

今回の補正予算案は、交通事業者のキャッシュレス決済システム等の環境構築に対する助成経費や、指定管理の更新に伴う債務負担行為など、今後の業務推進上、速やかに対応する必要があるものを計上しております。

まず、補正予算案の概要について申し上げますと、一般会計において、11億1,704万円の増額、補正後の予算額4,025億3,704万円、特別会計において２億7,414万円の増額、補正後の予算額2,421億8,743万円、企業会計において８億2,908万円の増額、補正後の予算額859億1,181万円となり、全会計の補正後予算額は7,306億3,628万円となりました。補正後の予算を前年同期と比較しますと、一般会計では2.8％の増、特別会計では4.3％の増、企業会計では2.7％の増、全体の合計額では3.3％の増となっております。

主な内容について申し上げますと、まず政策部門では、企業版ふるさと納税のマッチング支援業務に要する経費のほか、台湾東部沖地震の復旧支援に係る災害見舞金を計上しております。

次に、総務部門では、公文書館の設置に向けた地質調査及び基本・実施設計などに要する経費のほか、令和６年能登半島地震の災害復旧支援に係る職員派遣等に要する経費を計上しております。

次に、文化市民部門では、最低賃金の上昇により影響を受けた地域コミュニティセンター等への支援に要する経費を計上しております。

次に、健康福祉部門では、新型コロナウイルスワクチンの定期接種化を踏まえた体制確保に要する経費を計上しております。

次に、経済観光部門では、東京圏の大学生に対する県内企業への就職活動支援に要する経費を計上しております。

次に、農水部門では、遊休化した農業用ハウス等を有効活用する農業者への支援に要する経費を計上しております。

次に、都市建設部門では、先ほど申し上げました交通事業者のキャッシュレス決済システム等の環境構築に対する助成経費を計上しております。

次に、教育部門では、ＩＣＴを活用した探究的学びを強化するために必要な機器購入等に要する経費のほか、図書管理システムの更新に伴う債務負担行為を計上しております。

次に、特別会計のうち後期高齢者医療会計では、後期高齢支援システムの標準化への対応に伴う債務負担行為を計上しております。

最後に、くまもと工芸会館をはじめ、市営住宅など計149施設の指定管理更新に伴う債務負担行為を計上しております。

以上が、補正予算の歳出の説明でありますが、これを賄う財源として、それぞれの歳出に見合う国・県支出金の特定財源や市債を計上しますとともに、一般財源として繰越金等を計上しております。

続きまして、条例等の議案でありますが、主なものといたしまして、熊本市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について御説明いたします。

これは、政令の改正に伴い、非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額を改定するため、所要の改正を行うものであります。

その他の議案につきましては、末尾に簡単な理由を付しておきましたので、説明を省かせていただきます。

以上で説明を終わりますが、何とぞ慎重に御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○寺本義勝議長　市長の提案理由の説明は終わりました。

この際、申し上げます。

ただいま議題となっております議案のうち、議第142号につきましては、地方自治法第243条の２の７第２項の規定に基づき、あらかじめ監査委員の意見を聞いてありますので、その回答をお手元に配付いたしておきました。

それでは議案を付託いたします。

お手元に配付しております付託議案一覧表のとおり、それぞれ関係委員会に付託いたします。

令　和　６　年
第２回定例会　委員会付託議案一覧表

予算決算委員会
　議第１３７号　令和６年度熊本市一般会計補正予算
　議第１３８号　同　　国民健康保険会計補正予算
　議第１３９号　同　　後期高齢者医療会計補正予算
　議第１４０号　同　　病院事業会計補正予算
　議第１４１号　専決処分の報告について
　議第１４４号　熊本市税条例の一部改正について
　議第１４５号　熊本市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
総務委員会
　議第１４２号　熊本市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正

について
議第１４３号　熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
議第１７９号　工事請負契約締結について
議第１８０号　同
議第１８１号　同
議第１８２号　同
議第１８３号　同
議第１８４号　同
議第１８５号　同
議第１８６号　同

教育市民委員会
議第１７７号　調停の成立について

厚生委員会
議第１４６号　熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
議第１４７号　熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び熊本市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第１４８号　熊本市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び熊本市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第１４９号　熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について

環境水道委員会
議第１５０号　熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について
議第１７８号　山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について

経済委員会
議第１５１号　熊本市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第９条第１項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

都市整備委員会
議第１５２号　熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について
議第１５３号　市道の認定について

議第１５４号　同
議第１５５号　同
議第１５６号　同
議第１５７号　同
議第１５８号　同
議第１５９号　同
議第１６０号　同
議第１６１号　同
議第１６２号　同
議第１６３号　同
議第１６４号　同
議第１６５号　同
議第１６６号　市道の認定について
議第１６７号　同
議第１６８号　同
議第１６９号　同
議第１７０号　同
議第１７１号　市道の廃止について
議第１７２号　同
議第１７３号　同
議第１７４号　同
議第１７５号　訴えの提起について
議第１７６号　和解の成立について

○寺本義勝議長　本日の日程はこれをもって終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

明５日は議案調査のため休会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺本義勝議長　御異議なしと認めます。

よって、明５日は、休会することに決定いたしました。

次会は、６月６日定刻に開きます。

○寺本義勝議長　では、本日はこれをもって散会いたします。

午前１０時１９分　散会

○本日の会議に付した事件

一、議事日程のとおり

令和６年６月４日

出席議員　４６名

１番	寺本義勝	２番	大嶌澄雄
３番	村上　麿	４番	瀬尾誠一
５番	菊地渚沙	６番	山中惣一郎
７番	井坂隆寛	８番	木庭功二
９番	村上誠也	１０番	古川智子
１１番	荒川慎太郎	１２番	松本幸隆
１３番	中川栄一郎	１４番	松川善範
１５番	筑紫るみ子	１７番	島津哲也
１８番	吉田健一	１９番	齊藤　博
２０番	田島幸治	２１番	日隈　忍
２２番	山本浩之	２３番	北川　哉
２４番	平江　透	２５番	吉村健治
２６番	山内勝志	２７番	伊藤和仁
２８番	高瀬千鶴子	２９番	小佐井賀瑞宜
３０番	田中敦朗	３１番	髙本一臣
３２番	西岡誠也	３３番	田上辰也
３４番	三森至加	３５番	浜田大介
３６番	井本正広	３７番	大石浩文
３８番	田中誠一	３９番	坂田誠二
４０番	落水清弘	４１番	紫垣正仁
４３番	澤田昌作	４４番	満永寿博
４５番	藤山英美	４７番	上野美恵子
４８番	上田芳裕	４９番	村上　博

欠席議員　２名

１６番	井芹栄次

説明のため出席した者

市長	大西一史	副市長	深水政彦
副市長	中垣内隆久	政策局長	三島健一
総務局長	津田善幸	財政局長	原口誠二
文化市民局長	早野貴志	健康福祉局長	林　将孝
こども局長	木櫛謙治	環境局長	村上慎一
経済観光局長	村上和美	農水局長	金山武史
都市建設局長	秋山義典	消防局長	平井司朗
交通事業管理者	井芹和哉	上下水道事業管理者	田中俊実
教育長	遠藤洋路	中央区長	土屋裕樹
東区長	本田昌浩	西区長	石坂　強
南区長	本田正文	北区長	吉住和征

職務のため出席した議会局職員

局長	江幸博	次長	中村清香
議事課長	池福史弘	政策調査課長	岡島和彦

令和６年６月６日（木曜）

議　事　日　程　第２号
令和６年６月６日（木曜）午前１０時開議
第　　１　一般質問

午前１０時００分　開議

○寺本義勝議長　ただいまより本日の会議を開きます。

○寺本義勝議長　日程第１「一般質問」を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。

まず、北川哉議員の発言を許します。北川哉議員。

〔２３番　北川哉議員　登壇　拍手〕

○北川哉議員　皆様、おはようございます。熊本自由民主党市議団の北川哉でございます。今回も前回の一般質問に引き続き、先陣を切り登壇させていただきます。登壇の機会を与えていただいた先輩、同僚議員の皆様に心から感謝を申し上げます。

それでは、早速でありますが、質問に入らせていただきます。

３月に行われました熊本県知事選挙にて、木村敬新知事が誕生いたしました。木村知事は、選挙戦においても渋滞解消や水に関する諸問題、食ブランドに関することなど、県市連携の重要性を訴えられておりました。大西市長においても４月２日の記者会見で、県市の連携のスピードが非常に早くなると期待感を示され、交通渋滞解消や地下水保全などの課題をめぐり、熊本都市圏、ひいては県全体にわたる大きな問題であり、これまで以上の連携が必要になると強調されました。

政令指定都市となり13年目を迎え、県から権限移譲などにより本市での業務も多岐にわたっていることもあり、連携も希薄になっているところもあるかもしれません。木村知事誕生、そして大西市長の会見での発言も踏まえて、熊本市として県市連携を必要とするところ、課題や今までできていなかったこと、連携のスピードを上げて取り組んでいることについて教えていただきたいと思います。

例えば、環境局において水の保全や排水に関する諸問題について、経済観光局においては飲食や宿泊等の中心繁華街への誘客や観光施策について、また、スポーツ施設建設等に関するスポーツ振興策について、農水局では新知事が申されている食の都くまもとに関する食のブランド化やセールスについての連携、農地に関しての諸問題について、都市建設においては渋滞解消や交通安全に関して交通管理者と道路管理者としての連携について等々、担当局長にお尋ねいたします。

〔村上慎一環境局長　登壇〕

○村上慎一環境局長　私からは、環境局における県市連携の取組についてお答えいたします。

本市においては、これまで熊本県等と連携し、地下水保全対策として、白川中流域の水田湛水事業における湛水期間の延長や大津町真木地区など台地部の冬期湛水事業における面積の拡大に取り組んでまいりました。

また、水質保全対策といたしましては、河川における水質汚濁防止法で定める基準項目の調査に加え、規制外のＰＦＯＳ・ＰＦＯＡ等の環境モニタリングを実施するなど、公共用水域の監視強化に取り組んでまいりました。

今後も半導体関連企業等の進出により、地下水採取や工場排水による水質汚染のおそれがあることから、熊本県が本年５月に設置した地下水保全推進本部とも緊密に連携し、本市地下水の水量、水質の保全に迅速に取り組んでまいります。

〔村上和美経済観光局長　登壇〕

○村上和美経済観光局長　経済観光局における県市連携についてお答えいたします。

まず、観光分野におきましては、県外のイベントや台湾の観光展への出展に加え、ＳＮＳによる海外向けの情報発信などを共同で実施し、県市で連携して観光プロモーションを展開しているところでございます。

また、中心市街地におきましては、九州圏内からの誘客と周遊を促進するイベントとして「くま博」を県と協力して実施したほか、商店街の活性化に向けた支援事業を情報共有しながら行い、町なかの魅力向上によるにぎわい創出に取り組んでおります。

今後も県内観光地を結ぶ広域周遊ルートの構築や観光客のニーズに応えられる適切な情報提供など、熊本観光の魅力創出や利便性向上に向け、県を中心に県内市町村とも連携して取り組んでまいります。

次に、スポーツの分野におきましても、これまで県市一体となって様々な国際スポーツ大会を開催しているところでございます。昨年度から開催しておりますバドミントンの国際大会熊本マスターズジャパンにおきましても、ホームページでの広報や大会運営などを県と連携して実施し、スポーツの振興はもとより、交流人口の拡大による地域経済の活性化に取り組んでおります。

また、スポーツ施設の整備につきましては、これから県においても検討が進められると聞いており、情報共有と連携を図りながら、可能な限り協力を行ってまいります。

〔金山武史農水局長　登壇〕

○金山武史農水局長　私からは、農水分野における連携についてお答えいたします。

木村知事は、世界に誇る食文化の視点で農林畜水産物の生産、加工から料理、販売に至るまでの過程を磨き上げ、熊本の農林畜水産業の高付加価値化を進めることで、「食のみやこ熊本県」を創造することを目指されており、これは本市が目指す農水産業の姿とも合致しております。

本市としては、これまでも市長によるトップセールスをはじめ、ＳＮＳなどを活用したＰＲや通信販売などの多様な販路開拓を支援してきたところでありますが、今後は、県や連携中枢都市圏自治体とのさらなる連携の下、農水産物の大都市圏へのプロモーションの支援や輸出販路拡大などに取り組み、熊本産農水産物のさらなるブラン

ド力強化に向けて相乗効果が発揮できるよう協調してまいります。

一方、ＴＳＭＣの熊本進出に伴い発生している農地を取り巻く諸問題につきましては、耕作可能な農地の確保を含めた土地利用の在り方など、地域の未来を見据えつつ、近隣市町村と調和を図りながら検討していくことが重要と考えております。

県は今年１月から営農継続に向けた関係市町村の連絡会議を立ち上げ、農地の確保について検討を開始しており、本市もこの中で情報、課題を共有しながら、今後とも必要な農地の確保及び営農環境の向上に努めてまいります。

〔秋山義典都市建設局長　登壇〕

○秋山義典都市建設局長　私からは、都市建設局における県市連携についてお答えいたします。

渋滞解消に向けた取組につきましては、これまでも県市で緊密な連携を図りながら取り組んできたところでございますが、ＴＳＭＣ第２工場の第１工場隣接地への建設が決定し、今後見込まれる関連企業のさらなる集積やこれらに伴う交通流動の増加を見据え、広域での人流、物流を支える道路ネットワークの構築や公共交通網の形成は急務であると考えております。

昨日、県において渋滞解消推進本部が設置されたところであり、セミコンテクノパーク周辺と熊本港を結ぶ中九州横断道路や熊本西環状道路の早期整備に向け、国・県・市の事業間の連携を一層強化するほか、ＪＲ豊肥本線をはじめとした基幹公共交通軸の機能強化にも、県との連携をさらに深めながらスピード感を持って取り組んでまいります。

また、交通管理者と連携した交通安全対策といたしまして、交通管理者が指定する最高速度毎時30キロメートルの規制エリアにおきまして、道路管理者である本市が路面を滑らかに盛り上げたハンプやハンプと横断歩道を組み合わせたスムーズ横断歩道等、車両の速度を抑制させる構造物を設置することにより交通安全のさらなる向上を図るゾーン30プラスの取組を進めております。

これらのハード対策に加え、通学路の安全点検につきましては、学校管理者や地域の皆様のほか、道路管理者及び交通管理者で合同で実施するなど、密に連携した取組を実施しているところでございます。

〔２３番　北川哉議員　登壇〕

○北川哉議員　県市連携について、環境局での今までの取組や今後の連携について局長が答弁されたように、半導体関連企業等の進出による地下水採取や工業排水による水質汚染の恐れが市民の不安要素になっています。今後もデータの分かりやすい公表や涵養等の水保全の取組をよろしくお願いいたします。

県設置の地下水保全推進本部との連携も大変重要なことですので、よろしくお願いいたします。

経済観光局観光分野では、熊本には阿蘇、天草、そして、熊本市に位置する熊本城が観光のメインであり、交流人口増加を目指す熊本市にとっては、県との連携による

誘客効果を発揮していく必要がもっとあるのではないかと思い、質問いたしました。中心繁華街を持つ熊本市としては、様々な魅力を発信しながら誘客をしていくときに、県との連携は必須と思われます。今後とも連携を密に、協力して熊本の経済を盛り上げていただきたいと思います。

また、繁華街の治安等の安全に関する部分に関しましても、県との連携を密に、安全な熊本市をつくっていただきたいと思います。

スポーツ分野に関しては、振興の分野では国際大会等、連携して招致に成功している点は大きく評価するところですが、熊本のスポーツに対する潜在能力、九州の中での位置関係やスポーツの盛んな地域性を鑑みても、スポーツ施設が充実しているとはいえません。充実とまでいかなくても、今のままでは今後のスポーツ振興にマイナスの要素しかないように思います。

菊陽町では、アーバンスポーツ施設の整備や新球場に関しても県の動向を鑑みて調査、研究に入る報道がありました。勝った、負けたではありませんが、やはり先ほど申しました中心繁華街を有する熊本市がスポーツ分野でもリードしていくことが熊本市観光マーケティング戦略にもあります潜在環境の構築や誘客促進、観光振興を通じた熊本市の活性化に寄与するものであると思っています。

答弁にもありましたが、十分な連携を図りながら可能な限り協力していくのではなく、熊本市が率先してスポーツ施設の整備をリードしていく、熊本のスポーツ振興や交流人口をリードしていくぞとの心意気を見せていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

農水局での熊本の食に関しての国内外への強いアピール、県が目指す農林畜水産物の生産、加工から料理、販売に至るまでの過程を磨き上げ、高付加価値化を進めることに対して、本市が目指す農水産業の姿と合致するとの答弁、県市連携の重要性の認識を持っておられることへの期待が持てました。

農地の問題が昨今言われていますが、その点に関しましても、都市圏の中心にある熊本市ですので、農地の問題が発生している地域、近い場所で希望する農地があるかというと厳しいのかもしれません。しかし、今議会での補正予算にもあります施設園芸産地緊急発展事業での説明、熊本県は野菜及び果樹での施設面積全国一を誇る施設園芸の大産地であり、本市も県内における中心的な施設園芸産地となっているとの説明もあったように、熊本市も農業、農地に対して大きな役割を持っています。今後農業振興、熊本の食及び日本の食を支えているとの大きな使命と誇りを持っていただき、取組への一層の努力をお願いいたします。

都市建設局での連携においては、渋滞解消へ向けて道路ネットワーク構築、公共交通網の形成が急務であること、県で設置された渋滞解消推進本部との連携強化、各所の道路整備に対して国への要望など、スピード感を持って取り組むとの宣言に大きな期待をいたします。政令指定都市ですので、国への要望が重要ですが、各所道路は県所管箇所への接続もあり、県との連携も重要ですので、今後ともよろしくお願いいた

します。

また、道路管理者である本市と交通管理者である県との連携による取組も分かりました。今回、県市連携について質問した一番の要因として、私の地元である花園上熊本線、通称西廻りバイパス開通に伴う事故の多発、横断歩道、信号設置に関する課題がありました。課題に対して直接住民の皆様と課題解消に当たる本市でありますが、市長も会見の中で、設置を県に要望していくとの回答がありました。本市都市建設局道路整備課の職員の皆さんは、丁寧に地域住民の皆様の言葉を聞いて対応していただいていると思います。しかしながら、道路管理者ではできないこともあり、そのジレンマにさいなまれていることも重々承知しております。交通管理者と道路管理者の連携を今後とも強化して、交通問題解消への対応を切に願って、次の質問に移ります。

各局の県市連携について施策を聞いて、大西市長にお尋ねいたします。

熊本市全体として県市連携を必要とするところ、課題や今までできなかったこと、連携のスピードを上げて取り組んでいくことについて教えてください。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　議員から御質問のございました諸課題に対しまして、熊本県と連携し取り組んでいくことは、施策の効果を最大化するために極めて重要であり、私のマニフェストでも県市連携の強化を１期目から掲げているところです。

これまで本市の政令指定都市移行を機に、トップ同士が施策の調整や意見交換を行う場を定期的に設けてまいりましたほか、平成28年度からは地方自治法の改正に伴い、県市調整会議を設置し開催しております。また、昨日でございますけれども、県の方で渋滞対策の本部会議が開催されたということで、その中でトップ会談を私としたいということでお話がありましたけれども、このことについても、既に昨日午前中の段階で木村知事の方から直接私の方に連絡がありましたので、こういうホットラインというものがしっかり構築されているということでございます。

また、トップ同士の連携に加えまして、担当部局同士の連携も図っておりまして、先ほど各局長が答弁いたしましたとおり、多くの分野で県市連携による取組を進めてまいりました。今後も喫緊の課題であります渋滞対策や交通体系の構築をはじめ、地下水の保全、地域経済の活性化など、様々な課題にスピード感を持って連携して取り組み、熊本市のさらなる発展を目指しますとともに、熊本県全体を牽引する役割を果たしてまいりたいと考えております。

〔２３番　北川哉議員　登壇〕

○北川哉議員　昨日行われた県渋滞解消推進本部での会議で、木村知事は近く大西市長と意見交換をしたいと申されている報道がありました。先ほど市長から、既に午前中にはそのお話があったということで、さすがスピード感があるなと感じました。

先日、木村知事とお話しする機会が、歩きながらでの僅かな時間ではありましたが、今回私が一般質問で県市連携について一番初めに質問しますとお伝えしたら、県も連携を大事に進んでいく旨のお答えがありました。市長が県議会議員の頃から、また、

市長になられても、木村知事とは役職は違えども公私で仲むつまじく交流を重ねて来られたことは、会見やお話の中で聞いておりました。市長会見での県市連携のスピードが非常に早くなるとの期待感に、私も大きな期待を持っております。私も県市連携に向けた交流を今後とも増やしていきながら、すばらしい熊本市、熊本をつくっていきたいと思います。

今回の県市連携の質問では、何か熊本市議会議員ではなく熊本県の方を向いているように感じられた方もおられたかもしれませんが、私は今後とも大西市政に対し協力するところは全力で、しかしながら、時には市民のためとして意見で対峙することもあるかもしれませんが、今後も熊本市への愛を持って頑張ります。熊本市への愛ゆえの質問であったと御容赦ください。

次の質問に移ります。

本市の交通環境・交通状況について質問いたします。

先日、ＫＫＴくまもと県民テレビにて「抜け出せ渋滞都市」として、熊本の渋滞に関しての特集が放送されました。その放送の中では、全国的に見ても深刻だといわれる熊本の交通渋滞について、熊本市が政令指定都市の中で渋滞ワースト１という実態や極度のマイカー社会であるという背景を基に、公共交通についての放送がありました。

公共交通に関しては後段にて質問いたします。その前に、本市の公共交通状況や環境について、自動車保有率や自動車分担率、交通手段分担の変化について、主要渋滞箇所の推移について、また、それを基にした渋滞対策について、都市建設局長にお尋ねいたします。

〔秋山義典都市建設局長　登壇〕

○秋山義典都市建設局長　本市の自動車及び軽自動車の登録台数は、昭和48年の約14万台から令和３年には約57万台と、約50年で４倍以上増加しております。

次に、熊本都市圏における自動車分担率は、昭和48年の約35％から令和５年には約67％と、50年でほぼ倍増している一方、公共交通分担率は約14％から約５％まで減少しております。

また、熊本西環状道路をはじめとする着実な道路整備により、平成25年に181か所あった主要渋滞箇所は、昨年度末時点で175か所まで減少しているものの、依然として交通渋滞の解消には至っておりません。

そのような状況を踏まえ、本市の交通渋滞の解消のためには、中長期的な広域道路ネットワークの整備と併せ、都市交通を最適化する公共交通と自動車交通のベストミックスを構築する必要がございますことから、バスや市電等の基幹公共交通の機能強化とともに、利便性の高い料金施策など、ハード、ソフト両面の取組を進め、自家用車から公共交通への転換を促進しているところでございます。

〔２３番　北川哉議員　登壇〕

○北川哉議員　本市の自動車及び軽自動車登録台数は約50年で４倍以上に増加、自動車

分担率が約67％、50年でほぼ倍増、公共交通分担率が約５％まで低下と、本市は明らかなマイカー社会であることを周知のとおりに分かる数字でした。

先日、５月30日の有識者でつくる熊本都市圏総合交通計画協議会の会合では、熊本都市圏住民の３人に２人が外出時に主な交通手段として自動車を選んでいる実態が報告され、バスなどの公共交通を選んだのは20人に１人という報告がありました。

そのようなマイカー社会で、政令指定都市渋滞ワースト１を脱却するべく本市では、道路整備、右折レーン改良等に取り組み、私もよく言うフレーズではありますが、主要渋滞箇所181か所から今は主要渋滞箇所175か所まで減少、数とすれば６カ所の解消ではありますが、車の数が減っていない中での減少は大変な苦労と努力によるものと思っております。ありがとうございます。

そして、お答えいただいたとおりに、交通渋滞の解消には中長期的な広域道路ネットワークの整備と併せて都市交通を最適化する公共交通と自動車交通のベストミックスを構築する必要性、バスや市電等の基幹公共交通の機能強化とともに、利便性の高い料金施策など、ハード、ソフト両面の取組を進め、自動車から公共交通への転換を促進することも重要であると思っています。

そこで、次に地域公共交通について質問いたします。

大西市長は、会見にて渋滞解消について公共交通に関して１割の方が自家用車から公共交通に乗り換えていただくだけで渋滞は半減するというような検討結果も出ていますので、それがそのように実証できるように、我々としては積極的に公共交通の利用を進めていきたいと申されておりました。

熊本市の公共交通を考えますと、ＪＲに関しては鹿児島本線が南北に走り、豊肥本線は中央から東へ走っています。熊本電鉄は熊本市中心から合志市へと北へ走り、上熊本までの路線もあります。熊本市電は中央から東側健軍方面と熊本駅方面と上熊本駅方面へ全長12.1キロメートルを走っています。ＪＲ、熊本電鉄、熊本市電を考えますと、これだけでは熊本市内を網羅しているとはいえません。熊本都市圏での路線バスに関しましては、バス会社５社で熊本市だけで約250系統があり、このうち約240系統が通町筋と桜町バスターミナルを通るルートに集約されています。集約といいますのは、ほとんどの路線バスが桜町バスターミナルから放射状にバスが通り、網羅しているようで、環状線としての環状結節点を結ぶようなバス路線は少ないということになります。

例えば、健軍電停から北方面の龍田方面へ行く公共交通機関は見当たりません。現在市民病院までの市電の延伸は議論の途中でありますが、その先はありません。また、龍田方面から植木までの公共交通も思い当たりません。植木方面からＪＲにて熊本市中心部へは行けますが、ＪＲ以外の公共交通で上熊本方面へ行く方法は思い当たりません。上熊本駅から西区の４月に開通した上熊本花園線を通る通称西廻りバイパスを通るバスはありませんし、西区を横軸的に校区中心部をつなぐ公共交通はなく、上熊本駅から熊本駅までの西区内の校区住民は、一度桜町バスターミナルへ出て、そこか

ら熊本駅へ行かなければならない現状があります。

このように熊本市の公共交通は、環状ではなく中心部から放射状になっている部分も公共交通を利用しない要因となっているのではないかと思っております。

議会では、地域公共交通に関する特別委員会が設置されます。この特別委員会に大きな期待を持ち、お尋ねいたします。

熊本市の地域公共交通の現状と課題、今後の展望について教えてください。また、熊本市は環状及び拠点横断的な公共交通がないのが課題と思いますが、過去にそのような環状や拠点横断的な公共交通の計画がなかったのか、また、今後その考えはないのか、教えていただきたいと思います。

また、公共交通としてバス、電車とあるが、本市には地下鉄やモノレールはありません。地下鉄やモノレールは建設費用が高く、国からの補助金も少なくなっていて現実的ではない状況です。そこで、バス電車以外の公共交通として、次世代公共交通システムである都市型ロープウェイの検討をしてみてはどうかと思うが、お考えをお聞かせください。

都市型ロープウェイに関しましては、過去の質疑にて、田上議員からも質問がありました。私も都市型ロープウェイ、自走式ロープウェイＺｉｐｐｅｒに大変な期待を持っております。従来の建設費用の10分の１で済むという試算があり、必要とする土地は少なく、自走式で人員が少なく済むというこれからの人口減少社会でも対応可能とする次世代公共交通システムと思い、数十年先の未来を見据えて御検討いただけないでしょうか。都市建設局長にお尋ねいたします。

〔秋山義典都市建設局長　登壇〕

○秋山義典都市建設局長　本市では、平成28年に熊本地域公共交通計画を策定し、市内中心部と地域拠点とを結ぶ８方向の基幹公共交通軸の機能強化や共同経営を通じた重複バス路線の最適化、さらには公共交通空白地域、不便地域へのコミュニティ交通の導入など、地域公共交通網の充実に努めてまいりました。

議員御指摘の地域拠点間等を結ぶ環状の交通ネットワークの構築等につきましても、同計画に盛り込みまして、まちなかループバスの実証実験等を行いながら検討を進めてきたところでございます。

しかしながら、公共交通を取り巻く課題といたしまして、さきにお示しした公共交通分担率の低下や利用者減少、運転士不足の深刻化等により、特に路線バス事業では路線の廃止や減便などを余儀なくされており、積極的に新たな路線の検討や設備への投資が難しい状況となっております。

このようなことから、令和５年度に熊本地域公共交通の再構築検討会を立ち上げ、交通事業者等と連携して公共交通の再構築に向け取り組んでいるところでございまして、随時検討の方向性をお示しし、議会での御議論を踏まえながら今年度中に取りまとめたいと考えております。

また、議員御提案の都市型ロープウェイにつきましては、空中という都市空間を有

効に活用し、急勾配や河川などの地形条件にも柔軟に対応できるなど、様々なメリットがありますことから、神奈川県秦野市や沖縄県豊見城市が導入を検討するなど、次世代交通システムとして今後実用化が期待されております。

現在、本市では、ＡＩデマンドタクシーやグリーンスローモビリティをはじめとした多様な交通モードについて実証実験を行いながら導入に向けた検討を進めているところでございまして、都市型ロープウェイにつきましても、実用化に向けた今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

〔２３番　北川哉議員　登壇〕

○北川哉議員　市長が申された１割の方が自動車から公共交通へ乗り換えていただくことによって、渋滞が半減するとの検証結果を実証するべく、公共交通の利用を進めていきたいとの言葉に対して、公共交通施策が進んでいないように私自身は感じています。

まちなかループバスの実証実験も、過去の質問では期待を持って質問しましたが、結果としては続いていません。公共交通を取り巻く課題は大変厳しいものがあり、お答えいただいた中で設備投資に係る課題として、今議会でも議論があっている全国交通系にＩＣカード決済機器の更新に係る課題等も出てきております。

先ほどの質問で、自家用車から公共交通への転換を促進することも重要であると思っていると言いましたが、既存の公共交通を維持、継続することもままならない状況に陥るのではないかと危惧しております。ですので、今ある公共交通を活かすためにも、それを結節する交通網を熊本市が主導してつくっていく必要があると思います。ＡＩデマンドタクシーやグリーンスローモビリティをはじめとした多様な交通モードでの実証実験、導入に向けた検討を進めていきながら、壮大な夢のような話と言われても仕方ないと思いながら数十年先を見据えた都市型ロープウェイについても研究を重ねていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

続きまして、不登校について、学校へ行けないこどもたちについて質問いたします。

不登校に関する質問は、過去においても何度もさせていただきましたが、今後国家としての日本を考える中で教育は重要であり、次世代のこどもたちの活躍が日本を国家として維持するために必要なものと考えますので、質問させていただきます。

まず、不登校の状況について、コロナ禍前の令和元年度と直近の不登校者数について教えてください。また、その原因と感染症以外の原因も考えられる範囲でいいので、教えてください。

教育長にお尋ねいたします。

〔遠藤洋路教育長　登壇〕

○遠藤洋路教育長　本市の長期欠席者の実態把握において、病気や経済的理由、新型コロナウイルスの感染回避による者を除く、いわゆる不登校とされる児童・生徒数は、令和元年度1,366人、直近では、令和４年度2,760人であり、約1,400人増加しており

ます。その要因としては、無気力・不安が最も多く、続いて、生活リズムの乱れや親子の関わり方、友人関係をめぐるもの、学業の不振等となっております。

〔２３番　北川哉議員　登壇〕

○北川哉議員　まずは教育長が元気に答弁している姿に、本当によかったと思っております。過去の質問では、何かと教育長にあらがう形の質問が多かったので、私に要因があるとは思っていませんでしたが、心配でした。これも熊本市への愛、こどもたちの教育に対する愛と思い、今日も多少厳しいことを言うかもしれませんが、余りストレスに感じないように、仕事として仕方ないことだと思っていただければと思います。

令和４年度の不登校とされる児童・生徒の数が2,760人、令和元年度から約1,400人の増加、その要因が無気力・不安、生活リズムの乱れ、親子の関わり方、友人関係、学業の不振、その中でも多くが無気力・不安であることに危機感を覚えます。昨日、テレビで報道もあっておりましたとおり、この要因に関して詳しく調査していく必要が私自身もあると思っております。

親子の関わり方という要因については、学校に起因した要因ではないので、教育委員会としては言いにくいことではあったと思いますが、率直に答弁していただいたことに感謝いたします。私も学校教育に保護者として関わって長くなりますが、親子の関わり方が起因として学校へ行けないこどもたちを多く見てきました。一生懸命に学校へ通うことを勧める保護者に対して、どうしても足が向かないこどもたちの苦悩、そして、保護者の苦悩は大変つらいものがありました。

不登校の状況についてお答えいただきましたので、次に、不登校対策と対策を実施したその後、義務教育を修了した後についてをお尋ねいたします。

熊本市教育委員会が実施している不登校対策は多様的であり、よく考えられていると私自身は評価しています。そして、毎年改善を重ね、こどもたちのためを思い、対策を講じていると思っています。多くの不登校となってしまったこどもたちがこの対策により小学校、中学校の課程を経て、その後の進路へ進んでいる現状も多くの保護者の方から聞いております。

私は今後の日本の教育は、今までの学校教育法第１条に掲げられている教育施設、第１条学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とするとされている通称一条校といわれる学校へ通うことを前提とした考え方ではなく、多様な学びを認めていく方向に進むと思っております。そうでなければ、これからの全世界的考え方で人口減少へ進む日本を維持していくことが困難な時代になるのではないかと思っています。私は一条校へ通うことが当たり前であった時代に育った人間ですので、この考え方を持つことに抵抗があった時期もありました。しかしながら、近年の不登校の状況を見たときには、時代に対して変化をしなければという考え方を持つようになりました。

そこでお尋ねいたします。

不登校対策の現状と今から取り組む内容について教えてください。また、不登校対

策とその後、例えば高等学校等へ進学ができた割合や高校進学後の状況、卒業できたのか、もしくは転校や中退となった割合を分かる範囲でいいので教えていただきたいと思います。

そして、日本の教育について、先ほど述べた一条校へ通うことが当たり前の現状が今後どのように変化していくのかを教育長の私見でもいいので、お聞かせいただきたいと思います。

以上について、教育長にお尋ねいたします。

〔遠藤洋路教育長　登壇〕

○遠藤洋路教育長　北川議員には温かいお言葉をいただき、誠にありがとうございます。再び元気にこの場に立てますこと、大変うれしく思っています。たくさんの議員の皆様からも励ましのお言葉をいただきました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございます。

さて、不登校対策についてですが、不登校を含む長期欠席児童・生徒への支援については、学校内の支援として不登校対策サポーターや心のサポート相談員の配置、学校外の支援として、教育支援センターにおける通所児童・生徒の受入れ、教育ＩＣＴを活用したオンライン配信、大学生を学校や家庭に派遣するユア・フレンド事業などに取り組んでおります。

また、フリースクール等の学校外の施設に通う児童・生徒の指導要録上の出席扱いについてガイドラインを作成し、必要に応じ各学校に対して助言等を行っております。

今年度は、スクールソーシャルワーカーや不登校対策サポーターを増員し、校内支援体制の充実を図るほか、フリースクール等民間団体との連携会議の開催を予定しております。

令和４年度本市の中学校卒業者全体の約99％が高等学校や高等専門学校、専修学校、各種学校等に進学しており、不登校の生徒の大半も高等学校等へ進学している状況であるといえます。進学後の状況の把握については、不登校支援を受けていた生徒も含めて今後検討してまいります。

一条校以外の学びの選択肢は、価値観の多様化や技術の進歩とともに増えております。学校を魅力的なものにするとともに、学校へ来ていない児童・生徒も取り残されることがないよう、どこともつながらない生徒をなくしていく取組を行ってまいります。

〔２３番　北川哉議員　登壇〕

○北川哉議員　私は先ほども述べましたが、本市の対策について評価をしています。ですので、それを今後さらにこどもたちが教育を受けることができるように、その先までも考えていく必要性をお願いした次第です。やはり中学校卒業、そして、高等教育へ進学し社会に出ていくその基礎といいますか、育つための土壌をつくっていくのが本市の責務と思います。そのためには、学校へ通うことが難しくなった場合に、多くの選択肢を持ってもらい、そして、少しずつでも社会へ踏み出す一歩をつくっていく

ことが大事で、社会への一歩と考えたときには、中学校卒業後を調査して、多様な教育を考えていかなければいけないと思います。よろしくお願いいたします。

一条校へ通うことが当たり前という現状についての今後については、公立学校を統括、担っている、懸命に今の学校を魅力的にしていこうとしている教育委員会の方たちがいる中で、教育長にお答えいただくことは大変厳しいことと思いましたが、教育長の教育論を語っていただく機会としてはここしかないと思い、質問しました。今後誰にも言いませんので、教育長のお考えをいつかお聞かせください。

今後ともこどもたちが活躍できる社会への一歩を全てのこどもたちが踏み出すために、教育を進めていただくことをお願いして、次の質問に移ります。

続きまして、市街化調整区域等の課題について質問いたします。

ＴＳＭＣの熊本県への進出に伴い、工場建設や住宅建設に伴う都市開発が近隣市町では進んでいます。菊陽町や合志市では市街化調整区域が多く都市開発がしにくいところがありますが、行政主導で地区計画による工場用地や住宅用地等の確保をどんどん行っています。

そこでまず、市街化調整区域等の制度設定についてお尋ねいたします。

熊本市の市街化区域と市街化調整区域を区分する、いわゆる線引き制度の導入について、変遷を教えていただきたいと思います。

熊本市以外で線引き制度となっている近隣市町はどこか、また、平成12年の法改正により線引きは選択制となっていたと思うが、熊本市は線引き制度を廃止できないのか、また、これを市街化区域、市街化調整区域の区域を変更しようとした場合の手続に関して教えていただきたいと思います。

都市建設局長にお尋ねいたします。

〔秋山義典都市建設局長　登壇〕

○秋山義典都市建設局長　市街化区域と市街化調整区域の区分、いわゆる線引き制度は、都市周辺部における市街地の無秩序な拡大を防止し、良好な生活環境の確保や公共投資の効率化、農林漁業との調和を図ることなどを目的とした制度でございます。本制度は、昭和43年の都市計画法制定と同時に設けられておりまして、本市においては、昭和46年に初めて定められた後、おおむね10年に一度、過去５回の定期見直しを経て現在の区域となっております。

現在県内には17の都市計画区域があり、そのうち線引き制度は本市並びに合志市、菊陽町、益城町、嘉島町からなる熊本都市計画区域において定められております。線引き制度は、平成12年の都市計画法の改正によりまして選択制となりましたが、三大都市圏の既成市街地等や政令指定都市を含む都市計画区域につきましては、引き続き線引きを行うことと規定されております。

また、市街化区域と市街化調整区域の区域を変更する場合、同法に基づきまして、住民等の意見聴取や関係機関との協議等のほか、都市計画審議会の議を経ることとされております。

〔２３番　北川哉議員　登壇〕

○北川哉議員　今回の質問は、なぜ所有する土地が制限されなければならないのかという疑問に対して、まずは制度について確認し、その後の議論をしていかなければいけないと思い、質問しました。

熊本都市計画区域以外では線引き制度はなく、開発が進められているのに熊本市は制限が厳し過ぎるとの御意見を市民の方からいただき、お話を聞いたところでの確認でした。お答えいただいた点を鑑み、次の質問をいたします。

線引き制度は、市街地の無秩序な拡大を防止することなどを目的とした制度であり、平成12年の法改正により線引き制度は選択制となったが、三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯等、指定都市の区域の全部または一部を含む都市計画区域は、いまだに開発圧力が強いことから、引き続き義務づけがされているところです。

そこでお尋ねいたします。

近年のＴＳＭＣ進出による都市開発の必要性を熊本市として考えた場合に、線引きの変更、市街化区域を広げる必要もあると思われますが、令和７年の見直しにおけるお考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、線引きを変更しなくても、菊陽町や合志市のように行政主導で地区計画を行うことも可能と思われるが、その点についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、地区計画も難しい場合に、熊本市は集落内開発制度があります。私は集落内開発制度の基準が厳しいと思っています。生活に必要な店舗であれば許可は出るが、事務所という形態は許可は出ないなど、集落内開発制度の中ではほとんどのものが建てられない状況にあると思っています。熊本市の北区、西区、南区の多くが市街化調整区域区であり、集落内開発制度上の区域になっていても何も建てられない状況に憂いています。

ＴＳＭＣ進出に沸く熊本県であっても、西区、南区は取り残されています。そこで集落内開発制度の基準の緩和を御検討いただけないでしょうか。また、基準緩和へ向けての検討会の設置等はできないものでしょうか。都市計画審議会がありますが、その場への検討議題を上げることはできないでしょうか。

以上、都市建設局長にお尋ねいたします。

〔秋山義典都市建設局長　登壇〕

○秋山義典都市建設局長　議員御指摘のとおり、ＴＳＭＣ進出を契機といたしまして、熊本都市圏において新たな都市開発の需要が生じていることは認識しております。昨年度産業進出などの社会情勢の変化を踏まえ、有識者で構成する土地利用方針検討委員会におきまして、令和７年度の都市マスタープラン並びに各種都市計画の見直しに向けた今後の土地利用の方針が取りまとめられたところでございます。

その中では、今後の人口減少や空き地、空き家の発生等を踏まえ、市街地は原則として拡大せず、課題に適応可能な市街化区域の規模とすることで日常生活サービス機

能や公共交通等を確保し、都市活力の維持を図ることとされております。

また、市街化調整区域におきましては、地区計画制度等により自然環境等との共存を図りながら、地域コミュニティや生活利便性の維持並びに新たな産業用地を広域交通の利便性が高いエリアに計画的に誘導することが位置づけられたところでございます。

また、集落内開発制度につきましては、市街化調整区域の性格を踏まえ、地域コミュニティの維持という目的に即した制度運用を図ることとされております。

今後これらの方針に基づきまして、議員御指摘の地区計画や集落内開発制度について、都市計画審議会の専門部会での議論を踏まえ、具体の検討を行ってまいります。

〔２３番　北川哉議員　登壇〕

○北川哉議員　熊本都市圏における新たな都市開発の需要が生じていることを認識されているとのことでありましたが、私自身は少し遅きに失した感が否めません。令和７年度の都市マスタープラン並びに各種都市計画見直しに向けても、市街地は原則として拡大せずとの答弁であり、私たち市街化調整区域が多い地域に住む者たちにとっては、厳しい答弁でした。集落内開発制度に関しましても、答弁では地域コミュニティの維持という言葉で、現状維持ともとれる答弁と受け止めました。

地域コミュニティを維持するためには、居住人口及び就業人口、ついては、昼間人口といわれる昼間に働きにくる事務所等の会社も必要であり、それを認める基準緩和が必要と思っております。かすかな希望としては、新たな地区計画制度の検討を行っているとのお答えですが、それがどこまで実効性のあるものになるかは不透明です。

政令指定都市としての責務は必要ですが、地域間格差のない都市でなければと思っております。その点を考慮して、今後の地区計画や集落内開発制度について本気で具体的に議論、検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

私が用意した質問は以上です。質問をするに当たって御支援いただいた先輩議員、同僚議員の皆様、そして、丁寧にサポートいただきました議会局の皆様に心より感謝を申し上げます。傍聴してくださった皆様、そして、インターネットにて御視聴いただいた皆様にも重ねてお礼を申し上げます。

今後も皆様からの御指導や叱咤激励を力に変え、熊本市議会議員としての責務を果たしてまいります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○寺本義勝議長　この際、議事の都合により休憩いたします。

午前11時10分に再開いたします。

午前１０時５５分　休憩

午前１１時０９分　再開

○寺本義勝議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

○寺本義勝議長　一般質問を続行いたします。

田上辰也議員の発言を許します。田上辰也議員。

〔３３番　田上辰也議員　登壇　拍手〕

○田上辰也議員　皆さん、おはようございます。市民連合の田上辰也でございます。質問項目が多くありますので、簡潔に行いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

早速ですが、通告１番目の地方自治法改正案について、市長にお尋ねいたします。

衆議院では、５月30日に地方自治法改正案が可決されました。改正の柱は、個別法の規定がなくても国が自治体に指示ができる特例の新設です。この法案は、1993年の地方分権推進の一括決議に始まるこの30年の地方自治に関する議論を全て葬り去る可能性の高い大改悪です。地方分権、地方の自立に水を差すものであると言わざるを得ません。

新型コロナ禍で国からの自治体への指示がうまくできなかったことが今回の改正の主な理由のようです。しかし、そんな事実はあったのでしょうか。逆に法の規定もないのに学校を休校させたり、ＰＣＲ検査にブレーキをかけたり、エアロゾル感染を長く認めなかったり等々、国から自治体への根拠もない無理な指示が多かったのではないでしょうか。

そこで、これまでの地方自治の流れを見てみますと、1993年の衆参両議院の地方分権の推進に関する決議に始まり、2000年には地方分権一括法の施行で、中央集権的な行政の在り方を見直し、国から地方へ権限や財源の移譲を進め、地方自治体に権限を委譲し、中央集権的な行政から地方自治を強化することとされています。国が自治体を指揮監督する機関委任事務が廃止され、自治体の事務は自治事務と国が自治体に委ねる法定受託事務に区分されました。国と自治体の関係は上下・主従から対等・協力になりました。道州制導入の議論も活発に行われるようになりました。道州制担当大臣も設置され、2006年九州市長会では、「九州府」構想～10年をめどに道州制実現をめざす～報告書が作成されました。

（「まぼろしだった」と呼ぶ者あり）

○田上辰也議員　そうです。本当に実現してほしかったものです。

このような地方自治推進の流れがありました。しかし、今回の改正案は、自治事務と法定受託事務の区別もなしに指示権を広げるとともに、国と自治体の対等・協力関係を上下・主従の関係へと転換させることにもなりかねません。国と自治体の対等・協力の関係が揺らぎ始め、歴史の歯車が逆回転を始めたのではないかとさえ感じられます。

改正案での指示は、国民の生命等の保護に必要な場合に閣議決定を経て行うとしていますが、指示が必要な場合が何か大変不明確で、乱用のおそれがあります。特に最近は、戦闘機の輸出のような重要事項も国会が関与せずに閣議だけで決められていることを思うと、内閣が好き放題に判断できる閣議決定は歯止めにはなりません。

さて、大西市長は、九州大学大学院法学府博士後期課程で単位修得しておられ、九州市長会会長と全国市長会副会長を務めておられます。まさに地方自治の理論と実務のリーダーでもあります。今回の地方自治法改正案をどのように受け止めておられますか、忌憚のない御意見をお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　このたびの地方自治法の改正案は、国において、新型コロナウイルス感染症対応において生じた様々な事態に迅速に対応できなかった反省を踏まえ、地方制度調査会における議論、答申を経た上で国会に提出され、現在審議が行われているものと認識しております。

大規模な災害や感染症の蔓延等に際して、今後も起こり得る想定外の事態への対応に万全を期すため、補充的な指示権の創設を含めた法整備を進めることについて、その必要性は理解するところでございますが、一方、指定都市市長会としても要請いたしましたが、実際に国が指示を行う際は、地方自治体の自主性、自立性を尊重する観点から、極めて限定的かつ厳格な制度となるよう慎重に運用されるべきと考えております。

衆議院において事後の国会報告を求める修正案が可決され、また、地方自治体の自主性、自立性を尊重する方向での附帯決議がなされたことは、丁寧な審議が行われていることのあらわれと考えております。引き続き、国会での議論を注視してまいりたいと考えております。

〔３３番　田上辰也議員　登壇〕

○田上辰也議員　地方自治法改正案は現場の気概や意欲を奪って自治体を指示待ち体質にしかねないと危惧します。附帯決議では、指示権行使に当たっては自治体との事前協議など、状況に応じて十分に必要に調整を行うことなどを国に求める内容となっていますが、時には無視されることもある附帯決議にどれだけの効力があるのか疑問に感じます。参議院で熟議に期待したいと思います。

続きまして、通告２番目の行政区割りの工事入札制限について、市長にお尋ねいたします。

「会社のすぐ前に工事の現場があるのに、隣の区だからという理由で入札に参加できんとです。市のやり方はおかしか。上下水道局ではそぎゃんこつはなかんですよ」という業者さんがいると、ある人から「何とかならんとですか」と相談がありました。

舗装補修工事で単価契約で水防業務も含むそうです。緊急に現場に行かなければならないこともあり、行政区割りにしているようです。緊急性があるなら距離制限で済むのに、行政区割りにしてしまっては発注件数と業者数のアンバランスが発生します。落札率の高止まりが見られているようです。落札率では上下水道局は80％台であるのに対し、区割りにしている市長部局は90％台で、時には100％のこともあったようです。予定価格と落札金額が同じということです。競争原理が働いていないことを示し

ています。公正な競争が働いていれば工事費も適正な金額となり、年間の予算内でさらに何本も追加工事をすることができるようにもなります。

ところで、地方自治法の第２条には、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと書いてあります。公務員は研修で習っています。しかし、現場に行くと、その意識も薄れてきてしまうようです。

市長のお考えをお尋ねいたします。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　現在、各区土木センターにおける道路の補修等の維持管理業務に関しましては、豪雨や台風等の自然災害等に伴い、緊急的な対応が必要となる業務を対象に入札参加資格要件を付しております。これにつきましては、過去に遠方の業者が受注し、災害対応に遅れが生じた経験から、迅速に現場に到着できること等を目的に、各区土木センター管内に本店を有することを要件としてきたところでございます。

しかしながら、近年、各区の業者数の違いなどにより入札の不調や落札率の高止まりなどが一部発生しておりますことから、本店所在地の隣接区も入札の対象とするなど、業務に求められる地域性や緊急対応力と併せて競争性の確保などを総合的に勘案し、より適切な参加資格要件を検討してまいりたいと考えております。

〔３３番　田上辰也議員　登壇〕

○田上辰也議員　市長、ありがとうございました。

より適切な参加資格要件の検討に入るとの前向きな答弁でありました。政策を変更したときは、その変更は正しかったか、ＰＤＣＡのサイクルに従い見直しが必要だと思ったところです。よろしくお願いいたします。

通告３番目の高齢者への終活支援について、健康福祉局長にお尋ねいたします。

間近に迫る2025年問題を御存じでしょうか。来年のことです。2025年問題とは、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、医療や介護などの社会保障費の増大が懸念される問題です。2025年には団塊の世代が約2,200万人を超えると予想されており、国民の４人に１人が75歳以上という超高齢社会に突入します。団塊の世代の人たちが平均寿命を迎える年は、いわゆる多死社会の到来ということができるかもしれません。

私は2012年平成24年第４回定例会において４点の質問をしております。火葬場の適正配置と共同運営について、墓地の供給と管理について、高齢者相談窓口の設置について、最後の住まいの供給についてでございます。

火葬場については、多くの議員の皆様が本議会で質問させておられ、火葬の炉数については確保される見通しとなっています。一方、適正配置と相互利用については、連携中枢都市圏での協議は何年もたつのに全く進んでいないようです。

そこで、健康福祉局長にお尋ねいたします。

１点目、市民が市外で火葬するときには相当な割増し料金を負担しておられます。連携中枢都市圏の市外の火葬場がもっと利用しやすくなれば、圏域内では火葬場の運

営が安定することになると思います。市外の住民だからという理由だけで割増し徴収されている使用料については、居住地の自治体が補助するという形にはできませんか。

２点目、葬儀を行う扶養義務者がいない場合、いわゆる身寄りのない遺体の火葬等の措置は自治体で行われていますが、多死社会の到来でその件数は増えてきてはいませんか。

３点目、事前に死後の措置を本人が決めて知らせておくことで、自治体の負担は少なくなります。葬儀に限らず、死後のことに不安を抱えている高齢者は多いと思います。幅広い相談窓口を用意されてはいかがでしょうか。よろしくお願いします。

〔林将孝健康福祉局長　登壇〕

○林将孝健康福祉局長　３点のお尋ねに順次お答えいたします。

まず、１点目の火葬場に関するお尋ねについてですが、本市を含め熊本連携中枢都市圏の圏域内の火葬場使用料は、火葬にかかる燃料代や維持管理経費、建物の減価償却費等の原価計算を基に管内及び管外の使用料を設定し、利用者の居住地に応じて当該使用料をそれぞれ徴収いたしております。

人口減少、少子高齢化が加速していく中、将来的な火葬場運営の安定化を図っていくことは重要であると考えており、議員御提案の火葬場の管外使用料の補助につきましては、圏域内における相互利用や負担軽減策の１つとして引き続き研究してまいります。

次に、葬儀を行う扶養義務者がいない場合の御遺体の取扱いについてですが、本市では、葬儀を行う扶養義務者がおらず、かつ扶養義務者以外の方から葬祭執行人として生活保護法に基づく申請があった場合、葬祭扶助を適用し、当該葬祭執行人へ葬儀に係る費用を支給いたしております。

また、葬祭執行人がいない場合は、墓地・埋葬等に関する法律や行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき、本市が直接葬儀を行っているところです。

これらの件数の推移につきましては、令和２年度が107件、令和３年度が151件、令和４年度が167件であり、近年増加傾向にあるものと認識しております。

最後に、高齢者のための幅広い相談窓口の設置に関するお尋ねについてですが、人生の終わりに向けて準備を行う活動、いわゆる終活は、人生の最後においても自分自身の意思が反映され、自分らしい人生を実現するための重要なものであると考えております。このようなことから、本市では介護予防の取組や介護保険制度を紹介する冊子「くまもと介護知得（しっとく）情報」の中に終活の具体的内容を盛り込み、啓発を行うこととしております。

また、高齢者が人生の最終段階にどのように医療やケアを受けたいのか、あらかじめ書き留めて話し合うためのメッセージノートを作成し、区役所や高齢者支援センターささえりあなどで配布しております。

さらに、高齢者支援センターささえりあにおいては、専門機関と連携しながら相談できる体制を整備しているところでございます。

議員御提案の幅広い相談窓口の設置につきましては、終活支援の範囲が見守りや買物支援などの日常生活支援、入院の際の連帯保証などの身元保証等支援、葬儀などの死後事務支援と多岐にわたることから、まずは国や他都市の動向を踏まえながら本市の体制について検討してまいります。

〔３３番　田上辰也議員　登壇〕

○田上辰也議員　市民の住まいの近くにある市外の火葬場を利用してもらうと、本市の火葬場運営の負担は少なくなります。そして、市内ではあっても遠い場所の火葬場を利用しないで済むことから市民も助かります。本市も助かる、市民も助かる、ウィンウィンの関係ともなりますので、ぜひ市外の火葬場の割増し料金補助については前向きに御検討をお願いいたします。

終活支援については、既に多くの都市で実施されております。国も新たな制度を検討されています。本市も遅れることのないよう、相当の準備をお願いいたします。

続きまして、通告４番目のマンション管理組合への支援について、都市建設局長にお尋ねいたします。

高齢化が進むのは人間ばかりではありません。私たちの住む地域社会も高齢化が進んでいます。空き家も多く見受けられるようになり、建物や庭木の手入れもされていないお家もあります。周辺住民に迷惑をかけている事例も多くなりました。戸建て住宅は行政の空き家対策も進んでいるようです。一方、集合住宅のマンションも建物の老朽化と入居者の高齢化が進んでおり、管理組合の運営も困難な状況があると聞いております。このことに本市はどのような対策をとっておられますか。今後考えられる課題は何でしょうか。都市建設局長にお尋ねしたいと思います。

〔秋山義典都市建設局長　登壇〕

○秋山義典都市建設局長　本市における分譲マンションは高度成長期に建設が始まり、令和６年４月時点で817棟、約３万7,000戸あり、743の管理組合が組織されております。分譲マンションにおける良好な住環境の確保には、入居者等の所有者で構成される管理組合の円滑な運営が重要でありますことから、平成20年より熊本県マンション管理士会等と連携し、管理等に関する相談会や管理士派遣等を実施し、適正管理意識の向上や管理規約の整備支援等に取り組んでまいりました。

さらに、令和４年４月には、管理規約だけでなく長期修繕計画やそれに係る資金計画等、分譲マンションの管理計画全般につきまして、国の基準に基づき認定する制度を開始するなど、管理水準の底上げを図っているところでございます。

本市における分譲マンションは、今後10年間で約43％が築40年以上となりますことから、建物の老朽化と入居者の高齢化による管理不全状態の増加が懸念されております。

そこで、本年度より743全ての管理組合を対象に長期修繕計画の有無や定期的な総会の開催状況等を把握する調査を行っておりまして。さらにこのうち築年数が40年以上等の要件に該当する約140の管理組合に対しましては、専門家を現地に派遣し、さ

らに詳細に管理運営状態の調査を行っているところでございます。

今後、これらの調査結果を基に必要な支援を検討し、管理組合の自主自立による適正なマンション管理を推進してまいりたいと考えております。

〔３３番　田上辰也議員　登壇〕

○田上辰也議員　本市の分譲マンションについては、管理運営の状況は行政として十分に把握され、支援に取り組んでおられるようで、安心しました。

ところで、人、高齢者に対しましては介護保険法で要支援、要介護とランクがあり、適切な支援が行われています。今後は分譲マンションにおいても介護保険法の要支援、要介護のようにランクづけを行い、効果的な支援をお願いいたします。

続きまして、通告５番目の水源涵養林整備事業について、市長にお尋ねいたします。

阿蘇の野焼きはなぜ行われるか、皆さん御存じだと思います。野焼きをしないと牧草地は森林に変遷していくからです。私は水保全課の職員であったとき、涵養林係の検査に同行したことがあります。大津町真木の広々とした外輪山山麓でした。その一角にうっそうと茂った見事な森林を見ることができました。「あれは何ですか。この植林地もあのようになるといいですね」と担当職員に尋ねましたが、「県有林です。山火事のあった後、そのまま何もしてなかったからあぎゃんなったとです」との返答が返ってきました。「ここもわざわざ植林や下草刈りなどしなくても、あんなになるなら何もしない方がいいんじゃなかですか」と言いましたら、「昔からしよるけんしよるとです」との返事でした。はて、何のために植林をしているのだろうかと首をかしげたところでした。

そのうち、地下水流動の研究に取り組んでおられ、熊本の地下水について講演をお願いすることが多い熊本大学名誉教授の嶋田純先生とお付き合いすることになりました。嶋田先生は、草地と林地では草地の方が水源涵養効果が高いと論文を出されておられます。熊本の水源涵養域となっている阿蘇山地帯は、植林して林地とするより草地であるほうが水源涵養効果としては高いのです。また、本市は人、物、金を投入して植林し、林地を拡大する事業を行っていますが、阿蘇の自然の植生は森林へと変遷するものですから、大自然からすれば、「どうせ森になるのになんばしよっとだろうか」というようなものです。

一方、本市は、1953年昭和28年、私が生まれた翌年です。６・26水害のように、白川の洪水被害を受けており、そのときの流量を基準として基本高水流量が設定され、治水対策が進められています。６・26水害が発生する前の戦中戦後に、山間部は森林を乱伐していたこともあり、森林の保水力は極端に低下しており、降った雨は通常の森林に比べ土壌に浸透せず、地表を流下して河川に注ぐ形となった。その上、同年４月27日に噴火を起こした阿蘇山は、降灰量516万トンにも及ぶ大量の火山灰が堆積し、それが豪雨によって雨水とともに地表を流れ、土石流となったことが６・26水害を引き起こした大きな原因といわれています。

ところで、森林は緑のダムと呼ばれています。降雨を保水し土砂の流出防止を果た

しています。白川流域面積の約80％が阿蘇のカルデラ内にあり、洪水防止の保安林としての役割は高いのです。白川の流水は大津、菊陽の白川中流域の水田地帯では、地下水涵養の水源となっています。地下水涵養域はカルデラの外側の外輪山斜面にも大きく広がっており、白川の河川流域と地下水の涵養域は異なっていることを御理解いただきたいと思います。

本市は、森の都推進部を創設し、ミドリ政策の一元化を進めております。水保全課の所管となっている涵養林事業は、治水保安林事業として都市建設局の治水事業の一環に位置づけし、一方、地下水の涵養域においては環境局が水田などでの人工涵養に注力してはどうかと考えます。市長のお考えをお尋ねいたします。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　本市の地下水保全対策としては、森林を活用した水源涵養林の整備や農地を活用した水田湛水に取り組んでまいりました。そのような中、近年の半導体関連産業等の進出によりまして、地下水採取量の増加が見込まれており、新たな地下水涵養対策として涵養機能が大きいとの研究報告がある草原の活用について、現在課題の整理を行っております。

次に、森林には治水機能をはじめ地球温暖化防止など、様々な機能があることは承知しておりますが、本市では、水源涵養機能及び水質浄化機能に着目し、平成元年度から県や関係市町村と連携し、水源涵養林整備を開始し、その面積拡大を図ってまいりました。

議員御提案の政策の一元化につきましては、今後業務の効率化の観点から検討いたしますとともに、新たな人工涵養の手法も研究いたしまして、世界に誇る清冽で豊富な地下水を後世に確実につなげるため、保全に全力で取り組んでまいります。

〔３３番　田上辰也議員　登壇〕

○田上辰也議員　市長、丁寧な答弁ありがとうございました。

業務の効率化の観点は常に持ち続けなければならない重要なことだと思います。そのためにも合理的根拠（エビデンス）に基づく事業実施、ＥＢＰＭが求められます。ぜひ政策の一元化の検討を進めていただきたいと思います。

ところで、加藤清正公が白川に流れる水を水田の用水に利用することを始められた頃から、熊本の地下水は増えたといわれております。ちょうどその頃、白木、江津あたりで湧水がどんどん増えてあふれ出し、そのために江津塘の堤防がつくられたと聞いております。

このように白川中流域の水田地帯と私たち熊本平野の地下水というのは密接な関係がございますし、人の行う行為、人為によって私たちの生活環境は形づくられております。いわゆる地下水の人工涵養については、これまでの歴史を受け継ぎ、地下水の保全と涵養をさらに推進していただきたいと強く思います。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、通告６番目の路面標示の維持管理について、都市建設局長にお尋ねい

たします。

市民の方から、路面標示が薄くなって見えにくいところがあり、夜の雨の日はどこが中央線か分からず、対向車にぶつかりそうになりながら、この辺が中央線だろうなと想像しながら運転して、怖い経験をしております。とても危険な思いをしておりますという話がありました。それから、横断歩道の線もかすれて、ドライバーがここは横断歩道と知らずにえらいスピードで通るので、大変怖い目にあってしゃがみこんでしまったという声も聞きます。「薄くなったところは早めに補修しないと人命に関わることになりますよ」と、その人から注意を受けたことが最近ありました。

そこでお尋ねいたします。

１点目、路面標示の施工はどこで行っていますか。所管が異なっていても情報を一元的に管理して、定期的に工事を一括発注することはできませんか。

２点目、路面標示はすぐに薄くなってしまうような印象があります。塗料の品質向上はされておられますか。

３点目、道路の定期点検をＡＩカメラで行い、収集したデータは自動的に補修時期と場所を一覧表にして、１点目の質問のように各所管が共同管理、一括発注とかできると大変効率的と考えられますが、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

〔秋山義典都市建設局長　登壇〕

○秋山義典都市建設局長　道路の路面標示のうち、車両の通行部分を示す中央線や外側線などは道路管理者である本市、横断歩道や停止線などの交通規制を伴うものは警察を通じて公安委員会がそれぞれ補修を実施しておりまして、それぞれを同一時期に補修できるよう、互いに情報共有を行っております。

路面標示の塗料につきましては、耐久性の比較検討を行うことで採用する材料の品質向上を図るなど、維持管理方法の改善に努めてまいります。

また、道路の点検につきましては、ＩＣＴ等の新技術を活用し、地域課題解決を図るために設立されましたスマートシティくまもと推進官民連携プラットフォームにおきまして、ドライブレコーダー等のデータを活用した路面標示の状況把握の可能性について研究を進めてまいります。

なお、議員御提案の一括発注等につきましては、対応基準の違いや責任の所在のほか、契約上の課題等があり、現時点で見通しをお示しすることは難しいところではございますが、さらなる効率化に向け、関係機関と意見交換を行ってまいりたいと考えております。

〔３３番　田上辰也議員　登壇〕

○田上辰也議員　路面の現状把握とその程度のランクづけは、技術革新のこの世の中です、情報収集に努めていただきたいと思います。このデータに基づく路面標示の施工は、所管が違っても方法は同じですので、ぜひ関係機関の調整を進めていただきますようお願いします。

引き続き、通告７番目の加勢川（江津塘・木部塘）の親水空間について、都市建設

局長にお尋ねいたします。

加勢川ちゃりんぽ道と名づけて質問してきました。西区、南区、そして東区、さらには秋津川を通って益城町まで続くちゃりんぽ道が出来ると大変便利になり、交通事故も減少すると発言していましたが、ちゃりんぽ道と名づけていては交通問題と受け取られて、よい答弁は頂けません。

加勢川の治水は国交省が担当して、ほとんど整備は完了しています。そこで、河川沿いの快適環境を創造するため、歩行者も自転車も利用しやすい空間の活用という観点から、国交省と協議されてはどうでしょうか。都市建設局長、よろしくお願いいたします。

〔秋山義典都市建設局長　登壇〕

○秋山義典都市建設局長　議員御提案の加勢川における歩行者も自転車も利用しやすい空間整備につきましては、現状、計画への位置づけ等がない状況ではございますが、地域の意見として河川管理者である国に伝えてまいりたいと考えております。

〔３３番　田上辰也議員　登壇〕

○田上辰也議員　歩行者も自転車も利用しやすい空間の整備は、地域の意見として河川管理者に伝えていただけるとのことです。大変ありがとうございます。ぜひ熱意を持って伝えていただきますようお願いします。

通告８番目以降は、先ほどの北川議員のように、教育長に愛を込めて４点の質問をしたいと思います。

８番目の質問です。学校間の交流についてですが、昨年９月から10月にかけ、フランス・エクサンプロヴァンス市とドイツ・ハイデルベルク市をそれぞれ交流都市締結10周年、そして30周年の記念事業に訪問させていただきました。記念事業と併せて本市も参考になる取組をたくさん拝見いたしました。

エクサンプロヴァンス市では、近隣の小学校が共同で音楽活動などを行っているのを拝見させていただき、演奏も聞かせていただきました。これは小学校が交流することで地域の融和も進み、こどもたちが中学校に進むことで既に顔見知りのわけですから、すぐに打ち解け、学校生活が楽しみなものになると思います。本市においても学校間の交流を進めてはどうかと思いますが、教育長はいかがお考えになりますか。よろしくお願いします。

〔遠藤洋路教育長　登壇〕

○遠藤洋路教育長　愛のある御質問をありがとうございます。

学校間の交流は様々な児童・生徒が関わり合うことで多様性への理解が深まり、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育む上で価値があるものと認識しております。本市においては、各学校がこどもの実態や地域の実情に応じて工夫しながら進めているところです。

例えば、小学校と特別支援学校による歌やゲーム等による交流活動、小学校と中学校による運動会や田植え等の農業体験活動、複数の小学校による合同集団宿泊学習や

オンラインを活用した合同授業に取り組んでおります。

また、スポーツや文化・芸術活動に関するイベントにおける交流も積極的に行っております。中学校では、合同チームによる部活動も行われているところです。

今後も幅広い体験を得たり、多様な考えに触れたりできるよう、実際の訪問やＩＣＴの活用による学校間の交流を進めてまいります。

〔３３番　田上辰也議員　登壇〕

○田上辰也議員　教育長、ありがとうございました。

既に小学校から中学校まで幅広く各分野で交流が行われており、さらに今後も推進していくとのこと、よろしくお願いいたします。多様な経験はこどもの発達に多いに役立つことと思います。

引き続いて、通学区域の設定についてお尋ねいたします。

これまで通学区域の在り方について、本会議で繰り返し質問してまいりました。質問の意図を端的に表現するなら、通学区域を大人の都合や思い込みで設定せず、こどもの選択を尊重するべきではないかということです。こどもにはいろいろな選択肢があっていいのではないかと思います。

こどもの住まいだけを基準にするのではなく、親の仕事場に近いところに親と一緒に登校してもいいし、こどもの習い事やスポーツ活動などの近くにある学校に行ってもいいし、おじいちゃんやおばあちゃんなどの家の近くの学校に行ってもいいし、そんなことは許される教育委員会であってもいいのではないかと思っています。

教育長、どうでしょうか、何より教育を受ける当事者であるこどもたちの選択を最大限に配慮した通学区域の設定にされませんでしょうか。よろしくお願いします。

〔遠藤洋路教育長　登壇〕

○遠藤洋路教育長　本市においては、市内に居住する児童・生徒が校区外の学校に就学を希望される場合、指定校変更許可基準に基づき、通学する学校の変更を行っております。例えば、児童が帰宅しても世話をする人がいない世帯の場合では、祖父母などの身元引受人の居住地にある学校への就学を認めるなど、柔軟に対応しているところです。

また、このような従来の制度に加え、通学区域の弾力化の新たな取組として、本年度から小規模特認校制度（ハーモニースクール）の運用を始めております。

議員御提案のこどもたちの選択肢の幅を広げる取組については、こどもたちが通学する学校までの距離の観点も踏まえながら、総合的に検討を進めてまいります。

〔３３番　田上辰也議員　登壇〕

○田上辰也議員　こどもの就学実態に応じた柔軟な対応をしておられるので、安心いたしました。このことをぜひ保護者の皆様に広く周知していただきたいと思います。制度的な検討についても進めていただくようお願いいたします。

引き続き、複数担任制の検討状況についてお尋ねいたします。

これまで複数担任制の導入について質問を行ってきました。担任次第でこどもの人

生に大きな影響を与えるものです。よくも悪くもです。

2022年４月１日から、いわゆるわいせつ教員対策新法と呼ばれる教育職員等による児童・生徒性暴力等の防止等に関する法律が施行されました。それでも最近、教員による児童・生徒へのわいせつ事件の報道が多いように感じます。複数担任制にすれば、教員によるこどもたちへの暴力も予防できるし、教員自身の働き方改革にもつながるものと考えられます。この検討状況を教育長にお尋ねいたします。

〔遠藤洋路教育長　登壇〕

○遠藤洋路教育長　中学校では教科担当制のメリットを生かし、生徒と様々な教員が接しながら職員が情報を共有し見守っているところです。一方、小学校では１人の担任がほとんどの教科を受け持つことが一般的であり、授業の質の向上と教師の負担軽減等を目的に一部教科担任制を導入しております。この取組は年々進んでおり、より多くの目で児童を見守る体制が充実してきております。

今後も複数担任制のメリット、デメリットを引き続き研究し、こども一人一人を尊重した教育の推進及び働き方改革に力を入れてまいります。

〔３３番　田上辰也議員　登壇〕

○田上辰也議員　より多くの大人や担任に触れることで、こどもたちは成長していきます。多様な社会を経験することで豊かな人格も形成されます。本市では、教科担任制を進めておられることで、とても役に立つと考えられます。専科教員の配置は大規模校では進められるでしょうが、小規模校にあっても複数校を担当するようなことで進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

さて、最後の質問です。学校における井戸水の活用についてお尋ねいたします。

私の住んでいる地域は、川のない畑作地帯でした。水は雨に頼るところでした。私が中学校に上がる1960年代後半、米の増産のため、水田に転換されました。畑はブルドーザーで掘り返され、入れた水がしみ込んで減らないよう薬剤をまいて遮水、防水し、水は大きな深いボーリング井戸から供給されました。

しかし、それから間もない、私が高校に上がった頃には減反政策が開始されました。「農業じゃ食っちゃいかれんばい」、周りの大人がみんなそう言うようになり、では、自分は自分なりに自分の人生を切り開いていかなければいけない、その思いが講じて農業後継者の私は農業高校を中退しました。このような時代の転換期でありました。

今は住宅地になりましたが、ボーリング小屋はうちの敷地にありましたので、その地下水を利用して、朝からとってきたトマトを洗ったり、庭木の散水に使ったりしていました。余りにきれいで冷たくおいしいので、これまでの水道はやめてボーリングの井戸水を使用するようになりました。熊本地震の折は、私の選挙事務所用の看板の表に町内給水所と板書した紙を貼りつけて、たくさんの人に利用してもらいました。

ところで、熊本は豊かで清冽な地下水に恵まれています。掘ればほとんどのところで地下水が出てきます。学校はプール用水や花壇、樹木の散水に大量の水を利用しています。上水道を利用し高額な料金も支払われています。そこで、ボーリング井戸を

設置すると、費用の節減と地下水としてのよさを味わえると思います。また、発電機があれば、地域で断水があっても非常時の水源としても使えます。学校にボーリング井戸を設置してはいかがでしょうか。教育長にお尋ねします。

〔遠藤洋路教育長　登壇〕

○遠藤洋路教育長　学校のプールの水質については、文部科学省の学校環境衛生基準で飲料水の基準を満たすよう求められており、本市においては一定の水質が保たれているため、上水道での整備を行っております。また、雨水を花壇への散水、清掃用水等へ活用するため、小中学校に雨水貯留タンクを設置し、節水に努めております。

議員御案内のとおり、井戸水を利用する場合、水道料金の削減は一定程度見込めますが、井戸水利用のための整備費が高額となることから、全体的には費用削減にはつながらないと考えており、現在のところ学校において井戸水を活用する予定はございません。

また、熊本地震の際など、災害時における水の重要性は認識しており、現在本市の小中学校については、災害時の給水に対応できるよう、防災部局や上下水道局と連携して貯水機能付給水管の整備を進めております。

〔３３番　田上辰也議員　登壇〕

○田上辰也議員　私のお付き合いのあったある県議会議員が言っておりました。「役所は反対の理由はダンプいっぱい山になるごて持ってくる。きっと前向きに何かしようとする意識がなか」、それを今思い出しました。

熊本平野の地下水は良質で飲料水の基準を満たしているところが大部分です。そこでまた思い出しました。その県議会議員が言うには、県議会で米粉を開発され、そして、それを利用するようにしてはどうかとある県議会議員が言ったそうです。これに県庁部局の職員は、「そんなことは無理ですばい。研究しても一緒ですばい」みたいな答弁をしたそうです。それが今は何ですか、どこもかしこも米粉で、日本国中進んでおります。やはり少しでも可能性があって前向きに世の中がよくなろうとするのなら、ぜひ取り組んでいくべき価値があるのではないかと思います。一概に否定するのではなく少しでもよい方向へと考えを巡らす、こういう知恵を巡らすことが必要ではないかということは指摘させていただきたいと思います。

元に戻ります。熊本平野の地下水は良質で、飲料水の基準を満たしているところが大部分です。干拓地であった海岸部では、一部飲用に適しない場所も存在しますが、だからといって、せっかくの良質な地下水を全く利用しないというのは不適切だと思います。整備費が高額だとおっしゃいますが、お役所価格にはなっていませんか。民間の市場価格をお調べいただきたいと思います。地下水が自噴している地域も熊本市内には結構あります。まずは試行的、テスト的に取り組んでみられることをお勧めいたします。

以上で私が予定していた質問は終わりました。市長をはじめ執行部の皆様には丁寧な答弁、そして真摯な態度で新たな展望もお示しいただきました。感謝申し上げます。

傍聴に来ていただいた皆様、インターネット中継で御覧になっておられる皆様並びに議場におられる先輩、同僚議員の皆様に心から感謝申し上げまして、質問を終わらせていただきます。御清聴、誠にありがとうございました。（拍手）

○寺本義勝議長　この際、議事の都合により休憩いたします。

午後２時に再開いたします。

午後　０時０９分　休憩

午後　１時５９分　再開

○寺本義勝議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

○寺本義勝議長　一般質問を続行いたします。

井本正広議員の発言を許します。井本正広議員。

〔３６番　井本正広議員　登壇　拍手〕

○井本正広議員　皆さん、こんにちは。公明党熊本市議団の井本正広でございます。本定例会で登壇の機会をいただきましたこと、先輩、同僚議員の皆様に御礼を申し上げます。また、お忙しいところ傍聴においでいただいた皆様、インターネットで視聴していただいている皆様、大変ありがとうございます。

それでは、限られた時間ですので、通告に従い質問に入らせていただきます。市長並びに執行部の皆様、明快なる答弁をよろしくお願い申し上げます。

初めに、少子高齢化、人口減少への対応についてお伺いいたします。

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が2050年までの地域別将来推計人口によると、2050年の人口は2020年に比べ東京都を除く46道府県で減少し、11県では30％以上減少すると公表しました。さらに、市区町村の約２割が2020年の半数未満の人口になります。高齢化と少子化、そして人口減少が同時に進む中、医療、介護、子育て・教育など、必要不可欠な社会保障サービスを確保しつつ、持続可能なまちづくりへ向け、抜本的な対策を講じていかなければなりません。

公明党は、今回の将来推計人口を踏まえ、全国の都道府県、市区町村が少子高齢化、人口減少にどのように対処されようとしているのか、長期ビジョンをめぐる今後の議論に反映させるため、２月から３月にかけてウェブ自治体アンケートを行いました。能登半島地震で被災した石川県は調査の対象外とし、富山県、新潟県については県のみにお願いし、全国46都道府県、1,304市区町村より回答をいただきました。本市にも御協力をいただき、ありがとうございました。

まず、昨年末、社人研が公表した2040年の地域別将来推計人口についての受け止め方について聞きました。市区町村では、「自治体としての存続が可能な水準」が「存続が危うい水準」を上回るものの、「自治体としての存続が非常に危うい水準」と「危うい水準」と答えた自治体が32.5％になりました。「存続がぎりぎり可能」と答

えた自治体も36.3％を占め、先行きが決して楽観できない状況がうかがえます。このことは、これまで進めてきた地方活性化の施策に加えて別の視点からも自治体の活力を引き出す取組が求められていると考えられます。

次に、医療、介護のサービス供給不足の懸念と対策については、医療と介護の長期的な需給見通しに関して、「高齢者人口の増加によって医療施設や医師ら、介護施設や介護士らが不足する」と答えた市区町村が50％以上を占めました。より深刻だと思われるのは、「高齢者人口がピークアウトして減少傾向になっても医療介護の施設や人材が不足する」と答えた市区町村が30％以上もありました。

都道府県においても、「高齢者の人口の増減にかかわらず、医療が不足する」という回答が69.6％、「介護が不足する」という回答は91.3％もありました。人口減少によって地域の活力が失われていく中で、2040年へ向け、必要な医療、介護のサービスをどう確保していくのか、切実な課題であることが浮き彫りになりました。

医療介護など、社会保障の持続可能性を高めるためにどのような施策が必要か、３つ回答をしてもらったところ、「地域住民の健康寿命の延伸」、続いて、「少子高齢化に対応できる安定財源の確保」、「他の市区町村との公益的な連携」となっています。

外国人材の受入れの見通しについては、「今後不足する」と回答した市区町村が全体の63.6％に達する一方で、「今のところ外国人材の必要性は低い」と答えた自治体が26.6％あることから、外国人材の需要にかなり地域差があることがうかがえます。とりわけ自治体としての存続に危機感を持っている市区町村に限定すると、70.7％が「将来的に不足する」と回答しており、存続への危機感とともに外国人材の不足への懸念も抱いていることがうかがえました。

さらに、外国人材を受け入れる上での課題を３つ選んでいただいたところ、「地域住民の理解と協力」が最も多く、続いて、「日本語教育の充実、地域や職場における通訳など、支援スタッフの確保」となっています。地方自治の現場で外国人を受け入れる際には、地域住民の理解と協力に加えて、やはり言葉、コミュニケーションが大きな課題になっていることを示唆しております。

子育て・教育、少子化対策については、今後国として優先的に取り組むべき政策課題を３つ選ぶ設問に対して、市区町村では、「若者の働き方や雇用環境の改善」、続いて、「小中学校の給食費を全国で無償化」、「子ども医療費助成を18歳まで拡大」、「児童手当などの経済的支援の一層の拡充」の順となっています。若者の働き方、雇用環境の改善が最も多かったのは、少子化の改善に不可欠であるとの認識が強くあるということをあらわしています。給食費の無償化や子ども医療費助成拡大といった子育てに係る経済面の助成も強く求められています。

増加している独り暮らしの高齢者について、今後自治体の現場でどのような支援策が求められているかを３つ選んでいただいたところ、「日常の見守り、安否確認」が最も多く、「通いの場や交流の場づくり」、続いて、「移動手段の確保」となってい

ます。日常的な安否確認や交流の場づくりといった基本的な対策が独り暮らしの高齢者の増加に追いつけない状況があるのではないかと推察されます。加えて、移動手段の確保も、通院する高齢者らの増加や運転免許返納などで今後ますます解決が必要な問題になってくると考えます。

そこで、大西市長にお伺いいたします。

本市も少子高齢化、人口減少が進んでいく中、自治体存続への危機感、医療、介護サービス供給不足への懸念と対策、外国人材の受入れ、子育て・教育、少子化対策、独り暮らしの高齢者対策等、どのように認識されているのか、また、今後どのようにしていかれるのか、御所見をお伺いします。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　少子高齢化、人口減少の進行は地域社会の担い手や労働供給の減少、地域経済の縮小をもたらし、地域の魅力や活力が損なわれるとともに、生活サービスの維持が困難になるなど、社会経済に大きな影響を及ぼすものであり、私自身強い危機感を抱いております。

議員お尋ねの医療、介護サービス供給不足への懸念と対策につきましては、これまで以上に両分野において連携を強化することが重要であると認識しておりまして、地域の在宅医療、介護に係る人材育成及びデジタルトランスフォーメーション、いわゆるＤＸの推進による現場の生産性の向上等に取り組んでまいります。

次に、外国人材の受入れにつきましては、今後医療、介護をはじめ様々な分野でそのニーズが高まるものと想定されます。今後とも働く外国人の方々が安心して暮らし、活躍いただくことが本市の持続的発展においても重要であり、文化理解の促進、外国人の日本語能力向上や生活支援等に一層取り組んでまいります。

次に、子育て・教育、少子化対策につきましては、こどもが輝き、若者が希望を抱くまちを目指し、結婚から子育て、教育などのライフステージに応じた支援の充実や雇用機会の創出などに取り組んでまいります。

具体的には、結婚を希望する方へ多くの出会いの機会を提供する結婚支援センターの開設やこどもの年齢に応じた情報発信に活用できる子育て支援アプリの導入のほか、親の就労を前提としないこども誰でも通園制度の試行に取り組みます。

また、将来を担うこどもたちを安心して産み育てることができる環境の整備は、国を挙げて取り組むべき喫緊の課題でありますことから、あらゆる機会を通じて子育て支援施策の拡充や恒久的な財政支援等について国に対して要望を行ってまいります。

次に、独り暮らし高齢者対策につきましては、見守り体制の強化や健康づくり活動、介護予防活動につながる交流機会の創出を図ることで、住み慣れた地域でその人らしく安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムのさらなる推進に取り組んでまいります。

人口減少への対応につきましては、本年４月にスタートした第８次総合計画において本市における最重要課題として位置づけており、議員御案内のアンケート結果も踏

まえ、多方面から施策を着実に推進していくことで、上質な生活都市の実現を目指してまいります。

〔３６番　井本正広議員　登壇〕

○井本正広議員　少子高齢化、人口減少の進行は自治体の存続を脅かすほど社会経済に大きな影響を及ぼすものであり、ほとんどの自治体が強い危機感を持っています。本市も第８次総合計画において人口減少への対応を本市における最重要課題として位置づけ、多方面から施策を着実に推進していくことで上質な生活都市の実現を目指していくとのことであります。市長から時間の都合で各項目について簡潔にお答えいただきました。ありがとうございました。

私たち公明党議員は、国と地方自治体間をつなぐネットワーク政党として、この地域の課題を共有し、国政に届けてまいります。持続可能な未来への多様な課題に対応するために、現在の延長ではなく、抜本的かつ独創的な今後の施策に反映できればと思います。どうかよろしくお願いいたします。

次に、新庁舎整備についてお伺いいたします。特別委員会で活発に議論が進められていますが、本市の重要課題ですので、質問させていただきます。

庁舎整備に関する特別委員会は、令和元年６月に始まり、５年が経過しました。新型コロナの対応で一時中断はしましたが、これまで議論を重ねてまいりました。その間有識者会議を設置し、昨年５月、最終的に建て替えるべきであるとの答申が示され、この答申を踏まえ、市は建て替える方針を示し、市民、職員アンケート、サウンディング型市場調査、本年各区での市民説明会を経て、基本構想案が提示されました。

改めて現庁舎の課題は、２度の耐震性能調査を行い、現行の建築基準法が求める耐震性能を有していないこと、さらに、耐震補強のための大規模改修は実現性が低いこと、ハザードマップ上で想定浸水深が最大６メートルと予想されているが、主要な電気、機械設備等は地下２階に設置されており、上部に移設するための耐震補強工事が実施困難で、防災拠点としての機能を果たすことができないリスクが懸念される状況であること、昭和56年竣工以来、一度の大規模改修も行っておらず、建物全体の老朽化が進み、設備の更新が喫緊の課題であること、中核市、政令市に移行し、国・県からの事務移譲など事務量の増加、それに対応する職員数も増加しており、執務スペースの狭隘化が深刻であり、エレベーター、トイレ、待合スペースが狭く、会議室や作業室などの共用スペースが恒常的不足していること、民間ビル３棟、1.6億円の賃借料が毎年発生している等であります。

本庁舎は、重要な防災拠点施設として様々な業務を担い、被災者支援の要であり、大震災に耐えられる構造を有し、想定される浸水被害、感染症など、多発するあらゆる災害リスクに備え、いかなる時も業務を維持、継続できる庁舎であることが最も肝要であると考えます。その上で、市民の方が利用しやすい庁舎であり、まちづくりの核となる庁舎にしていかなければいけません。また、少子高齢化、人口減少の社会情勢の変化にも柔軟に対応できる機能的で効率的な庁舎を目指し、財政面でもより市の

負担が軽減される合併推進債を活用できるように、建て替え議論を前に進めることに理解はしております。

しかしながら、これまで市が示してきた建て替えに関する情報だけでは、新庁舎が防災拠点として災害時本当に機能するのか、総合的な財政負担が幾らかかるのか、市庁舎建て替えがどのようなまちづくりの起爆剤になるのか、具体的に新庁舎をイメージすることができず、市民の皆さんの不安の声につながっているのではないかと思います。

そこで、市長の見解をお聞きいたします。

１番目、本庁舎及び議会棟の建設候補地については、現庁舎敷地、城東エリア、ＮＴＴ桜町、白川公園の４か所、中央区役所の建設候補地については、４か所プラス花畑町別館跡地、みずほ銀行の６か所が示されております。市民説明会では、多種多様な意見がありましたが、それ以外の選択肢は全くないのでしょうか。

２番目、建設検討対象地の比較検討に必要なデータ収集、分析等を進め、取りまとめた内容については、７月の特別委員会にて提示するとのことですが、合併推進債を活用する場合は、いつまでに建設地を決定しなければならないのか、条件をお示しください。

３番目、建設検討対象地には民間の土地があります。民間の土地を選定した場合、各地権者と売買の可否、売却条件について既に協議中と基本構想にありますが、示されたスケジュールに間に合うのでしょうか。

４番目、設計関連予算の一括発注を行うためにはどのようなことが決まっていなければいけないのでしょうか。

５番目、現庁舎敷地に建て替えた場合の仮設庁舎の場所、費用、期間、現庁舎敷地でない場合の用地取得費、跡地の利活用の方針等はどの時期に示されるのでしょうか。

６番目、市民説明会でも浸水に対する脆弱性に関する意見が多数ありました。市が示している建設対象地は、３メートルから６メートル程度の浸水深で12時間から３日未満の浸水時間ということです。執務室や重要な設備機器を上の階に設置し、浸水したとしても災害対応業務が支障なく継続可能な対応を図るとのことですが、それだけでは支障なく対応できるのか、不安は払拭されておりません。早急に具体的なに示していただきたいと思います。

建設地で対応方法が変わる場合は、それぞれに示していただきたいと思います。

以上６点、大西市長に伺います。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　新庁舎整備に関する御質問について順次お答えいたします。

新庁舎の建設地は、平時及び災害時の役割を踏まえて選定することが重要でありますが、公共交通機関によるアクセスがしやすく、事業所や利便施設、公的機関が集積する中心市街地は、年齢やお住まいの地域にかかわらず、全ての市民にとって利便性が高いエリアであります。現在の建設候補地は、中心市街地において用途地域、特別

史跡などの制約や既存建物の築年数等を勘案し、本庁舎等の建設が可能な一定の広さを有する敷地を探した結果としてお示ししているものでありまして、現時点でこれ以外に検討可能な敷地はないと考えております。

次に、合併推進債の活用は、実施設計を含む契約を本年度末までに締結することが条件でございます。プロポーザル等による事業者選定を想定する場合、審査会等での審議や公告から技術提案書提出までにかかる期間等を踏まえますと、９月議会において設計関連予算を可決いただく必要があることから、今後本定例会中に絞り込んだ候補地案をお示しし、特別委員会等での御審議を経て、８月中には建設地を決定したいと考えております。

次に、民有地に関する協議の進捗でございますが、現在複数の地権者と交渉中のため、具体的な内容はお答えできないものの、地権者にはスケジュールをお示しした上で、売却の可否や条件についての協議に応じていただいておりまして、その結果については、判明次第特別委員会にて御報告したいとかが得ております。

次に、基本計画から実施設計までの一括発注の与条件については、新庁舎の機能や規模、建設地のほか、本庁と区役所を一体整備するか分棟にするかなどを決定する必要があり、８月までにお示ししたいと考えております。

次に、現地建て替えの場合の仮設庁舎の費用等や移転した場合の用地取得費でございますが、現在地権者との調整や様々な分析、検討を行っておりまして、遅くとも７月中旬を目途に概算費用等をお示しできるよう準備を進めてまいります。

また、仮に本庁舎棟が移転した場合の跡地の利活用については、現庁舎が解体された後の時期となりますことから、基本計画の着手から六、七年後となると想定しております。しかしながら、現在議会をはじめ市民の皆様からも跡地利活用への期待の声をいただいておりまして、私としてもそうした御期待に応え、建設地決定後、土地の貸付、または売却に係る要件が地域価値の向上につながるような用途の誘致可能性について、速やかに市場調査等を行い、できるだけ早く具体的な方針等を明らかにしたいと考えております。

最後に、新庁舎の浸水リスク対策については、議員御指摘のとおり、重要な設備を浸水深よりも高いフロアへ設置することで、業務継続が可能になると考えております。また、浸水発生時の本庁舎における災害対応業務は、情報収集・発信や各機関との連絡調整等が中心でありますが、浸水リスクは事前に予測が可能でありまして、職員が浸水前に参集することで対応可能でありますため、今後他都市の事例を参考に、さらなる対策について検討してまいりたいと考えております。

〔３６番　井本正広議員　登壇〕

○井本正広議員　建設候補地については、市民にとって利便性が高い中心市街地において、建設可能な一定の広さを有した敷地は現時点でこれ以外に検討可能な敷地はないとのことでありました。また、御答弁による今後の流れを時系列に整理しますと、６月議会中に４か所の中から本庁舎の候補地案を提示し、仮設庁舎が必要な場合の概算

費用、用地取得が必要な場合の概算費用は遅くとも７月中旬をめどに示す。また、新庁舎の規模、建設地のほか、本庁と区役所を一体整備するか、分棟にするかなどの与条件を８月までに示し、８月中には建設地を決定したい。９月議会には設計関連予算を決定しないと、実施設計を含む契約を３月までに締結することが合併推進債の活用できる条件であるということであります。

これから９月までの４か月間という非常にタイトなスケジュールで、設計関連予算まで決めなければ、合併推進債が活用できないという状況であります。本当に充分な審議ができるのでしょうか、大変心配しております。

また、本庁舎が移転した場合の跡地の利活用については、建設地決定後、できるだけ早く具体的な方針を示したいとのことでありますが、仮に本庁舎が移転した仮定して、現在地が概略どのくらいの価値があるのか、どのような利活用の方法があるのかは建て替えの大きな判断材料になりますので、早くお示ししていただくようにお願いいたします。

浸水リスクについてでありますが、国土交通省は気候変動による気温上昇が２度に抑えることができても、2040年頃には降雨量が約1.1倍、流量が1.2倍、洪水発生頻度が２倍になると試算し、治水計画の見直しを図るようです。答弁では、事前に予測が可能であるから、職員が浸水前に参集することで、本庁舎の一部が浸水したとしても対応が可能とのことでありましたが、今後の気候変動によってももっと深刻な状況になる可能性もあります。あらゆる災害に対応できる調査となるよう、さらなる予防策を検討していただきますよう申し上げます。

建設地によって大きく費用、建設スケジュールが変動します。一日も早く候補地を絞った上で、具体的な費用を早急に市民の皆様と議会に提示するべきであることを申し上げ、次の質問に移ります。

次に、バス・電車運賃支払システムの変更についてお伺いいたします。

議案に計上されていますので、基本は委員会で議論を行うべきところでありますが、既に報道され、利用者の皆さんにとって影響が大きく、反響があっております。詳細は委員会で議論するとしても、議場の皆様にはどうか御了承願えればと思います。

今回の事業は、システムの更新に併せてくまモンのＩＣカードシステムは維持しつつ、全国交通系ＩＣカードの代わりにクレジットカード決済とＱＲコード読み取りに対応した端末を導入するというもので、来年４月から全国交通系ＩＣカードではバス・電鉄電車に乗車できなくなるということであります。

補正予算案の主要事業の詳細には、多様な決済手段に対応するなど、利用者の利便性向上に伴う公益性の観点から、県と協調補助すると説明していますが、利用者の利便性を向上するのではなく、むしろ支払い方法を制約し、利便性を低下させることになるのではないでしょうか。

そこで都市建設局長にお伺いいたします。

１点目、この改修案は５月末の発表でしたが、今定例会で議決しなければ間に合わ

ないという説明で、大変驚いております。これまでの検討経緯と全国共通カードをなくしてまで新たな決済システムへ移行する理由をお伺いいたします。

２点目、今回の変更で使用できなくなる決済方法と新たに追加される決済方法を具体的にお示しください。

３点目、バス・電鉄電車での今後使用できなくなる全国交通系ＩＣカード等の利用率をお示しください。

４点目、東京、大阪の大都市圏、また、全国の公共交通の決済システムは、本市のように全国交通系ＩＣカードを排除し、クレジットカード決済とＱＲカード読み取りの方向に移行しているのでしょうか。

５点目、ＪＲからの乗り継ぎ利用者にとっては、とても不便になるのではないかと危惧します。都市建設局長の見解を伺います。

続いて、市電も全国ＩＣカード廃止と報道がありました。正直こちらはもっと驚きました。そこで交通局事業管理者にお伺いいたします。

１点目、市電のシステム変更は令和８年４月と聞いておりますが、バス・電鉄電車と同じ方式になるのでしょうか。

２点目、市電は既にタッチ決済、ＱＲコード決済が利用可能です。なぜ交通系ＩＣカードをなくす必要があるのでしょうか。新システムに変更する理由を伺います。

３点目、市電での全国交通系ＩＣカードの利用率をお示しください。

４点目、市電は、バスと比べて車両台数は少なく、決済端末の機器数も少ないと思います。現行システムでの更新費用と新システムでの更新費用をハード切替費用とシステム開発等ソフト費用に分けてお答えください。

〔秋山義典都市建設局長　登壇〕

○秋山義典都市建設局長　御質問に対し、順次お答えいたします。

まず、検討経緯と決済システム移行の理由につきましては、現在バス・熊本電鉄電車及び市電で使用しているＩＣカード読み取り端末の更新期限が令和７年３月末をもって満了し、機器更新の必要があるため、令和４年９月より県内のバス事業者５社において、本市も含め交通局や県にも御相談いただきながら、どのような決済手段を導入すべきか検討が重ねられてきたものと承知しております。

また、導入する機器の選定に当たりましては、市民の皆様の利便性の確保を前提に、海外からの来訪者の増加やスマートフォン等による決済手段の多様化など、より多くの利用者のニーズに応えつつ、既存のものよりも約半額の費用で更新が可能であり、かつ国費による補助も適用可能であるということから、交通事業者において選定されたものと承知しております。これらの機器更新について、５月23日、交通事業者より市に対して、更新費用の支援に関する要望書が提出されたところでございます。

２点目の具体的な決済方法につきましては、現在使用できる決済手段は、現金、全国交通系ＩＣカード、くまモンのＩＣカードの３種類でございます。今回の機器更新により、全国交通系ＩＣカードはスマートフォンに内蔵されたモバイル型も含め使用

できなくなりますが、日常生活において買物等に利用されているクレジットカードタッチ決済が新たに利用できるようになります。

加えまして、タッチ決済に対応したプリペイド型のカードにも対応できるようになり、ＡＴＭ等での現金チャージにも対応しております。そのため、クレジットカードをお持ちでない方についても御利用いただける決済手段となります。さらに、クレジットカードやプリペイドカードをスマートフォンに事前に登録することで、実際にカードをかざすことなく、公共交通に御乗車いただけるようになります。

３点目の全国交通系ＩＣカードの利用率につきましては、令和５年度のバスと熊本電鉄電車においてそれぞれ24％、18％でございます。

４点目の全国の公共交通の決済システムの状況につきましては、全国交通系ＩＣカードを廃止する動きは、本県のバス事業者が初めてでございまして、また、クレジットカード決済が利用できる交通事業者は、令和５年度末時点で100を超えているという状況でございます。

最後に、ＪＲからバスへの乗り継ぎにつきまして、全国交通系ＩＣカードからクレジットカード等の決済手段に切り替えていただくということになりまして、お手数をおかけすることになると認識しております。

利用者の皆様に快適に公共交通を御利用いただけるよう、例えばＪＲ、バスの双方ともにスマートフォンのアプリを活用するなど、利便性を損なわない決済方法について、交通事業者とも連携しながら丁寧に周知に努めてまいります。

〔井芹和哉交通事業管理者　登壇〕

○井芹和哉交通事業管理者　まず、答弁に入ります前に、本年１月、熊本市電において重大事故につながりかねないインシデントが立て続けに発生しており、本年度に入っても、５月２日と13日、いずれも進行信号が赤表示にもかかわらず進行するというあってはならない事案が発生しておりますことに、議員各位をはじめ市民の皆様に対しまして、深くおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

５月23日に第１回目の外部検証委員会を開催したところであり、本委員会において再発防止策等の検討を行っていただくとともに、改めて乗組員教育を徹底し、市民の皆様が安心して御利用いただけるよう努めてまいります。

それでは、市電の対応に関する４点の御質問に順次お答えいたします。

まず、熊本市電における令和８年４月以降の決済システムは、バスや電鉄電車と同じシステムを導入する予定でございます。

２点目の変更理由についてでございますが、現在バス等が使用している車載機器は、全国交通系ＩＣカードを熊本版に改良したシステムでございますが、新しい車載機器は、クレジットカードのタッチ決済システムを利用するもので、全国交通系ＩＣカードと互換性がございません。交通局といたしましては、全国交通系ＩＣカードの維持を最優先に、安価な簡易型の機器など、あらゆる検討を行ってまいりましたが、現在の利便性を維持できる方法は機能更新以外になく、今後も数年ごとに必要になる高額

の費用負担は、経営上大きな懸念材料でございます。

一方で、新システムの導入経費は、全国交通系ＩＣカードの更新費用の約半分程度で導入が可能であり、次回以降の更新費用やランニングコストも新システムの方が安価になる見込みでございます。

また、バス等と決済システムを統一することにより、これまでできませんでした市電とバスの乗り継ぎ割引や共通定期、上限設定割引、観光施設や商業施設とのセット割引など、様々な連携策の実施が可能となります。

さらに、先日報道発表されましたスマートフォンアプリで決済できるくまモンＰａｙなど、新たな決済手段の追加により、熊本都市圏の公共交通の利便性向上はもとより地域経済の発展に貢献するものと考えております。

車載機器の更新につきましては、令和４年から交通事業者や県・市等の関係者と協議を行っており、２度にわたり実施いたしましたアンケートにおいて、市電利用者の約63％が「困らない」、９割以上の方が「決済手段を変更する」、もしくは「影響はない」と回答されている結果なども踏まえ、苦渋の決断をしたものであり、市電利用者の皆様に御不便をおかけすることになり、申し訳なく思っておりますが、御理解をいただきたいと思ってございます。

３点目のＩＣカード利用率についてでございますが、熊本市電における全国交通系ＩＣカードの利用率については、ＩＣ定期券の利用者約15％も含めますと、令和５年度は合計で約51％でございます。

最後に、更新費用についてでございます。現行の全国交通系ＩＣカードの車載機器を更新するために必要な経費は、車載機器関係や工事費等のハード面での費用が税抜きで約9,900万円、システム開発等のソフト面での費用が、同じく税抜きで約9,800万円の見込みでございます。

新たなシステムを導入するのに必要な経費は、新端末導入等に係るハード面での費用が税抜きで約5,500万円、システム開発等のソフト面での費用が、同じく税抜きで約5,500万円の見込みでございます。

〔３６番　井本正広議員　登壇〕

○井本正広議員　現在の公共交通は、利用者の減少、ダイヤの減便、路線の廃止、利便性の低下、さらなる利用者の減少という負のスパイラルに陥っています。決済システムの変更でさらなる負のスパイラルに陥ることがないようにしていかなければなりません。ＴＳＭＣをはじめとする半導体関連企業が進出し、ビジネス、観光のお客様も今後ますます増加するものと考えられます。国内外からのお客様を最大限に受け入れる体制を整えるべきときに、新たにクレジットカードのタッチ決済が利用できるようになることは必要であると思いますが、現時点で全国で交通決済の主流である交通系ＩＣカードを廃止することは全国で初めてであり、利用者に大きな混乱が生じるとともに、熊本のイメージの低下にもつながるのではないかと危惧します。

そこで大西市長にお伺いします。

市長の県議会からの発言、また、市長選のマニフェストでは、将来を見据えてあらゆる人に分かりやすく利便性の高い交通体系を構築と言われています。今回の方向性は相違しているように思いますが、観光政策、公共交通政策の観点から、市長はどのように考えられていますでしょうか、見解をお伺いします。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　私自身も県議会議員時代に、現在の機器を導入する際、熊本以外でも利用可能な全国交通系ＩＣカードの導入を強く主張しておりまして、利用者の利便性を考えれば、今回の機器更新に伴い、利用できなくなることで、利用者の皆様に大変な御不便をおかけすることになると考えております。

しかしながら、高額な更新費用は看過できるものではありません。交通事業者におかれては、苦渋の決断であったものと承知しております。一方で、議論していた当時の導入当初との違いといたしましては、今はデジタル技術の進展に伴いまして、全国交通系ＩＣカードだけでなく、先ほど局長等からも答弁がありましたとおり、クレジットカードのタッチ決済などのさらに利便性の高い多様な決済手段が普及しつつある状況と認識しております。

今回導入いたしますクレジットカードのタッチ決済は、昨今日常生活において広く利用されている決済手段であり、これを御活用いただければ、移動から買物までカード１枚で完結することが可能となります。また、タッチ決済に対応したプリペイドカードは、現金でのチャージが可能でありますため、未成年の方など、クレジットカードを取得できない皆さんにとってもお使いいただける決済手段でございます。さらに、スマートフォンに事前に登録することで、カードすら持たずに公共交通を御利用いただけます。

加えて、タッチ決済は、今後増加いたしますインバウンドへの対応や柔軟な料金設定が可能になるなど、発展可能性が高い決済手段であると考えておりまして、実際全国多くの公共交通機関において導入され始めております。

今後このような新たな決済手段を御活用いただきながら、市民の皆様はもとより、観光やビジネスなど、県外から来訪される方も含め、誰もが移動しやすく暮らしやすいまちの実現に取り組んでまいります。

〔３６番　井本正広議員　登壇〕

○井本正広議員　市長自身がおっしゃるように、今回の更新は利用者の皆様に御不便をおかけすることになります。更新にあっては、高額な更新費用は看過できるものではなく、交通事業におかれては苦渋の決断であったとのことであります。一定の理解はいたしますが、そうであるならば、議会にもっと早く提示すべきであったと言わざるを得ません。ほかに選択肢はなかったのでしょうか。

国は新規導入には補助金を出すが、更新には費用を出さないようですが、再度市長から国へ制度の見直しを強く訴えていただきたいと思います。また、他の自治体も今後同様の問題を抱えることと推察されます。高額な全国交通系ＩＣカードの更新費用

を抑えるように、他の自治体と共同で直接交渉をされることはできないでしょうか。

最後に、市電については１年先の話であり、交通系ＩＣカードの利用者は51％と、半数以上の利用率であります。更新費用も8,700万円の差額ですが、バス・電鉄電車の新システム稼働後、一定の状況を確認した後に利用者目線で導入の議論をすべきではないかと強く申し上げます。よろしくお願いいたします。

次に、軟骨伝導イヤホンの窓口設置について伺います。

今日、社会の高齢化に比例して難聴の方も年々増加しています。難聴は認知症の危険因子の１つといわれており、難聴になると人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、その後の社会的に孤立する可能性も懸念されます。これまで加齢性難聴者に対する補聴器の購入助成については、この議場でも様々議論が展開されました。昨年６月の高瀬議員への健康福祉局長答弁では、65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者１万7,000人を対象にアンケートを実施し、18.5％の方が聞こえ方に不自由さを感じておられ、そのうち64.5％の方は補聴器を所持していないとのことであります。今回は、その難聴対策の１つとして、窓口への軟骨伝導イヤホンの設置を御提案します。

難聴対策として補聴器がありますが、一般的に補聴器と呼ばれているものは気導といい、収集した空気の振動波を増幅して外耳道に送り、鼓膜を揺らして音が聞こえる気導補聴器です。一方で、様々な原因で外耳道が閉鎖している方には、骨に振動を与えることによって骨の中に包まれている内耳を揺らして音を聞こえさせる骨導補聴器が用いられます。

近年、これらの２種類の補聴器に加えて、奈良県立医科大学の細井裕司理事長、学長でもあられますが、これまで気導と骨導の２種類だと考えられていた音が伝わる経路には、もう一つ耳の軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導があり、しかも、それが非常に効率よく音を伝えられることを発見されました。

この第三の軟骨伝導補聴器は、従来の気導・骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方や装用そのものが難しい方に対しての新たな選択肢となっています。音が柔らかく聞こえる、耳の穴を塞がないので、周囲の音が自然に入り集音機の機能もある、音量の調節する装置があり、穴があいていないため清潔を保つことができるなどの特徴があります。

昨今、銀行や病院、警察署、自治体の窓口など、軟骨伝導イヤホンは既に100を超える金融機関や自治体等において難聴者との対話をサポートするために導入が進んでいます。

宇土市では、本年４月より窓口に設置されましたので、実際に見てまいりました。アクリル板越しでも大声で話す必要がなく、周囲に個人情報が聞かれる心配がありません。よく窓口にある老眼鏡のような感覚で、高齢者が社会に適応しやすい状況を推進していくべきであると考えます。

本市でも窓口に設置してはいかがでしょうか。文化市民局長の見解を伺います。

〔早野貴志文化市民局長　登壇〕

○早野貴志文化市民局長　軟骨伝導イヤホンの窓口設置についてお答えします。

現在、区役所等の窓口におきまして、加齢性難聴でお困りの方には、必要事項等の個人情報が漏れないよう筆談で対応しておりまして、その件数は、中央区区民課で月に１件程度でございます。また、必要に応じて手話通訳を介しての対応も行っているところでございます。

市民の皆様が一人でも来庁しやすい窓口の環境の整備は大変重要と考えておりまして、加齢性難聴でお困りの方が安心して手続ができるよう、他都市での軟骨伝導イヤホンの導入効果やニーズなど、様々な観点から研究してまいります。

〔３６番　井本正広議員　登壇〕

○井本正広議員　本年４月１日に改正障害者差別解消法が施行されました。行政機関だけでなく、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。この法律における障害者とは、障害者手帳を持っている人のことだけではありません。心や体の働きに障がいのある人で、障がいや社会の中にあるバリアによって日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人全てが対象です。岸田総理も参議院予算委員会で、秋野公造参議院議員の質問に、軟骨伝導イヤホンの活用事例について周知する方向で進めることを考えたいと答弁されています。

今回の本市の答弁は、まだ少々冷たい答弁でありましたけれども、軟骨伝導イヤホンは補聴器に比べると安価で、取り扱いもしやすいものであります。ぜひ窓口への設置を検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、３つの任意接種ワクチンについて、３つまとめて伺ってまいります。

初めに、帯状疱疹ワクチンの公費助成についてであります。

令和５年第４回定例会の一般質問の後、公費助成を早く進めてほしいとの声を多数いただきました。ある80代の御夫妻は、近所の方が帯状疱疹の後遺症で悩まれていることを聞き、罹患し後遺症で悩まなくていいように、事前にワクチン接種しようと予約されました。夫婦２人で８万8,000円、年金から払いますとのことであります。

その御夫婦は、ワクチン接種を予約された後に、御主人が帯状疱疹にかかられてしまい、結果的には奥様１人が接種され、４万4,000円で済みましたが、御主人は罹患して大変な状況で、今後後遺症が出なければよいがと言われており、早く接種を済ませておけばよかったと言われています。

昨年10月時点で自治体独自で公費助成している自治体は、全国で326自治体でありました。それが本年５月時点では635自治体と、８か月でほぼ２倍に増えております。政令市でも名古屋市に続き浜松市、神戸市で助成を始めました。改めて帯状疱疹は水痘・帯状疱疹ウイルスによって発症する病気で、多くの人がこどものときに感染する水ぼうそうのウイルスが治った後も体内に潜伏していて、過労、ストレス、加齢のほか、がんや糖尿病など、免疫の働きが低下する病気にかかっている、または免疫の働きを抑える薬を服用している場合に、ウイルスが活性化して発症します。日本人の

90％以上の人はこのウイルスが体内に潜伏していて、50代から発症率が上がり、80歳までにおよそ３人に１人が発症すると報告されています。

本市は、国の動向を注視していくとの昨年の答弁でしたが、なぜ635の自治体が国の動向を待つことなく、この２年ほどで独自助成に踏み切ったのでしょうか。なぜ医師会から、早く本市独自の公費助成を要望されているのでしょうか。改めて、独自助成を始められた自治体の状況を調査され、本市も公費助成を導入すべきと考えますが、いかがでしょうか。

続いて、ＨＰＶワクチン接種について伺います。

令和４年４月にＨＰＶワクチンの積極的勧奨が再開され、およそ２年が経過しました。積極的勧奨の再開に伴い、勧奨がなされなかった期間の対象者（平成９年４月２日生まれから平成20年４月１日生まれ）に対して、キャッチアップ接種が３年間期間限定で行われています。その期限が今年度末の令和７年３月31日で終了予定となっています。昨年12月には、日本産婦人科医会、日本産婦人科学会、日本医師会は三者連名で厚労大臣に対し、接種を推進するためにキャッチアップ接種周知のための施策の充実及び今後の接種状況を踏まえ、必要に応じたキャッチアップ実施期間の延長を要望されています。

また、２月には厚労省は事務連絡を発出し、キャッチアップ接種期間が残り１年となり、対象者に再度個別通知を行う等の必要な対応を講じることを自治体に依頼しています。

本年１月に開催された予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会では、生まれ年度ごとのＨＰＶワクチンの累積初回接種率の分析データが公表されました。過去の接種率では、80％を超える世代がある一方で、10％にも満たない接種率の世代もあり、生まれた年度によって接種率が大きく異なることが分かりました。特に2000年度以降生まれの多くの世代では、累積初回接種率が30％を切っております。ＨＰＶワクチンを令和７年３月までに３回接種を完了するには、６か月を要することから、本年９月までには初回接種を開始する必要があります。そのため、キャッチアップ接種終了までに集中して接種率向上に取り組む必要があると考えます。

我が会派では、これまでも議会を通じて対象の方への個別通知の送付を要望し、実際に個別通知による周知を実施していただきました。しかし、接種率は依然として低いようであります。

そこでお伺いいたします。

１、本市のキャッチアップ接種率は対象者の何％でしょうか。

２、再度９月に間に合うように個別通知を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

３、キャッチアップ接種期間を延長する必要があると考えますが、期間延長について、国の検討状況や市の見解をお伺いします。

４、なかなか上がらない接種率の背景には、過去に報道された健康被害に対する恐

怖心や懸念があり、接種の妨げとなっていることが想定されます。この世代へのワクチンの有効性は示されているでしょうか。また、海外も含め、ＨＰＶワクチンの効果はどのように評価されていますでしょうか。

５、近年、男性へのＨＰＶワクチン接種への公費助成の動きも進んできています。接種によって男性をＨＰＶ由来のがんから守るとともに、パートナーへの感染も防げます。男女のＨＰＶワクチン接種率が高いオーストラリアでは、2028年には子宮頸がんを撲滅できるといわれています。国も男性への定期接種を検討していますが、本市でも男性への周知、公費助成を導入していただきたいと思います。本市の見解を伺います。

３番目に、おたふく風邪の予防接種の公費助成について伺います。

子育てしやすい環境を整備していく観点から、おたふく風邪ワクチンの公費助成も政令市20市中４市になっております。自然におたふく風邪にかかって免疫をつけるよりも、予防接種で免疫をつけた方が後遺症や合併症のリスクが低いので、早めに対処することが重要であります。本市もおたふく風邪の予防接種の公費助成を行っていただきたいと思います。

以上、３つの任意接種ワクチンの現況について健康福祉局長に、公費助成について市長の所見を伺います。

〔林将孝健康福祉局長　登壇〕

○林将孝健康福祉局長　私からは、３つの任意接種ワクチンの現況に関するお尋ねについてお答えいたします。

まず、帯状疱疹ワクチンの独自助成についてですが、市民や医師会等の要望を踏まえた導入が多いことを確認しておりますが、詳細につきましては、現在調査中です。

また、熊本市医師会からは、帯状疱疹に罹患すると、一定の頻度で数か月以上にわたって疼痛が持続する帯状疱疹後神経痛を合併するおそれがあることから、公費助成の要望が上がっているところです。

次に、ヒトパピローマウイルス、いわゆるＨＰＶのワクチンにつきましては、5.2％の接種回数にとどまっております。キャッチアップ接種につきましては、今年度も６月中に個別通知を行うこととしております。

また、対象の方に対しましては、公平な接種機会の確保を図ってきたことから、市独自でのキャッチアップ期間の延長は予定しておりません。

ＨＰＶワクチンの有効性は、国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会資料において、日本を含めた18か国における臨床試験結果から、キャッチアップ接種対象年代に対する非常に高い子宮頸がん予防効果が示されております。

最後に、おたふく風邪ワクチンにつきましては、日本小児科学会においても接種が推奨されておりますことや、早期の定期接種化の要望が上がっていることは認識しており、帯状疱疹及びＨＰＶワクチンを含め、他都市事例等の調査、研究を進めてまいります。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　帯状疱疹ワクチンについては、本市においても熊本市医師会から助成要望があっておりますほか、全国市長会や九州市長会においても、定期接種化されていない現況を課題と捉えておりまして、現在他都市の状況を調査し、検証を行っております。

予防接種については、疾病予防という公衆衛生の観点や市民の皆様が自らの健康は自ら守るという健康意識をさらに高めていく観点からも大変重要であると考えております。帯状疱疹ワクチン、男性へのＨＰＶワクチン、おたふく風邪ワクチン等の任意接種については、国への早期の定期接種化の要望と併せ、本市独自の助成の必要性について検討してまいります。

〔３６番　井本正広議員　登壇〕

○井本正広議員　ありがとうございました。一応質問の方は用意した分は全部入りましたので、何とかほっとしております。本日はお忙しい中、傍聴に来ていただきました皆様、オンラインで視聴していただいた皆様、そして、議場の皆様、御清聴、心より御礼を申し上げます。

社会情勢は大きく変化しております。将来に向け、市民の皆様の声が政策に届けられるようにしっかり取り組んでまいります。

以上で終わります。本日は大変ありがとうございました。（拍手）

○寺本義勝議長　本日の日程は、これをもって終了いたしました。

次会は、明７日定刻に開きます。

○寺本義勝議長　では、本日はこれをもって散会いたします。

午後　３時００分　散会

○本日の会議に付した事件

一、議事日程のとおり

令和６年６月６日

出席議員　４６名

１番	寺本義勝	２番	大嶌澄雄
３番	村上　麿	４番	瀬尾誠一
５番	菊地渚沙	６番	山中惣一郎
７番	井坂隆寛	８番	木庭功二
９番	村上誠也	１０番	古川智子
１１番	荒川慎太郎	１２番	松本幸隆
１３番	中川栄一郎	１４番	松川善範
１５番	筑紫るみ子	１７番	島津哲也
１８番	吉田健一	１９番	齊藤　博
２０番	田島幸治	２１番	日隈　忍
２２番	山本浩之	２３番	北山　哉
２４番	平江　透	２５番	吉村健治
２６番	山内勝志	２７番	伊藤和仁
２８番	高瀬千鶴子	２９番	小佐井賀瑞宜
３０番	田中敦朗	３１番	髙本一臣
３２番	西岡誠也	３３番	田上辰也
３４番	三森至加	３５番	浜田大介
３６番	井本正広	３７番	大石浩文
３８番	田中誠一	３９番	坂田誠二
４０番	落水清弘	４１番	紫垣正仁
４３番	澤田昌作	４４番	満永寿博
４５番	藤山英美	４７番	上野美恵子
４８番	上田芳裕	４９番	村上　博

欠席議員　　１名

１６番　　井芹栄次

説明のため出席した者

市長	大西一史	副市長	深水政彦
副市長	中垣内隆久	政策局長	三島健一
総務局長	津田善幸	財政局長	原口誠二
文化市民局長	早野貴志	健康福祉局長	林　将孝
こども局長	木櫛謙治	環境局長	村上慎一
経済観光局長	村上和美	農水局長	金山武史
都市建設局長	秋山義典	消防局長	平井司朗
交通事業管理者	井芹和哉	上下水道事業管理者	田中俊実
教育長	遠藤洋路	中央区長	土屋裕樹
東区長	本田昌浩	西区長	石坂　強
南区長	本田正文	北区長	吉住和征

職務のため出席した議会局職員

局長	江幸博	次長	中村清香
議事課長	池福史弘	政策調査課長	岡島和彦

令和６年６月７日（金曜）

議　事　日　程　第３号
令和６年６月７日（金曜）午前１０時開議
第　　１　一般質問

午前１０時００分　開議

○寺本義勝議長　ただいまより本日の会議を開きます。

○寺本義勝議長　日程第１「一般質問」を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。

まず、田中敦朗議員の発言を許します。田中敦朗議員。

〔３０番　田中敦朗議員　登壇　拍手〕

○田中敦朗議員　自由民主党、熊本市議団の田中敦朗でございます。

３月に議長を退任させていただきまして、６月に早速一般質問をさせていただきます。妻からもう質問すっとねと言われましたが、やはり議員の本分、しっかりこういった質問の場に立つことだというふうに思っておりますので、今日も市長をはじめ、執行部の皆さん、明快な答弁どうかよろしくお願いいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず１番最初に、庁舎建て替え問題についてお伺いいたします。

昨年第２回定例会において、大西市長は本庁舎を建て替えの方向で議論を再開したい旨を表明されました。今年３月には、新庁舎整備に関する基本構想の素案が示され、４月から５月にかけて市民説明会を実施するなど、建て替えの必要性や基本的な考え方について市民に説明し、また、意見を聴取されてこられました。

一方で、説明会等で出された意見を拝見いたしますと、本庁舎建て替えの必要性について多くの市民の皆様が認識されているようですが、一部の方は本庁舎の耐震性能が不足していることについて、まだ御理解や納得はいただけていないようです。大変難解で複雑であるため、この耐震性という部分で納得されることは、今後もないかもしれません。

そこで、今回の質問は、耐震性以外の点について焦点を当てて行い、本庁舎の建て替えの必要性について理解を深めていきたいと思います。

そもそも本庁舎の建て替えについて一部の市民の方々が御納得いただけていない理由の一つに、市役所執行部による設備等の老朽化や財政負担の観点における必要性の説明が不足しているということがあるのではないでしょうか。

もともとこの建て替え問題のきっかけとなったのは、平成29年度に調査された熊本市本庁舎整備計画であり、その計画によると、仮に設備改修を行う場合、令和元年度から設計を行い、令和10年度には工事を完了し、供用を再開する予定でありました。

熊本市公共施設等総合管理計画の目標耐用年数70年に照らせば、設備改修後に23年間活用できる計画でした。

しかし、耐震性能の調査の再検証や新型コロナウイルス感染拡大に伴い、議論を凍結してきたため、本庁舎は今年で築43年を経過し、仮に来年度から設備改修の設計に着手したとしても、令和16年度に完了することとなり、残り17年しか現庁舎は使用できません。

そこで、市長にお尋ねします。

仮に設備改修を行い、そのまま現庁舎を使い続けた場合にどのような課題点が残るのか。また、設備改修した現庁舎及び賃借している周辺の民間ビルを使い続けた場合の財政負担はどのようになるのか、以上２点についてお答えください。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　庁舎建て替えについて、設備のみ改修を行い、そのまま現庁舎を使い続けた場合の課題についてお答えいたします。

設備のみ改修を行った場合、現庁舎は耐震性能が不足をし、主要な建築設備が地下２階に配置されたままとなり、大規模な地震や水害が発生した場合には、防災拠点施設として機能を継続することができません。

さらに、窓口や執務スペースの狭隘化についても、課題として残ったままとなります。

次に、設備のみ改修を行った場合の事業費を現在の建設単価で試算いたしますと、約187億円となる見込みであり、その際に充当できる交付税措置等の総額は約８億円で、実質的な財政負担は約179億円となります。

また、基本構想素案では、現庁舎の狭隘化を解消するためには、約１万5,000平方メートルの増床が必要と整理をしておりまして、その床面積分をさらに民間ビルを賃借することで対応した場合、年間６億円の賃借料が必要であり、議員御質問の目標耐用年数で試算いたしますと、約180億円が必要となります。

したがって、設備改修と民間ビルの賃借料を合わせた財政負担は、合計で約360億円となる見込みです。

〔３０番　田中敦朗議員　登壇〕

○田中敦朗議員　現庁舎を設備改修した場合は、耐震性の不足や浸水に対する脆弱性といった課題は解決できず、また、残りの耐用年数までに約360億円が必要との答弁でした。また、残りの耐用年数を考えると、設備改修が完了して10年後には次の建て替えの検討を始めなければならず、その際には合併推進債の活用はできないということです。

一方で、新庁舎を建て替えた場合の事業費は現時点で470億円、合併推進債の活用が可能であれば、市の財政負担は294億円と試算されています。よって、今建て替えた方が財政負担の面でも66億円有利であり、早期に本庁舎を建て替えた方がよいということが理解できます。

ただし、今後建築士が決定されれば、概算事業費に用地取得費や駐車場整備費等が上乗せされ、事業費はますます大きくなることも懸念されます。

そこで、市長に２点お尋ねいたします。

今後、物価高騰などで建設費が上昇した場合の増加分はもとより、用地取得費や駐車場整備費についても合併推進債の活用は可能でしょうか。

また、仮に新庁舎を移転する場合は、現庁舎敷地については、にぎわい創出に寄与する用途となる建築条件を付した上で、民間事業者に貸付け等を行い、中心市街地の活性化を図るとともに、財政負担を軽減するために利活用することが最も有効であると考えますが、市長のお考えはいかがでしょうか。

加えて、民間事業者に貸付け等を行う場合、その利活用条件などの跡地に係る方針はいつ頃示されるのでしょうか。詳細にお答えいただければ助かります。お願いします。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　まず、合併推進債はいわゆる投資的経費に充当可能でありまして、仮に建設費が高騰した場合の増加分をはじめ、現在概算事業費としてお示しをしております470億円に含まれておりません用地取得費、仮設庁舎費、駐車場整備費、重機購入費などについても充当が可能であります。

次に、仮に本庁舎等が移転することとなった場合の跡地利用についてですが、昨年度実施いたしましたサウンディング調査では、多くの民間事業者が現庁舎敷地のポテンシャルを高く評価され、跡地利活用に強い関心を示されました。

また、地元経済界や市民の方々からも、庁舎建設を起爆剤としたまちづくりへの期待感や御要望をいただいております。

このようなことから、民間事業者等による跡地の利活用を通じ、市の財政負担の軽減に努めますとともに、この場所にふさわしい利活用や都市機能の導入等によりまして、これまで以上のにぎわいと経済効果を生み出していくことが重要であると考えております。

また、昨日、井本議員にもお答えいたしましたが、仮に本庁舎等が移転した場合の跡地の利活用が可能となる時期は、現庁舎が解体された後となりますため、基本計画の着手から６年から７年後になると想定をしております。

しかしながら、現在議会をはじめ、市民の皆様からも跡地利活用への期待の声をいただいておりまして、私としてもそうした期待に応え、建設地決定後、土地の貸付け、または売却に係る要件や地域価値の向上につながるような用途の誘致可能性について速やかに市場調査等を行い、できるだけ早く具体的な方針等を明らかにしたいと考えております。

いずれにいたしましても、跡地の利活用や周辺のまちづくりにおきましては、市が主体的に取り組み、様々な施策を効果的に展開することでさらなる民間投資を呼び込み、エリア全体の発展につなげてまいりたいと考えております。

〔３０番　田中敦朗議員　登壇〕

○田中敦朗議員　合併推進債は、用地取得費、仮設庁舎費、駐車場整備費、重機購入費についても充当可能ということです。そうであれば、現在は国の補助や交付税で176億円賄える試算ですが、全ての費用を加算すれば、200億円を超える負担軽減を図れる可能性があるということになります。

27年後に200億円以上を市民負担で庁舎を建て替えるのか、今多様な使途に活用できる合併推進債を活用して負担軽減を図るのか、どちらがよいかは明らかであると私は考えております。

また、跡地の利活用を通じ、財政負担の軽減だけではなく、本市の一等地にふさわしい用途の導入等を通じ、現庁舎周辺にこれまで以上のにぎわい効果を生み出そうとう市長のお考えを聞くことができました。

なお、次の建て替えのことも70年後、80年後の建て替えのことを、70年後ではないですね、もっと先ですね、視野に入れますと、跡地を利活用される際は土地を所有したまま民間に貸し出すことは、最もよい方法ではないかと考えていますので、こちらについてもしっかりと御検討をお願いいたします。

さて、跡地の利活用を通じた新たなにぎわいを創出していくお考えがあることをお聞きしたところですが、本庁舎等についても毎日多くの市民が訪れるほか、2,700人の職員も勤務しています。このような市民や職員の皆さんによる飲食や買物等の経済活動は、長きにわたり地域経済を下支えし、中心市街地の活性化の一翼を担ってきました。熊本市本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議答申においては、「本庁機能と中央区役所はそれぞれの担う機能が異なることから、個別に立地や配置について検討することもできる」とあり、本庁機能と中央区役所は分棟が可能であると整理されたところです。

そこで、市長にお尋ねします。

本庁機能と中央区役所を１棟とした場合と分棟とした場合では、まちのにぎわいに与える影響、景観、建設費などの面でどのような違いがあるでしょうか、御答弁をお願いします。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　本庁機能と中央区役所を１棟とした場合と分棟とした場合の影響についてでございますが、現在様々な観点から分析・検討を行っているところでございます。

まず、まちのにぎわいに与える影響でございますが、これまで実施いたしましたアンケート調査等によりますと、本庁・議会棟と中央区役所に来庁される市民等の数は、それぞれ１日当たり約1,000人であり、そのうち約半数が中心商店街等に立ち寄ると回答されました。

このようなことから、本庁機能と中央区役所を１棟とするより、分棟とする方が消費行動の対象となる中心商店街のエリアは広くなると考えられます。

次に、景観への影響でありますが、基本構想上の床面積で算定いたしますと、どの候補地であっても本庁機能と中央区役所を１棟で建設をする場合、景観計画上の高さ基準であります海抜55メートルを超えますとともに、周辺への圧迫感を与える可能性が高いと考えております。

最後に、建設費への影響でございますが、一般的に１棟の方が建設費が抑えられると考えられますが、景観上の観点から地下に階層を設けるなど、諸条件の設定によっては分棟の場合よりも建設費が高くなることもあります。

なお、基本構想でお示しをしております建設費の概算事業費360億円については、１平方メートル当たりの建設単価で算定をしており、１棟と分棟の場合で変わるものではありませんが、用地取得費や駐車場の整備にかかる経費なども含めた総額については、今後お示しをしてまいりたいと考えております。

〔３０番　田中敦朗議員　登壇〕

○田中敦朗議員　本庁機能と中央区役所を１棟とした場合と分棟とした場合でも、基本構想上の建設費360億円は変わるものではないということでしたが、にぎわいや景観の面では分棟の方がよいという御答弁であったかと思います。今後、さらに詳細な分析・検討を進めていただきたいと思います。

なお、仮に分棟される場合は、窓口機能の在り方の見直しやデジタル技術を活用され、本庁機能と中央区役所の両方に業務のある方が不便にならないよう十分に配慮を行っていただきたいと思います。

さて、本庁舎の整備について様々お尋ねしてまいりましたが、防災上の観点はもちろん、本市の負担などからしても、本庁舎の建て替えはこの機を逃さずに進めていかねばならない状況にあると私は理解できました。

また、今後の物価上昇を考えれば、現庁舎を改修し使い続けた場合は27年後に建て替えが必要となり、現在の試算よりも確実に工事の費用は上がります。しかし、早期に建て替えれば合併推進債が使え、物価上昇を織り込むと実質の債務は縮減していくということになり、財政やマネジメントのことを考えれば、まさしく今着実にすべきことなのだと考えます。

また、先ほど申し上げた移転する場合の跡地については、貸した方がよいという私の申し上げた点ですが、億単位で定期借地権で貸し出せば、その年数駆ける億円単位での歳入があります。また、売却せずに更地にして返してもらえるのであれば、それこそ次の建て替えのときに建設地を考えなくてもいい、またここに戻ってくればいいということになります。ここにいるほぼ全ての議員は、私も含めてこの世にはいないと思いますが、瀬尾議員は100年時代ですのでもしかしたら御存命かもしれませんが、とにかく今回のように移転先の検討で七転八倒せずに、今後永劫行ったり来たりをすればよいということになり、未来の懸念を一つ解消することができます。

ここで、大阪御堂筋について触れますが、1923年就任の關一大阪市長は、大阪の100年先を見据え、都市大改造計画、御堂筋の拡幅、地下鉄の整備を進めました。

1926年に工事着手、1937年に11年をかけて完成させました。片側４車線の８車線だった御堂筋は、人口と車両の増加により1970年、８車線に一方通行化されました。当時市民から大きな抵抗があり、必要ないと言われていた拡幅は、30年の時を超えて先見の明があったということが証明されました。

本市においても、庁舎の建て替えという大きな変化を先ほど申し上げたように、未来の懸念を解消するとともに、中心市街地がさらに飛躍し、誰もが訪れたくなる国内外から選ばれる上質な生活都市を実現するために、市長の強いリーダーシップの下、跡地利用や周辺のまちづくりについてもしっかりと取り組まれ、市民が故郷に対して愛着と誇りを深めることができるように御尽力いただくようにお願いいたします。

また、合併推進債活用が間に合えば、200億円市民負担が減少する可能性があります。そのお金はぜひとも教育や福祉、こどもや高齢者の皆さんへの支援の充実に活用していただくようにお願いいたしまして、次の質問に移ります。

続きまして、宿泊税についてお伺いします。

昨年、宿泊税検討委員会が立ち上げられ、導入について有識者、学識経験者、業界団体、市民の方々に検討を重ねていただきました。結論が今年３月に出て、熊本市はその答申を受けました。宿泊税の導入は適当であるという前向きな答申が出た以上、いち早く決断し、制度設計を迅速に行い、周知を図り、一日でも早く導入し、それを財源に本市の観光振興に活用すべきだと考えますが、宿泊税についての市の考えを大西市長に伺います。

また、得た税収については宿泊者が払い、宿泊事業者が徴収するというものであり、その性質上目的税として使途は限定すべきだと考えています。観光振興、滞在者へのサービス向上、新たな観光サービスの創設などに使われるべきだと私は考えていますが、その点について財政局の考えをお伺いします。

あわせて、宿泊税が導入されれば、新たに宿泊事業者に税の徴収という負担を担っていただくということになります。私といたしましては、定着するまでの二、三年は、宿泊事業者に対して徴収した税の１割程度を導入コストとして補助金や支援金などを創設し支給していくべきだと考えますが、何らかの形で負担を報いる考えはないか、こちらも財政局にお伺いいたします。

最後になりますが、制度の中身について考えを聞いておきます。

税額については、幾つかの先行自治体においては、宿泊１回に当たり200円を徴収していることが多いと認識しています。本市においても、税額については国内宿泊者については200円が妥当と考えていますが、国外の宿泊者については金額を増やしてもいいのではないかと私は考えています。その増額分をＷｉ－Ｆｉエリアの拡充や外国旅行者への支援拡充、例えば通訳支援、24時間の旅行者相談センター、観光名所やインターネットでの多国語表記の充実などに活用していけばよいと考えますが、国外旅行者からの徴収する税を増やすことについて、財政局長の考えをお伺いいたします。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　宿泊税についてのお尋ねにお答えいたします。

全国的に人口減少が進み、地域経済活動の縮小が懸念される中、裾野が広く波及効果の高い観光産業は、地域経済の柱の一つであると認識をしております。

本市では、コロナ禍を経て旅行需要が急速に回復いたします中、旅行者のニーズの多様化など観光を取り巻く状況の変化に的確に対応し、観光振興への取組を強化していく必要がありますことから、熊本市観光マーケティング戦略を策定いたしました。

この戦略に基づき、観光振興に積極的にかつ継続的に取り組むための安定的な財源確保について、昨年度、外部の有識者の皆様からなる宿泊税検討委員会を設置いたしまして、検討していただきました結果、宿泊税の導入は適当であるとの答申を受けたところでございます。

このようなことから、今後戦略のビジョンであります「訪れる人が、暮らす人と共に上質なときを創るまち　くまもと」を実現するため、令和８年のできるだけ早い時期の宿泊税導入に向け準備を進めてまいりたいと考えております。

〔原口誠二財政局長　登壇〕

○原口誠二財政局長　宿泊税につきまして順次お答えいたします。

１点目の宿泊税は法定外目的税として導入し、観光資源の魅力創出による誘客、宿泊の促進や旅行者の満足度向上などの事業の拡充に活用することとしております。

次に、事業者への支援についてのお尋ねでございますが、宿泊税の徴収方法を宿泊事業者が宿泊者から徴収し、市へ納入していただく特別徴収を考えておりまして、宿泊事業者には徴収に係る事務的負担や経費的負担をお願いすることになることから、特別徴収に対する交付金の制度化や宿泊事業者のレジシステム等の機器の更新に対する助成制度の導入を検討してまいります。

最後に、税額に差をつけることにつきましては、宿泊税検討委員会から「宿泊事業者の徴収にかかる事務負担の軽減や宿泊者への分かりやすさの観点から、できるだけ制度を簡素化することが望ましく、一律定額で導入し、その後の検証によって必要な見直しを行うことが適当である」との御意見をいただいたところでございます。

一方、議員お尋ねの宿泊者によって税額を変える場合は、宿泊事業者の徴収に係る業務が煩雑になることが懸念されます。今後、導入自治体の事例等を参考に、また、宿泊事業者等から丁寧に御意見をお伺いしながら、制度の詳細を検討してまいります。

〔３０番　田中敦朗議員　登壇〕

○田中敦朗議員　議員人生の中でも５本の指に入る前向きな、意に沿うような答弁をいただきました。本当にありがとうございます。

ぜひ一日も早く導入してほしいところですが、先ほど申し上げられたとおり、令和８年の早い時期ということです。制度の設計構築や周知、国や県とのやり取りなど時間がかかるためです。

そういった前向きな答弁をいただいた中で苦言を申し上げるのは心苦しいのですが、私が初めて宿泊税について質問した令和元年に決断をし、実現に向けて動いていれば、

既に導入をできていたはずです。つまり令和５年、令和６年、令和７年、この宿泊税による税収を逃したこととなります。

年の宿泊者数を200万人とした場合、１人当たり200円徴収していたならば、３年間で12億円の税収が生じたはずでした。それを活用すれば何ができたでしょうか、つくづく決断させ切れなかったおのれのふがいなさを悔やみます。そして当時決断できなかった熊本市役所についても、残念に思います。やるべきことであれば面倒くさがらずに、むしろ市長に決断を迫るくらいの気概を持った職員がどんどん増えてほしいと思います。

特にこの宿泊税に関しては、令和元年度中に業界団体の会長や理事長に私の方から意向の調査をし、考えをお伺いして目的に沿った活動していただけるのであれば、反対ではない旨の返答をいただいていました。そのことを各担当課にも伝えていたにもかかわらず、コロナを挟んだとはいえ、５年間かけて決断、７年かけて実現というのは、スピードを求められる時代にあまりに遅すぎるのではないでしょうか。今後はこのようなことがないように心からお願いを申し上げまして、次に移ります。

市役所発注の工事についてお伺いいたします。

年度によって異なりますが、市役所が発注する工事は、随意契約や単価契約を除けば年間700件前後になります。そのうちのほとんどは契約どおりに執行されますが、中には様々な理由によって契約変更が生じる場合があります。市役所が発注した設計に基づいて設計会社が設計したにもかかわらず、そういったことが起こるということ、想定外が起こり得るため、ゼロにするのは不可能だと理解しますが、その工事を落札した事業者はまさしく外れを引いたと言っても過言ではありません。

そこで、お伺いします。

現場と設計の差異によって工事額が２割以上増減し、契約変更になった件数は過去５年に遡って何件ありましたでしょうか。増減の内訳も合わせて総務局長に答弁を求めます。

また、契約変更の原因について、都市建設局はどのように認識しているのか、もし契約変更があった場合、受注者はどのような不利益を被る可能性があると考えるか、都市建設局長に答弁を求めます。

〔津田善幸総務局長　登壇〕

○津田善幸総務局長　私からは、工事契約の変更件数についてお答えいたします。

地方自治法施行令第167条の２第１項第１号の随意契約及び単価契約を除く工事案件において、過去５か年度で当初の契約額から２割以上増額、減額する変更契約を締結した件数は301件であり、全体の8.3％です。増額、減額別の内訳では、２割以上の増額が283件で全体の7.8％、２割以上の減額が18件で全体の0.5％でございます。

〔秋山義典都市建設局長　登壇〕

○秋山義典都市建設局長　契約変更となる主な原因といたしましては、例えば舗装の打ち換え工事を行う際の既存舗装の厚さや地中に埋設される障害物の有無など、設計時

には正確な把握が困難な事項が工事着手後に判明し、現場と設計に差異が生じることによるものと捉えております。

このことにより、受注者には当初契約時に予定していた作業手順や資機材調達計画などの現場条件に合わせた調整や、それに伴う変更契約手続に御協力をいただく必要が生じることとなります。

そのため、設計段階におきまして、試掘等による確認を可能な限り実施いたしますとともに、請負金額や工期の契約変更に際しましては、受発注間で十分に協議を行うなどの対策を講じているところでございます。

〔３０番　田中敦朗議員　登壇〕

○田中敦朗議員　御答弁いただきましたが、５年間で減額が18件あり、年間平均して三、四件あるということ、700分の３か４で、そういった外れという表現はどうかと思いますが、あるというのはなかなかの確率です。宝くじに比べればかなりの高確率であり、毎年３から４事業者が涙を飲んでいるという実に切なく悲しい気持ちになります。

不利益のことを明確におっしゃらなかったので私が代わりに言いますが、もし3,000万円の工事が２割減になれば600万円の減となります。見込んでいた売上げが減少し、さらに契約変更が成立するまでは工事を進めることができず、そしてその工事が終わらなければ次の入札にも望めず、その間の人件費が受注者にのしかかります。契約解除という手はありますが、立場の弱い受注者がその選択ができるとは思いません。受注者からすれば踏んだり蹴ったりの状況です。そんな状況に陥っても歯を食いしばって契約変更に応じ、何とか工事を完遂したとき、その工事の評価が低かったらどう思うでしょうか、絶対に納得がいかないと思います。

今回は質問はいたしませんが、そういった際により工事期間が延長した場合は、その人件費まで見るようにしたり、工事額の減額になる契約変更に応じた際は、評価点数を加算するような制度を導入した方がよいのではないでしょうか。

こういった課題については次の一般質問で取り上げますので、検討しておいていただきたいと思います。

今回２割以上の減額が５年で18件という答弁でしたが、私はこれは氷山の一角だと思っています。中には受注者からの協議を受け付けない、課題を封殺して事業を完遂させているということはあるのではないかと懸念しています。熊本市は一生懸命やっていらっしゃるので、そういったことがないと信じたいですが、やはりいろいろな職員の方がおられる、そしていろいろな自治体がある中で、そういったことがゼロであるということは言えないと思います。

また、設計についても、土木の現場に精通している人間であれば当然理解し、調査したり、織り込んでおくべきものが、市役所や設計コンサルの調査不足によって織り込まれていなかったり、全く必要なくなったりということは起こっているのではないかと危惧しています。この２点についても、今後質問するかもしれませんのでよろしくお願いします。

今回は、発注工事に関わる課題についてのジャブ的な質問です。これから少しずつ詰めていきますので、質問をしたときに明快に答弁できるように準備をお願いして、次の質問に移ります。

市役所の人員不足についてお伺いします。

先日、ケースワーカーの人員不足について取り上げられましたが、市役所は事業者の方々と常日頃からやり取りをしていると、ほかにも人員がまだ足りていない部署があるのではと感じます。都市建設局や土木センターにおいては、事業のルールは市民に寄り添うための時間、上司が部下を指導・監督する時間とも考えれば、いまだ充足しているとは言えない状況だと見受けられます。

また、教育委員会や学校現場においても、政令指定都市となって増えた業務への対応や財政局が部活動支援員の拡充に難色を示すことから、働き方改革の推進が鈍化していると感じます。

また、先日事業者から聞きましたが、工事の際に文化財の発掘調査が必要になる場合がありますが、発掘実施までの期間がどんどん延びているとのことです。中には１年近く待たなくてはならないということもあるそうです。

定員管理計画が令和９年までということで、現在やっと増員中であるとは理解いたしますが、現状各所で生じている人員不足による事業の遅延やそご、組織マネジメント上の不具合について、それぞれの組織がどのように認識しているのか、また、今後充足していくまでどのように対処していくのか、都市建設局長、教育長、文化市民局長にお伺いします。

〔秋山義典都市建設局長　登壇〕

○秋山義典都市建設局長　都市建設局に関連することについてお答えいたします。

近年、インフラ施設の老朽化や、気候変動等に伴う自然災害の頻発化・激甚化など社会課題の多様化に伴いまして、都市建設局や土木センターにおける職員の業務量は増加し、求められる質も高まってきております。このため、安全で良好な都市基盤の形成等様々な事業の着実な推進に向け、業務の効率化や組織力の強化に努めているところでございます。

具体的には、道路や河川等の維持管理におきまして、ＬＩＮＥを活用した市民の皆様からの通報システムの導入、画像データから劣化状況を判断するＡＩ診断による橋梁点検などに取り組んでおりまして、今年度からはドローンを活用した高所点検等、新技術のさらなる導入を実施することとしております。

また、令和２年度に技術職職員採用プロジェクトチームを設置し、県内外の大学生や高校生に対しリクルート活動を行うなど、質の高い人材の確保に努めておりますとともに、管理職を中心に資料作成や業務分担、部下職員とのコミュニケーションの在り方等仕事の進め方を継続的に見直すことで、限られた人員下でも仕事の質の低下を招かない環境整備に取り組んでおります。

今後も引き続き、都市建設局や土木センターにおける業務対応力の底上げや組織体

制の強化に取り組み、市民サービスのさらなる向上に努めてまいります。

〔遠藤洋路教育長　登壇〕

○遠藤洋路教育長　私からは、学校と教育委員会に係る御質問についてお答えいたします。

学校現場における働き方改革については、学校の抱える諸課題に対応するための学級支援員や部活動指導員など会計年度任用職員の増員を図っており、教職員の時間創造プログラムにおいても一定の成果が見られております。

しかしながら、年休取得日数以外の項目においては、目標達成に至っていないことから、引き続き学校現場の業務負担の軽減や人員体制の充実に努めてまいります。

また、教育委員会においても、様々な支援を必要とする児童・生徒への対応やＩＣＴ教育の推進など、学校教育部門を中心に人員体制の充実を図ってまいりました。

一方で、議員御指摘の政令指定都市移行後に権限移譲された教員採用や人事等の管理業務に従事する職員については、増員に努めているものの、多様化する教育諸課題へ対応していく必要もあるため、職員一人一人にかかる負担が増しているものと認識をしております。

今後も事務事業の見直しや業務改善等による効率化を図るとともに、必要な人員の確保に努めてまいります。

〔早野貴志文化市民局長　登壇〕

○早野貴志文化市民局長　私からは、文化財についてお答えいたします。

近年、埋蔵文化財の発掘調査件数の増加に伴い、着手までに通常時よりも時間を要していることから、文化財専門職員の効果的な配置や調査工程や事務作業の効率化を図るとともに、大規模事業等は民間調査機関に委託するなど、可能な限り調査期間の短縮に努めているところでございます。

また、文化財専門職員の増員を図るため、新規採用職員の募集において、例年の３名に加え、今年度は社会人経験枠を１名設けることで、即戦力となる人材の確保も進めているところでございます。

今後、調査の遅延が早期に解消されるよう引き続き人事部局と連携し、適切な人員の確保に努めてまいります。

〔３０番　田中敦朗議員　登壇〕

○田中敦朗議員　それぞれの部局が工夫をしながら、人員不足を補い仕事を進めていただいているようです。政令指定都市、今後の見通しが甘く、私が指摘していたにもかかわらず、人員を増やそうとしなかった当時の熊本市の負の遺産によるマイナスを、今の市民や事業者、そして職員さん方が受けているということです。

幸い、定員管理計画を見直していただき、人員増の真っ最中ですが、今の予定では充足しないのではないかというふうなことを心配している次第であります。計画の途中ではございますが、いま一度定員管理計画を見直し、さらなる増員をするべきだと私は考えておりますが、市長の考えをお伺いいたします。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　現在、令和５年２月に策定いたしました第７次熊本市定員管理計画に基づき、人員体制の強化に取り組んでおりまして、引き続き必要な職員数の確保に努めてまいります。

また、今後策定時には見込めなかった社会情勢や行政需要の変化等を踏まえまして、必要に応じた見直しを行ってまいります。

〔３０番　田中敦朗議員　登壇〕

○田中敦朗議員　必要に応じた見直しを進めていくということで、明確にお答えいただきました。実際のところやはり人事部局、そして各局、さらには財政部局、このバランスで人員を増加したり、減らしたりというところで、かなりセンシティブでしかも難しい問題であるということは十分に理解をしておりますが、やはりこの政令指定都市になって業務が増えた、そして様々な社会課題が増えているという中で、人員の増加はやむを得ないというか、必ず必要になっているというふうに思っています。

もちろん様々な答弁があっておりましたとおり、人を増やすだけが人員不足の解決方法ではないと理解はしていますが、市役所の仕事には今のところ人でなければできない仕事が多々あります。見直しをしていくということですので、そういった人でなければならないところの拡充をお願いいたします。

人員に余裕が出てきたらどうするんだという心配される方おられると思いますが、余裕が出てきたらしっかりとこの庁内のスキルアップに努めたり、上司からの技術やマネジメントの力を高めたり、災害大国である日本においては、災害が起きたときに多くの職員を派遣したり、また、霞が関に出向していただき、スキルや経験を積んでもらうということもできるようになります。

そういった切迫した状況から、ある程度余裕のある体制を一日でも早く実現していただくようにお願いをしておきたいと思っております。

また、土木職の確保がかなり難しいというふうなことも聞き及びました。ほかの自治体でやっているところもあるということですが、一般職として採用し、土木職として育ってもらうというようなこともできなくはないのかなというふうに思っておりますので、様々な形で不足するであろう土木職を拡充していくという取組もしていただければなというふうにお願いをして、次に移ります。

小児慢性特定疾病対策についてお伺いいたします。

小児慢性特定疾病は、長期にわたり治療や管理が必要な病気のうち、国が特定する疾患群を指します。この制度は、厚生労働省が認定した疾患にかかるこどもとその家族の経済的負担を軽減するために設けられています。対象となる疾患には糖尿病、心臓病、腎臓病、ぜんそく、神経疾患、代謝疾患、悪性新生物などがあり、これらの疾患は慢性的で継続的な治療や医療管理が必要です。

制度の主な特徴は医療費の助成です。対象となるこどもが受ける医療費の一部が公費で負担され、自己負担額が軽減されます。助成の範囲には入院、通院の費用、薬剤

費、医療機器の費用などが含まれることがあり、必要に応じて通院費用の助成も受けられます。申請手続には、医師による診断書と所定の申請書類の提出が必要で、認定されると受給者証が発行されます。対象年齢は基本的に18歳未満ですが、18歳以上でも継続して支援を受けられる場合があります。これにより、こどもとその家族は経済的な心配を減らし、安心して治療を受け続けることができます。

この制度は、長期にわたる治療が必要なこどもたちが適切な医療を受けられるようにし、生活の質を向上させることを目的としています。国の制度ということで当然熊本市民の対象者も支援を受けられるのですが、現在熊本市においては各区に相談窓口があるものの、専門の窓口がない状況です。熊本県は既に自立支援相談事業を実施しており、相談会や各種勉強会の開催、交流イベントの実施を行っています。

熊本市は、対象者が1,000人を超えていると聞いています。早急に相談支援事業を行うべきだと考えますが、令和６年度の予算には相談支援事業の予算が計上されていません。こども局は予算要求を行わなかったのでしょうか。

また、国から小児慢性特定疾病児童地域支援協議会を早急に立ち上げるように言われているということを聞きましたが、こちらも令和５年度には熊本市は県の会議にオブザーバー参加であったと聞いていますが、本来であれば政令指定都市なので主体的に取り組むべきでないかと考えますが、今後はどう取り組んでいくのでしょうか。以上、２点をこども局長にお伺いいたします。

〔木櫛謙治こども局長　登壇〕

○木櫛謙治こども局長　小児慢性特定疾病対策についてお答えいたします。

慢性的な疾病を有する児童やその御家族の負担を軽減しながら、児童の将来の自立や成長を支援するためには、地域の社会資源を活用し、児童やその御家族の状況に応じた相談支援を行うことが重要であると考えております。

このことを踏まえ、令和６年度当初予算編成に当たって、児童等の自立に向けた相談支援にかかる経費を要求いたしました。

令和６年度は、熊本県と共同で小児慢性特定疾病児童等地域支援協議会を開催し、県や関係者との連携を図り、児童等とその御家族の現状と課題やニーズの把握、支援策の検討、支援機関に関する情報の収集と共有を進めてまいります。

〔３０番　田中敦朗議員　登壇〕

○田中敦朗議員　こども局長から令和６年度の予算要求をしているとの答弁でしたが、先ほど申し上げたとおり、令和６年度の予算には小児慢性特定疾病等の相談支援事業は計上されていません。

私は、専門の相談員による体制をいち早く実現すべきだと考えていますが、要求しているにもかかわらず、令和６年度に予算化されなかったその理由を財政局長にお伺いいたします。

〔原口誠二財政局長　登壇〕

○原口誠二財政局長　小児慢性特定疾病対策につきましては、予算編成に当たりまして、

現在、各区役所で対応しております相談支援の状況でありますとか、予算要求における委託で実施する場合の必要性等についてヒアリングを行ったところでございます。

その結果、対象者のニーズの把握や既存の相談支援における課題の現状を踏まえた実効性の高い事業手法等についてさらなる検討が必要であるとの考えから、令和６年度当初予算においては予算計上を見送ったところでございます。

引き続き相談体制等につきまして、担当部局と協議を進めてまいりたいと存じます。

〔３０番　田中敦朗議員　登壇〕

○田中敦朗議員　今の答弁で分かったことは、国が必要と認めて推進をし、担当課が予算を要求しても、財政局財政課が実効性の高い事業手法と認めなければ予算がつかないということです。つまり、我々議員が熊本市に必要な政策だと考え提案する際には、当然担当課に対して質問は行いますが、担当課がその気になって実効性の高い事業手法を構築し、その必要性を立証し、財政課とひざ詰めで協議をし、予算をもぎ取ってもらわねばならないということです。なかなか政策が実現しない理由がよく分かったと思います。

担当局、担当課のやる気スイッチをいかに押し、いかにして予算を獲得してもらうか、これが一番大事です。（「市長次第だよ」と呼ぶ者あり）来年には小児慢性特定疾病の相談支援事業が実現するように、こども局、しっかり頑張ってください。応援しています。

財政局においては、御理解と予算づけ、そしてどういった情報が立証が必要なのかというのをアドバイスしていただければなというふうに思っております。

また、協議会においても、オブザーバーではなく共同で開催をしていくということで、私はこの分野に関しては、県と市が協働で力を併せて進めていくことがとても大事だと思っておりますので、連携の方をぜひ市長筆頭にやっていただければなというふうに思っております。

以上で、準備をした質問は終わりましたが、時間がありますので１点だけ要望させていただきます。

バドミントンの「スーパー500」、今年も開催されますが、市の総合体育館、選手の皆さんからトイレに対する不満が多く、改善を要求されているということでございます。11月までに間に合うか分かりませんが、９月補正で改修予算をつけていただきまして、今年の「スーパー500」開催までに改修を終えていただければなというふうに思っておりますが、大変実現が困難な要望をして申し訳ありませんが、この要望をさせていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○寺本義勝議長　この際、議事の都合により休憩いたします。

午前11時10分に再開いたします。

午前１０時５３分　休憩

午前１１時１０分　再開

○寺本義勝議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

○寺本義勝議長　一般質問を続行いたします。

上野美恵子議員の発言を許します。上野美恵子議員。

〔４７番　上野美恵子議員　登壇　拍手〕

○上野美恵子議員　日本共産党熊本市議団の上野美恵子でございます。時間がありませんので早速質問に入らせていただきたいと思います。

通告に従ってお尋ねしてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、初めに、ＴＳＭＣの熊本進出と地下水の保全です。

ＴＳＭＣの熊本進出は、経済面での期待が高まる一方で、この間指摘してきました地下水の枯渇や汚染などの不安が払拭されていません。さらに、知事がＴＳＭＣの第３工場誘致に積極的な姿勢を見せる中で、地下水保全の重要性は増しています。

東海大学名誉教授の市川勉氏は、「企業による地下水くみ上げはもちろん、工場設置等の開発による涵養域面積の減少がくみ上げ量を上回る地下水損失になる」と指摘されています。汚染面でも、熊本学園大学教授の中地重晴氏は、「使用される化学物質の把握とともに、産業廃棄物の処理処分に至るまでの対応が必要である」と警告されています。稼働が迫る中で地下水の涵養、汚染、両面からの対策は急務です。

第１に、ＴＳＭＣ第１工場は、１日8,500立方メートルの地下水をくみ上げるとの公表です。第２工場と誘致される関連企業で予定されるくみ上げ量をお示しください。

あわせて、ＴＳＭＣ第１、第２工場と関連企業の誘致による白川中流域の開発面積と開発による地下水への影響を具体的なデータでお示しください。また、開発による涵養域減少が地下水減少に影響するという認識はお持ちでしょうか。

第２に、現在実施されております、あるいは予定されている涵養対策でくみ上げ量に対する涵養と、開発による地下水涵養量の損失を補うことができるのか、見通しをお示しください。

第３に、ＴＳＭＣが使用する有機フッ素化合物も含めた化学物質を特定しなければ、適切な汚染対策はできません。使用される化学物質は把握されていますでしょうか。また、流域住民へも公表すべきではないでしょうか。

第４に、ＴＳＭＣ第２工場の排水は、新たな処理施設での対応が予定されています。整備の進捗状況を御説明ください。また、工場から出る産業廃棄物は安全に処理されますか、具体的に御説明ください。

以上、市長にお尋ねいたします。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　地下水保全に関するお尋ねにお答えいたします。

まず１点目のＴＳＭＣ及び関連企業誘致による白川中流域の開発面積及び地下水へ

の影響についてでございますが、ＪＡＳＭ第２工場の地下水採取量は公表されておりませんため、不明でございます。

開発面積は第１工場が約21万平方メートル、第２工場が約32万平方メートル、合計で約53万平方メートルでございます。

第２工場の採取量や関連企業の情報につきましては、今後も引き続き県や近隣自治体とも連携をし、収集に努めてまいります。

また、涵養域での開発等に伴う地下水減少を防ぐため、白川中流域における湛水期間の延長や面積の拡大に取り組んでいるところでございまして、地下水への影響の有無を把握するため、引き続き市内20か所、33本の井戸で地下水位を観測し、工場稼働前後の状況を注視してまいります。

次に、地下水の涵養対策についてでございますが、白川中流域の開発行為については、熊本県環境影響評価条例によりまして、涵養域の減少に見合う量の涵養を促しております。

また、地下水の涵養の促進に関する指針によりまして、地下水採取に見合う量の涵養を義務づけておりますことから、一定の涵養が進むと考えております。

３点目のＴＳＭＣが使用する化学物質の把握と公表についてでございますが、使用される有機フッ素化合物等については、製造に関する情報であり、本市では把握をしておりません。

使用される場合は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律等に基づき、適正に使用されるものと考えております。

４点目の新たな排水処理施設における整備の進捗状況と産業廃棄物の安全な処理についてのお尋ねでございますが、第２工場の新たな処理施設は現時点で未着手でございまして、今後のスケジュールもまだ公表されておりません。工場から排出される産業廃棄物につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正処理に向けてその量や排出先を県へ報告することとなっておりますため、安全性が確保されるものと考えております。

引き続き県や関係市町村と連携いたしまして、地下水の保全に全力で取り組んでまいります。

〔４７番　上野美恵子議員　登壇〕

○上野美恵子議員　答弁されましたように、情報が本当に少ない、そういう中でＴＳＭＣの第２工場の開発面積は、第１工場の1.5倍とのことです。これだけでもますます地下水のくみ上げや涵養域の減少に伴う涵養量の減少等の影響が各段に大きくなることが明らかになったと思います。

それに第３工場、さらに関連企業の誘致ですから、地下水対策の相当の強化が必要なことが分かります。県や誘致自治体の動きを外からながめているのでなく、73万市民の命の地下水を守るため、県と協力して地下水涵養量と流出量の将来予測を行い、化学的な根拠を基に地下水対策を進めてください。当事者としての責任ある取組をお

願いしておきます。

次に、教員不足の解消と少人数学級ほか、働きやすい教育の環境づくりを伺います。

教員の長時間労働が社会問題となり、本市でも教職員の働き方改革に積極的に取り組まれてきました。しかし、目標としてきた残業時間を減らす取組は、１か月45時間、年間360時間が上限ですが、現状は目標に程遠く、１か月80時間の過労死ラインは超えないという当面の目標にすら届いていません。年休の取得目標は平均日数16日以上の目標をクリアしていますが、実態は目標に届いていない人が1,750人以上も残されています。進まない現状の中、達成の目標年次が2023年度から2025年度に先送りされています。

そういう中で、公立学校教職員の長時間労働解消議論をしてきた中教審の特別部会が５月13日に公表した審議まとめは、教員の現状を何ら改善するものではなく、現場から零点と酷評されました。

第１に、過去には小学校で１人の教員が１日４コマの授業で済むような基礎定数の配分でしたが、現在は６コマとなり、勤務時間内には授業準備時間が25分しか取れず、長時間残業が避けられません。教員に残業代を払わない給特法も、また青天井残業の要因で早急にやめるべきです。国に対し、少なすぎる教員定数の増員と速やかな給特法廃止を求めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

第２に、全日本教職員組合や新日本婦人の会などが共同して、今年１月から３月に行った「学校が持たない！緊急アンケート」では、教員の長時間労働解消のために必要なことの第２位が少人数学級でした。こどもたちへのきめ細やかな対応と教員の負担軽減、両面での効果があり、現場の強い要求である少人数学級は、今こそ拡充すべきです。現在、小学校全学年と中学１年生で実施をしている少人数学級を速やかに中学校全学年に広げ、さらに35人学級を30人学級へと拡充していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

第３に、毎年度当初から定数に対する未配置が続いています。一番多かった2022年度の34人より減っているものの、昨年度、今年度ともに約20人の不足、しかも深刻なのは２年連続で担任未配置があったことです。解決は一刻の猶予もできません。教員不足解消のため、現場教員はもちろん再任用募集に当たり、何らかの処遇改善を検討すべきではないでしょうか。

第４に、長期的対策として教育現場で働こうとする人を増やすため、教員志望者への市奨学金返済に当たり、教員志望者への支援としての返済への助成などができないでしょうか。

第５に、学校現場での勤務時間の繰り上げ、繰り下げは、約４割の学校でしか活用されていません。実際現場では申請しにくく、１校で１人ないし数人の活用にとどまっています。働きやすい条件づくりとして積極的に活用できるよう、学校現場への制度周知の徹底と活用しやすい環境づくりに取り組んでいただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

以上、教育長に伺います。

〔遠藤洋路教育長　登壇〕

○遠藤洋路教育長　教員の多忙化解消など５点についてお答えいたします。

まず、教員定数と給特法についてですが、これまで指定都市市長会等を通して、教職員定数の改善や教職調整額の見直し等を国に要望してきたところでありますが、先般、中央教育審議会において、教職員定数の改善や教職調整額の10％以上への引上げ等を含む提言がまとめられたところです。

今後とも、国に対して現在の教員の勤務実態に鑑み、教職員定数のさらなる増員のほか、制度の見直しを求めることとしております。

次に、少人数学級の拡充についてです。

少人数学級は、必要な取組と認識をしております。中学校全学年への拡充については、財源確保などが課題となることから、これまでも必要な措置を国に求めており、引き続き要望してまいります。

なお、30人学級へのさらなる拡充については、ただいま述べましたような課題もあることから、現在のところは困難であると考えております。

次に、教員の処遇改善については、従来より国に対して給与の改善を求めているところであり、引き続き要望してまいります。

また、本市では、部活動改革検討委員会からの答申を踏まえた部活動指導に携わる教員の処遇改善について検討をしております。

次に、教員志望の若者への支援についてですが、他自治体においては、奨学金を借りた方に対して、当該自治体で教員となり一定期間勤務することを条件に補助を行っている事例もあることから、調査研究してまいりたいと考えます。

次に、勤務時間の繰り上げ、繰り下げについては、ワーク・ライフ・バランスの向上を目的としたものにも適用できるよう制度改正を行い、昨年９月に各学校へ通知をしております。

本年度からは、小学１年生から６年生のお子さん養育する者を対象とした子育て支援時間を新設したところであり、多様な働き方があることを周知徹底し、教職員のワーク・ライフ・バランスの向上に努めてまいりたいと考えます。

〔４７番　上野美恵子議員　登壇〕

○上野美恵子議員　教員の処遇改善や教師志望の若者への奨学金の助成など具体的に検討されるとのこと、早急な実現を要望しておきます。

少人数学級の拡充は、本市が全国に先駆けて拡充してきた実績があるので、せめて中学校の35人学級は早急な実施をお願いしておきます。

続いて、暮らし・生業を守る課題の第１、国民健康保険です。

物価高騰が続く中、熊本市は本年度１人平均で5,000円、総額７億3,000万円の国保料値上げを打ちました。しかも、６月からは病院での初診料、入院料、食事代など医療費負担が増えて、今後さらに国保加入者の方が負担が重いと言われます子育て支援

金が、公的医療保険に上乗せで徴収されます。自営業者や年金生活者、非正規労働者等が加入する国保の加入者の平均所得は、他の医療保険加入者の半分程度かそれ以下であり、今年度の国保料引上げはその苦境に追い打ちをかけるものです。

抜本的な保険料の引下げ、こどもの均等割廃止など、何らかの負担軽減を実施すべきではないでしょうか。

第２に、住宅リフォームの助成です。

先月、地元の建設業者の方々とお話しをしました。物価高騰で新築が減り、リフォームが増えている。地元の仕事が増えることをやってほしいなど、仕事づくりを求める声が多数ありました。住宅リフォームの助成制度は、住環境の改善で暮らしが向上するとともに、地域の中小・零細事業者の仕事づくりに大きく貢献でき、僅かな補助で大きな経済効果が得られます。

本市でも、若者の移住促進支援事業が行われていますが、社会問題化している空き家をリフォームして、若者のＵターン、Ｉターンを支援する空き家リフォーム助成制度などは効果的だと思います。時代のニーズや社会情勢を踏まえた住宅リフォーム助成制度を実施できないでしょうか。

また、本市では、耐震診断の必要な戸建て住宅の耐震診断を行い、改修が必要な住宅への助成を行っています。昨年度末までに耐震診断を行った3,527戸のほとんどが耐震改修の必要な中古ですが、補助制度を活用して昨年度末までに改修を行ったのは、４分の１程度です。耐震改修をはじめとした政策的目的による住宅改修助成をさらに拡充すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、２点、市長に伺います。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　まず１点目の国民健康保険についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、国民健康保険加入者は他の医療保険加入者に比べ、所得の低い方や医療費が高い方が多いという構造的な課題を抱えておりますことから、財政基盤が不安定であり、抜本的な保険料の引下げやこどもに係る均等割を廃止することなどは困難であると考えております。

今後もこどもの保険料も含めた加入者の負担軽減につながるような財政支援を国に強く要望をしてまいりたいと考えております。

次に、住宅リフォーム助成に関する２つの御質問について一括してお答えいたします。

本市では、政策目的に沿った公益性の高い住宅リフォームに対する助成制度として、高齢者や障がい者を対象とした住宅バリアフリー化事業や、戸建て木造住宅耐震化事業などを実施しております。

戸建て木造住宅耐震化事業におきましては、令和５年度より時期を分けて２段階で工事を実施する場合も補助対象とするなどの拡充を行ってまいりました。

また、令和２年度より実施をしております移住者等を対象とした中古住宅購入補助

制度に加えまして、令和６年度から子育て世帯や若者世帯が空き家を取得し、省エネや子育てを目的とした改修工事を行う場合の助成制度も創設する予定でございます。

なお、議員御提案の一般向け住宅リフォーム助成制度につきましては、慎重な検討が必要であると考えておりまして、今後も公益性の高い制度により支援を行ってまいりたいと考えております。

〔４７番　上野美恵子議員　登壇〕

○上野美恵子議員　要望いたしました、そしてまた業者の皆さんの願いでもあった時代のニーズに合った子育て・若者世帯向けの空き家リフォーム助成を創設していただくとのこと、提案した側としても大変うれしく思います。ありがとうございます。さらなる各種制度の拡充を要望しておきます。

次は、庁舎整備です。

500億円もの市民の税金の使われ方が問われる市政の大問題です。この間の市民説明会や市民アンケートには、332人、960件の意見が出され、大きな無駄だの意見も多々ありました。市民が建て替えに納得していないことが改めて浮き彫りとなりました。市長には、市民の疑問に答える立場で責任ある答弁をお願いいたします。

まずは、市の説明責任と市民合意です。

市長は、説明会後、地元紙で「市としての考え方は一定程度示すことができた」とコメントされていました。市政の大事業、市庁舎建て替えで960件の意見に対し、補足・修正は僅か24件、2.5％、記載済みを除く818件の意見は聞きおくだけの対応が、市民参画による進め方と言えるでしょうか。

説明会アンケートの意見で、半数を超える483件に対して、市は説明して理解を求めるという方針です。市民説明会資料には、事業完了の先の先の先まで市民、議会との合意形成に努めると書かれていました。担当課は地元紙に「今後も市民の意見を伺い、様々な場面で説明する機会を設けたい」とコメントしていました。今後説明責任を果たし、理解を求める場をどうつくっていかれますか、市長に伺います。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　庁舎建て替え問題に対する説明責任、市民合意についてのお尋ねにお答えいたします。

今回の市民説明会及びアンケートは、市庁舎整備に関する基本構想素案について御説明をし、理解を深めていただいた上で御意見を伺うということを目的として実施をし、当日は質疑が尽きるまで時間を延長するなど、一つ一つの御意見に丁寧に対応をさせていただいたところです。

このような対話を通じていただいた御意見のうち、基本構想素案に反映をしたもの、今後の検討段階で参考とすべきもの、既に基本構想素案内に記載のあるものが約半数でございまして、その他の御意見につきましても、本市の考え方を丁寧に説明させていただいたことで、市民参画の観点からも一定の成果が得られたというふうに考えております。

今後も状況に応じまして、引き続き私も市民の皆様との対話に努めてまいりたいと考えております。

〔４７番　上野美恵子議員　登壇〕

○上野美恵子議員　市長が設置されました庁舎整備の有識者会議答申でも、市民の合意形成の項目に市民意見の徴収、意見の反映が書かれています。市民の意見を聞かずに反映しないで進める庁舎整備は、有識者会議も望んでいません。市民も議会も意見が分かれている中で、市長一人が揺るがぬ建て替え方針で進めるのは独断です。いかに市長が選挙で選ばれたといっても、全権委任されたわけではありません。

2022年の市長選挙での市長の得票率は24％、４人に１人かの支持です。しかも、公約には庁舎建て替え問題を上げずに有識者会議にげたを預け、選挙では一言も口にされていません。500億円もの市民の血税の使い道に関わる大問題、納税者である市民に建て替えの是非を問うべきです。それこそ74万市民のトップとしての責任ではないでしょうか。市民に建て替えの是非を聞かれませんか、お尋ねいたします。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　今、改めてお尋ねございましたけれども、投票率は全体として低かったのは事実でございますが、市長選のときの得票率については80％を超えるというような状況でございました。

ただ、今上野議員もおっしゃったとおり、それで全て全権委任されたというふうにも思っておりませんし、これまで数年にわたり丁寧にこうしたいろいろな疑問に答えるべく、この議会でも、そして様々な場でも御説明を申し上げてまいりました。

私自身もさきの市長選挙で一言も触れていないということはございませんで、きちんとこの問題に対する考え方は、報道にも、それからいろいろな市民の皆さんへのお話の中でもしっかり今の現状について考え方をお話してまいったところでございます。

その上で、昨年５月に有識者会議からのきちんとした答申が出されましたので、そのことを持ってしっかり皆さんには建て替える方針で進めるということを表明した上で、私はこれまで説明させてきていただいているところでございます。

そういうこともありまして、これまで繰り返し答弁も申し上げてまいりましたけれども、市民の皆さんの代表であるこの市議会の皆さん方としっかりここは議論をしながら、そして市民の皆さんへの説明を丁寧に行いながら、これからもこの説明責任を果たしながら、この市庁舎問題についての御理解を得られるべくしっかり取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

〔４７番　上野美恵子議員　登壇〕

○上野美恵子議員　要するに、市民に聞かないということでした。これだけの大事業を住民合意なく進めることは、絶対に認められません。

次に、耐震性能についてお尋ねします。

市民説明会には私にも参加しましたが、多くの市民が市の説明に疑問を呈し、耐震

性がないということに納得をしていません。耐震性で重要なのは、現庁舎地下の回りを厚さ60センチ、深さ19メートルの鉄筋コンクリートが配置された地下連続壁があり、その厚い壁が果たしている役割をきちんと見ることであり、耐震性のあるなしに大きな意味を持ちます。

幅60センチといえば、巨大な柱が地下室部分につながり、それを取り巻いている状態です。熊本の建築構造の第一人者で、熊本建築構造センター理事長を長く務めた三井宜之熊大名誉教授は、熊本地震で本庁舎が無傷だったのは、その成果ですと地下連続壁の効果を認めています。これは市民説明会での市庁舎はあれだけの地震に耐え抜いたのに、なぜ建て替えないといけないのかとの疑問への回答でもあります。

しかし、市長は、この間の議会で耐震性の分科会の判断を根拠に、地中連続壁の耐震性を否定する答弁を行ってきました。市民説明会での市の回答はそれを繰り返すものでした。

そこで、改めて地中連続壁の耐震性についてお尋ねいたします。

第１に、耐震性の分科会に対し、疑問を呈した専門家は現庁舎の工事記録を見ることを求めていました。耐震性能分科会委員は、検証で現庁舎新築工事の工事記録集は見ましたか。

第２に、安井設計による平成29年度調査は竣工図で行われておらず、現存する建物の評価となっていません。熊大名誉教授の三井氏も、「プロである安井設計が現存する建物の耐震性能調査を、設計図を基に実施をすることは考えられない」と指摘されていました。専門家ならば当然気づくことを、耐震性能分科会はなぜ指摘しなかったのでしょうか。

第３に、本庁舎の地下工事を担当した大林組は、1960年以来、地中連続壁の研究を重ね、70年代後半には他の追随を許さない到達でした。日本建築センター基礎評定委員会からも多数の工事実績があり、調査研究の資料も多いとして、本庁舎地下に建設された連続壁の役割を１、地下室外壁として土圧・水圧を負担する構造体、２、長期荷重による応力を負担する構造体、３、地震・風、その他の振動及び衝撃などによる応力を負担する構造体、４、杭としての支持構造体、以上４つの役割を持つと評定をしています。

大林組が積み上げた研究と実績に加え、公の機関もその耐震効果を認め、あの熊本地震も耐え抜いた本庁舎地下連続壁の耐震性をなぜ耐震性能分科会は耐震性なしと評価をするのでしょうか。

第４に、山下設計が作成した本庁舎構造計算書では、地下連続壁は耐震性を持つ設計でした。ところが、山下設計は耐震分科会で「地中連続壁は60センチの薄い壁がぶら下がっているようなモデルで、地盤の水平変位を受けるとコンクリートのみでつながった部分は壊れ、曲げ変形で壁自体も壊れてしまう」と言っていました。自らの設計内容と食い違うことをなぜ言ったのでしょうか。

第５に、説明会では、14年も早く建てられた県庁は、耐震補強施設を使っているの

に、なぜ市役所は耐震補強で駄目なのかとの声がありました。実際、県庁は耐震補強を行い、防災センターを別棟で建てました。熊本市も地中連続壁を正当に評価すれば、本庁舎は一般の行政棟として立派に使用できますし、庁舎全部を一体的に建て替えなくても、防災拠点部分だけを例えば花畑別館跡地などに別棟で建設すれば、事業費も500億円など必要ありません。そういう検討をなぜしないのですか。

以上、市長にお尋ねします。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　まず、本庁舎の耐震性能につきましては、耐震性能分科会で二度の耐震性能調査結果が妥当かどうか検証をしていただいておりますが、検証に必要な資料は委員の求めに応じて全て御提供し、御確認いただいております。

なお、当時の工事記録集については、耐震性能分科会が求める資料ではなかったため、お示しをしておりません。

次に、耐震性能分科会では、二度の耐震性の調査に対して疑問を呈した専門家からの御意見、及びこれに対する熊本市の考え方についても検証を行っておりまして、議員御指摘の平成29年度に設計図で耐震性能調査を行った点や、地下連続壁が耐震性能を有していない点も含め、検証結果は妥当であるとの判断をいただいております。

最後に、現庁舎につきましては、地下連続壁を正当に評価した上で、現行の建築基準法等が求める耐震性能を有していないということを確認しておりまして、耐震改修を行う場合には、周辺道路を長期間にわたり通行止めにしなければならないなど、実現性が低いと考えております。

このようなことから、現庁舎は建て替えが必要であると考えておりまして、議員御提案の防災センターを別地に整備する方法では、全庁一体となった防災拠点としての機能を十分に果たすことができないと考えております。

〔４７番　上野美恵子議員　登壇〕

○上野美恵子議員　１点目の質問で、工事記録集は耐震性能分科会に見せていないと答弁されました。

では、市長は工事記録集を御覧になったのでしょうか、端的にお答え願います。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　拝見をしております。

〔４７番　上野美恵子議員　登壇〕

○上野美恵子議員　御覧になったというならば、市長の目は節穴ではないでしょうか。

工事記録書は、現庁舎の事実の証明です。耐震性能分科会の報告書では、疑問を呈した専門家の意見に対し、市の考え方と分科会の見解が示されています。それを見ると、疑問を呈した専門家は工事関係資料を調査し、アースアンカーの詳細を確認すること、地下連続壁と地下外壁との取り合いの詳細を明らかにすることを指摘しています。

それに対し、市はあくまでも竣工図の記載のみを確認しての見解にとどめ、分科会

の見解も市の竣工図だけによる考えを追認しています。

ところが、疑問を呈した専門家が検証してほしいとこだわり続けた工事記録集、市長も見たと言いましたが、アースアンカー工法や、地下部分の壁が連壁と歯型によってしっかりとつなぎ合わさるＪＯＦ工法によって強力に接合されていること。それも含めて、大林組が耐震壁として利用できる地中連続壁を施工した記録が明確に記されています。

耐震性能分科会がまともに検証をしようと考えたならば、市の考えをうのみにするのでなく、疑問を呈した専門家の意見もこそ、事実に基づき正確かつ的確に検証すべきだったのです。専門家の意見は退け、市の考えを追認した耐震性能分科会の傾聴は、到底専門家とは言えないものだったのです。

耐震性能分科会報告書に明記されている工事関係資料の調査をせよという指摘を受け止めずに、専門家ならば絶対に外さないであろう工事記録書を耐震性能分科会が見なかったことは、耐震性能の判断を誤らせる決定的な要因であり、耐震性がないという耐震性能分科会の判断が大元から間違っているということがはっきりとしたと思います。

地中連続壁を工事した大林組は、1960年に地震力を負担する地中壁としての地中連続壁を自主的に開発、その効果や経済性が評価され、現庁舎竣工より７年も前の1974年には243件、70万平方メートルの実績がありました。そのことを大林組技術研究所構造研究室は、1975年にコンクリート工学のテクニカルレポートとして論文を発表しています。しかも、現庁舎のくいの強度は、このテクニカルレポートの発表とほぼ同時期、1973年７月に日本建築センターによる評価が行われています。その評価申請の窓口が、同じく大林組技術研究所の構造研究室でした。そのことがまた工事記録書にある本庁舎地中連続壁が耐震性のあるＯＷＳ法で施工されていることの裏づけと言えます。

結果的には、ＯＷＳ工法による地中連続壁が採用されている現庁舎には，耐震性があります。それが熊本地震という大地震の下でも全く損傷しなかったことでも証明されています。

このような検証だから、耐震性能分科会は非公開で、議事録を公表できないのです。こういう誤った検証と判断だから、市長がどんなに耐震性能分科会の結論だからといっても市民が納得しないんです。

市民説明会などでは、県庁よりも14年も新しい市役所をどうして建て替えなければならないのか、なぜ耐用年数を30年も残して今の庁舎を壊すのかなどの意見が多数出されていました。しかし、今日の質問でも、市長はまともに答弁をされませんでした。今こそ市長は、この疑問に答えるべきです。市長は責任を果たすことを強く求めておきます。

また、市役所建て替えの根拠、耐震性能の不足が破綻していることがはっきりした今、地中連続壁に耐震性能があれば地下にくいを打ち込む耐震補強も建て替えの必要

もないことも指摘しておきます。

もう一点、お尋ねをします。

市長は防災、防災と、巨大な庁舎を建てれば防災が万全かのように言われます。しかし、箱を建てても中身がしっかりしなければ、災害に適切に対応することはできません。市長が73万円市民のトップとして責任を持って陣頭指揮を執ることができますか。

私は、市長が度々海外視察に行かれることを指摘してきました。よく調べたら、昨年議会の開催月６、９、12、２、３の５か月を除く残り７か月のうち５か月、市長は国内、海外合わせて月10日以上出張されていました。先月５月はインドネシアに８日間行かれて、14日もの出張でした。本年度は海外出張だけでも延べ30日です。こんなに出張ばかりで留守にして、どうやって立派な庁舎で陣頭指揮が執れるのでしょうか、御説明をお願いします。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　通告にはございませんけれども、今どうやってこういったいろいろな災害対応をするのか、出張が多いということをおっしゃいましたけれども、私も出張してもきちんと職務を遂行できるような状況を常につくっておりまして、また、海外、国内問わず、今全国市長会の役員、あるいは防災対策の特別委員長という役目も果たしていかねばなりません。当然熊本市のことだけでなく、国内やいろいろなところに出張をしたり、あるいは災害の起こった場合にはすぐ対応できるように、今回能登にも、私、度々被災地に訪れさせていただいております。

また、インドネシアの会議にしましても、私はずっと世界水フォーラムという大変貴重な場で、最初にも地下水の保全についての御質問ございましたけれども、そういったことについても、しっかりこの熊本の地下水保全の取組をアピールするために、誠心誠意努力をしてきたところでございます。

そういう中で、私自身これまで熊本地震をはじめ、新型コロナウイルスの対策や様々な危機管理事象については、全力で取り組んできたところでございまして、そうした点をぜひ御理解、御認識いただければというふうに思います。これからも頑張ってまいります。

〔４７番　上野美恵子議員　登壇〕

○上野美恵子議員　どこにいても、国内でも海外でも陣頭指揮は執れるという答弁をされました。それならば、一極集中で大きな庁舎を建てなくても、分散型でもできるんではないんですか。だから、県庁は防災と別に建ててやっているんではないですか。あなたの答弁は、県のやり方を否定することになりますよ。

今年元日、能登地震発生のとき、石川県知事は上京中で、陣頭指揮を執れなかったことが後で問題にされていました。一刻を争う大災害を想定して建て替えが必要と言いながら、今のように留守ばかりでは能登地震の二の舞になりませんか。市長の行動からは、防災拠点は口先だけで陣頭指揮より何よりとにかく建て替えなければとしか

私には見えません。

それでは、続いて建設地についてお尋ねいたします。

１、市民説明会アンケートで、最も意見が多かったのが建設地の192件でした。候補地選定は市民の関心が高く、市民合意抜きに決めることはできません。十分な期間を取り市民参画の下、説明責任を果たし、市民合意を得て決定すべきではないでしょうか。

２、８月中旬にも候補地が決まるようなスケジュール案が示されています。もっと早くなるとも言われています。しかし、他の自治体が早くても１年、もしくは数年かけて決めている建設地を、本市がこれから二、三か月で決めるというスケジュールには無理があります。

例えば現地建て替えは無理のような説明ですが、市役所近隣の店舗からは移転建て替えは困る、それをいうなら住民投票でもやってほしいとの声もあります。こういう声を無視してスケジュール一辺倒で強行に進めることができるのでしょうか、いいのでしょうか、無理なスケジュールは見直すべきではないでしょうか。

３、市民説明会で熊本城の景観は大丈夫かという不安の声が多数ありました。候補地のうち民間所有の城東エリアと桜町ＮＴＴ跡地は、いずれも熊本城の景観が心配されます。私はサクラマチに行って、屋上ガーデンから眺めてみました。ビルの谷間となった部分から熊本城が見えますが、もし市役所が建ったならば、確実に見えなくなるのではと思いました。熊本市が450億円を投じ、熊本城と庭続きが売りのサクラマチビルから熊本城の眺めが台無しでいいのでしょうか。民有地の建て替えの場合、熊本のシンボル、熊本城の景観への配慮はどのようにされるのでしょうか。

以上、市長にお尋ねします。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　初めに、建設地に関するお尋ねにお答えいたします。

建設地の選定に係るこの市民の皆さんへの説明責任でございますが、市民説明会では、建設費に関する様々な御意見に対して、丁寧に市の考え方を説明させていただいたところでございまして、その内容はアンケートへの回答と合わせて本市のホームページに公開させていただいております。

このように、市民への説明、それから情報提供につきましては、これまでもきめ細かに取り組んできたところでございますが、今後長きにわたり市政の中心となります本庁舎等の建設地につきましては、市民の代表であり、また、私と同じく市民に対する責任を有する市議会との議論を経て決定をしたいと考えております。

次に、スケジュールの見直しについてのお尋ねでございますが、本庁舎等の建て替えにつきましては、これまで約６年間議論を行ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による議論の中断もありまして、結果としてタイトなスケジュールになったことは認識をしております。

一方で、防災、交通利便性、事業費、今後のまちづくりなど建設地の選定に必要な

要素につきましては、スピード感を持ちつつも丁寧に分析・調査を進めております。

このようなことから、今後いつ起こるか分からない災害への対応はもちろん、有利な財源であります合併推進債の活用期限を踏まえますと、現在お示しをしておりますスケジュールで進めてまいりたいと考えております。

最後に、新庁舎が景観に与える影響につきましては、施設計画の具体化に合わせ、検討を進めることとなりますが、いずれの敷地の場合においても、良好な景観形成が図られる計画としてまいりたいと考えております。

〔４７番　上野美恵子議員　登壇〕

○上野美恵子議員　スケジュールでは、６年間議論を行ってきたと答弁をされました。市民にとっては何の説明もないほぼ空白の６年間でした。市民が庁舎の問題の説明を受けたのは、昨年の「市長とドンドン語ろう！」と、今年４、５月の市民説明会だけです。市民の疑問はぬぐえず、市の考えを押し付ける場が提供されただけでした。そして最後、先ほどはタイトなスケジュールになったと答弁をされましたけれども、その原因は市長の進め方にあったことを認識していただきたいと思います。

また、景観につきましては、どこに建てても良好な景観になると答弁をされました。しかし、そうでしょうか、私にはそうは思えません。桜町ＮＴＴ跡地は2025年の開業を目指して、（仮称）ＮＴＴ西日本アセットプランニング新桜町ビル事業計画が以前ありました。2020年の景観審議会で審議され、高さ79.6メートルの14階建てビル、延べ床面積約３万7,500平方メートルの建設が、翌2021年４月に承認されていました。

この計画は立ち消えになっていますが、ＮＴＴ跡地にビルを建設しようとする場合、敷地の計上もあります。一部細くなっています。３万7,500平方メートルでも14階ですから、建て方によるとはいえ、６万平方メートルの建物であれば、かなりの高さとボリュームになることが考えられます。市長はそのことを知って、良好な景観と答弁をされたのでしょうか、お尋ねします。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　市庁舎のことにつきましては、これから具体的な規模等についても建て替えます。その中で、この景観については、当然いろいろな形でまた条件が出てくる中で、精査されていくというふうに思います。

ただ、景観条例をはじめとした様々な景観を守るルールがこの熊本市にはございますので、そうした景観審議会、いろいろなことのお考えもこれから具体案が進んでいきますと出てくるというふうに思いますが、私といたしましては、しっかりこの景観を守っていく、そしてその価値をしっかり高めていくことが必要であるというふうに考えております。

以上です。（「そこは建てないよ」と呼ぶ者あり）

〔４７番　上野美恵子議員　登壇〕

○上野美恵子議員　市役所の予定面積、今公表されているのは６万平方メートルです。大きいです。今の庁舎より大きいです。桜町再開発のホテル、マンション、商業スペ

ース、これを併せた面積より少し狭いくらいです。先ほど紹介したＮＴＴ開発の1.5倍もあります。そんな巨大なビルがＮＴＴ跡地の場所に建ったらどうなるか、イメージしてください。後から後から検討というのでなくて、決める前にきちんと検証する、それが責任ではないでしょうか。

市民のシンボル熊本城への思いは、市民想像以上だと思います。景観審議会にかかった案件はことごとく承認されています。こんな市長のやることを市民は懸念をしているということを忘れないでいただきたいと思います。

それでは、最後に、財政面についてお尋ねいたします。

第１に、市民説明会では、建て替える際は今の費用の何倍にもなるのではとの意見や、最低限の費用であってまだまだ増えるのかとの質問に、市は御指摘のとおりと回答していました。

先日の特別委員会では、確かな事業費は実施設計終了後と答弁をされていました。これでは事業費は青天井ではないでしょうか。これでは困ります。一体幾らまで増えるとお考えでしょうか。事業費も決まらないのに、来年３月までに実施設計を契約するのですか。

第２に、全国で庁舎建設基金を積み立てずに庁舎を建てたところがありますか。

第３に、本市の決算では桜町再開発・熊本城ホール整備事業が膨らんだ2017年度から2019年度にかけて投資的経費が跳ね上がっています。熊本地震の影響を差し引いても、総額450億円の投資の影響は否定できません。

一方で、税収は増税分を除けば増収とはなっていません。市民説明会では、「庁舎整備で他の予算が減られないか、財政は大丈夫か」という意見が多数ありました。

市債残高が5,000億円を超え、過去最悪の借金財政の今、市庁舎建設への500億円を超える投資は、各種市民サービスへ影響するのではないでしょうか。市長は市民のこの不安に応えることができますか、お尋ねいたします。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　財政についてのお尋ねにお答えいたします。

まず、概算事業費につきましては、現在お示しをしております基本構想の段階においては、求められる機能や期待される役割を果たすために必要な規模を確保し、物価高騰等を勘案した上でイニシャルコストとして算出をしたものでございます。

今後、建設地の形態や周辺環境など本庁舎等の要件の確定状況に応じて見直しを行い、設計の与条件を整理することで一括発注は十分可能であると考えております。

今後も市民の皆様の御意見を伺いながら、議会での議論を踏まえ、よりよい本庁舎等の在り方についてさらに検討を深めていきますとともに、私としては可能な限り本市の財政負担を軽減するため、合併推進債の活用を目指してまいりたいと考えております。

次に、議員お尋ねの庁舎整備基金を活用せずに庁舎建整備を行った事例の有無については、把握をしておりません。

また、次に、市庁舎建設への答申による市民サービスへの影響と市民の皆さんへの不安の対応ということでございますが、議員御指摘のとおり、本市の普通会計の令和４年度末の市債残高は約5,004億円でございますが、全額が後年度交付税措置をされます臨時財政対策債及び熊本地震関連分の市債を除いた、言わば通常分の市債残高は、平成11年度をピークとして減少傾向となっております。

実質公債費比率、将来負担比率などの健全化判断比率の指標におきましては、国が定めた基準を大幅に下回っておりまして、財政状況は健全な水準にあるものと考えております。

また、熊本市本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議からも、今後の財政見通しについては、健全な水準で推移していく見込みであると評価するとの答申をいただいております。

もとより、物価上昇など財政を圧迫するリスクはあり得ますが、税源の涵養、国費等の活用などによりまして、引き続き財政の健全性を維持してまいりたいと考えております。

市役所の本庁舎は、平時には行政事務やまちづくりの拠点でございまして、有事には防災の拠点として市民サービスを提供する中心的な役割を果たす施設でございます。

今後とも財政規律に十分留意をしつつ、市庁舎整備を含めてよりよい市民サービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

〔４７番　上野美恵子議員　登壇〕

○上野美恵子議員　るる御答弁いただきましたけれども、基金を使わずに建てたところは、把握をしていないという答弁がありました。基金も使わずに、全くそのままで建てれば、財政に直接負担が来ます。まさに計画性のないこんな計画、無計画な大型の箱物で、それを市民の負担にするというのは、あまりにも無謀ではないでしょうか。

私は、この点でもこの市庁舎の整備というのが、いかに市長がこの建てる、建てるということだけにこだわってやっているかということを疑問に思います。

市長は、新庁舎整備もやってよりよい市民サービスに努めると言われます。しかし、熊本市はどっちを向いてもお金のない話ばかりです。同じ箱物ならば、老朽化した市営住宅の廃止・集約はしないで、住まいは人権の立場で建て替えてください。古い団地に住む住民は、いつ出ていかなければならないかとおびえて暮らしておられます。

国民健康保険は、この物価高の中で一般会計、市長の下で毎年減らされて、そして今年は7.3億円も値上げされています。これこそ引き下げてください。県下でこどもの医療費自己負担があるのは、宇城市と熊本市だけではないですか。これこそ完全無料、すぐにお金があるならやってください。財政が大丈夫ならば、こうしたことこそ真っ先に応えるべきではないでしょうか。

同じ政令市の北九州市役所は、1972年竣工で築52年です。でも、市長さんは建て替えずに大切に使うと言っておられるそうです。市民の財産である歴史と文化の詰まった現庁舎を大事にしなければならないと思います。私もそうだと思います。

奈良女子大の中山徹教授は、「建築とまちづくり」の雑誌で、ヨーロッパの旧市街は伝統的な建物が保存され、新たに開発された地区でも、建物の高さをそろえるなど景観に厳しい規制がかけられている。しかし、日本では床面積の供給を優先させるため、建物の高さ規制、景観形成が緩く、21世紀になっても開発を促すために積極的に規制緩和を進めている。人口が減る時代に規制緩和を進める必要はない。人口が減る時代にタワーマンションを建て続けるのは異常である。むしろ21世紀に形成された乱暴な景観こそ修正すべきであると、21世紀のまちづくりについて提言をされていました。ヨーロッパのまちづくりには、こんなことを学んでほしいと思いました。市長、いかがでしょうか。

本日、準備いたしました質問はこれで終わります。私は、引き続きこの熊本市が本当に住民にとって皆さんの願いがかなっていくような、そんな熊本市政になっていくようにと頑張っていきたいと思います。そのことの決意を申し添えまして、質問を終わりたいと思います。

傍聴にお忙しい中おいでいただいた皆様、そしてインターネットで御視聴の皆様、本当に長時間の御清聴ありがとうございました。これで質問を終わります。（拍手）

○寺本義勝議長　この際、議事の都合により休憩いたします。

午後２時に再開いたします。

午後　０時０９分　休憩

午後　１時５９分　再開

○寺本義勝議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

○寺本義勝議長　一般質問を続行いたします。

山中惣一郎議員の発言を許します。山中惣一郎議員。（発言する者あり）

〔６番　山中惣一郎議員　登壇　拍手〕

○山中惣一郎議員　皆さん、こんにちは。山中惣一郎でございます。本日は昨年に続き、２回目の一般質問の機会をいただきましたことに深く感謝申し上げます。

また、お忙しい中にもかかわらず、傍聴にお越しいただいた皆様、そしてインターネット中継で御覧いただいている皆様、心から御礼を申し上げます。

私はこの熊本市を次世代へつなげること、市政に関心を持ってもらい、市民と一緒に考え進めていくことを目指して日々活動しております。本日の質問を通じて、皆様とともに熊本市の未来を考える一助となれば幸いです。

それでは、質問させていただきます。

まず初めに、本市の地域防災体制についてお聞きします。

熊本地震から８年がたちました。この間、私たちは自助、公助、共助ということ防災の基本原則を学び、それを実践することの重要性を再認識しました。今年は能登半

島地震が発生し、改めて公助や共助の取組がどれほど大切かを痛感させられました。

公助とは、行政が住民を助ける支援や救助活動を指しますが、その限界もあります。だからこそ自助、すなわち個々の備えと共助、つまり地域での助け合いが重要とされています。

私も熊本市地震の際に地域コミュニティの担い手として、避難所運営などに携わり、共助の重要性を身をもって感じました。

昨今、高齢化や人口減少により、この地域コミュニティの担い手が少なくなっている現状があります。住民による共助の仕組みが維持困難になっているとの認識は多くの自治体で共通しており、高齢化や過疎化などの進行により、共助や地域の防災活動の担い手となる自治会や自主防災組織の活動が低下している。山間部などを中心に高齢化が進み、都市部においてはコミュニティが希薄化していると指摘されています。

地域コミュニティの担い手不足は、特定の人物が地域の役職を兼務するという状態を生んでいます。私自身も現在、消防団と自治会の役職を兼任している状況で、災害時にそれぞれの地域組織が効果的に機能するのか心配に思うことがあります。

地域住民の安心な生活に欠かすことのできない共助がより効果的に機能すること、また、その仕組みが今後も維持されていることを強く望みます。

そこで、２点お尋ねします。

まず、地域組織の中で、災害時に活動する自治会、避難所運営委員会、校区防災連絡会、自主防災クラブ、消防団などの各団体間の統率と連携について市の現状をお聞かせください。

また、これらの団体がどのように協力し、効果的な対応を実現しているかについて具体的な状況をお聞かせください。

さらに、消防団の現状についてお尋ねします。

市内には分団が未結成の校区がありますが、その地域では災害時に１つの分団が２つの校区をカバーする必要があります。人手不足やコミュニティの不足により十分に機能しづらい現状があります。この現状について、本市の見解と対策をお聞かせください。１点目を政策局長、２点目を消防局長に御答弁をお願いします。

〔三島健一政策局長　登壇〕

○三島健一政策局長　地域の防災組織として、校区防災連絡会は校区自治協議会などの地域団体で構成されており、校区内の防災活動の取りまとめや調整を行っております。その傘下である避難所運営委員会は避難所の開設・運営、自主防災クラブは地域住民の避難誘導や救護、また、消防団は災害現場での消火をはじめ、救助・救出、警戒巡視などの役割を担っております。

大規模災害時には公助の支援には限界があることから、自助はもとより、これらの地域組織が連携して防災活動を行うことが、地域住民の生命・身体を守る上で極めて重要であると認識をしております。

そのようなことから、校区防災連絡会を中心に災害時に各組織が円滑に活動できる

ように、毎年地域で実施している訓練や震災対処訓練において避難誘導の役割、避難所開設・運営の手順などを確認いただいているところでありまして、今後も地域防災力向上のための取組を推進してまいります。

〔平井司朗消防局長　登壇〕

○平井司朗消防局長　私からは、消防団未結成分団の校区の対応に関する御質問にお答えいたします。

本市の消防団につきましては、小学校区を基本に組織されておりますが、現在10校区におきまして分団が未結成となっております。

分団が未結成の校区につきましては、隣接する校区の分団が管轄区域として災害活動を実施しておりますが、１つの分団が複数の校区を管轄するため、団員への負担や議員御指摘のとおり、人手不足等が懸念されるところでございます。

本市といたしましては、分団が未結成の校区の解消に向けて管轄する分団の分団長等から意向を聴取し、必要に応じて新規設置に向けた説明を実施しているところでございます。

分団の設置に当たりましては、原則として小学校区ごとに一定数の団員の確保や施設等の整備を必要としておりますが、小学校区の統合や分離があった校区におきましては、地域の実情やニーズに合った分団の編成も推進しているところでございます。

今後も引き続き分団が未結成の校区の解消に取り組むとともに、地域防災の中核を担う消防団の確保に向けて入団促進や消防団員が活動しやすい環境の整備に努めてまいります。

〔６番　山中惣一郎議員　登壇〕

○山中惣一郎議員　御答弁ありがとうございます。

本市が各組織の活動を支援し、訓練や役割確認を通じて地域防災力を向上されていることは心強く思います。

消防団については、未結成の校区の解消に向けた取組を進めているとのことで、引き続きよろしくお願いいたします。

消防団は、地域防災の要として住民との信頼関係を築きながら活動しています。地域活動や避難訓練の充実が求められます。校区に１つの消防団が存在することで、より円滑なコミュニケーションが取れ、地域防災力の向上に寄与できると考えます。

地域防災力の向上は、住民の安心感や生活の質の向上にもつながります。地域防災力の強化策としては、本市東区秋津まちづくりセンターが避難所開設運営マニュアルを映像化し、ＤＶＤにまとめられています。再現ドラマや訓練の映像を熊本弁で紹介することで、地域住民にとって理解しやすい内容となっており、ほかの地域にも広がることを期待しております。

続いての質問です。

本市のアーバンスポーツへの取組についてお尋ねします。

アーバンスポーツとは、都市環境を舞台に行われるスポーツの総称です。これらの

スポーツは自然環境ではなく、都市の構造物やインフラを積極的に活用することが特徴です。都市の風景を舞台に繰り広げられるこれらのスポーツは、自由なスタイルと自己表現の機会を提供し、特に若者の間で人気が高まっています。

東京2020オリンピック競技大会をきっかけに、都市部だけでなく地方都市でもアーバンスポーツのインフラ整備やイベント開催が進み、地域活性化の一助となっています。

アーバンスポーツには幾つかの代表的な種目があります。まず、スケートボードはその代表格です。このほか小型自転車を使ってジャンプやトリック、レースを行うＢＭＸ、都市の建物や壁、障害物を駆け抜けるパルクール、人工的な壁を登るスポーツクライミングなどのスポーツがあります。

アーバンスポーツの魅力は、その自由なスタイルと自己表現の機会にあります。順位を争うことよりも自分自身の楽しみや創造性、仲間との交流を重視する文化が根づいています。また、観客も一体となって楽しむことができるため、コミュニティ形成にも大きな役割を果たします。これらのスポーツは都市環境を活用することで日常の風景がスポーツの舞台となり、新しい視点と刺激を提供します。都市生活に新しい風を吹き込み、多くの人々に楽しみと健康をもたらすアーバンスポーツは、今後ますます注目されるスポーツ分野です。

他都市の事例として、さいたま市と富山市が挙げられます。さいたま市では大規模なアーバンスポーツイベントが開催されており、国内外から多くの観光客を生み出すことで、地域経済を活性化させています。

一方、富山市のＭｉｘ　Ｕｒｂａｎ　Ｓｋａｔｅ　Ｐａｒｋでは、地元出身のプロスケートボーダーと連携し、イベントを開催することで地域のにぎわいを創出しています。これにより若者のスポーツ参加を促進し、地域経済の活性化に寄与しています。

富山市の事例では、地域住民が積極的にスポーツに参加することによってコミュニティの結束力が強まり、健康的なライフスタイルが推奨されています。

さらに、本市にはスラックラインやトリッキングなどの優れたアーバンスポーツの指導者が多数おり、その方々と連携し、普及活動をさらに広げていただきたいと考えております。地域の指導者と連携した普及イベントや体験教室の開催が重要です。

そこで、経済観光局長にお尋ねします。

本市として、アーバンスポーツのイベント開催や普及に向けた施策、取組についてお聞かせください。

〔村上和美経済観光局長　登壇〕

○村上和美経済観光局長　アーバンスポーツを普及させるための取組についてお答えいたします。

スケートボードをはじめとするアーバンスポーツは、東京オリンピックを契機に人気が高まってきており、菊陽町ではアーバンスポーツ施設の整備が予定されるなど、競技人口の増加が期待されております。

本市におきましては、令和５年２月に熊本駅前アミュひろばにおいて、アーバンスポーツチャレンジパークを開催し、スケートボードやパルクールなどの体験教室に505名の多くの皆様方に御参加いただいたところです。

また、昨年度から市民総参加型のスポーツイベントとして例年開催しております、熊本市民スポーツフェスタの種目として新たに取り入れております。

アーバンスポーツには様々な競技があることから、引き続き熊本市民スポーツフェスタ等を通じて、こどもたちをはじめ、多くの市民の皆様が楽しみながら競技に触れ合い、その魅力を知っていただく機会を設けることでアーバンスポーツの普及に取り組んでまいります。

〔６番　山中惣一郎議員　登壇〕

○山中惣一郎議員　御答弁ありがとうございます。

今年はパリオリンピックが開催されます。既にオリンピックで実施されている３×３バスケットボールやＢＭＸフリースタイル、スケートボードに加え、パリ大会では初めてブレイキンが採用され、アーバンスポーツの熱はさらに高まることが予想されます。

さらなる普及に向けた取組として、例えば大阪府豊中市では、アーバンスポーツ推進事業助成金という制度を設け、市民がアーバンスポーツに親しむ機会を提供しています。本市でも、同様の助成金制度の導入を検討してみてはいかがでしょうか。

また、地域の指導者と連携した普及イベントや体験教室を開催し、幼少期からアーバンスポーツに触れる機会を増やすことも重要だと思います。そしていつか本市からオリンピックで活躍する選手が誕生することを期待しております。

次の質問に移ります。

近年、公共の広場や公共空間の重要性が改めて見直されています。ストレスの多い現代社会の中で、市民は自宅や学校、職場でもない第３の場所を心の中で求めてきているように思います。広場や公園は、生活の潤滑油になるような第３の場所になり得る存在だと私は考えています。

私の思う理想の広場は、偶然に出会った人同士が自然とコミュニケーションを生む場というものです。日常の中で同じリズムで動いている人たちが顔を合わせ、名前や所属を知らなくても交流が生まれ、そうした何気ない関係性が現代の社会で不足している、何となく気にかけあうコミュニケーションを補完する重要な役割を果たせるのではないかと考えています。

広場には、具体的な機能がないからこそ運営や関係性のつくり方が重要です。定期的なイベントを開催することで、地域の一部として人々が集まる場を提供できます。毎月第３土曜日にあそこに行けば誰かいるというように、日常に組み込まれた集まりは、人々にとって大きな助けとなります。大切なのは、ただ時間を共有することです。

多様性のある広場を作るためには、広場のサイズや開かれた状態が必要です。広場をオープンに保つことで、多様な人々が集まりやすくなります。イベントのメンバー

が固定化しないように工夫したり、テーブルや椅子の配置を変えたり、どなたでもどうぞというメッセージを掲げたりすることで、広場の雰囲気を大きく変えることができます。広場を作り運営し、イベントを開催する人々は常に周囲から見られています。その姿勢や行動が地域の人々に信頼されることが重要です。

広場は社会の縮図であり、多様性を感じられる場合であるべきです。だからこそ広場などのパブリックスペースの活用について、その意義を強く持ち、積極的に取り組む必要があります。地域住民や働く人々が足を運びたくなるようなプログラムを提供することも、広場の運営者の役割です。広場に関わる人々は、自分たちの行動を通じてその意義を地域に伝えることが求められます。

全国の他の自治体でも、公共の広場を活用した例が多く見られます。例えば富山市のグランドプラザは、再開発事業により整備された広場で、世代や価値観の異なる人々が自然に出会い、つながりを育む場合となっており、富山ＬＲＴ路面電車セントラムの電停「グランドプラザ前駅」とも連携しています。

また、神戸市の三宮クロススクエアは、三宮駅周辺に新しい駅前空間を創出し、人と公共交通優先の空間を作り出すことで、日常的にぎわいを生み出し、駅とまちをつなぐことを目指しています。

令和５年度に本市が実施した広場ニスト育成スクールは、多様な人々に開かれた心地よい広場を創出し、地域社会に居場所と新しい出会いを提供することを目的としたプログラムです。受講生は４日間の座学と対話を通じて、広場活用の基礎となる考え方や具体的手法を学び、５人１組のグループで２回のトライアルイベントを企画、運営することで実践的な経験を積みました。各グループは、アドバイザーの助言や一部金銭的支援を受けながら安心してイベントを実施でき、受講生同士の信頼関係も築かれました。さらに受講生は、マイプランとして新しい価値を創出する計画を立案し、最終講義でプレゼンテーションを行いました。

スクール終了後には、くまもと広場ニストとして正式に認定され、今後本市が広場の利活用を促進する際に優先的に情報提供や協働の機会が与えられます。このスクールを通じて受講生は広場活用のスキルを身につけ、開かれた活気ある公共空間をつくり出し、熊本市民としての誇りと醸成、ひいては地域社会の発展に寄与する力を養うことを目指しています。広場ニストの今後の展開については、期待も込めて注目しているところです。

そこで、都市建設局長にお尋ねします。

昨年度の広場ニスト育成スクールの実施結果を振り返り、その成果や課題についてお聞かせください。

また、令和６年度における広場ニスト育成スクールの目標や具体的な活動計画についてもお聞かせください。今年度はどのような新しい取組や改善を予定しているのか、さらに他地域への展開、例えば本市の東区、西区、南区、北区での展開予定についてもお聞かせください。

〔秋山義典都市建設局長　登壇〕

○秋山義典都市建設局長　御質問に順次お答えいたします。

くもまと広場ニスト育成スクールは、広場等の公共空間に新しい価値を生み出すイベント等を企画・運営する人材を育成することを目的といたしまして、令和５年度から実施しております。育成スクールを終了した１期生９名の方について、先般広場ニストとして認定したところでございます。

その成果といたしまして、今年のゴールデンウイークには、早速広場ニスト認定者によるこども向けスポーツイベントが花畑広場において実施され、多くの皆様に御参加いただいたところでございます。

一方、育成スクールの受講者からは、カリキュラム上の課題としてトライアルイベントまでの準備期間が短く、負担が大きかったとの声もいただいております。

次に、令和６年度の目標等につきまして、今年度は８月をめどに受講生を募集し、昨年度に引き続き講座やグループワーク、トライアルイベントの実施を予定しており、課題の改善を図りつつ継続的な人材育成に取り組むこととしております。

また、新たな取組といたしましては、受講生と広場ニスト認定者との交流の場を設けまして、実体験に即した学びの共有ですとか、幅広い分野の組み合わせによる新たな発想を生み出す機会としたいと考えております。

最後に、他地域への展開につきまして、広場ニストには中心市街地のみならず、様々な地域での活躍を期待しているところでございまして、既に中央区の託麻原校区において地域の防災イベント企画などの依頼が寄せられているところでございます。

今後もくまもと広場ニスト育成スクールを実施し、広場等の公共空間利活用の裾野を広げ、にぎわい創出と魅力の向上に取り組んでまいります。

〔６番　山中惣一郎議員　登壇〕

○山中惣一郎議員　御答弁ありがとうございました。

広場ニスト育成スクールの成果と課題について詳しくお話いただき、また、令和６年度の目標や活動計画、他地域への展開についてもお聞きすることができました。

広場ニスト育成スクールについては、応募者が多くて抽選になったと聞いておりますが、参加者の話によると、広場の利活用に対する温度差があったとのことです。抽選に外れた方々の中には意欲的な方もいらっしゃったかもしれませんので、より適切な人材を選ぶために、選考の際には面接などを取り入れることを御検討いただければと思います。

また、広場等の公共空間の利活用の裾野を広げるとのことでしたので、今後は中心部以外のスペースやほこみちを利用した歩道空間の活用などにも期待したいと思います。

次の質問に移ります。

全国的に、公営団地の老朽化が深刻な社会問題となっています。高度経済成長期以降、都市部への急激な人口集中に対応するため、日本全国で多くの住宅団地が開発さ

れました。

国土交通省住宅局の持続可能なまちづくりに向けた住宅団地再生の手引きによると、2022年時点において全国で2,903の住宅団地があり、その多くが築40年以上を経過しています。これに伴い、急激な人口減少や高齢化の進行、住宅施設の老朽化など様々な課題が顕在化しています。

まず１つ目に、物理的老朽化として、建物自体の劣化や耐震基準改正前の建物における耐震性の不足が挙げられます。この問題は、住宅団地の安全性や住環境に直接的な影響を与えています。特に地区40年以上の団地では、外壁のひび割れ、屋根や配管の老朽化、水回りのトラブルなどが頻発しています。これに加え、現在の耐震基準を満たしていない団地では、耐震補強が急務となっています。

次に、２つ目として、社会的老朽化の問題があります。

これは時代のニーズに合わない間取りや設備によるもので、特にエレベーターのない高層階の住宅では居住性の利便性が大きく損なわれています。また、現代のスタンダードであるＬＤＫ構成の対応不足により、若い世代や子育て世代の新規入居が難しくなり、結果的に団地の空室率が増加しています。

さらに、３つ目として、入居者の高齢化の進行の問題が挙げられます。入居者の平均年齢が上昇する中で、介護や医療のニーズが増加しており、高齢者が多いことでコミュニティの維持が困難になっています。高齢化の進行に伴い、地域の自治力が低下し、住民間の交流や支え合いが減少しています。これらの課題に対応しない場合、さきに挙げた３つの課題に加え、連鎖的にほかの問題が生じるリスクがあります。このままでは、まちとしての持続可能性が危ぶまれる状況です。

住宅団地は良好な住環境や良質な道路などの都市基盤、長い年月をかけて育まれた自然環境を有しているため、地方公共団体がこれを良質な社会試算として再生を支援していくことが求められています。特に再生支援を行う際には、公営住宅地のみならず、周辺住宅一帯への配慮をし、包括的なアプローチをしていくことが必要です。

全国的にはこうした課題に対処するために、民間企業との協力による団地再生プロジェクトが進められています。これらのプロジェクトでは、地域コミュニティの形成を重視し、若者や子育て世代の入居を促進しています。こうした事例を踏まえ、本市においても同様の取組を進めることが求められていると考えます。

そこで、都市建設局長にお尋ねします。

現在の市営団地の入居率と入居者の年代別の構成割合を教えてください。

また、本市でも、民間企業との協力による団地再生プロジェクトのような老朽化した市営団地の再生に合わせた若者世代の誘導などの取組を進めていく予定はあるのか、お聞かせください。

〔秋山義典都市建設局長　登壇〕

○秋山義典都市建設局長　まず、入居率と入居者の年代別の構成割合につきましては、2024年５月現在の市営住宅の入居率は約84％であり、入居者の年代別の構成割合は80

代が約13％、70代が約24％、60代が約16％となっており、60代以上の方が約半数を占めている状態でございます。

次に、市営住宅の再生に合わせた若者世代の誘導に関する御質問についてお答えいたします。

市営住宅につきましては、現在改定中の市営住宅長寿命化計画におきまして、将来の人口減少を見据えた適正な管理戸数を定めることとしており、今後、各団地の対応年限等を踏まえた集約建て替え等により、段階的に管理戸数の適正化を進めていく予定でございます。

その実現に向けましては、団地ごとに実情が異なることから、入居者にヒアリング等行いながら、個別の実施計画を策定し、事業を行ってまいる予定でございます。

現在実施中の高平・大窪団地集約建替事業では、官民連携手法の一つであるＰＦＩを活用しておりまして、建て替え後に必要となる戸数を調査した上で敷地の有効利用の観点から建物の高層化を図っております。

これにより生まれた余剰地の活用に当たりましては、団地入居者の高齢化が進んでいる現状を考慮いたしまして、住宅分譲地とすることで若者世代の居住誘導を図り、地域コミュニティの活性化につなげたいと考えております。

今後も市営住宅の建て替え等進める中で、地域のニーズや立地状況を踏まえ、民間のノウハウも活用しながら、多様な世代が暮らしやすいまちづくりに取り組んでまいります。

〔６番　山中惣一郎議員　登壇〕

○山中惣一郎議員　御答弁いただきありがとうございます。

本市の市営住宅長寿命化計画に基づく取組や、現在進行中の高平・大窪団地集約建替事業におけるＰＦＩの活用など、官民連携の取組について詳細な御説明をいただき感謝いたします。特に、余剰地の活用による若者世代の居住誘導や地域コミュニティの活性化の重要性について理解が深まりました。

福岡県宗像市の日の里団地の事例を紹介させていただきます。

日の里団地は、住民の高齢化や建物の老朽化に伴う空室問題を解決するため、官民連携で再生が進められました。2010年に行政と地域が立ち上がり、2017年から企業が参画、2020年に具体的な取組が開始されました。

この団地では、団地を地域の活性化拠点とすることを目指し、１階に交流拠点を整備しました。地元農業と連携したブリュワリー、保育園、多世代コミュニティの場などを設け、住民が自らリノベーションを行うＤＩＹ拠点も導入しました。さらに、２階以上には地域企業の事務所やコワーキングスペースを設け、地域と企業の連携を強化しました。

この取組により、日の里団地は地域の価値を向上させ、地価の上昇にもつながりました。官民連携と住民のニーズを反映した再生計画が成功の要因です。

本市でも、このような成功事例を参考にしながら、地域コミュニティの活性化、若

者世代の誘導、住環境の改善を包括的に進めていくことが重要だと考えます。市民が安心して暮らせる環境を提供し、持続可能なまちづくりを実現するために引き続き取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、余裕教室の現状と利用状況についてお尋ねします。

所管委員会に関連するものになりますが、御了承いただきたいと思います。

少子化と児童・生徒数の減少に伴い、全国の公立小中学校では、今後５年間以内に普通教室として使用される見込みのない教室、いわゆる余裕教室が増加しています。これらの余裕教室をどのように活用するかが課題となっています。

現在、本市では、余裕教室を特別支援教育の場など学校教育活動に活用されていますが、他都市ではそれ以外の様々な用途での活用が進んでいます。地域コミュニティの活動拠点として地域の文化活動やスポーツ活動の場として余裕教室を提供することで、地域の連帯感の強化、住民の交流促進を図るという例があります。

また、高齢者の交流スペースとして、高齢者向けのサークル活動や健康増進プログラムを行う場所として余裕教室を活用することで、高齢者の健康維持と社会的な孤立の防止を図るという例もあります。これらの取組は、地域社会全体の活性化に寄与するものであり、本市でも積極的に取り入れるべき取組だと考えます。

そこで、教育長にお尋ねします。

本市における小中学校の余裕教室の数と現在の活用状況についてお聞かせください。

また、学校教育活動以外に活用する計画があればお聞かせください。

〔遠藤洋路教育長　登壇〕

○遠藤洋路教育長　余裕教室の現状と活用についてお答えいたします。

熊本市立の小中学校における余裕教室の数は、令和３年度の文部科学省の調査では、小学校391教室、中学校188教室の計579教室であり、主に少人数指導教室や通級指導教室、カウンセリングルームなど学校教育活動に活用しております。

学校教育活動以外では、児童育成クラブや児童・生徒と地域との交流を図る場として活用している学校もあるところです。

現在のところ、教育委員会としては学校教育活動以外の活用計画は持っておりませんが、議員御案内のとおり、地域コミュニティの活動拠点や高齢者の交流スペースへの活用等需要がある場合には、学校教育に支障がない範囲で活用できるよう関係部署と連携してまいりたいと考えます。

〔６番　山中惣一郎議員　登壇〕

○山中惣一郎議員　御答弁ありがとうございます。

今後は、都市部でも少子化の影響で生徒数が減少し、余裕教室の増加が予想されます。余裕教室を地域コミュニティの活動拠点や、子育て世代の交流スペースとして活用する具体的な計画を立てることが重要であると考えます。教育委員会と関係部署が連携し、余裕教室の有効活用について積極的に取り組んでいただけるようお願いします。

次の質問に移ります。

熊本市電は、令和６年８月１日に開業100周年を迎えます。この節目を記念して、昨年から様々なイベントが企画されています。開業100周年の１年前イベントとして、熊本市電の鉄道娘「辛島みく」のオリジナルグッズの販売や熊本市電フォトコンテストが開催されました。今年度は、10種類の候補車両の中から人気ナンバー１車両を決定する推し電総選挙や「「100年後の市電」こども絵画コンクール」など、未来を担うこどもたちを対象とした企画も行われています。運賃100円の日や無料の日には多くの方々に御利用いただいており、熊本市電は市民の生活に欠かせない公共交通手段として親しまれています。

しかし、熊本市電では運行トラブルが相次ぎ、重大なインシデントが続いています。今年に入って５度目のトラブルが発生し、市民の皆様に不安を抱かせる結果となっています。熊本市交通局におけるインシデント等に関する検証委員会も設置されましたが、運行トラブルが続くことで市電延伸計画に対する不安も高まっています。

市電延伸計画は、健軍町電停から市民病院までの約1.5キロを延伸するもので、地域公共交通の充実を図るための重要なプロジェクトです。概算事業費は135億円で、令和11年度に一部区間で運行を始め、令和13年度に全線開通を目指しています。しかし、地元に住む私の下には、地域住民や近隣商店街の方から市の説明不足という声が多く聞こえ、計画に対する市民の理解が十分に進んでいない印象を受けています。

昨年10月から11月に行われたアンケートでは、57％の市民が市電延伸を「必要」と回答していますが、一方で、25％が「必要ない」と回答しています。特に「延伸しても利用者は少ないと思う」という意見が多く、地域住民は市電が通ることで逆に渋滞が発生するのではないかと懸念しています。商店街関係者は、健軍電停が終点でなくなることで、お客さんが来なくなると不安を抱いています。市電延伸後の利用見込みが１日当たり約2,300人、年間約84万人とされていますが、この予測についても市民から疑問の声が上がっています。

延伸計画には、国からの補助金も含まれており、本市は国土交通省の都市・地域交通戦略推進事業として２億3,500万円の補助を受ける予定です。この補助金は用地測量などに充てられる計画です。国の補助は、今年度から５年間で市が延伸の概算事業費として見積もっている約135億円のうち、交付金などを充てることで市の負担は53億円になると想定しています。しかし、この具体的な使用計画も市民には十分に伝わっていません。

市電延伸を計画する上で、市民の理解と協力は欠かせません。市電延伸計画に対する市民の声を真摯に受け止め、透明性のある説明を行いながら、令和13年度の全線開通まで市民と行政が一丸となって計画を進めていく必要があります。

そこで、都市建設局長にお尋ねします。

今後、市民の理解や合意を得るための説明会など周知の進め方についてお聞かせください。

〔秋山義典都市建設局長　登壇〕

○秋山義典都市建設局長　健軍地区における市電延伸の検討につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、一時的に議会での議論を中断しておりましたものの、令和５年第２回定例会から再開し、現在基本設計を進めているところでございます。

このような中、事業を推進する上で市民の皆様の御理解、御協力は欠かせないという認識から、市民懇話会やオープンハウス、アンケート調査など様々な手法で御意見をいただきながら、検討を進めてきたところでございます。

しかしながら、地元地域の皆様への説明もより丁寧に行うべきという声を真摯に受け止めまして、今後は事業の進捗に合わせたきめ細やかな説明を行うとともに、地域の皆様との意見交換にも取り組んでまいりたいと考えております。

〔６番　山中惣一郎議員　登壇〕

○山中惣一郎議員　御答弁ありがとうございます。

市電延伸計画は、本市の今後の発展に大きなチャンスをもたらす重要なプロジェクトであると認識しています。大きな予算を使う以上、市民の皆様の理解と合意を得るために十分な議論が必要です。

この計画はやるか、やらないかの二択ではありません。地域住民や想定される利用者など、様々な方々との意見交換の場を設けることが不可欠です。成功に向けて説明不足による誤解や摩擦を避けるためにも、行政と市民が同じビジョンを共有し、一丸となって進めていくことが求められます。

今後、地域への丁寧な説明と意見交換の場を積極的に設け、市民の声を真摯に受け止めながら、令和13年度の全線開通を目指していただきたいと思います。

最後の質問に移ります。

ただいま御答弁いただきました市電の延伸計画が進行中の健軍・東町地域周辺には、先ほど触れました老朽化した市営団地や余裕教室が増加している小学校が存在します。私はこの地域の今後のまちづくりに大きな可能性を感じています。

例えばこれらの老朽化した公的施設を活用し、広場やコミュニティスペースを整備することで、地域住民が集まりやすい場を作り出すことができます。このような場では、マルシェやアーバンスポーツなどのイベントを開催し、新たな地域交流を創出することが期待できます。

また、この地域には東区役所、東警察署、市民病院、中学校や高等学校、自然豊かな江津湖や動植物園があり、子育てにも適した環境が整っています。さらに、熊本空港や益城熊本空港インターチェンジからのアクセスも良好で、交通の要所として非常に重要なエリアです。健軍・東町エリアは、本市の東の玄関口として重要な役割を果たすことができる地域だと考えます。

市電が市民病院まで延伸されれば、交通結節点としての機能が強化され、地域全体の利便性が大幅に向上します。また、シェアサイクルやパークアンドライドの活用を促進することで、地域の利便性をさらに高めることが期待されます。

数年前には、健軍地域から再生の要望が上がっていたと聞いております。ＴＳＭＣの進出や市電の延伸計画など当時と状況が変わっていますが、大きな可能性を秘めたこの建軍・東町地域には、多くの分野にまたがる総合的な再生計画が必要ではないかと考えます。大きな予算をかけずに既存の資源を生かしながら、地域住民と一体となって30年、50年先の東区健軍・東町地域を作り上げていくことが重要だと考えます。

そこで、大西市長にお尋ねします。

市電の延伸を機に、東区健軍・東町地域の地域再生プロジェクトを計画されてはいかがでしょうか。既存資源を生かし、地域住民と協力して持続可能な健軍・東町地域を作り上げることについて、大西市長のお考えをお聞かせください。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　議員お尋ねの健軍・東町地域は、交通結節拠点である健軍町電停を中心に、商業、医療などの都市機能や水前寺江津湖公園、動植物園等が立地をした都市の利便性と自然が調和する地域であり、その中心であります健軍地区は、本市が目指す多核連携都市における15の地域拠点の一つに位置づけられております。

健軍地区においては、地域が有する資源や特性を生かしつつ、都市機能の維持・確保を図りますため、令和３年度から商店街をはじめ、地域の皆様と意見交換会を行い、地域課題の共有を図ってまいりました。

また、次世代の担い手育成を目的として、小学校の授業において地域の将来について考え、まち歩きを通して地域の課題や魅力を発見する出前講座にも取り組んでいるところでございます。

今後も地域の皆様と意見交換を重ねながら、市電の延伸計画も踏まえ、官民が一体となって健軍地区の将来像を描いてまいりたいと考えております。

〔６番　山中惣一郎議員　登壇〕

○山中惣一郎議員　御答弁ありがとうございました。

まちづくりには大きく長期的なビジョンが必要です。市民病院への新たな交通手段としての市電の延伸はもちろん重要ですが、それをきっかけとした地域の再整備が不可欠だと考えます。

例えば松本市の三の丸エリアプラットフォームでは、松本城三の丸エリアビジョンを実現するための組織があり、誰かに語りたくなる暮らしを目指し、地元・民間主体で様々なプロジェクトをサポートしています。

また、長野市の信州地域デザインセンター（ＵＤＣ信州）は、都市のスポンジ化や人口減少に対応するために設立され、公・民・学の連携によりまちづくりを支援し、まちづくり人材の育成や情報発信を行うことで、地域の課題解決と魅力的なまちづくりを推進しています。

これらの事例のように、健軍・東町地域でも公・民・学が連携し、地域住民と一体となった再整備によって魅力的なまちづくりが推進されるのではないでしょうか。既存の資源を生かしながら持続可能なまちづくりを目指していくために、ぜひとも御検

討をよろしくお願いします。

これで、私の質問は全て終わりました。

丁寧に御対応いただきました大西市長をはじめとする執行部の皆様、そして長時間お聞きいただいた先輩・同僚議員の皆様、傍聴してくださった皆様、インターネット中継で御覧いただいた皆様に心より感謝申し上げます。

これからも市民の皆様の声を大切にしながら、一緒に熊本市の未来を築いてまいりたいと思います。

皆様よい週末をお過ごしください。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○寺本義勝議長　本日の日程は、これをもって終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

明８日から６月12日まで５日間は、休日並びに議事の都合のため休会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺本義勝議長　御異議なしと認めます。

よって、明８日から６月12日まで５日間は、休会することに決定いたしました。

次回は、６月13日（木曜日）定刻に開きます。

○寺本義勝議長　では、本日はこれをもって散会いたします。

午後　２時５１分　散会

○本日の会議に付した事件

一、議事日程のとおり

令和６年６月７日

出席議員　４６名

１番	寺本義勝	２番	大嶌澄雄
３番	村上　麿	４番	瀬尾誠一
５番	菊地渚沙	６番	山中惣一郎
７番	井坂隆寛	８番	木庭功二
９番	村上誠也	１０番	古川智子
１１番	荒川慎太郎	１２番	松本幸隆
１３番	中川栄一郎	１４番	松川善範
１５番	筑紫るみ子	１７番	島津哲治
１８番	吉田健一	１９番	齊藤　博
２０番	田島幸治	２１番	日隈　忍
２２番	山本浩之	２３番	北川　哉
２４番	平江　透	２５番	吉村健治
２６番	山内勝志	２７番	伊藤和仁
２８番	高瀬千鶴子	２９番	小佐井賀瑞宜
３０番	田中敦朗	３１番	髙本一臣
３２番	西岡誠也	３３番	田上辰也
３４番	三森至加	３５番	浜田大介
３６番	井本正広	３７番	大石浩文
３８番	田中誠一	３９番	坂田誠二
４０番	落水清弘	４１番	紫垣正仁
４３番	澤田昌作	４４番	満永寿博
４５番	藤山英美	４７番	上野美恵子
４８番	上田芳裕	４９番	村上　博

出席議員　１名

１６番	井芹栄次

説明のため出席した者

市長	大西一史	副市長	深水政彦
副市長	中垣内隆久	政策局長	三島健一
総務局長	津田善幸	財政局長	原口誠二
文化市民局長	早野貴志	健康福祉局長	林　将孝
こども局長	木櫛謙治	環境局長	村上慎一
経済観光局長	村上和美	農水局長	金山武史
都市建設局長	秋山義典	消防局長	平井司朗
交通事業管理者	井芹和哉	上下水道事業管理者	田中俊実
教育長	遠藤洋路	中央区長	土屋裕樹
東区長	本田昌浩	西区長	石坂　強
南区長	本田正文	北区長	吉住和征

職務のため出席した議会局職員

局長	江幸博	次長	中村清香
議事課長	池福史弘	政策調査課長	岡島和彦

令和６年６月１３日（木曜）

議　事　日　程　第４号
令和６年６月１３日（木曜）午前１０時開議
第　　１　一般質問

午前　９時５９分　開議

○寺本義勝議長　ただいまより本日の会議を開きます。

○寺本義勝議長　日程第１「一般質問」を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。

まず、髙本一臣議員の発言を許します。髙本一臣議員。

〔３１番　髙本一臣議員　登壇　拍手〕

○髙本一臣議員　皆様、おはようございます。熊本自民の髙本一臣です。

４月の議会野球大会におきまして、肉離れからちょうど今日は50日、おかげさまで見事に復活をしました。

本日は、この質問の機会を与えていただきました同僚、そして先輩の議員の皆様方、そしてこの会場へ傍聴に足を運んでいただきました支援者の皆様、それからインターネット中継で御覧の皆様方に感謝を申し上げ、この一般質問をさせていただきたいと思います。

執行部の皆様におかれましては、厳しい指摘もさせていただくかもしれませんが、何とぞお許しいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速質問に入っていきます。

１点目、地域課題の進捗状況について３点お尋ねさせていただきます。

１つ目、ＪＲ新水前寺駅との新たなバス停結節についてお尋ねいたします。

交通渋滞緩和や公共交通の利便性向上の対策として、交通結節点の機能強化は重要であり、ＪＲ新水前寺駅では平成23年度に実施した市電の電停新設や横断歩道橋設置により、ＪＲの駅と市電の結節が大幅に改善されたところであります。

一方、改善されたことで利便性が向上したことにより、ＪＲから市電の乗換え時に乗客の積み残しの新たな課題が発生しており、さらにＴＳＭＣの進出や空港アクセス鉄道などにより、今後ますます豊肥本線の重要性が高まることを見据えると、路線バスも含めさらなる結節機能の強化を図る必要が生じてまいりました。

これまで述べたような現状を踏まえ、昨年９月の質問において、ＪＲ高架下周辺でのバス停新設の必要性についてお尋ねしたところ、周辺交通への影響をシミュレーションし、ＪＲ九州、交通管理者等と協議を行っているところであり、新水前寺駅周辺の道路は交通の要所区間で様々な課題があるけれども、引き続き関係機関と協議しながら取り組んでまいると、前向きに捉えられる答弁をいただきました。

また、今年２月に開催された熊本市公共交通協議会においても、実現に向けた協議が行われたと伺っております。

前回の質問から９か月しか経過しておりませんが、地域住民や利用者の願いを思うと、一日も早い結節を望みます。現在の進捗状況を都市建設局長にお尋ねいたします。

〔秋山義典都市建設局長　登壇〕

○秋山義典都市建設局長　ＪＲ新水前寺駅との新たなバス停結節について、お答えいたします。

朝ピーク時における乗客積み残しが課題となっております市電の新水前寺駅前電停では、今後、ＴＳＭＣの進出や空港アクセス鉄道の整備等に伴うＪＲとの乗換え需要の増大によりさらなる悪化が懸念されますことから、ＪＲからバスへの乗換えを容易にすることで乗客の分散化を図るため、ＪＲ駅高架下付近にバス停を設置することを検討しております。

令和５年度は、バス停設置を想定した交通シミュレーション等を実施し、周辺交通に大きな影響はないことを確認いたしました。現在、バス停の配置や道路構造等に関する予備設計を行っており、関係機関との協議が整い次第、地域の皆様への説明を行いたいと考えております。

新水前寺駅周辺の道路は、自動車及び歩行者の交通量が多く、ピーク時における安全な動線確保などの課題がおりますことから、地域の皆様や関係機関と丁寧に協議を進めながら、迅速に取り組んでまいります。

〔３１番　髙本一臣議員　登壇〕

○髙本一臣議員　答弁によりますと、周辺交通への影響は確認済みとのことです。現在では予備設計を行っており、地域説明を行うため、関係機関との協議に向けている状況ということでありました。課題は残っているものの、確実に進んでいることが分かりました。

この事業は住民の関心も非常に高く、利便性が向上すれば公共交通利用者も増加し、ひいては渋滞解消の一助になるとも考えられます。課題が整理されたら、設置へのスケジュールを示していただきますようお願い申し上げます。

すみません、３点と言ったのに、続けてあと２つ質問させていただきます。

続いて、八王子通りの浸水対策についてお尋ねいたします。

出水・国府地区の八王子通りは周辺に比べて土地が低いため、大雨が降ったときには、その雨水が八王子通りの周辺に集中し、浸水被害が度々発生します。このため、地域住民の生活や通学・通勤で利用している市民にも多大な影響を及ぼしております。本市としても、浸水被害が大きい地域として認識し、この出水・国府地区は浸水対策重点６地区の一つとして選定されました。

この計画は、ハード整備とソフト対策を一体的に進め、昨年度に計画を策定し、今年度のスケジュールでは、令和10年完成を目指して浸水対策事業が予定されております。住民の皆さんの期待も大きいこの事業ですが、その効果と進捗状況について、都

市建設局長にお尋ねいたします。

続けて質問させていただきます。

自治会組織運営に関するガイドラインを定める件についてお尋ねいたします。

３期目の市長マニフェストの中に、自治会組織について、運営に関するガイドラインを定め、地域社会に開かれた、参加しやすく偏りのない、持続可能な自治会運営を推進する、任期中実現としてあります。持続可能な自治会運営を行うため、ガイドラインの策定は市長の考えと同じく必要性を感じており、早急に定めることが肝要だと認識いたします。

その理由に、ある自治会では、自治会長の職に固執し、会長が自分の考えに反対や意見する住民の声に耳を傾けず、自分の考えに近い一部の住民による偏った自治会運営をしているため、町内が分列する事例が起きております。

一方では、会長のなり手不足で自治会自体を解散する選択を強いられそうになった自治会、あるいは役員による不正な自治会費の使用など、熊本地震で深まった絆はコロナの影響で崩れ始め、以前よりも増して自治会崩壊の危機感を感じているからであります。このような自治会の様々な問題を解決に導いてくれるであろう市長マニフェスト、自治会組織について、運営に関するガイドラインを定めることに大いに期待するものであります。

しかしながら、市長３期目も折り返しに近づいておりますが、このガイドライン作成についてはいまだ何の音沙汰もなく、どうなっているのだろうかと心配をしているところであります。現在策定に向けて、どのような形で、どの程度進んでいるのか、状況を大西市長にお尋ねいたします。

〔秋山義典都市建設局長　登壇〕

○秋山義典都市建設局長　八王寺通りの浸水対策についてお答えいたします。

本市では、令和６年３月に熊本市下水道浸水対策計画2023を策定いたしまして、これまで重点的に浸水対策を進めてきた６つの地区に新たに３地区を加え、重点９地区として浸水対策事業を進めております。

これまで対策を進めてきた６地区のうち、若葉地区、島崎地区、上代地区の３地区において、雨水を一時的に止めておく調整池や貯留管等の整備が完了しており、昨年７月の大雨の際には、浸水の防止や軽減など、整備効果の発揮が確認されております。

議員御指摘の出水・国府地区につきまして、現在、雨水管の整備に向けて、設計や用地交渉、関係者協議を進めているところであり、今後、花園地区、桜木地区で実施している工事の進捗を踏まえつつ計画的な整備に取り組んでまいります。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　私の方からは、自治会組織運営に関するガイドラインに対するお尋ねにお答えいたします。

まず、町内自治会は、地域のまちづくりの中心的な役割を担っていただいておりますけれども、地域によっては役員の担い手不足や負担増などによりまして、持続可能

な運営に危機感を持たれている自治会もありますことは認識しております。

そのため、私のマニフェストにおきまして、地域社会に開かれた、参加しやすい持続可能な自治会運営を推進していくため、現役世代等の参加促進や役員の負担軽減、運営の透明性の確保などを盛り込んだガイドラインの策定を掲げたところでございます。

このガイドラインにつきましては、昨年度、関係部署によるプロジェクトチームを立ち上げまして、各自治会の課題の把握・分析を行っているところでございまして、今後、各自治会の御意見も伺った上で、今年度中に策定してまいりたいと考えております。

引き続き地域の実情を踏まえた町内自治会の自主・自立の活動を支援し、持続可能なまちづくりを推進してまいります。

〔３１番　髙本一臣議員　登壇〕

○髙本一臣議員　出水・国府地区の浸水対策についてですが、この地区は直径280センチ、2.8メートルの雨水管で整備する対策であります。その整備に向けて、設計、用地交渉を進めているところとの答弁でありました。実現に向けてスケジュールどおり進んでいることが確認されました。

さらなる対策として、本市では熊本市下水道浸水対策計画2023において、新たに一の井手沿い、熊本中央病院周辺地区が選定され、今年度は基本設計に取りかかる予定だと伺っております。大雨が降っても、住民が一日も早く安心して安全に暮らせるよう、関係職員への御尽力に期待申し上げます。

自治会運営ガイドラインの策定につきましては、今年度中に策定するとの答弁でありました。プロジェクトチームで課題の把握・分析を現在行っていて、これから各自治会の意見を伺うとのことであります。運営の危機は、担い手不足や負担増だけではなく、先ほど申し述べた事例も少なくありません。ガイドラインの策定が一部の住民で偏った運営の是正や透明性のある会計処理など様々な課題対応ができるよう、そして次世代も参加しやすい自治会運営の実現を後押しすることを願いまして、次の質問に移らせていただきます。

江津湖野鳥の森の保全の考え方についてお尋ねいたします。

昨年９月において、江津湖野鳥の森の乱開発を防止し、再生と保全を推進する施策を求める請願が提出され、議会の前回一致で可決されました。ところが、地域住民の願う保全推進とは異なる民間フリースクールの校舎が建設されようとしています。フリースクールの存在意義を決して否定するものではありませんが、今でも砂取校区住民の反対が続いております。

建築基準法の規定に基づき、建築審査会の同意を得て建設が進められていますが、このままでは歓迎されない施設として、住民と学校との様々な問題が生じ、さらなる軋轢を生んでしまうのではないかと大変危惧をしております。

この地域は、江津湖の清らかな水源地であり、歴史的価値、公共的価値が非常に高

い土地でもあります。熊本市も同様の認識だと思います。私は、今後豊かな自然の中に建設されるフリースクールで学ぼうとするこどもと地域に軋轢が生じるようなことが、決してあってはならないと心配でなりません。

このような状況の中で、こどもたちの健全な育成や学習環境の在り方はもちろんのこと、まずは住民の穏やかな生活を維持していくために、今後市長は地域とどのような関わりを持たれるのかをお尋ねいたします。

また、当該地周辺について、令和４年第３回定例会では市長が、現時点において当該地を公園の区域に追加することは難しいと考えますが、今後、江津湖の環境保全の方向性を検討する中で、当該地の在り方についても考えてまいりたいと答弁されており、さらには、令和５年第１回定例会において都市建設局長が、引き続き当該地を含む一体的な在り方について考えてまいりたいと考えている旨答弁をされました。引き続き考えていらっしゃる間に、保全にふさわしい土地はどんどん開発が進んでしまっており、このままでは全部の土地の市街地が図られてしまうのではないかと大変危惧をしております。

当該地の南東には、今でもまだホタルが生息し、その育成環境を保全していくにふさわしく、水辺景観にも優れている土地が残っております。

市長は現在、環境影響評価条例の制定も積極的に進められているところでありますが、この制定を待たずとも、残された土地については、現在の緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第３条に定める環境保護地区にふさわしく、同条例第22条「市長は、環境保護地区又は保存樹木等を保全するために特に必要があると認めるときは、当該土地の買入を行うことができる」という条文に沿った検討をすることに値すると私は考えますが、いかがお考えでしょうか。以上、市長にお尋ねいたします。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　近年、学校を長期欠席する児童・生徒が増加しており、民間団体が運営するフリースクール等についても学びの場の選択肢の一つとなっております。このようなことから、民間フリースクールの校舎新築計画については、小中学校等の義務教育施設を補完する施設として、建築基準法による建築許可を行ったところでございます。

また、当該地周辺につきましては、豊かな自然環境を有する江津湖に面した地区でもあることから、熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、敷地内緑化について建築主と協議し、周辺環境や学習環境に寄与するよう、計33本の追加植栽を行ってもらうこととなりました。

今後もフリースクールのこどもたちの公園内における遊びのルールづくりや地域との協働による自然環境保全のための取組など、支援を行ってまいりたいと考えております。

また、当該地周辺の自然環境を守るための施策として、議員御案内のとおり、環境保護地区の指定など、土地利用を一定程度規制する手法を考えております。環境保護

地区の指定に当たりましては、昨年度の希少生物に関する調査に引き続き、今年度は緑被率調査を行うほか、指定基準の見直しについても検討しております。

なお、買入れにつきましては、指定後の現地状況の変化や所有者の意向等も踏まえた上で検討するものと考えております。

江津湖は、豊富な湧水と豊かな自然環境に恵まれた市民の憩いの場であり、私自身にとりましても、こどもの頃から親しんでおります思い入れのある大切な場所でございます。

今後も、市議会はもとより市民の皆様からも御意見をいただきながら、江津湖の自然環境を後世に残す取組を進めてまいります。

〔３１番　髙本一臣議員　登壇〕

○髙本一臣議員　まずもって、前回一致で請願を可決したのにもかかわらず、地域住民の皆様の期待に応えることができず、大変申し訳なく思っております。このような状況になる前に何とかできなかったのか、自責の念にさいなまれる思いであります。

切実な思いは、地域の代表者の方から市長や副市長に何度も手紙などを渡してありますのでお分かりだと思います。この件に関しては、法にかない、そして理にかない、最も大切なのは情にかなわなければならないということであります。

環境影響評価条例を質問内容で報じたのは、この条例に当てはまらないとは承知はしておりますが、評価の手続を別に求めるものではありません。あえてその条例のことを出したのは、条例制定が政令市で最後だからであります。本市の豊かな自然や歴史文化、遺産を守ろうという意識があるのであれば、もっと早く制定するはずでしょう。残念ながら、取組の遅さで意識の薄さが露呈されております。

答弁についてですが、地域とのり関わりで周辺環境への配慮は当然のことであり、自然環境保全のためのルールづくりは住民の方々が納得できるよう、行政がしっかりと携わっていただくよう強く要望をしておきます。

環境保護地区指定については、地域からも要望されていますが、現時点では何も返答がないということで不安をあおっております。

答弁によりますと、昨年度、希少生物の調査をされているとのことですが、その調査の結果はどうなっているのか、土地利用を規制する手法はどのような手法を考えているのか、指定基準の見直しについても、一体いつまでにその見直しをするのか、全く住民の皆様には伝わっておりません。情報の共有も併せてお願いしておきます。

さらには、もっとスピード感を持って対応できるはずです。庁舎建て替えの事業はこんなに早いのに、環境に対する熊本市の本気度が試されます。

市長、こどもの頃から通って思い入れのある大切な場所であるのであれば、地域の皆さんの不安にしっかりと寄り添って対応していただきますよう強くお願いを申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

市庁舎整備の在り方について数点お尋ねいたしますが、もう私でこの一般質問、４人目であります。内容が多少変更しますが、何とぞお許しいただきたいと存じます。

有識者会議の耐震性能分科会については、専門家の間で意見が分かれる耐震性能の議論において、その途中で会議を公開にすると率直な意見交換を阻害するおそれや、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるなどがあることから、検証結果をまとめるまでは非公開とすることになりました。耐震性能分科会の議事録に関する取扱いについては、現在でも市民と控訴審について係争中であります。その分科会を経て、有識者会議の答申をもって、市長がゼロベース宣言から建て替えを表明された庁舎の在り方について数点のお尋ねさせていただきます。

１つ目、市民説明会を終えて、合意形成の懸念についてお尋ねいたします。平成29年、公共施設マネジメント特別委員会で議論が始まって足かけ８年、当初の３年間は耐震性能の有無について議論が終始していました。またコロナ禍、令和２年から令和４年の３年間は、市長からの議会での議論の中断の申入れがあって、実質的な議論はできておりません。

一方で、有識者会議を設置されましたが、このとき市長は、有識者会議ではゼロベースで審議してもらう旨の発言をされています。ゼロベースということは、これまでの議論はなかったことにしてというのが一般的な理解であります。その有識者会議の答申を踏まえて、昨年６月、市長は建て替えを前提とした議論を再開すると表明されました。したがって、実質的な審議は僅かこの１年しかなされておりません。また、２月の特別委員会で新庁舎の規模、概算事業費、候補地が示されてからも、具体的な議論はなされていない状況だと考えております。

その理由に、具体的なデータが何ら示されなかったのが大きな理由の一つであります。特に建て替えの可否の判断に影響する概算事業費については、平成29年度の耐震性能評価を主な目的とした委託業務で示された320億円をベースに、その後の物価高騰や必要面積の増加を単純に積算された額であり、この８年の間、何ら専門業者からの意見が反映されていない数値であります。このようなあまりにもアバウトな概算事業費で、庁舎の建て替えという大事業を決定してよいのか甚だ疑問であります。

これまでの８年間で、市民への説明会は僅か２回、中身について具体的なものが示されていない中で、本当に建て替えを決定してよいのか、市民のコンセンサスは市民説明会で得られたと考えておられるのか、市長にお尋ねいたします。

また、少なくとも７月までに示される予定の具体的な庁舎整備の選定案については、いま一度市民説明会を開催し、意見を求めるべきだと考えます。この説明会なくして市民の合意は得られたとは言い難いと私は考えますが、この点についても答弁を求めます。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　新庁舎に対する質問に対してお答えいたします。

現在、基本構想素案でお示ししております規模、事業費、建設検討対象地は、新庁舎が求められる機能や期待される役割を十分に果たせるよう精査を行った結果でありまして、その内容については、庁舎整備に関する特別委員会で御審議いただいてきた

と承知しております。

なお、現在お示ししております概算事業費は、令和元年度基本構想時点の概算事業費から、物価高騰の影響や必要面積の増を適切に反映する等、常識的な手法により算出した、あくまで現時点の概算でありまして、今後、建設地や事業手法の確定、必要延べ床面積の精査や労務・材料単価の変動など、要件の確定状況に応じて適宜見直しを行ってまいります。

また、市民の皆様に対しましても、この基本構想素案について御説明し、理解を深めていただいた上で、御意見を伺うことを目的といたしました市民説明会を開催し、当日は、それぞれ質疑が尽きるまで時間を延長するなど、一つ一つの御意見に丁寧に対応させていただいております。

加えて、より多くの市民の皆様へ情報をお届けし、御意見をいただく機会を設けたいと考えておりまして、市民説明会に加え、市のホームページでの動画配信、さらには各区役所及び各総合出張所において説明動画を上映するコーナーを設置し、紙とウェブによりますアンケートを実施いたしました。これらによりまして、多くの皆様へ情報をお届けし、御意見を伺うとともに本市の考えを示すことができたと考えております。

このように、市民への説明や情報提供については、これまでもきめ細かに取り組んできたところでございまして、今後、長きにわたり市政の中心となります本庁舎等の建設地については、市民の代表であり、また、私と同じく市民に対する責任を有する市議会の皆様との議論を経て決定したいと考えております。

〔３１番　髙本一臣議員　登壇〕

○髙本一臣議員　第４回の有識者会議において、委員からは、説明会について次のように述べられております。都合のいい情報だけではなくて不都合な情報もしっかり開示するということによって、真剣に皆さん考えるようになります。客観的な情報公開が逆に反対を鎮めていくという効果が確認をされています。情緒的にではなくて論理的に、皆さん、考えましょうというような持っていき方をすれば、合意形成は自ずと先に進んでいきますとアドバイスがあっています。果たして、今回の説明会はどうだったでしょうか。都合のいい情報だけでなく不都合な情報もしっかり開示されていたでしょうか。

概算事業費については、適宜見直していくということでした。当然のことであり、これまでの市長の政治姿勢を考慮すれば、見直しの都度、丁寧に市民に説明されるべきではないでしょうか。今後、本庁舎等の建設地については、市民の代表であり、また市長と同じく市民に対する責任を有する市議会との議論を経て決定したいと考えていると答弁されましたが、市長は、これまで市民に対して丁寧に説明を尽くしてきたと言っていらっしゃるにもかかわらず、説明会において市民の関心が最も高かった候補地について市民に対しては行わないということは、矛盾しているのではないでしょうか。スケジュールがタイトで、市民に説明する時間がないと答弁された方がよほど

納得がいきました。

続きまして、合併推進債と財政の影響についてお尋ねいたします。

そもそも有識者会議では、財政への影響の議論において、合併推進債の期限に併せて庁舎整備を考えるということではなく、まちのビジョンや目指す庁舎の姿を踏まえ、それを財政が受け止められるかという順番で議論を進めていくことが重要と明確に指摘されております。

御承知のとおり、合併推進債の本来の目的は、合併市町村が市町村の建設計画に基づいて行う事業のうち、当該市町村の合併に伴い、特に必要と認められるものに要する経費について、通常より有利な地方債を活用できるものであります。合併時の建設計画等には入っていなかった庁舎の建て替えについては、合併し、政令指定都市に移行したので、その趣旨からしても違和感があります。

加えて、有利といえども起債イコール借金には違いないので、特にゼロ金利政策が解除され、これから金利上昇も予想される中で、できるだけその発行は抑えるべきだと考えます。

このようなことから、庁舎の建て替えが市民合意の下で決まった上において、財政負担を軽減するための手法として民間活力の活用や補助金、あるいは有利な起債の活用を考える中で、合併推進債を活用できる要件が整っているのであれば、活用を検討するのが当たり前の考えであります。しかしながら、建て替えの是非を議論している中で、合併推進債の期限からスケジュールを逆算するのは本末転倒であります。市長の見解をお尋ねいたします。

また、本市は建て替えに合併推進債を活用しなくても、今後の財政運営に深刻な影響が生じないと公表していますが、果たしてそうでしょうか。深刻な影響はないという意味は、市債残高、経常収支比率などの各種財政表について全体として、例えば起債制限などがかかるような事態にはならないという意味であり、現実的に合併推進債を活用しても294億円の財政負担が生じますので、30年償還の場合、年間十数億円の影響はあります。その分、他の事業を削るなり、注視するなり、新規事業の実施を諦めるなりしなければなりません。また、将来的に新たな行政需要が求められた場合も、向こう数十年は庁舎整備の起債償還分の足かせがあるので、それ以外でのやりくりが必要となります。

このように、庁舎建設を進めれば、事業規模が大きいだけに幅広い分野の事業までに影響を及ぼします。つまりは、施策、事業の優先順位に影響を及ぼすことになります。庁舎建設より優先すべき事業があれば、当然そちらを先に進めなければなりません。渋滞対策などの道路整備、人口減少対策、少子化や子育て政策、超高齢化社会への対応など、本市の優先すべき課題は山積であります。本当に財政の影響はないのか、併せて市長にお尋ねいたします。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　まず、本庁舎は、防災拠点として本市の災害対応業務の中枢を担う施

設でありますことから、現行の建築基準法等が求める耐震性能を有していないという耐震性能調査の結果は妥当であるとの結論が有識者会議から示された以上、スピード感を持って建て替える必要があると考えておりまして、建て替えに際しましては、できるだけ本市の財政負担を軽減するため、有利な財源を活用すべきと考えております。

このようなことから、合併推進債の活用を目指して、スピード感を持って事業を進めているところでございますが、新庁舎の規模、事業費、建設検討対象地等につきましては必要な検討を丁寧に行っておりまして、今後も現在お示ししておりますスケジュールで進めてまいりたいと考えております。

なお、目指す庁舎の姿につきましては、今後の基本計画、基本設計等、一括契約発注後においても、当然、丁寧に御説明させていただき、議論を尽くしてまいります。

次に、議員御指摘のとおり、本年３月に公表いたしました熊本市財政の中期見通しにおきましては、庁舎整備の財源に合併推進債を活用した場合の実負担額は294億円と見込んでおります。また、今後の見通しにおける財政の健全化判断比率は国が定めた基準を大きく下回っておりまして、今後も本市財政は健全な水準の範囲内で推移するものと考えております。

市役所本庁舎は、防災やまちづくりの拠点として市民サービスを提供する中心的な役割を果たす、行政運営上欠かせない施設であります。ただし、その事業費の水準につきましては、他の事業への影響を最小限にするため、可能な限り抑制に努め、引き続き丁寧な精査が必要であると考えております。

今後も、庁舎整備に限らず限られた経営資源の中で、市民の御期待に応えながら必要な施策を推進していくため、事業の優先度に応じた選択と集中を行ってまいります。

〔３１番　髙本一臣議員　登壇〕

○髙本一臣議員　合併推進債の期限に間に合わないからという感が強く出ていた答弁と思いました。

そもそもタイトなスケジュールになっているのは、庁舎の議論を自ら中断された市長の判断がこのような状況を招いています。

またまた有識者会議での議事録からの抜粋でありますが、筋論としては、合併推進債の期限があるから、そこで急いで決めてしまおうという話ではなくて、どういう庁舎を目指すべきなのかということを議論した上でというふうに有識者会議でも言われております。有識者会議との矛盾が生じております。行政のよいところは、慎重に時間をかけて議論し、進めることではなかったのでしょうか。そういうことを指摘しまして、次の質問に移ります。

今後のスケジュールについて懸念すること、特にこの市庁舎が別のところに建て替えられた場合の、この現地の跡地の利活用についてお尋ねいたします。

前回の特別委員会で示されたスケジュールによりますと、建設地の決定後に民間事業者へのサウンディングなどを令和８年度の初めまで実施し、その後に事業者提案を受けて、跡地の利活用案が決定する流れとなっています。

よって、移転建て替えの場合、少なくとも跡地の利活用の姿が見えてくるのは２年後の令和８年度となっております。まちづくりの観点から、本庁舎が中心市街地に理している熊本市のおいては、本庁舎がまちのシンボルとしてまちづくりに与える影響は大きく、そのため本庁舎施設として役割を担いつつも、単体の施設の議論に終始することなく、周辺地域とも一体となった将来のビジョンを描き、その実現に向けて大きな視点で戦略的に推進すべきであると、有識者会議から答弁されているのにもかかわらず、利活用案が固まらないままに建て替えだけを決定することは、有識者会議の答申に反するものではないでしょうか。

また、建て替えの判断と跡地利活用検討を切り離すことにより足元を見られ、事業者から買いたたかれる懸念はないのか、跡地活用の提案がない場合にはどうするのか、併せて大西市長にお尋ねいたします。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　跡地の利活用をはじめとする周辺のまちづくりの方向性につきましては、建設地が決定しない中では抽象的な議論にとどまり、具体な検討につながらない可能性が高いと考えます。

加えて、有識者会議における、現庁舎をこのまま使い続けると、災害時に防災拠点としての役割を果たせないことはもちろん、来庁される市民等の身体の安全が脅かされる甚大な被害が懸念されるとの答申を踏まえますと、まずは建設地の選定を最優先とすべきと考えております。

仮に本庁舎等を移転する場合でも、単体の施設整備だけでなく、周辺地域とも一体となったまちづくりを進めるため、着実かつスピード感を持って検討を行っておりまして、答申の趣旨に沿ったものと認識しております。

次に、建設地の決定と跡地の利活用検討を切り離すことの懸念についてでございますが、昨年度実施いたしましたサウンディング調査では、全国規模の事業者を含む22法人18グループが参加されました。参加事業者におかれましては、現庁舎敷地のポテンシャルについて高い評価をされたほか、複数の事業者が周辺のまちづくりについて高い関心や参画意向を示したところでございまして、現時点では、議員御懸念のような事態は想定しておりません。

いずれにしても、跡地利活用や周辺地域とも一体となったまちづくりにつきましては、市として主体的に取り組み、戦略的なまちづくりを進めてまいります。

〔３１番　髙本一臣議員　登壇〕

○髙本一臣議員　再度申しますが、有識者会議の答申では、単体の施設の議論に終始することなく、周辺地域とも一体となった将来のビジョンを描き、その実現に向けて大きな視点で戦略的に推進すべきであるとされています。しかしながら、建設地の選定を最優先すべきであり、答申の趣旨に沿ったものであると答弁されておりますので、完全に認識が食い違っております。

跡地の利活用については心配ないとの答弁ですが、委員会の資料によると、関心の

ある事業者は高さ制限の緩和を求める意見が多かったと報告されております。高さ制限の見直しに慎重な姿勢であるのであれば、やはり心配せざるを得ないと思います。

次の質問にまいります。

最終的に庁舎建て替えを決断する時期についてお尋ねいたします。

今回、本市の基本計画から実施設計までは一括発注という手法が、後戻りできる方法であるのかという点が甚だ疑問であります。議論の過程において、事業費が膨らむことはもちろんあるでしょう。だからこそ、大きな事業である庁舎建て替えの議論においては、一般的に基本構想、基本計画、基本設計、実施設計と、より詳細な中身を詰め、その段階ごとに市民や議会のコンセンサスを得るという手順を踏んでいるのではないでしょうか。

しかしながら、先ほども述べましたように、本市の建て替えは全国的にもまれな一括発注方式であります。また、その発注に係る予算は約20億円であります。大阪万博の例からも分かるように、この高額な予算を認めてしまえば、後戻りすることは容易ではありません。

設計の結果、概算の470億円を大きく上回る事業費となった場合、それでも災害時の庁舎機能の維持は必要不可欠であり、将来世代に多額の負担を押しつけることになっても致し方ない、その他の渋滞対策や福祉サービスなどに影響が生じても致し方ないというふうに、市民の方々も果たして思われているのでしょうか。

私には、とてもそうだとは思えません。理念として、耐震性能のない庁舎であれば建て替えるべきと理解しても、最終決断は建て替えの費用が支払えるかどうかにかかっています。そのためには、一般的な庁舎整備検討のステップ同様に、基本計画、基本設計、実施設計と、より整備内容が具体化する過程において、それぞれの段階で建て替えの是非について議論ができるような余地を残しておく必要があると考えます。この点においては、先月の特別委員会におきまして私が質問したところ、そのような含みも現在検討しているという答弁でありました。

そこで、市長に確認の意味も含めてお尋ねいたします。次の第３回定例会に提出予定である約20億円とも言われる一括発注予算の議会承認をもって、庁舎建て替えに関する市民や議会からの承認が得られたと整理される予定なのか、あるいは少なくとも来年以降の基本計画、基本設計の段階において、その時々の概算事業費を示し、改めて建て替えの是非について議論すべきとお考えなのか、見解を大西市長に求めます。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　庁舎整備の進め方につきましては、スピード感を持って建替える必要があると考えておりまして、建て替えに際しては、できるだけ市の財政負担を軽減するため、有利な財源を活用すべきと考えております。

このようなことから、まずは合併推進債の活用条件であります今年度末までの実施設計着手に向けて、基本計画・基本設計・実施設計の一括発注という手法での契約締結を目指してまいりたいと考えております。

また、議員御指摘の渋滞対策や福祉サービスの充実といった庁舎整備以外の施策については、もとより着実に進めてまいります。同時に、災害時に防災拠点施設としての機能を十分に果たせないリスクがある庁舎を建て替えることも、行政の責務として最優先で進めなければならないと考えております。

現庁舎の建て替えにつきましては、昨年５月に有識者会議から示された答申を重く受け止め、市としては建て替えの方針で進めさせていただきたい旨を表明し、これまで市民の皆様の御意見を伺いながら、議会においても議論をいただいてまいりました。

建替えの是非については、今後、建て替えの前提となります一括発注予算について議決をいただく際に、議会としての御判断が得られるものと考えておりまして、その後の検討段階においては、新庁舎整備に関する議論を深めてまいりたいと考えております。

一方、市政に重大な影響を及ぼす社会経済情勢の変動や災害等が生じた場合には、状況に応じまして、また議会との議論を踏まえまして、柔軟に計画を修正することは当然あり得るものと考えております。

なお、議員御懸念の新庁舎整備に関する事業費につきましては、毎年度、予算編成に合わせて公表しております財政の中期見通しにおいて適切に織り込みつつ、財政の健全性の確保に努めてまいります。

〔３１番　髙本一臣議員　登壇〕

○髙本一臣議員　一括発注の議決をもって建て替えが承認されたものとの答弁ですが、結論を急ぐ姿勢が現れている印象を持ちました。

新庁舎建設を進めている東京都の江戸川区役所は、建設工事費が２年前の基本構想の策定280億円から約２倍に増え、概算で約590億円となっております。建設資材や人件費の高騰の影響で建設業界の人員確保も厳しく、工期も延びる予定です。このように事業費が倍増した事例もあることから、せめて基本設計後の事業費が出た段階で、いま一度建て替えという結論が正しかったかどうか、議論する余地を残しておくべきだということを指摘しておきます。

最後の質問にまいります。

建て替え以外の仕様についてお尋ねいたします。

現庁舎は耐震性能が現行の基準に対応していないということだけで、今すぐ建て替えなければならないという話とは別だと考えます。有識者会議の分科会でも、大規模地震の際にすぐ倒壊するような危険な建物ではなく、大規模持参の際にくいが損傷して傾くおそれがあり、防災拠点としてはふさわしくないという結論でありました。したがって、早急に対応、検討すべきは、万一の際にどのようにして防災機能を確保するかであって、イコール全面建て替えではないと認識しております。

その手段として、例えば防災センターを別棟で設けるような手法も検討の余地があると考えます。現庁舎を一般施設として活用して、中央区役所及び防災機能を、例えば花畑別館跡地に集約すれば、トータルコストもかなり抑えることができます。

同時に現庁舎に関しては、その後に時間をかけて市民や議会とのコンセンサスを図りながらグランドデザインを描いて庁舎建て替えを進めれば、いろいろな案が検討できるはずです。しかしながら、市長は、庁舎と防災拠点施設を一体的に整備する方針ですので、残念ながら時間をかけてじっくり検討することができない状況になっております。

先日の質問では、本庁機能と中央区役所を一棟とした場合と分棟とした場合、建設費への影響について尋ねられ、基本構想で示している建築費概算事業費360億円は、１平方メートルあたりの建設単価で算定しており、一棟と分棟の場合で変わるものではないと答弁をされました。

では、本庁機能と中央区役所を一棟、もしくは分棟とした場合の建設費360億円ですが、例えば現庁舎を一般施設としてそのまま活用して、中央区役所及び防災拠点施設のみを花畑別館跡地に建設した場合、中央区役所、防災拠点施設の事業費の金額を得示しください。また、その事業費に活用できる合併推進債の額、本市の実質負担額も併せてお尋ねいたします。大西市長にお尋ねいたします。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　本庁舎等は、災害時においては全体の指揮命令や調整を行うだけでなく、各避難所に届く支援物資の手配や多量に発生する災害廃棄物への対応、被災したインフラの復旧、被災者生活支援など多岐にわたる業務を担っておりまして、全庁一体となって災害応急業務を行わなければ、その役割を十分に果たせないものと考えております。したがって、本庁舎等は、一般施設ではなく防災拠点施設としての性能を備える必要があります。

また、現庁舎は、耐震改修の実施が困難であり、今後、大きな地震や水害が発生した場合、防災拠点施設として機能することができないことから、現状のまま使い続けることはできないと考えております。

このようなことから、中央区役所と本庁舎を分棟する場合においても、両方を防災拠点施設として整備する必要があり、本市としては、議員御提案のような整備手法を検討することは視野に入れておらず、試算をお示しすることは難しいと考えております。

〔３１番　髙本一臣議員　登壇〕

○髙本一臣議員　試算を示すことは難しいとのことでした。これまで仮の話では丁寧に答えていただいたのに、この質問は仮の計算は残念ながら示してもらえませんでした。

私の提案の整備手法については視野に入れていないだけで、できないわけではありません。仮に中央区役所及び防災拠点施設のみを花畑別館跡地に建設した場合、本市の概算事業費から算出すると、延べ床面積は６分の１となり、建設費も360億円の６分の１、つまり60億円で済みます。また、当然、花畑別館跡地の用地取得費かかりません。中央区役所及び防災拠点施設のみでも合併推進債を活用できますので、その額が21.6億円となります。

したがって、建設費60億円から21.6億円を引いた38.4億円が実質的な財政負担額となります。本庁舎はそのまま使用しますので、解体費はゼロであります。これに設計費の実質負担額約10億円を、例えば10億円を加算しても、全体48.4億円となり、市の提案する整備費の実質負担額290億円に比べ、約250億円の費用が抑えられることになります。その費用で、待ったなしの渋滞対策、子育て政策、順番待ちの小中学校改修整備や超高齢者対策など、有効に使用できるのではないでしょうか。あるいは、多くの市民が期待する避難所としても、野外コンサートとしても活用できる３万人収容可能な市民野球場、もしくは１万人収容のアリーナ建設なども実現できるのではないでしょうか。

さらに、本庁舎の整備についてはじっくり考える時間ができ、さらによい手法が出てくる可能性もあります。中心街の活性化も失われず、描かれていない中心市街地活性化のグランドデザインも同時に進めることができます。

私は、何が何でも現庁舎を70年間使用しなければならないと言っているのではありません。急いては事をし損ずる、庁舎整備は大きな事業だからもっと時間をかけて多くの市民とのコンセンサスを得て周辺のまちづくりと一体となり、慌てず、慎重に進めていくべきだと考えております。

市長に様々なお尋ねをしましたが、現時点では安心してゴーサインを出せる状況ではないと判断いたしました。これからまた会派でしっかりと議論をさせていただきますが、私は建て替えは今ではないと申し上げて、今回準備した質問を閉じさせていただきます。

以上で、私の質問を終わります。

傍聴に来ていただいた皆様、そしてインターネット中継を御覧になっている皆様、そして同僚議員、先輩議員の皆様、真摯に答弁に当たっていただきました市長をはじめ執行部の皆様、そして議会局の皆様に感謝を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。御清聴、誠にありがとうございました。（拍手）

○寺本義勝議長　この際、議事の都合により休憩いたします。

午前11時10分に再開いたします。

午前１０時５９分　休憩

午前１１時０９分　再開

○寺本義勝議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

○寺本義勝議長　一般質問を続行いたします。

吉村健治議員の発言を許します。吉村健治議員。

〔２５番　吉村健治議員　登壇　拍手〕

○吉村健治議員　こんにちは。市民連合の吉村健治でございます。

今回はちょっと時間がなり押す予定でございますので、ゆっくり私はしゃべりたいと思いますけれども、市長をはじめ皆様方には多少早めにしゃべっていただくのと、歩いてくるときに早足で歩いていただくことを望みます。よろしくお願い申し上げます。

昨今話題になっております、熊本市電全国交通系ＩＣカード決済廃止方針についてお尋ね申し上げます。

本件に関しては、先日、井本議員が一般質問され、重複する部分もあるかとは思いますが、市民生活において日常不可欠なサービスであるバス、電車に関することであり、公益性確保のため、合理的かつ公平な料金、継続義務などのサービスの適正化、財務の安全性が求められることから、とても重要で看過できない問題ですので、2009年、平成21年に制定され、公共サービスを国、地方公共団体及び関係機関、法人が実施するものに限定する公共サービス基本法の理念に基づいて、熊本市電を中心に質問させていただきます。

なお、全国交通系ＩＣカードのことを質問中はテンカードと呼ばせていただきます。

民間事業者である県内路線バス、電車５社の代表が、記者会見で、早ければ年内にもテンカード決済を廃止し、代替策としてクレジットカードタッチ決済を導入する。また、くまモンＩＣカードは継続する旨の方針を示しました。発表直後から、国内のほぼ全ての鉄道やバスで利用可能な、使い勝手がよく愛用者の多いテンカードを廃止する旨の今回の発表は、唐突感からの戸惑いや利便性が低下することなどを危惧する声が噴出し、メディア、ＳＮＳ上でも大きな物議を現在でも醸しています。

当初、地域限定型くまモンＩＣカードのみ導入したものの、利用者の利便性が悪く、その改善のために、熊本市公共交通協議会等において多くの議論を経て、各団に使い勝手がよいテンカードを新たに追加、導入した経緯があったはずです。

そもそもテンカードのシステム更新と更新費が必要になることは、導入時に当然分かっていたことでしょうし、今回、クレジットカードタッチ決済を採用し、テンカードを廃止したとしても、次回のシステム更新時に係る費用は、国でいう新規事業ではないため、国県・市の補助はなく負担が生じることから、今回の方針が場当たり的で利用者の利便性を悪くするだけの対症療法でしかないと言わざるを得ません。

民間事業者であるバス事業者各社を取り巻く環境、これまでの経営努力や国の交通行政の計画性のなさに翻弄され続けてきた歴史を鑑み、地域公共交通を何とか支えてきた各社の生き残りをかけた今回の決断は、現状を考えると、民間バス事業者の立場としては一定の理解を示すものであります。しかしながら、熊本市電を含めた全体的な公共交通の在り方や、その永続性、利用者の立場から見た利便性から大きく逸脱するのではないかと思います。

私の一番の驚きは、バス事業者の今回の記者会見後、その翌日に大西市長が定例記者会見で、唐突に、熊本市電に関してもバス事業者に追随する方針を示したことです。今定例会において、バス、電鉄電車事業者に関する公共交通キャッシュレス決済環境

構築費助成金事業費１億1,236万3,000円が議会に提案予定であることは分かってはいましたが、熊本市電に関しては一切何も事前に聞かされていませんでした。市民はもとより私たち議員も寝耳に水の状態であり、利用者目線を完全に無視したもので、非常に軽率な判断であったと言わざるを得ません。ましてや多額な投資をし、導入したテンカードシステムを何の議論もないまま、全国で初めて離脱する発表を市長記者会見という公の場で行ったことは到底理解ができません。

クレジットカードタッチ決済については、既に本市交通局において１年前から全車両で対応していますが、利用率は僅か１％にとどまり、テンカードの利用率が50.5％であることを考えると、正しい方向性とはとても思えません。利用者の混乱は避けられませんし、そこで質問に入ります。

少々長くなりますが、続けて質問します。

バス事業者テンカード廃止に関して、過去、熊本市公共交通協議会等において議論がなされてきたのか。

令和５年４月４日、第１回熊本市地域交通の再構築検討会が非公開で開催され、公共交通を取り巻く現状や課題を話し合うために各交通事業者から現状と課題について説明を受け、課題認識を共有したとのことだが、その具体的論議内容。

検討会の中で、テンカードに関する議論があったかどうか。

構成メンバーと当初予定していた開催回数、それぞれの検討項目。

熊本市電に関して、テンカード廃止の方向性はどのような流れで決まっていったのか。

また、公共交通検討会等の進め方の過程においては、市民の皆様の御意見などを丁寧に伺いながら検討を進めていくことがあり前のことだと思いますが、今回の市電のテンカード廃止に関しては、具体的にどのような御意見をたまわったのか。

バス事業者のリプレイス費用が約12億円と、バス事業者にとってかなり高額になることからリプレイスが難しいとのことであったが、熊本市電がリプレイスする場合の費用と更新期間、また導入時において、次回更新時に費用が発生することが分かっていなかったのかどうか。

市電において、クレカ決済導入後の使用状況やアンケート結果などを踏まえ、テンカードを廃止した際の利用者にとってのメリット・デメリットは何か。

テンカードが使えるエリアが全国で今広がる中、熊本市電で、バス事業者と同じく使えなくなると、本市だけがテンカード空白地帯となります。全国でも初めての選択をした今回の市長の判断は、明らかに顧客サービスの質、利用者数の低下を招くことになると思いますが、市民や利用者の理解が得られるのか。

利用者の方々のために、私はテンカードが使える現在の環境の継続を強く求めます。市電の運営者である本市の一連の判断は、市民や利用者のことを考えるならば、意見も聞かず、一方的に廃止の方向性を記者発表するのではなく、行政として、バス事業者や市電のシステム更新費用の補助を、近い将来、同じような状況を迎える他都市と

ともに繰り返し国に強く働きかけるとともに、市電に関しては、市民や利用者を入れた実効性のある協議会で、議会等においては利用者目線で広く議論することこそ必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、市電に関して、記者会見でお話しされたようなことを白紙に戻して再検討する考えがあるのかどうか、長くなりましたが、交通事業管理者と市長に明確な答弁を求めます。

〔井芹和哉交通事業管理者　登壇〕

○井芹和哉交通事業管理者　私からは、複数の御質問のうち、全国交通系ＩＣカードの更新費用等に関する御質問と、廃止した場合の影響等について、以上２点についてお答えいたします。

熊本市電が全国交通系ＩＣカードの車載機器を更新するために必要となる費用は約２億円であり、更新時期については、令和７年３月末までの保守期限を１年間延長いただく予定であるため、令和８年３月末となります。

なお、車載の決済端末は電子機器であることから、当然に経年による更新時期の到来により、何らかの対応が必要になるものと認識しておりましたが、今回の多額の更新費までは想定をしておりませんでした。

次に、廃止した際のメリット・デメリット等についてでございますが、新システムでは、全国交通系ＩＣカードよりも更新や維持に関するコストが安くなるといったメリットのほか、これまでできなかった市電とバスの乗継ぎ割引や共通定期、上限設定割引といった運賃サービスや商業施設等と連携したポイント還元など、地域経済と連携したサービスの提供が可能となります。

一方で、デメリットといたしましては、日常的に全国交通系ＩＣカードを御利用されている方は決済手段を切り替えていただくこととなり、お手間が生じるものと認識しております。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　熊本市公共交通協議会及び熊本地域公共交通の再構築検討会におきましては、全国交通系ＩＣカード廃止に関する議論は行われておりません。

また、令和５年４月の熊本地域公共交通の再構築検討会は、本市及び県に加えまして、バス事業者５社や市交通局、地域交通ホールディングスを構成員とし、九州運輸局にもオブザーバーとして御参加いただき、厳しい社会情勢下において、公共交通を持続安定的に再構築していくことについて議論したところでございます。

本検討会は、第１回以降、本年３月28日に第２回を開催し、継続した議論を行っているところでございまして、令和６年度中に第３回の開催を予定しております。

現行の全国交通系ＩＣカードの車載機器が令和７年３月末に保守期限を迎えますため、交通局としては、全国交通系ＩＣカードの維持を最優先に、車載機器更新の方向性を他の交通事業者や県等の関係者と数年にわたり協議を行ってまいりました。

検討に際しましては、令和５年３月、７月の２度にわたり、ウェブアンケート調査

を実施しておりまして、全国交通系ＩＣカードが使用できなくなった場合、市電利用者の約63％が困らない、９割以上の方が決済手段を変更するもしくは影響はないとの結果でございました。

今回の機器変更により、全国交通系ＩＣカードの利用者の皆様に一定の御不便をおかけすることになると考えておりますものの、導入予定の新システムは、さきに交通事業管理者が申し上げたとおり、柔軟で発展性のある決済手段でありまして、利便性の向上につながるものと期待しております。

今後、市民の皆様には、これまで以上に市電をはじめ本市の公共交通を快適に御利用いただけるよう、丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

また、今回の機器更新に当たりましては、各交通事業者は、利用者の利便性確保を第一に考えつつ、更新にかかる高額な費用負担の中、苦渋の決断をされたものと認識しております。

本市をはじめ地方の交通事業者を取り巻く状況は、現状のサービスを維持することすらままならない状況にあることを踏まえまして、健全経営を確保しながら安心で快適な移動環境の整備に取り組めるよう、国に対し、支援の拡充に向けた要望を行ってまいったところでございます。

なお、市電の今後の方針についてでございますが、利用者の利便性を考慮いたしますと、熊本都市圏における公共交通の決済環境は、圏域の交通事業者共通のものであることが望ましいと考えております。

しかしながら、先日の井本市議の御指摘にございましたように、今般の市民の皆様の声も踏まえまして、先に更新が始まるバス・電鉄電車の状況、全国交通系ＩＣカード側の動向も注視しながら、市電の方針については今後見極めてまいりたいと考えております。

〔２５番　吉村健治議員　登壇〕

○吉村健治議員　協議会等において、テンカード杯に関する議論は行われていなかったとのことでした。つまり廃止決定における議論は、公の場ではなく水面下で話がついていたということになります。

さらに、廃止に至る根拠の一つとしている、検討時、２度ウェブアンケート調査を実施しており、テンカードが使用できなくなった場合のパーセンテージ等をお示しいただきましたけれども、先日、県内外1,560人からの回答を得た、熊本日々新聞紙朝刊のテンカード廃止に関するアンケート調査によると、どちらかといえばを含む廃止に反対と回答した人が68.9％、どちらかといえば含む賛成と回答した人は僅か14.2％にとどまり、また、現在利用率が50％を超えるテンカード利用者の約80％が反対、同じく今後も存続するくまモンのＩＣカード利用者ですら約50％が廃止に反対をしております。年代別では、10から20代の約80％、30代から60代の約70％が反対しておりまして、若い世代ほど変更に抵抗がある傾向がうかがえたとあります。さらには、公共交通をほぼ毎日利用するとした人の約80％もの方々が廃止に反対との驚くべき数字は

注目に値すると思います。

地元紙アンケートと交通局のウェブアンケートの数値をそのまま比較することはできませんが、今現在の利用者の御意見、どちらが正確に反映しているかどうかは一目瞭然であり、交通局が行ったウェブアンケートの結果をもって廃止論を展開するのにはあまりにも無理があります。

2013年に制定された熊本市公共交通基本条例では、前文において、市民は日常生活を営むために必要な移動する権利を有するとの理念を尊重し、市民及び事業者の参画と協働の下、公共交通の維持及び充実のための施策を総合的かつ計画的に推進すると規定しています。つまり地域づくりの基盤サービスの一翼を担う公共交通に対して、熊本市は行政機関としてきちんと責任を持つということを明言しています。

市長答弁では、市電に関して見極めてまいりたいとの最後の発言がございました。見極めてまいりたいとは、具体的に何をどうするのか、どのようなプランがあるのかを、質問通告には入れておりませんが、御説明いただきたいと思います。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　ただいま御答弁申し上げましたのは、市電よりも先に更新時期が来る、この電鉄、それからバス、こうした事業者の動向をしっかり見極めながら、そしてまた全国交通系ＩＣカードの事業者の方々の今後のいろいろな反応も見極めながら、この市電についてはもう少し時間がございますので、その中で丁寧に検討してまいりたい、このように考えているところです。

〔２５番　吉村健治議員　登壇〕

○吉村健治議員　見極めるの意味の御説明をいただきました。

私の理解としては、記者発表をしたことは一旦収めて、動向を確かめながら、また新たに考えてまいるということで理解をいたしましたけれども、唐突感から、皆さん方が戸惑われることは理解していただいていると思います。

ぜひ一から考え直して、先日国交省にも行かれましたけれども、同じような状態にある自治体等々含めて粘り強い交渉をしていただいて、先日県議会の方でも、議員さんたちが副知事等に申し述べたらしいんですけれども、チームくまもとというか、全体的に公共交通で苦しんでいらっしゃる自治体の方々とともに早期に動いていただきたいなというふうに思います。

また、見極める段階においては、所管委員会等がまたありますので、ぜひその場でもたくさんの議論が行われることを期待したいと思います。私が所属しております厚生委員会でも、昨年度ありましたけれども、老人福祉センターの廃止のときと同じように、拙速に事を進めることは、市民の理解を得ることができないのではないかと思います。持続可能な公共交通サービスを提供するために本当に必要なことは何なのか、今回のような対症療法ではなく、ドラスティックで基本的、根本的な公共交通の再編を行うべきです。これまでの運賃収入を原資とする現行制度を続け、対症療法を続けるだけでは、今後ますます不採算路線を中心に廃止が加速され、利用者の利便性はま

すます減退してまいります。

先日、北川哉議員が、深刻な熊本都市圏の渋滞対策についての質問をされた際、都市建設局長は、道路整備だけの渋滞解消には限界があり、マイカーからの公共交通への転換を促すと答弁をしました。今回のように、支払方法を減らし、利用者の利便例を狭めることは、都市建設局長の答弁に矛盾し、整合性がありません。行政のリーダーシップと関係者の連携、協力、そして地域住民の参加と協働によって、再編のためだけではなく利用者のための新しい仕組みづくりを進め、環境・経済・健康など、一体的かつ計画的に公益の最大化を図らなければならないと指摘して、次の質問に移らせていただきます。

核のごみ文献調査についてお尋ね申します。

今回の質問を通じての大前提といたしまして、原子力発電や核兵器に関して、その是非や、私の政治的立場を主張することが目的ではなく、原子力発電所立地自治体である玄海町が核のごみ文献調査の受入れを表明したことを受け、熊本市民の生命と財産を守ることを責務とする行政の長として、どのようなお考えが現在あられるのかを問いたいと思います。

本年５月10日、原子力発電所から出る高レベル性放射性廃棄物、いわゆる核のごみの最終処分場選定をめぐり、九州電力玄海原子力発電所の立地自治体である佐賀県玄海町が、選定の第一段階である文献調査を受け入れる意向を表明されました。

最終処分場の選定には、公募開始から20年以上たった今も国民的議論が進まない状況が続いていますが、多くの自治体や首長たちは、この問題を自分事としては捉えていないことから、玄海町は国民的議論を喚起するきっかけになることを願い、今回の意向表明をされたとのことです。この玄海町が投じた一石について、考えてみたいと思います。

まずは、基本的なことをお聞きします。

１つ、熊本市民は原子力発電で得られた電力を利用しているのか。

２つ、原子力発電で得られた使用電力と他の発電方法との割合と今後の需給見込み。

３つ、東日本大震災や能登半島地震などを通じて、隣県に存在する原子力発電所の安全性に関して、市民の安全を普段どのように考慮し、担保しているのか。

１つ目、２つ目を観光局長に、３つ目を市長に答弁を求めます。

〔村上慎一環境局長　登壇〕

○村上慎一観光局長　私からは、原子力発電に関する２点の御質問に順次お答えいたします。

まず、熊本市民が原子力発電で得られた電力を利用しているかにつきましては、九州電力に確認いたしましたところ、利用しているとのことでございました。

次に、２点目の原子力とその他の発電方法の割合につきましては、資源エネルギー庁が公表しております2022年度の全国電源構成によりますと、原子力発電が６％、その他の火力や再生可能エネルギーなどによる発電が94％となっております。

また、今後の需給見込みについては、国のエネルギー基本計画に示された、温室効果ガス削減目標を踏まえた2030年度のエネルギー需給の見通しによりますと、原子力発電が20から22％、天然ガスや石炭などの火力発電が41％、太陽光などの再生可能エネルギーによる発電が36から38％となっております。よろしくお願いいたします。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　原子力規制委員会が策定いたしました原子力災害対策指針では、原子力発電所からおおむね半径30キロメートル圏内を原子力災害対策重点区域と定めております。

本市は、玄海原発及び川内原発、いずれの原子力発電所からも約100キロメートルの位置にありますため、原子力災害対策重点区域には該当はしません。しかしながら、熊本市地域防災計画において原子力災害対策計画を定めておりまして、原子力発電所で大規模な事故が発生した場合は、市民の皆様の安全安心を第一に、国・県及び関係機関と緊密に連携し、対応してまいることとしております。

〔２５番　吉村健治議員　登壇〕

○吉村健治議員　答弁では、原子力で発電された電力を熊本市民も利用しているとのことでした。

この質問の趣旨は、市長を含む熊本市民の皆様に、まずは日常的に私たちが原子力を利用しているという事実を改めて認識していただくことでした。原子力を利用するに当たっては、必ず核のごみが生じます。核のごみとは、核エネルギーの利用によって、その際生じる高い放射線量を持つ廃棄物であり、その放射線は遺伝子を損傷させ、がん細胞を派生させると言われており、人体を含め、あらゆる生物や地球環境に危険極まりない影響を及ぼし、廃棄する場所がいまだ定まらないことから、原子力発電所をトイレのないマンションと批判する声もございます。

日本では、核のごみを再処理工場でプルトニウムとウランを分離抽出し、再利用する計画でしたが、再処理によって残る原液の毒性が自然界のレベルに達するまでには最大で10万年もの年月が必要とされているため、日本を含む各国は、使用済み核燃料をステンレス製の容器に封入し、ガラスで固めた後、厚さ20センチの金属の容器に入れ、それをさらに厚さ70センチの粘土で覆い、最終的には、いまだどこか場所も決まっていない最終処分場の地下300メートル以上の岩盤に閉じ込めるという方法を、今の段階では考えております。

以上の事実を踏まえ、最終処分場の選定に関し、佐賀県玄海町が核のごみ文献調査の受入れを表明したことに関連して質問いたします。

処分地選定に向けた調査を原発立地自治体で行うことについて、市長はどう考えられるのか。

２つ目、核のごみの最終処分場選定地に向けた調査を本市として受け入れるのか。

３つ目、また、調査の結果によっては、核のごみの最終処分場を本市として受け入れる考えはあるのかどうか。

最後に、全国民が公平に負担すべき廃棄物問題の解決に向けて、熊本市としてできることは何でしょうか。

以上、市長にお尋ね申し上げます。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　原子力発電で排出されます高レベル放射性廃棄物の処分地選定に向けた文献調査に関し、原発立地自治体であります玄海町が受入れを表明されたことは報道等で承知しておりますが、町長は、町議会の意見や議論、国からの要請を熟考した、議会の議決と自分が考えていることとの板挟みで思い悩んだと述べられておりまして、大変重い決断をされたものと受け止めております。

次に、処分地選定に向けた調査の本市の受入れについてでございますが、文献調査については、自治体が自ら応募、または国からの申入れの受入れという２つの方法があると承知しておりますが、国から本市に対して申入れはあってございません。

なお、国は、高レベル放射性廃棄物の地層処分を行う場所を選ぶ際に、熟慮する必要がある科学的特性等について示した科学的特性マップを公表しており、当該マップによりますと、本市域の大部分は火山や活断層の近辺に位置するため、地質環境の長期安定性等の観点から、処分地として好ましくない特性がある地域に分類されております。また、地層処分による地下水への影響も考えられるますことから、処分地選定の第一段階となる文献調査の受入れは考えておりません。

３点目の核のごみ処理問題の解決に向けて、本市ができることについてでございますが、高レベル放射性廃棄物の処分につきましては、全国市長会において、課題解決に向けて、国が前面に立って取り組むよう求めておりまして、原子力安全・防災対策の観点から、国において適切に検討されるべきものであると考えております。

今後も、高レベル放射性廃棄物の問題に関しては、原発立地自治体だけの問題ではなく国全体の問題と捉え、動向を注視してまいります。

〔２５番　吉村健治議員　登壇〕

○吉村健治議員　市長の答弁では、原発立地自治体だけの問題ではなく、国全体の問題として捉え、動向を注視するとの答弁をされました。

原発で発電された電気を好む、好まざるにかかわらず、それを利用して、便利で快適な生活を送る私たち都市部の自治体・・・は、核のごみ問題に関して他人事であってよいのでしょうか。大消費地に住む我々も、その責務の一端を何らかの形で担わなければならないという疑問が生じるのは当然のことであろうと思います。

今回、私が議会で取り上げたことで、多少なりとも核のごみのみならず原子力発電所や核兵器等について、お一人お一人が自分事として、理想と現実のギャップや、様々な矛盾に正面から向き合いながら、今そこにある危機等について考えていくきっかけになればと思います。

次の質問に移らせていただきます。

通告しております、熊本市の会計年度任用職員制度の適切な運用に関してお尋ね申

し上げます。

少子高齢化の中で、労働市場においては50代以下の現役世代が減少し、その世代以上の比重が著しく高まっており、総務省の労働力調査によると、2023年には60歳以上の働く人は前年から14万人増え1,468万人に及び、就業者全体の21.8％を占める状況になりました。必然的に、官民問わずシニア人材の活用が不可欠となっておりますが、既に民間においては給与等の待遇改善や働ける期間延長など、シニア人材を即戦力として確保するための策を多種多様に展開するに至っております。

公務においては、自治体退職者に豊富な経験を生かせる好事例が熊本にもありますので御紹介すると、玉名市職員退職者会が、人材確保と行政運営を円滑に進めるため、玉名市行政への応援に関する協定を締結いたしました。行政経験を生かした補助的業務、会計年度任用職員等の短期雇用、行政協力員等への参加及び補充、避難所運営、イベント行事等への呼びかけや参加、高齢者事業など、退職者が玉名市の依頼や要請に応える協定となっており、これから本格的に迎える人材不足に対する一つの具体的なかつ実効性のある動きとして、私は熊本市も大いに参考すべき先進的な施策として高く評価できるものと思います。

一方、熊本市といえば、任用及び勤務条件等に関し必要な事項を定めた熊本市会計年度任用職員任用等取扱要綱によれば、本市の常勤の職員で一般職に属する職員であった場合には、熊本市職員の定年等に関する条例を準用するとしております。このことは、つまり熊本市の元常勤職員で65歳以上の方々の採用を制限するものであり、定年後、会計年度任用職員に任用されても、65歳に達する年度までを任用の限度としております。そして、実際に各課の応募要項チラシを見ても、応募対象外とされております。

多くの本市職員が長年にわたりそれぞれのキャリアを積み重ねながらも市政に貢献されており、その能力をもって、定年後もでき得る限り市政に貢献、尽力したいと考える職員がいらっしゃる状況にあるにもかかわらず、元職員であったという理由だけで、65歳以上については、一部を除き会計年度任用職員への応募が認められないという要綱があることは、国や他の自治体、民間企業との動きに明らかに逆行しているのはではないでしょうか。

そこで、以下２点について質問いたします。

地方公務員法第13条において、全ての国民は、この法律の適用について平等に取り扱わなければならず、人種、信条、性別、社会的身分もしくは門地によって、社会的意見もしくは政治的所属関係によって差別されてはならいなと定められており、採用に制限を加えることは合理的な理由が必要であると考えられております。この地方公共公務員法第13条に規定する平等取扱いの原則を踏まえると、職員採用については、年齢、性別に関係なく均等な機会を与える必要があると考えられます。元熊本市職員という身分を持って応募に制限を加えることは、関係法規に照らし何か問題がないのか、また他の自治体に類例を見ない制度を採用している理由は何なのかお示しくださ

い。

次に、今後人材不足の問題は一層深刻になり、シニア人材活用については本市も避けては通れない課題と考えられます。会計年度任用職員の門戸をこれまで述べてきたように広く開放することは、即効性のある人材確保策の一つであると思います。今後の熊本市における人材確保に向けての運用はどのようにあるべきと考えるか。

また、法の規定を守る立場として即座に改善が求められますが、その上で、要綱の改正も含め、今後の在り方をいかに考えるか、最初の質問に関しては総務局長、２番目については市長に答弁を求めます。

〔津田善幸総務局長　登壇〕

○津田善幸総務局長　私からは、65歳以上の元熊本市職員の応募を制限している点についてお答えいたします。

会計年度任用職員の採用につきましては、常勤職員と同様、地方公務員法第13条に規定する平等取扱いの原則を踏まえて採用事務を行っております。

これまで、市民の皆様の雇用機会の確保、組織の硬直化防止の観点で運用してきており、一定の合理性があり、問題はなかったものと考えております。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　ただいま総務局長は問題はなかったというふうに答弁をさせて炊きましたけれども、今後の会計年度任用職員の採用の在り方につきましては、少子高齢化のさらなる進展や、雇用情勢の変化等によりまして、人材の不足が生じるおそれがあるというふうに認識しております。

そこで、人材を安定的に確保しつつ質の高い行政サービスを提供していくため、令和６年度下半期の募集から、65歳以上の元熊本市職員についても対象としてまいりたいと考えております。

〔２５番　吉村健治議員　登壇〕

○吉村健治議員　平等取扱いの原則を踏まえており、一定の合理性があり問題ないものと考えているとの総務局長の答弁でしたが、そもそも公務員の採用については、競争を通じて広く人材が募られるべきものであり、応募の制限を設けるべきではなかったと思います。

しかし、今回私の指摘を受けて、先ほど市長が答弁されたように、人材を安定的に確保しつつ、質の高い行政サービスを提供していくため、令和６年度下半期の募集から、65歳以上の元職員についても募集の対象にしてまいるとの方針を自ら示していただきました。そのことは、同じ熊本市民として、65歳以上の元熊本市職員の皆様が一般市民の方々と同様、活躍の機会が増えたことをうれしく思います。

次の質問に移らせていただきます。

時間の都合上、大変恐縮ですけれども、最初の質問は飛ばせていただきます。

能登半島地震、台湾地震等に関連して御質問させていただきます。

能登半島沖地震は、発生から約半年が過ぎようとしていますが、ボランティア活動

で現地に行かれた方々のお話や報道機関の情報を見る限り、倒壊した建物のがれき等が手つかずの状態でいまだ残され、断水状態の地域があるなど、インフラ整備の普及がかなり遅れているもようです。

地域住民は、何とかその場に残り、生活再建を必死に試みていますが、インフラが不十分な状態での避難生活が続けば生活の再建は困難であり、熊本地震では、直接死の約４倍を数えた災害関連死の増加も懸念をされております。

また、住民の流出に歯止めがかからないことから、地域社会の崩壊すらも考えられますが、人口減少が進む、取り残された地方都市の悲哀という言葉で言い表すことはできません。

政府は、誰一人取り残さないというすばらしいスローガンを掲げ、復旧復興を進めていくということですが、あらゆる政策が形として実らず、スローガン倒れの無策な状態に現在ございます。

大地震を生き延びた方々が様々な問題が解決できないことによって、その後、災害関連死で亡くなられる現実を見聞きすると、過去から学んだ教訓が十分に生かし切れていないことを痛感いたします。私たちは、これまでの経験から学び、将来の災害に備える必要があると思います。

そこで、お尋ねいたします。

石川県において、いまだに多く断水状態とお聞きしているが、現状と知り得る情報を教えてください。

能登半島地震の教訓をいかに熊本に生かしていくか、答弁を求めます。

次に、熊本地震で得た熊本市の様々な教訓や知識などのノウハウを、現在の石川県内被災自治体等にどう伝えるか、また今後の被災自治体への熊本市からの支援予定について、上下水道管理者と市長に続けて答弁を求めます。

〔田中俊実上下水道事業管理者　登壇〕

○田中俊実上下水道事業管理者　私からは、石川県の断水状況についてお答えします。

今年１月１日に発生した令和６年能登半島地震におきましては、石川県を含む６県で、最大約13万6,000戸の水道が断水しております。

発災後、本市は、甚大な被害を受けた上下水道施設の状況を踏まえまして、災害支援として、延べ280名の技術職員等を現地に派遣しまして水道の復旧に当たりました。

しかしながら、国土交通省が発表している災害情報によりますと、石川県では、一部地域でいまだ水道施設の復旧が進んでおらず、６月４日時点で、珠洲市で1,076戸、輪島市で745戸、合計1,821戸が断水している状況でございます。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　能登半島地震では、津波、土砂崩れ、落石及び液状化などによって主要な道路が寸断され、人の移動や支援物資の輸送等が困難もしくは不可能となる孤立集落が多数発生いたしました。

また、奥能登２市２町におきましては、令和２年時点の数値ではございますが、高

齢化率が48.9％と高い数値となっておりまして、孤立した集落の中で、支援が必要となる高齢者の方の割合が高かったと考えております。

さらに、上水道施設における耐震管率は石川県全体の数値を下回っておりまして、加えて交通アクセスが困難等の要因もあったことから、断水が長期化しているものと思われます。

私自身も３月中旬に珠洲市、七尾市、金沢市、４月に輪島市と、自ら被災地を訪問させていただきましたが、発災から約３か月経過していたにもかかわらず、地震直後の混乱が収束していない状況でございました。

このようなことから、能登半島地震を受け、平時の訓練や備え、道路、水道等のインフラの重要性や超高齢社会の現状を踏まえ、熊本市防災基本条例における施策を着実に実施いたしますほか、発災時には首長のリーダーシップの下、全職員が一丸となって災害対応に取り組むことの重要性を改めて認識したところです。

熊本地震においては、中長期の復興のフェーズに応じた被災者ニーズを把握するために、計８回のアンケートを実施し、住宅再建や被災宅地の復旧、心のケア等、生活再建支援を行ってまいりました。また、地震から８年経過した現在も、災害関連死に関する審査会を継続しております。

このように、被災地の復興は長期的な対応が必要となりますことから、今後も被災地の要望等を踏まえ、被災地全体に対する息の長い支援を行ってまいりたいと考えております。

〔２５番　吉村健治議員　登壇〕

○吉村健治議員　経験や知見を得たことで、次回の災害に備えて、今あるノウハウを随時更新して次の災害の発生時に生かすことが、市民の安全と安心につながり、最大の行政の目的である市民の命と財産を守ることにつながるのではないかと思います。

さて、４月３日に発災した台湾地震においての初動対応に、私はとても感銘を受けました。台湾においては、過去25年において、マグニチュード7.7をはじめ頻繁に大きな地震に見舞われた地震大国です。今回最も被害の多かった花蓮市では、2018年の大地震後、教訓を生かし、市民の命を守るため、災害に対する備えを大きく見直しました。避難所の設置場所や避難物資の手配、使い方、担当者など、災害対策に関する様々な役割を明確にしております。

特出すべきは、実効性のある防災会議を毎週開催し、その都度、体制の見直しを行っていることです。市民は常日頃から自主的に避難訓練を行い、学校や地域もシミュレーションを繰り返し、いざというときの災害に対して官民協働で実効性のある備えをしています。このような災害体験を風化させない、日頃からの努力の積み重ねによって、ある避難所では、地震発生から僅か３時間後に避難所を開設するという迅速な対応を可能にしました。

早急な対応が常に最善とは限りませんが、普段の備えが十分であれば、被災者が物心両面の不安を抱える中で、まずは安心感を与えることにつながるのは間違いござい

ません。当たり前なことですが、なかなかできていないのが絶つことのない備え、普段の備えだと思います。

そこで、質問いたします。

花蓮市のような、防災に関して実効性のある会議は熊本市でも開催されているか否か、また地域の日頃からの活動状況、台湾の防災行政から学ぶこと、これからの熊本市に生かしていけることは何か、１を政策局長、２を市長にお願い申し上げます。

時間の都合上、ちょっと市長には早口でしゃべっていただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

〔原口誠二政策局長　登壇〕

○原口誠二政策局長　本市では、熊本市地域防災計画において、市及び関係機関が災害時に担う役割や態勢について定めるとともに、震災対処訓練や水防訓練等を実施し、災害時における関係機関との連携強化を図るなど、その実効性を高めている。

次に、地域の活動状況としては、校区防災連絡会や避難所運営委員会、自主防災クラブなどの地域の防災組織において、地域の実情に応じた避難所開設運営マニュアルの作成や、訓練、防災に関する会議などを行い、地域の防災力向上に取り組まれている。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　このたびの台湾東部沖地震において、花蓮市の対応を確認いたしましたところ、避難所の迅速な開設を可能としたのは、2018年に発生した大地震をきっかけに、行政とボランティア団体、企業等が連携し、平時からの訓練により、災害対応への強化を図ったことなどによるものと伺っております。

このような花蓮市の迅速な災害対応は、本市にとっても非常に参考になるものと考えており、特に、自治体・民間レベルの取組や避難所開設、運営のノウハウなどについて、現地に職員を派遣し、調査研究するよう担当部局に指示しているところでございます。

今後も、熊本地震の教訓はもとより、台湾東部沖地震での優れた取組を参考にしながら、誰もが安心して暮らすことができる、真に災害に強いまちの実現に向け、取り組んでまいります。

〔２５番　吉村健治議員　登壇〕

○吉村健治議員　現在、台湾の方に職員を派遣されていると、花蓮市の方にされているということは聞き及んでおりますので、そういった知見を得て、熊本市の防災行政に関してさらに磨きをかけていただければと思います。

最後の質問に移ります。

御準備いただいた観光部門に関して、大変申し訳ないと思いますが、時間の都合上、水に対する思いと普段の心がけについて等の質問を飛ばさせていただきます。

まず、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡの問題に関してお聞きいたしますが、質問から先に入ります。

有機フッ素化合物ＰＦＡＳのうち、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡは具体的に何か。その化学物質の特性や、引き起こされる人体や環境への影響と、現在の国の対応状況について、市民に分かりやすく説明をお願いしたいと思います。

熊本市の河川、地下水、井戸水の調査状況と国の汚染水指針値、本市においてはプロジェクトチームを設置されましたが、メンバー構成と設置の目的、その具体的取組内容、その成果と今後の方針について、また最終目標等があれば、以上を環境局長に問います。

〔村上慎一環境局長　登壇〕

○村上慎一観光局長　有機フッ素化合物に関する３点の質問に順次お答えいたします。

まず、１点目の有機フッ素化合物、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡは、水や油をはじく性質や薬品に強い性質を持つため、フライパンや包装の表面処理剤などの身近な製品に広く用いられてまいりました。

また、分解されにくく環境中に長期間残留する上に生体内に蓄積しやすいという性質もあり、人の健康等に影響を及ぼす可能性が指摘されております。

次に、２点目の国の取組状況におきましては、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、いわゆる化審法に基づきまして、ＰＦＯＳは2010年、ＰＦＯＡは2021年から製造・輸入等を禁止するとともに、水質汚濁防止法では暫定指針値１リットル当たり50ナノグラムを設定し、最新の科学的知見や国内の検出状況の収集・評価を行い、総合的な対応策が検討されております。今後、国の方針等が示された場合には、それらに基づき適切に対応してまいります。

最後に、本市の取組状況におきましては、令和４年度の定期の調査におきまして、植木地区や白川地区の井戸から暫定指針値を超える濃度のＰＦＯＳ、ＰＦＯＡが検出されたことを受けまして、庁内横断的に対策を図るために、５局５区役所で構成するＰＦＯＳ・ＰＦＯＡ対策地下水保全特別プロジェクトチームを設置いたしました。

その具体的な取組といたしましては、井戸や河川で水質検査を実施し、その結果、令和５年10月末までに、定点監視井戸を含む個人の飲用井戸332地点中39地点、井芹川28地点中12地点で暫定指針値の超過が見られました。また、暫定指針値を超過した井戸水を飲んでも害はないのかなど、市民の皆様からの健康への影響等に関する227件の相談に関しまして、関係部局で連携して対応をさせていただきました。

現在、暫定指針値を超過している井戸につきましても、上水水道への切替えを指導するとともに、原因究明のための追加調査等を行っておりまして、引き続き市民の皆様の不安払拭に努めてまいります。

〔２５番　吉村健治議員　登壇〕

○吉村健治議員　お答えいただいたとおり、まだ不確的要素が多い、この問題でございますが、市民生活に欠かせない水の大問題を全体で考え、共有するためにも、本市からの市民に対する発信は大切になってまいります。

そこで質問します。

市民への情報公開はどのように行うのか。

京都大学では、沖縄県や東京都などの一部汚染地域において、住民の血中濃度調査を実施されていると聞いているが、本市において、指針値超過地点等の周辺住民への健康状態のモニタリングや血中濃度調査の実施有無について、市長にお答えをお願いします。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡへの対応に関しましては、地下水や河川の水質の徹底した調査を行い、その結果を速やかに、分かりやすく市民の皆様に公開することが重要であると考えており、これまでも調査結果などを市のホームページ等で公開しております。また、市民の皆様からのこれらに関する問合せに対しましても、分かりやすく丁寧な説明を行っております。

次に、指針値超過地点等における周辺住民の血中濃度調査については、議員御指摘の京都大学における先進事例については承知しておりますものの、現在、国において、どの程度の量が身体に入ると影響が出るのかについて、いまだ確定的な知見はございませんで、検査方法も確立されておりませんことから、血液検査の結果をもって健康影響を把握することが困難な状況にあります。

また、国のＰＦＡＳに対する総合戦略検討専門家会議等におきましても、今後の対応の方向性について議論されておりますことから、検査方法や評価方法の動向を注視してまいりたいと考えております。

〔２５番　吉村健治議員　登壇〕

○吉村健治議員　御答弁ありがとうございました。

私たちは常に最悪の事態を想定し、地下水を守る責任がございます。確かに、日本においてはＰＦＯＳ、ＰＦＯＡに関して科学的に確立いていないものは多いですが、アメリカの学術機関は、ＰＦＡＳの関連のリスクとして、肝臓への影響、抗体反応の低下、腎臓がんの増加、胎児・乳児の成長発達への影響を指摘しております。

昨晩、午後７時半からありました「クローズアップ現代」を御覧になられたでしょうか。ＰＦＡＳに関して衝撃的な新たな事実が放送されておりました。私が最初この問題を知ったのも、１年ほど前のＮＨＫ同番組であります。それよりも大分情報が上がったというか、詳しく分かるようになってきたという放送でございましたけれども、日本全国の多くの地域で国の暫定基準値を大きく上回る数値が検出されており、調査をすればするほど深刻な状態であることが分かってきています。

昨晩放送があったように、岡山県のとある町では、安全だとされ、町民が日常利用していた飲み水が、国が暫定値に定めた基準値の約28倍にも上る極めて高いＰＦＡＳ濃度が検出され、住民に不安が広がっています。長年利用していた住民27名の血液検査をしたところ、アメリカの学術機関が健康リスクが高まると指摘している指針値を全員が大きく上回っていたとのこと、さらに水道水が汚染されていたことを町が住民に対して情報を知らせていなかったことなどが分かっていますが、住民の不安や怒り

は頂点に達しております。

また、番組では、汚染源にも新たに言及し、廃棄物処理場や浄水施設で使われている排水からＰＦＡＳを吸着させるための活性炭が、使用後、地中に投棄された後に、雨水などの影響で流れ出し、河川や地下水、土壌などに多大な被害をもたらしている可能性があることを指摘しています。このことは、その周辺の土地であったり、畑、田んぼ等にも影響を与え、また、その後には人体にも多く影響を与えることを示唆し、現在でも、地域住民の話によれば、たくさんの病気を派生させる可能性があるということも、機能の放送であっておりました。

熊本においても、汚染源が今のところ全く解明されていない、私の選挙区でもあります熊本市北区でも、河川の汚染が分かっておりますけれども、原因自体は今までまだ分かっておりません。プロジェクトチームを去年よりやられていますけれども、引き続き継続してやられることを願っております。

本日の新聞紙上でも載っておりましたが、先ほどの岡山県の自治体では、公費で血液検査を行う方針を示したとのことです。小さい町ですけれども、予算規模は6,000万円でしたか、かなりの金額に上っております。それが熊本とか全国とかになると、ある一定数、予算が必要になってきますので、このことに関しての国に対する要望は必要かなというふうに思っております。

ただし、金銭的な予算等がつけば、本市でもやろうと思えばできないことではありません。最新の情報を基に、大西市長のリーダーシップの下、汚染被害を最小限に収め、市民の皆様が安心して私たちの命の水をこれからも安心して使っていただけるように、引き続き努めていただきますようお願い申し上げます。

以上で、私の質問を終わります。

今回の質問において、勝手ながら時間の都合上、省かせていただいた部分が多々ありました。御準備に関しては行政の執行部側、議会局の方々に大変御迷惑をおかけした上で、今回立たせていただいておりますけれども、次回以降、また省力した部分に関しては、引き続き自分自身でも勉強しながらブラッシュアップして次回以降に生かしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、私の質問を終わります。御清聴、ありがとうございました。（拍手）

○寺本義勝議長　この際、議事の都合により休憩いたします。

午後２時に再開いたします。

午後　０時０９分　休憩

午後　２時００分　再開

○寺本義勝議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

○寺本義勝議長　一般質問を続行いたします。

高瀬千鶴子議員の発言を許します。高瀬千鶴子議員。

〔２８番　高瀬千鶴子議員　登壇　拍手〕

○高瀬千鶴子議員　公明党熊本市議団の高瀬千鶴子です。本日が通算８回目の質問となります。

今回、質問の機会をいただきました先輩、同僚議員の皆様に心より感謝を申し上げます。

また、お忙しい中傍聴にお越しいただきました皆様、インターネット中継で御覧いただいている皆様にも心から御礼を申し上げます。

早速ですが、通告の順に従い質問してまいります。市長並びに執行部の皆様には、明快な御答弁をよろしくお願いいたします。

通告１番、２番をまとめて質問してまいります。

まず初めに、若者支援、特に生きづらさを感じる中高生が安心できる居場所づくりについてお尋ねします。

東京新宿の歌舞伎町には、10代を中心とした若者が無情に集まるトー横と呼ばれる一角があります。つい先日もトー横キッズの一斉補導が実施され、深夜の徘徊などで、14歳から19歳の15人が補導されたとの報道もあっておりました。今では東京だけではなく、大阪市ミナミのグリ下、名古屋市栄のドン横など、都市部を中心に日本各地に同じような場所が生まれているようです。

彼らは、他県など遠くからやってきており、地元にはない新たな出会いや刺激を求めてくる人もいますが、多くは助けを求めるかのように、安心できる居場所を探してやってきているようです。そのような彼らを突き動かしているのは不満ではなく不安、自分の安心できる居場所が地元にはないと悟ったとき、トー横のような代替の場所と仲間を求めてやってきます。

先日、数年前から視察に行きたいと思っておりました、東京都文京区にある中高生の秘密基地ｂ－ｌａｂへ、三森議員と視察に行ってまいりました。

ｂ－ｌａｂは、中高生の秘密基地をコンセプトとした新しい放課後の居場所です。リビングのようなスペースや、勉強、バンド活動、ダンスなどのスポーツや料理ができるスペースがあるほか、文化、スポーツ、学習支援などのイベントを実施されています。中高生が安心して自由に過ごせる居場所であるとともに、多様なイベントを通じて自分の可能性を発見する場でもあります。

文京区教育委員会では、平成16年に文京区青少年育成プラン「はじめの一歩」を青少年問題協議会で策定されています。このプランでは、目指す青少年の育成ビジョンのキーワードは自立と社会性です。自立することの意味と社会性を身につけ、社会へ巣立っていってほしいと願うものであり、そのためなら大人や社会全体でのサポートは惜しまないとの理念に基づき進められていきます。

平成21年、福祉センター及び教育センター建て替え検討会が設置され、合わせて青少年プラザ設置を計画、平成27年４月に開設となります。

施設運営は、公募型プロポーザル方式で選定された認定特定非営利活動法人カタリバが担われています。若いスタッフをはじめ、大学生や若手社会人のボランティア等が、半年の任期で10人から15人程度、こどもたちの可能性を信じ、個別の年齢や特性に寄り添い、こどもたちの成長、変化を見守っています。

ｂ－ｌａｂは、家や学校以外の居場所として、年間100件もの視察や見学が入るなど、全国的にも注目されている施設です。

熊本県警察本部が作成をしています「肥後っ子のシグナル」を見ると、近年の少年非行情勢は、平成15年のピーク以降、検挙・補導人数は減少傾向にありましたが、令和３年にその数は増加へと転じており、令和５年中には、刑法犯少年・特別法犯少年のいずれも前年比で増加、さらに大麻事犯で検挙された少年は15人と直近10年間で最も多くなり、綿ものへの大麻の蔓延が深刻な問題となっていると書かれていました。

また、インターネット利用に起因する福祉犯の被害少年の92％が中高生となっています。

そこで、お尋ねいたします。

１点目、熊本市では、家庭や学校などとは別に、中高生が安心して行ける居場所はありますでしょうか。

２点目、安心できる居場所の必要についての御意見をお示しください。

２点につきまして、教育長にお尋ねいたします。

引き続き、若者をむしばむ薬物乱用、オーバードーズ対策についてお尋ねいたします。

先ほどの肥後っ子のシグナルの結果でも、若者への大麻の蔓延が深刻な問題となっているとのことでしたが、若者を中心に薬物汚染は広がっており、大麻や覚醒剤などの薬物の乱用が後を絶ちません。

昨年８月23日付の公明新聞に、夜回り先生こと水谷修先生の薬物乱用の危険性についての記事が掲載されました。その中で、水谷先生は、薬物は人を３回殺す。これが多くの薬物乱用者と関わってきた上での実感だ。最初は頭、脳が乗っ取られ、薬のことしか考えられなくなる。次に心、薬物を手に入れるためなら平気で人を裏切るなど、何でもやるようになる。そして最後は肉体もむしばまれ、殺されてしまう。オーバードーズについては、一部の市販薬を一度に過剰摂取することで、違法薬物と似た効果が得られてしまう。入手しやすく、ネット上で乱用を助長する情報が流れたことで、中高生などに広まっていると話されています。

私たち公明党は、これまで薬物教育の充実や相談体制の強化など、一貫して薬物対策に取り組んできました。特に、麻薬などと同じ作用かありながら、規制の網から逃れていた危険ドラッグ対策にも力を注いできました。

また、国立精神・神経医療研究センターの2022年調査では、全国の精神科医療施設での薬物依存症の治療を受けた10代患者の主な薬物を見ると、市販薬が全体の65.2％を占めていました。また、過去１年以内に市販薬の乱用経験がある高校生の割合は、

60人に１人という結果も得られています。

同センターの薬物依存研究部長は、10年前は、非行や犯罪歴のある若者男性が危険ドラッグを使うケースが多かったが、近年は市販薬の乱用が多く、その大半が、素行に問題のない普通の若い女性ばかりと分析されています。嫌なことを忘れたいとの一心で薬局を回り、市販薬を大量に購入し、過剰摂取してします若者が急増しています。熊本市においても、早急な対策が必要であると考えています。

そこで、お尋ねいたします。

３点目、現在、熊本市において薬物乱用、オーバードーズ対策はどのように行われていますでしょうか。健康福祉局長にお尋ねします。

４点目、まとめのお尋ねとなりますが、学校での人間関係や家庭の問題など、生きづらさを抱える中高生の孤立の問題、また悪意ある大人たちから守るためにも、安心できる居場所の確保、信頼できる大人や仲間とのつながりをつくっていくことが必要だと考えますが、熊本市での取組状況と合わせて、大西市長の御見解をお示しください。

〔遠藤洋路教育長　登壇〕

○遠藤洋路教育長　私からは、安心できる居場所づくりについてお答えいたします。

こどもが肯定的・開放的な関係の中に自分の居場所を持つことは、自己肯定感や自己有用感を高めることにつながるなど、生きる上で不可欠な要素であり、こどもが安心して過ごせる居場所があることは大変重要であると考えております。

本市では、かつてこどもの居場所としての機能を有する青少年センターを開設しておりましたが、平成23年に閉鎖となっております。その後、市立の代替施設はないものの、近年、熊本市内のフリースクールが本市及び日本財団と協定を結び、継続してこどもの居場所づくりに取り組んでいる事例がございます。

こどもにとって、まずは家庭や学校が安心できる居場所となることが重要だと考えております。そのため、教育委員会では家庭教育支援に取り組むとともに、学校における放課後の居場所として重要な役割を担っている部活動について、持続可能な運営体制の構築に向けて検討を進めております。

また、家庭や学校以外の居場所づくりについては、不登校を含む長期欠席児童・生徒に対し、教育支援センター「フレンドリー」による児童・生徒の受入れや、教育ＩＣＴを活用した「フレンドリーオンライン」の配信による心の居場所づくり、フリースクール等民間団体との連携に取り組んでおります。

さらに、企業、関係機関、若者の団体等と連携しながら、書店やカフェ等を会場とした対話型のイベントなど、こどもが安心して過ごすことができる場を提供してまいりたいと考えます。

〔林将孝健康福祉局長　登壇〕

○林将孝健康福祉局長　私からは、本市における薬物乱用対策の取組についてお答えいたします。

市販薬の過剰摂取、いわゆるオーバードーズを含む薬物乱用対策は、予防教育が重要でありますことから、市内の全中学校、高等学校において、年に１回以上の薬物乱用防止教室が開催されております。加えて、熊本市薬剤師会や熊本県と連携し、「ダメ。ゼッタイ。」を合言葉とした街頭キャンペーンの実施やホームページ、ＳＮＳ等により、薬物の危険性や医薬品の適正使用について啓発を行っております。

さらに、オーバードーズ対策として、薬局や医薬品販売業者に対し、乱用等のおそれがある医薬品は、販売時に購入状況の確認等を徹底するよう周知するとともに、立入り検査の際に、販売方法を確認し遵守するよう指導を行っております。

今後も引き続き、若年層における薬物乱用対策を着実に取り組んでまいります。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　厳しい環境の中で、人との関わりに悩み、困難を感じているこどもや若者にとって、信頼できる大人や仲間とともに安全で安心して過ごせる居場所を持つことは、健やかな成長や将来にわたる幸せのために大変重要であると考えております。

こども・若者の悩み相談に対しましては、これまで傾聴を中心に助言や情報提供を行ってまいりましたが、こども・若者の抱える課題は複雑さ、深刻さを増しております。

このため、アウトリーチを含めました伴走型の支援など、相談支援の強化に向け、若者・ヤングケアラー支援センターを本年10月に開設する準備を進めております。センターには、こども・若者がいつでも気軽に立ち寄ることができ、社会福祉士等のスタッフや仲間との信頼関係を構築しながら、安心して自分の時間を過ごすことができる居場所をつくりたいと考えております。

また、現在、地域や民間における取組も含めまして、こどもの居場所となり得る施設や機能について、現状把握や課題整理など調査研究を進めておりまして、今後の施策に生かすとともに、策定中の（仮称）熊本市こども計画に反映させてまいりたいと考えております。

未来を担う全てのこども・若者が夢や希望を持って健やかに成長し、幸せに生活できるよう、「こどもが輝き、若者が希望を抱くまち」の実現に向けて、全庁挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

〔２８番　高瀬千鶴子議員　登壇〕

○高瀬千鶴子議員　御答弁ありがとうございました。

教育長の方からは、家庭や学校以外の居場所づくりについては、不登校を含む長期欠席児童に対し、教育センターフレンドリーによる児童・生徒の受入れや、教育ＩＣＴを活用したフレンドリーオンラインの配信による心の居場所づくり、フリースクール等の民間団体の連携に取り組んでいるとのことでありました。

薬物乱用、オーバードーズ対策としては、予防教育が重要であることから、市内の全中学校、高等学校において、年１回以上の薬物乱用防止教室が開催されており、薬局や医薬品販売業者に対しても指導を行われているとのことでした。

咳止めの薬や風邪薬など、適量であれば良薬となりますが、過剰摂取した場合には臓器障害、呼吸や心臓の停止など、最悪のケースに至る危険性があります。今後も薬物乱用防止策として、薬物の危険性や医薬品の適正使用についての周知、啓発とともに、予防教育にしっかり取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

大西市長からは、本年10月に向けて、若者・ヤングケアラー支援センターの開設準備を進めている。センターにはこども・若者がいつでも気軽に立ち寄ることができ、社会福祉士等のスタッフが、仲間との信頼関係を構築しながら、安心して自分の時間を過ごすことができる居場所をつくるとの御答弁でありました。全庁を挙げて取り組むとも言っていただきましたので、こども局をはじめ教育委員会ともしっかり連携をしていただきながら、居場所づくりに取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

引き続き若者関連の質問で、自殺予防対策についてお尋ねします。

これまでも、我が会派の三森議員をはじめ多くの議員が質問されておりますが、数年前に開発されました精神不調アセスメントツール、ＲＡＭＰＳと呼ばれる自殺リスク判定ソフトがあることを知り、今後の自殺予防の取組に活用できないかと考え質問させていただきます。

熊本市の第２期熊本市自殺総合対策計画を見ますと、こども・若者の自殺への対策は重点対策の一つとなっています。

本市の自殺者数は、平成30年まではおおむね減少傾向にありましたが、令和元年以降は増減を繰り返してやや増加傾向に転じており、その中で、学生、生徒等の自殺者が５人以上という状況が続いているようです。

新春期の若者は、精神不調を抱える者ほど、自分の問題は自分で解決すべきであると考えがちであることや、死にたいと願う希死念慮が深刻になるほど、援助を求める行動をとらなくなり、助けを必要とするこどもほど助けてとは言わない傾向があるそうです。

そこで、初めに触れました精神不調アセスメントツール、ＲＡＭＰＳについて少し御紹介します。

2023年度には、新潟県61校、長野県13校、東京都、神奈川県、山形県、山梨県、愛媛県、沖縄県など、100校ほどで導入されているようです。

ＲＡＭＰＳは、主に保健室で使用され、訪れた児童・生徒に、このソフトの入ったタブレット端末を渡し、10問程度の質問に答えていきます。１次試験での質問は、食欲はあるかなど比較的答えやすい質問から始まり、徐々に生きていても仕方がないと考えたことがあるかや、自分で自分を傷つけたことはあるかといった質問に変わっていきます。

次に、この結果を基に、精神不調のリスクが疑われる児童・生徒に対しては、養護教諭やスクールカウンセラーが面接でより詳しく質問する２次検査を行うと、自殺リ

スクが４段階で評価されます。保健室でＲＡＭＰＳの入力を進められて拒否する生徒はほとんどおらず、大抵は正直に答えてくれるそうです。

ＲＡＭＰＳの２次試験で、一見すると元気そうな中学男子が、死にたいと思ったことがあるし、死のうと計画したこともあると話してくれ、これまで聞かれなかったから言えなかったし、聞かれない限り、自分からは言えないと答えてくれたそうです。実際、ＲＡＭＰＳを導入した学校では、全く問題がないと思っていた生徒や、何となく心配だと思っていた生徒の自殺リスクや精神不調の見逃しを防げたケースが、想像していたよりもずっと多くあるとのことでありました。

そこで、お尋ねいたします。

１点目、現在の熊本市におけるこども・若者の自殺への対策について御教示ください。また、ＲＡＭＰＳに関する御見解をお示しください。

２点目、児童・生徒は生活時間の大半を学校で過ごしています。だからこそ、学校は自殺リスクや精神不調を早期に発見できる重要な場所であると考えます。そこで、現在の自殺対策の現状と、ＲＡＭＰＳに関して教育現場からの御意見をお示しください。

以上、１点目を健康福祉局長に、２点目を教育長にお訪ねします。

〔林将孝健康福祉局長　登壇〕

○林将孝健康福祉局長　私からは、本市における自殺予防対策等についてお答えいたします。

議員御紹介のとおり、令和６年３月に策定しました熊本市第２期自殺総合対策計画では、３つの重点対策の一つとして、こども・若者の自殺への対策を推進しております。この対策においては、自殺リスクの早期発見とともに適切な支援につなげることが重要でありますことから、市立学校の教職員を対象に、学校現場から必要な相談窓口へつなぐことができるゲートキーパーになっていただくための研修会を開催しているところです。

また、若者にとって日常的なコミュニケーションツールであるＳＮＳを活用した「こころの悩み相談」を実施し、電話や対面では話しづらい悩みについて、専門家や年代の近い大学生が相談に応じております。

議員御提案のＲＡＭＰＳをはじめとする精神不調アセスメントツールにつきましては、自殺リスクを早期に発見することができる効果的なツールの一つであると認識いたしております。

〔遠藤洋路教育長　登壇〕

○遠藤洋路教育長　私からは、学校における自殺予防対策についてお答えいたします。

学校現場では、日常の健康観察や教育相談、毎月のきずなアンケート等を実施し、心のケアが必要な児童・生徒へはスクールカウンセラーによるカウンセリングを実施するなど、自殺リスクや精神不調を早期に発見できるように取り組んでおります。

また、学校への相談が難しい児童・生徒は、不安や悩みを外部機関へも相談できる

よう、こども局のこども権利サポートセンターが実施している24時間チャット相談など、相談機関一覧を作成し、各家庭に周知しております。

精神不調アセスメントツールは様々ありますが、現在、教育委員会では、児童・生徒のＳＯＳコミュニケーション支援システム「kimino micata」を紹介し、一部の学校で導入をしているところです。

議員御紹介のＲＡＭＰＳについては、導入している自治体への調査を行うなど、健康福祉局等、関係部局、関係機関と連携しながら、効果的な自殺予防対策を研究してまいります。

〔２８番　高瀬千鶴子議員　登壇〕

○高瀬千鶴子議員　御答弁ありがとうございました。

熊本市においては、市立学校の教職員を自殺のサインに早期に気づき、必要な相談窓口につなげる等の役割を担うゲートキーパーとして要請する研修会を開催されており、若者にとって日常的なコミュニケーションツールであるＳＮＳを活用したこころの悩み相談を実施し、電話や対面では話しづらい悩みについて、専門家や年代の近い大学生が対応しているとのことでした。

学校現場においては、日常の健康観察や教育相談、毎月のきずなアンケート等を実施し、心のケアが必要な児童・生徒へは、スクールカウンセラーによるカウンセリングを実施するなど、自殺リスクや精神不調を早期発見できるように取り組んでいるとのことでありました。

ＲＡＭＰＳについては、導入している自治体等への調査を行うなど、健康福祉局等と関係機関と連携しながら、効果的な自殺予防対策を研究してまいるとの御答弁でありました。重要なことは、こどもたちがいかに早く助けてと言える環境を整えてあげることだと思いますので、関係機関ともしっかり連携していただきながら、より効果的な自殺予防対策に取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、産後ドゥーラの導入についてお尋ねいたします。

令和４年第１回定例会にて質問させていただきましたが、皆様御存じのとおり、産後ドゥーラとは、産後の母親に寄り添って支える経験豊かな女性という意味があり、家事も育児も心配事も丸ごと相談できる心強いサポーターであります。

先日、公明党熊本県女性局主催で、下野六太参議院議員、県下の女性議員、熊本市内の男性議員も参加しての産後ドゥーラについての勉強会が開催をされました。元区議会議員で、現在はドゥーラ協会理事をされています梁川妙子さんをはじめ、熊本県内で産後ドゥーラとして活躍されている栗原さん、桑原さんに御参加をいただきました。産後ドゥーラとしての活動の様子や利用者の方の御意見、感想など、様々教えていただきました。

以前、公明新聞に掲載をされていました東京慈恵会医科大学の井上祐紀准教授が、コロナ禍と産後鬱について話してくださっている記事によると、産後鬱に対するケアは、心の病気として感情や思考の側面の治療が重要視されるが、体の病気としての側

面も極めて大事だ。抑鬱気分は治まってきたのに、赤ちゃんの世話と相まって眠りにくい状況の中、僅かな家事でも体を動かすこと自体がつらいといった身体的な症状が長期間続くことが多い。産後鬱の母親は、家事が止まると自分への駄目出しを繰り返し、これではこどもは育てられないなどと、どんどん悲観的になっていく。だからこそ、経済的に生活のめどが立つことに加えて、育児、家事を回すための直接支援や、信頼できる支援者にこどもを任せることができる時間をつくることが必要と言われております。

前回、産後ドゥーラの導入にして質問させていただきましたが、健康福祉局長からは、産後の母親や家庭が安心して子育てができる環境を整備していくことは非常に重要であると認識しており、産後のケア事業へ産後ドゥーラの導入及び養成については、利用者等へのアンケートによるニーズ把握や他都市の状況を参考にしながら研究してまいるとの御答弁でありました。

そこで、お尋ねいたします。

前回の質問以降、研究はどのように進んでいますでしょうか。また、現在、玉東町、荒尾市では、子育て世帯訪問支援事業において委託契約をされております。本市での委託契約は可能なのでしょうか。

以上、こども局長にお尋ねいたします。

〔木櫛謙治こども局長　登壇〕

○木櫛謙治こども局長　産後ドゥーラに関する御質問にお答えいたします。

産前産後の母子への支援につきましては、まず、産後ケア事業など母子の心身のケアや授乳指導、育児支援等を行う養育支援につきましては、心や体に関する専門的な知識・技能が求められます。このため国の要綱やガイドラインにおいて、助産師や保健師などの資格が必要とされておりますことから、本市の委託要件としております。

次に、産前産後ホームヘルプや子育て世帯訪問支援などの家事支援につきましては、助産師等の資格の有無は問いませんが、育児不安のある方や特定妊婦、ヤングケアラーなど、特に支援が必要な御家庭を対象としております。このため国のガイドラインでは、支援員の要件として、支援対象者に関する基礎知識や児童虐待などのリスク要因など、市町村が実施する研修を修了することが必要と示されております。

産後ドゥーラは、産前産後を支えるための知識・技術を認定する民間の資格で、妊産婦のニーズに応え、育児に不安を抱える御家庭への支援を適切に行うことができる方と認識しております。助産師等の資格を有するか、あるいは本市が開催する研修を受講し、修了するなど、一定の条件を満たしていただければ、本市の事業を委託することは可能であり、産前産後ケアの専門家として御活躍いただけると考えております。

〔２８番　高瀬千鶴子議員　登壇〕

○高瀬千鶴子議員　御答弁ありがとうございました。

産後ドゥーラは、産前産後を支えるための知識、技術を認定する民間の資格であり、妊産婦のニーズに応え、育児に不安を抱える家庭への支援を適切に行うことができる

方と任期している。また、一定の要件を満たせば、本市の事業を委託することは可能であり、産前産後ケアの専門家として御活躍いただけると考えているとの御答弁でありました。

熊本市においても、現在、助産師等による母親への心身のケアや授乳方法の指導、ホームヘルパーが家事や育児支援に取り組まれており、産後に母子にきめ細やかな支援を行われているところでありますが、育児に不安のある方、特定妊婦、ヤングケアラーなど、より手厚い支援が必要な御家庭もあります。これからは、産後ドゥーラの方々にも大いに活躍していただけると期待をしておりますし、必ず活躍していただけるものと確信をしております。今後も産後ケアのさらなる充実のために取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、健康寿命延伸に向けた取組についてお尋ねしていきます。

神奈川県では、平成29年３月29日に、かながわ未病改善宣言を発表されています。この宣言では、２つの理念と重要な３つの取組を掲げられています。この未病という概念を学ぶため、三森議員とともに神奈川県庁へと視察に行ってまいりました。

未病とは、心身の状態を健康と病気の二分論の概念で捉えるのではなく、健康と病気の間を連続的に変化するものとして、この全ての変化の過程を表す概念を未病と捉え、この未病の改善を図ることで、心身をより健康な状態に近づけていくことが重要とされています。

国においても、令和２年３月には、未病の定義が盛り込まれた国の第２期健康医療戦略が閣議決定されているところであります。今後、神奈川県においても超高齢社会へと移行していくことが予想される中で、平均寿命の延伸の増加分を上回る健康寿命の延伸を図ることを目標の一つに定められており、ライフステージに応じた未病対策と、未病改善の取組を支える環境づくりを軸に、様々な未病改善の取組を推進されています。

未病改善には、ライフステージによって対策の方向性が大きく異なってくることが予想されますので、こどもには運動などの重要性、女性には女性特有の健康問題、働く世代にはメタボ対策、高齢者にはフレイルやオーラルフレイル対策など、全ての県民の皆様に、自分に合った未病改善に取り組んでいただけるように、未病対策が進められています。

具体的には、手軽に健康状態や体力等をチェックし、その結果に基づくアドバイスや未病改善の取組のための情報を受けられる場として未病センターが、現在、公設、民間合わせて84か所設置されております。この未病センターは、自分の健康状態の見える化、健康に関する相談、アドバイス、食、運動などの知識の取得、情報提供、健康づくりに関するプログラムの実践、コミュニケーションや情報交換等の交流の場となっております。

さらに、民間企業とも協定を結ばれており、企業が保有するノウハウや人材を生かして、職や運動など未病改善のための健康支援プログラムを提供していただき、県機

関、市町村が設置する未病センターでの実施をコーディネートされているそうです。

特徴的な取組としては、幼稚園、保育園での食育応援プログラムの実施や小学校への出前授業、高校生用の健康、未病学習教材の活用、働く世代の女性に向けた職場訪問エクササイズ事業の実施など、多岐にわたり工夫を凝らして実施をされております。

特に女性の健康寿命の延伸に向けた取組では、令和５年度に県庁の女性職員向けにも開催をされており、一、二か月に１回のペースで全５回、１回当たりは40分程度のエクササイズが職場内で実施されており、参加者の仕事中とは違う一面を垣間見ることができたり、参加者同士のコミュニケーションがアップするなど、喜びの声も多く上がっていたとのことでありました。

現在は、女性従業員の健康づくりを進めたい企業と、エクササイズ提供企業をマッチングする方向へと事業がシフトしているようでありますが、家事や育児など忙しい状況にある働く女性にとって、職場内で運動ができることで、自身の未病の改善につながることは大変有意義な取組であると感じております。

そこで、お尋ねいたします。

１点目、本市において、自身の健康状態や体力測定など、気軽に見える化できるような取組はありますでしょうか。

２点目、神奈川県では、健康寿命の延伸のため、こども世代からの未病対策、健康への意識づけを行われておりますが、本市において、ライフステージに応じた健康増進の取組はどのような取組がありますでしょうか。

３点目、女性の未病対策として、ライフステージに応じた取組が必要ではないかと考えます。特に市役所の女性職員向けの未病対策も御検討していただきたいと考えますが、市長の御見解をお示しください。

以上、１点目、２点目を健康福祉局長に、３点目を大西市長にお尋ねします。

〔林将孝健康福祉局長　登壇〕

○林将孝健康福祉局長　私からは、本市における健康増進の取組に関する２点のお尋ねについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、健康状態を客観的に把握し病気を未然に防ぐことは、健康増進を図る上で大変重要であると認識しております。

そこで、本市におきましては、市が所管するスポーツ施設のトレーニング室などで、効果的なトレーニング方法や健康づくり全般について気軽に相談・指導が受けられる体制づくりを行っておりますほか、地域では、通いの場である高齢者サロンなどに市がスタッフを派遣し、体力測定や体組成測定などを行い、フレイル予防・骨折予防につなげる取組などを行っているところです。

また、各区役所では、血圧測定をはじめ保健師や管理栄養士などによる健康相談を毎月２回行っており、電話による相談と併せ気軽に御相談していただけるよう取り組んでいます。

次に、ライフステージに応じた取組に関しましては、本市では、令和６年３月に策

定いたしました第３次健康くまもと21基本計画におきまして、乳幼児から高齢者まで総合的に健康づくりを推進するライフコースアプローチを踏まえた健康づくりを新たに掲げ、こども、女性、働き盛り世代、高齢者に関するそれぞれの課題に応じた取組を行うこととしております。中でも、若い世代の運動習慣や女性特有の健康課題に対しましては重点取組と位置づけており、今後、様々な機会を通して課題解決に努めてまいります。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　本市の第３次健康くまもと21基本計画においても健康寿命の延伸を全体目標と位置づけておりまして、特に女性の健康については、ライフステージごとに様々な健康課題があるため、その段階に応じた対応をしていくことが重要であります。

その中でも、本市の女性職員を対象とした取組として、年代による女性特有の身体変化や自己管理の方法、仕事への影響等についての研修を開催し、職員の健康増進に取り組んでおります。

今後も引き続き女性がそれぞれのライフステージを健康で生き生きと過ごせるよう、女性特有の健康課題や、その予防法等の情報発信を充実させ、健康の保持、増進につなげてまいりたいと考えております。

〔２８番　高瀬千鶴子議員　登壇〕

○高瀬千鶴子議員　御答弁ありがとうございました。

熊本市において、健康寿命延伸に向けた取組としては、市が所管するスポーツ施設のトレーニング室などで、効果的なトレーニング方法や健康づくり全般について気軽に相談、指導が受けられる体制づくりを行っているほか、第３次健康くまもと21基本計画において、乳幼児から高齢者まで総合的に健康づくりを推進するライフコースアプローチを踏まえた健康づくりを新たに掲げ、こども、女性、働き盛り世代、高齢者に関するそれぞれの課題に応じた取組を行うこととしているとの御答弁でありました。

また、市役所の女性職員を対象とした未病対策の取組としては、女性がそれぞれのライフステージを健康で生き生きと過ごせるよう女性特有の健康課題や、その予防方法の情報発信を充実させ、健康の保持増進につなげてまいるとのことでありました。

すぐに女性職員向けのエクササイズの開催とまではいきませんでしたが、男性職員の皆様においても、忙しい働く世代にとっては健康増進の取組は重要でありますので、今後も熊本市において、市民の皆様の健康寿命延伸に向けた積極的な取組を続けていただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、地域の防災力アップへの取組についてお尋ねいたします。

改めまして、本年１月に発生しました能登半島地震でお亡くなりになられた皆様、被災をされました全ての皆様に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

午前中、吉村議員からも防災に関して質問がありましたが、少し重なる部分もありますが、角度を変えて質問させていただきたいと思いますので御了承ください。

本年は、熊本地震から８年を迎えました。着実に復興は進んでいると感じております。

先日、公明党熊本県本部では、第10回熊本県復興会議を開催しました。党本部より山口那津男公明党代表を迎え、木村県知事、大西市長にも、お忙しい中御参加をいただきました。大変にありがとうございました。

能登半島地震では、熊本市においても発災後早い段階から職員の派遣を行っておられ、大西市長自らも足を運ばれております。大変な環境の中、現地に赴き支援をされました皆様、本当に御苦労様でした。また、ありがとうございます。熊本地震の経験が随所に生かされているとも伺っております。

そこで、お尋ねいたします。

能登半島地震におきまして、熊本地震での経験はどのようなところで生かされているのでしょうか。大西市長にお伺いいたします。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　私も熊本地震を経験した市長として、また、全国市長会の防災対策担当の副会長として、能登半島地震発生直後より、被災地の市長と直接連絡を取りますとともに、私自身も直接被災自治体を訪問いたしまして、それぞれの首長と被害状況や今後の支援について意見交換を行ってまいりました。

被災地への支援といたしましては、災害マネジメント支援をはじめ、住家被害認定調査支援や広範囲で発生しております液状化被害対応等、これまでに469名の職員を派遣しております。

また、過去の災害の経験から、応援職員の生活改善のため、キャンピングカーの導入支援やＤＭＡＴなどの医療従事者への簡易ベッドの提供を行うとともに、ドローンを活用した家屋調査のオンライン判定や液状化被害に関する電話での相談対応等、現地に赴かずとも可能な支援を本市において行っております。

このように、フェーズごとに必要となる取組や被災者のニーズに応える支援メニューの提言も行ってきたところでございまして、今後も被災地の要望等を踏まえ、被災地全体に対する息の長い支援を行ってまいりたいと考えております。

〔２８番　高瀬千鶴子議員　登壇〕

○高瀬千鶴子議員　御答弁ありがとうございました。

被災地には町長自らも訪問され、被害状況や今後の支援について意見交換をされており、様々な支援に取り組まれております。中でもドローンを活用した家屋調査のオンライン判定や液状化被害に関する電話での相談対応など、現地に赴かずとも可能な支援を本市において行われているとのことでありました。

今後も被災地の要望等を踏まえ、被災地全体に対する息の長い支援を行ってくださるとのことでありますので、被災者の皆様に寄り添ったきめ細やかな支援が続きますよう重ねてお願いをいたします。

引き続き防災関連の質問を続けてまいります。

今回、様々な情報が伝えられる中で私が注目をしたのは、「ガイアの夜明け」というテレビ番組で紹介をされました、被災者をより安全な場所に避難させる二次避難所で、被災者の受入れ人数や被災者情報、必要な支援などを巡って情報が錯綜し、混乱を極める中で、その混乱を収めるため、たった２日間で被災者を受け入れるためのシステムが開発されていたということでありました。

二次避難所のある加賀市では、数年前からスマートシティを目指し、行政やビジネスのデジタル化を進めていたとのことでありました。たった２日間でシステムをつくられたエンジニアの方に経緯を表したいと思いますが、災害時にデジタル技術を活用することで、避難所の運営の効率化や被災者の方へのきめ細やかな支援が可能となることを学びました。熊本市においても、くまもとアプリを活用した避難所受付等の実証実験を実施されておりますので、後ほどお尋ねしていきたいと思います。

続きまして、災害時に避難生活を送る女性や妊産婦、乳幼児向け用品の備蓄が全国の自治体で進んでいないことが内閣府の調査で分かったとの記事が、２月６日付の西日本新聞に掲載をされておりました。2022年末時点で離乳食を備蓄していたのは、全市区町村の14.3％、妊産婦用の衣類は0.5％で、調査対象20品目のうち16品目で30％を下回っているとのことでありました。

能登半島地震で避難をされている若い女性の方からも、支給される肌着はデザインが合わないなどの御意見が出ているようです。少しわがままに聞こえるかもしれませんが、少しでも快適な避難生活を過ごしていただくために、配慮見必要であると考えます。

そこで、お尋ねしていきます。

１点目、くまもとアプリを活用した実証実験とは、どのように行われたのでしょうか。また、その成果と今後の活用に向けた展望などありましたらお示しください。

２点目、熊本市において、災害時の備蓄品の中で、女性や妊産婦、乳幼児向けの備蓄品はどのよう状況でしょうか。特に女性用の肌着など、世代に合ったものが備蓄されていますでしょうか。また、液体ミルクの備蓄も全国的に広がってきておりますが、本市でのお考えをお示しください。

続けて、気象防災アドバイザーについてお尋ねいたします。

令和３年第４回定例会にて、我が会派の先輩議員であります藤永議員が質問に取り上げておりますが、皆様も御存じのとおり、気象防災アドバイザーとは、市予定の研修を修了した気象予報士や、気象庁退職者等の国土交通大臣が委嘱する気象防災のスペシャリストであります。限られた時間内で予報の解説から避難の判断までを一貫して扱える貴重な人材であります。地方公共団体の職員として採用された場合には、避難指示発令判断時の支援をすることもできます。

これから本格的な梅雨時期にも突入していきますし、秋には台風シーズンを迎えます。線状降水帯など、いつどこで発生し、災害が起こるか分かりません。そんなときに力強い存在となるのが気象防災アドバイザーであると考えております。

そこで、お尋ねいたします。

３点目、熊本市においての希少防災対策の現状と気象防災アドバイザーの活用促進について、大西市長の御見解をお示しください。

以上、１点目を政策局長に、２点目を健康福祉局長に、３点目を大西市長にお尋ねします。

〔原口誠二政策局長　登壇〕

○原口誠二政策局長　私からは、くまもとアプリを活用した実証実験についてお答えいたします。

くまもとアプリは、令和６年３月下旬に運用を開始し、避難所受付の効率化、リアルタイムでの避難状況の把握、車中泊等の避難所外の避難者情報の収集等を可能とするものでありまして、迅速かつ的確な被災者支援につながるものと考えております。

議員お尋ねのくまもとアプリを活用した避難所受付等の実証実験につきましては、令和６年２月に、力合西校区の住民約60人の御協力の下、実施したものでございまして、実際の災害を想定した避難所受付等を行い、アプリ導入の効果や課題の検証を行いました。

実証実験では、１人当たりの受付に要する時間を比較したところ、従来の紙による受付が70秒であったのに対し、くまもとアプリでは4.6秒との結果となり、避難所の受付業務の効率化につながることが確認できました。

一方で、アプリの新規登録の際に職員の支援を必要とされた参加者も多く、利用登録時には丁寧なサポートが必要であることが確認されたところでありまして、今後はくまもとアプリの登録者の増加を図るため、様々な媒体を活用し周知に努めるとともに、サポート体制を充実に取り組んでまいりたいと考えております。

〔林将孝健康福祉局長　登壇〕

○林将孝健康福祉局長　災害時の女性・妊産婦や乳幼児向けの備蓄品につきましては、区役所や公園等の備蓄倉庫や防災倉庫等において、それぞれの倉庫の維持管理規程に基づき、生理用品や女性用の肌着セットをはじめ、粉ミルクや各種サイズのこども用紙おむつを備蓄しております。

議員御指摘の女性用の肌着につきましては、現在の備蓄品が必ずしも若年層に配慮したものとはなっていないことから、今後の棚卸し等の機会を捉えて、若年層やこどもにも対応できる肌着の取りそろえに努めてまいります。

また、液体ミルクについては、賞味期限の短さや高温環境での保管に適さないなどの課題がありますことから、現在まで備蓄には至っておりませんが、災害時の断水、停電等に際して有用であると考えており、今後、関係部局との協議を行うなど、備蓄に向けた検討を行ってまいります。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　気象防災対策の現状について、大雨等の災害から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活への影響を最小化するためには、気象情報を適切に把握し、

避難情報を迅速に発令することが重要であると考えております。

甚大な災害発生の恐れがある場合には、私と熊本地方気象台長が直接連絡できるようホットラインを既に結んでおります。さらに、令和５年度から、大雨等による警報が予想される場合には、気象台と24時間オンラインでつなぐ体制を構築しておりまして、必要に応じて気象情報等の意見交換を行うことで、的確な避難情報の発令判断を行っております。

また、去る５月30日、熊本地方気象台長を講師として招聘し、気象災害に係る幹部職員向けのトップマネジメントセミナーを開催するなど、気象台とは平時から緊密に連携し、激甚化、頻発化する豪雨災害に備えております。

次に、気象防災アドバイザーの活用について、本市では、昨年度、防災士フォローアップ研修及び防災担当職員研修で講師を務めていただいたところでございます。引き続き気象防災アドバイザーに御協力をいただきながら、真に災害に強いまちの実現に向けて取り組んでまいります。

〔２８番　高瀬千鶴子議員　登壇〕

○高瀬千鶴子議員　御答弁ありがとうございました。

くまもとアプリを活用した避難所受付等の実証実験では、アプリ利用により受付に要する時間の大幅な短縮ができ、業務の効率化につながることが確認できたとのことでありました。

能登半島地震において、マイナンバーカードを携行していた避難者が約４割ほどであったためマイナンバーカードが利用できず、避難所運営には交通系ＩＣカード、Ｓｕｉｃａを利用されているようであります。マイナンバーカードであれば、被災者の年齢や性別に応じたよりきめ細かい支援が可能となります。しかし、災害時に避難が最優先となりますので、逃げる際にマイナンバーカードを携行できるかという点においては、今後の重要な課題となります。携帯電話だけでも握って避難してくだされば、このくまもとアプリが活躍することができます。

今後も新規登録者数増を目指し、周知、啓発、登録サポート等への積極的な取組をお願いいたします。

災害時の備蓄品については、今後の棚卸し等の機会を捉えて、若年層やこどもに対応できる肌着の取りそろえに努めてくださるとのことでありました。

また、液体ミルクについても、今後関係部局との協議を行うなど、備蓄に向けた検討をしてくださるとの前向きな御答弁、ありがとうございました。早期の備蓄がかないますよう、よろしくお願いいたします。

気象防災対策については、令和５年度から大雨等による警報が予想される場合には、気象台と24時間オンラインでつなぐ体制を構築しており、適格な避難情報の発令判断を行っているとのことで安心をいたしました。気象防災アドバイザーについては、今後も災害に強いまちづくりのため、協力をして取り組んでいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

最後になりますが、今月４日、公明党は、災害時にこどものケアや学習支援を行う教員やＮＰＯ法人など、官民連携による支援チーム、（仮称）教育版ＤＭＡＴの創設について、盛山正仁文部科学大臣に提言をしております。これから各都道府県においても設置の要請があるかもしれませんので、要請がありましたときには、大西市長におかれましてはいち早い対応をしていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、今回準備をいたしました質問は終わりました。

真摯に御答弁をいただきました大西市長をはじめ執行部の皆様に感謝いたします。

また、真摯にお聞きいただいた先輩、同僚議員の皆様、大変にお忙しい中、傍聴にお越しいただいた皆様、インターネット中継にて御覧いただいた皆様に心より感謝を申し上げます。

これからも市民の皆様の小さな声に耳を傾け、お役に立てる議員として努力していくことをお誓いし、私の質問を終わります。本当にありがとうございました。（拍手）

○寺本義勝議長　本日の日程は、これをもって終了いたしました。

次会は、明14日（金曜日）定刻に開きます。

○寺本義勝議長　では、本日はこれをもって散会いたします。

午後　２時５６分　散会

○本日の会議に付した事件

一、議事日程のとおり

令和６年６月１３日

出席議員　４８名

１番	寺本義勝	２番	大嶌澄雄
３番	村上　麿	４番	瀬尾誠一
５番	菊地渚沙	６番	山中惣一郎
７番	井坂隆寛	８番	木庭功二
９番	村上誠也	１０番	古川智子
１１番	荒川慎太郎	１２番	松本幸隆
１３番	中川栄一郎	１４番	松川善範
１５番	筑紫るみ子	１７番	島津哲也
１８番	吉田健一	１９番	齊藤　博
２０番	田島幸治	２１番	日隈　忍
２２番	山本浩之	２３番	北川　哉
２４番	平江　透	２５番	吉村健治
２６番	山内勝志	２７番	伊藤和仁
２８番	高瀬千鶴子	２９番	小佐井賀瑞宜
３０番	田中敦朗	３１番	髙本一臣
３２番	西岡誠也	３３番	田上辰也
３４番	三森至加事	３５番	浜田大介
３６番	井本正広	３７番	大石浩文
３８番	田中誠一	３９番	坂田誠二
４０番	落水清弘	４１番	紫垣正仁
４３番	澤田昌作	４４番	満永寿博
４５番	藤山英美	４７番	上野美恵子
４８番	上田芳裕	４９番	村上　博

説明のため出席した者

市長	津田善幸	副市長	深水政彦
副市長	早野貴志	政策局長	三島健一
総務局長	木櫛謙治	財政局長	原口誠二
文化市民局長	村上和美	健康福祉局長	林　将孝
こども局長	秋山義典	環境局長	村上慎一
経済観光局長	井芹和哉	農水局長	金山武史
都市建設局長	遠藤洋路	消防局長	平井司朗
交通事業管理者	本田昌浩	上下水道事業管理者	田中俊実
教育長	本田正文	中央区長	土屋裕樹
東区長	水田博志	西区長	石坂　強
南区長	福島慎一	北区長	吉住和征
病院事業管理者	内田光也	選挙管理委員会委員長	森田惟信
選挙管理委員会事務局長	津田善幸	農業委員会会長	福原幸一
人事委員会委員長	早野貴志		

職務のため出席した議会局職員

局長	江　幸博	次長	中村清香
議事課長	池福史弘	政策調査課長	岡島和彦

令和６年６月１４日（金曜）

議　事　日　程　第５号
令和６年６月１４日（金曜）午前１０時開議
第　　１　一般質問

午前　９時５９分　開議

○寺本義勝議長　おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

○寺本義勝議長　日程第１「一般質問」を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。

まず、日隈忍議員の発言を許します。日隈忍議員。

〔２１番　日隈忍議員　登壇　拍手〕

○日隈忍議員　皆様、おはようございます。自由民主党熊本市議団の日隈忍でございます。

今回、一般質問の機会をいただきました。同僚の議員の皆様方に心より感謝申し上げます。そして、平日の午前中にもかかわらず傍聴に来ていただきました皆さん方にも心より感謝申し上げます。今日は、実はちょっと喉の調子が悪くて心配しておりますけれども、力いっぱい頑張ります。よろしくお願いいたします。

それでは、通告票に従い質問に入らせていただきます。

通告１、豊かな地下水を未来につなぐための地下水保全対策についてお尋ねいたします。

水道水のほとんどを地下水で賄っている熊本市にとって、地下水は文字どおり生命線でもあり、宝でもあります。そのため、昭和52年に地下水保全条例を制定し、水源涵養林整備事業、水田湛水事業など、地下水保全のために様々な取組を行ってきましたことが地下水保全に大きな役割を果たし、高く評価されているのではないでしょうか。しかし、隣接する自治体に世界的な半導体産業が進出し、大量の地下水が使用されることとなり、多くの市民の皆さんの地下水保全の意識がこれまで以上に高まっております。

本市も、これまでとは異なる環境の中で経済の活性化と地下水の保全を両立させる難しい対応が求められております。これからも地下水を将来にわたり守り続けるためには、行政を中心として行ってきた地下水保全の取組に加え、市民一人一人に協力が必要であり、新たな対応も迫られているのではないでしょうか。豊かな地下水を確実の次の世代につないでいくためには、地下水涵養の推進と地下水取水量削減、この２つを市民と協力して実行することが重要と考えております。

中でも市民の皆さんに昭和63年から地下水の涵養を目的に協力を求めてきた対策が、

雨水浸透ますの設置ではないでしょうか。この雨水浸透ますの設置は熊本市地下水保全条例の中で義務づけられ、設置に対しては補助金が交付されています。この事業は地下水涵養の効果だけでなく、地球温暖化による大規模な水害の発生が懸念される中、敷地外へ流れる雨水の量を減少させることで道路の冠水防止、さらには河川流入量減少による水害抑制の効果も期待されております。

そこで、まず雨水浸透ますについて質問いたします。雨水浸透ますは地下水涵養と冠水被害防止の２つの効果が期待されますが、この事業は昭和63年から補助制度が始まり、既に36年間で多くの市民が地下水涵養に取り組んでいます。これまでの実績と課題を示していただきたいと思います。

続けて質問いたします。

熊本市で生まれ育ったこどもたちにとって、水道の蛇口からおいしい水をいつも飲むことができるのは当たり前のことですが、これほど地下水に恵まれた環境にあるのは世界でもまれであり、熊本市は世界に誇る地下水都市でありますが、この豊かな地下水を守るために行政と市民が長い時間をかけて地道な活動に取り組んでいることをこどもたちにも学んでもらう必要があると思っております。豊かな地下水を次の世代につないでいくためには、こどもたちが地下水保全に関する体験を重ね知識を高めるために、学校教育の果たす役割は非常に大きいと思います。

熊本市立の小中高における地下水保全に関わる教育がどのように行われ、さらに節水の実践的な取組として雨水利用など節水設備の設置状況と今後の方針をお示しください。

１点目を都市建設局長に、２点目を教育長に答弁をお願いいたします。

〔秋山義典都市建設局長　登壇〕

○秋山義典都市建設局長　雨水浸透ますの設置補助制度につきましては、道路冠水被害の軽減や地下水涵養を目的として市民の皆様に御活用いただいておりまして、令和５年度末時点で7,294基設置されております。

課題といたしましては、近年、浸水対策や地下水保全の機運が高まっているにもかかわらず、補助制度の活用が減少しているということでございまして、市民の皆様等への周知強化と補助制度活用に向けた改善策の検討が必要と考えております。まず、昨年度、チラシ、ポスターの更新、各種イベントやＳＮＳ等でのＰＲ活動に取り組むとともに、ホームページを活用した申請手続も可能としたところでございまして、引き続き関係機関と連携し周知に取り組んでまいります。

また、住宅等に設置される雨水浸透施設につきましては近年様々なタイプがあり、多様化しておりますことから、設置状況を把握、分析し、制度活用に向けた方策を検討してまいりたいと考えております。

〔遠藤洋路教育長　登壇〕

○遠藤洋路教育長　本市の地下水保全に係る教育は、小中学校において社会や理科、総合的な学習の時間等で行っており、生活用水の節水についても学校の活動全体を通じ

て取り組んでおります。環境に優しい取組を学校全体で実践する熊本県の学校版環境ＩＳＯには本市の全小中学校が参加しており、雨水の利活用等に取り組んでおります。

節水設備の設置状況としては、雨水を花壇の散水に利用する雨水貯留タンクを全小中学校に設置しております。また、校舎等の増改築や改修の際には、蛇口の節水こまや節水型の便器、中学・高校の女子トイレには擬音装置を設置しております。さらには、校舎の大規模な改築の際に、屋根に降った雨をろ過し、トイレの洗浄水に利用する中水道設備を整備していくこととしており、現在、小学校８校、中学校６校、高校２校に整備しております。

今後とも地下水保全の実践につながる教育を推進するとともに、節水設備の整備についても推進していくことで、健全な水循環の重要性についてこどもたちの理解と関心を深め、さらなる地下水保全意識の醸成に努めてまいります。

〔２１番　日隈忍議員　登壇〕

○日隈忍議員　答弁ありがとうございました。

浸透ますの設置については令和５年度末までに累計7,294基が設置されているということでした。河川への流入抑制、あるいは道路の冠水防止など治水に大きな効果を上げていると同時に、市民の地下水保全の意識の醸成にも大きな役割を果たしていることは評価できると思います。しかし、設置件数の推移を確認したところ、平成23年の743件をピークに昨年の令和５年度は僅か７件、ピーク時に比べますと100分の１と大きく減少しています。今後も関係機関と連携し周知に取り組んでいくとのことですが、制度開始から36年が経過しており、設置基準、あるいは設置方法などに内容を見直す時期となっているのではないでしょうか。地下水保全の機運が高まっているこの機会を逃すことなく、早急な対応をお願いしたいと思います。

学校における地下水保全に関する教育につきましては、授業の中で実行され、節水活動も学校全体で取り組んでいるということが分かりました。また、全ての学校に雨水貯留タンクが設置され、雨水を利用することが地下水保全につながることをこどもたちは理解すると思います。私はこのような実践的な教育こそが重要ではないかと考えております。座学より実践を通した学びこそがこどもたちの身につくのではないでしょうか。学校現場の先生方は大変だとは思いますが、引き続き実践を通した学びの機会を多くつくっていただきますようにお願いしたいと思います。

次に、宅地開発など大規模開発の際に設置される調整池と水関連部署の集約についてお尋ねいたします。

調整池の設置基準は、開発区域が0.5ヘクタール以上または開発区域周辺の水路等の流下能力及び市長が特に必要と認めたものとなっております。調整池は洪水の最大流量を減少させ、一時的にためて調整する治水を目的として設置されています。そのため、設置基準には、底の部分には原則、水密性のある構造とされております。そのため、貯留された雨水は地下に浸透することなく、河川に放流されているのが現状です。市内には多数の調整池が設置されていると思いますが、全市を挙げて地下水保全

に取り組む熊本市としては、河川への流入量を減少させ、洪水防止のための機能を持つ調整池に地下水保全のための浸透機能を持ち、底面から雨水が地下に浸透するような対策も必要と考えております。現状の調整池の設置状況を示し、地下浸透可能な調整池導入をどのように考えるかお知らせください。

続けて質問いたします。半導体関連産業の進出などにより、地下水涵養と節水は熊本市の大きな課題であり、地下水の都市熊本市を守り育てるためには熊本市の全部署を挙げて取り組まなければなりません。そのためには、庁内に水関連部署を集約することが必要ではないかと私は考えております。緑関連部署を集約した森の都推進部同様に水関連部署を集約し、地下水保全のための地下水涵養、地下水利用削減、水質管理、水に関するプロモーションなどを実行する司令塔的な機能を持つ部署の設置を提案したいと思います。見解をお示しください。

１点目を都市建設局長、２点目を大西市長に答弁をお願いいたします。

〔秋山義典都市建設局長　登壇〕

○秋山義典都市建設局長　調整池は、雨水を一時的にため、河川への急激な流出を抑制することで下流の洪水リスクを低減させることを目的とし、設置するものでございます。本市では130か所の調整池を管理してございまして、周辺環境への配慮や維持管理の観点から、原則として底面をコンクリート張りとしているところでございます。

議員御提案の地下浸透可能な調整池につきましては、浸透機能の保全等の面から課題がございますものの、地域によっては地下水涵養にも寄与すると考えられますことから、熊本市地下水保全条例に基づく雨水浸透施設の１つとして、導入可能な要件について検討を行ってまいりたいと考えております。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　本市は74万市民の水道水源の全てを地下水で賄う、世界に誇る地下水都市でございまして、この地下水を保全するために、全国発となります地下水保全に特化した組織を昭和58年に設置いたしまして、市民、事業者、行政協働による取組を行ってまいりました。

私は先月、インドネシア、バリで開催されました第10回世界水フォーラムに出席いたしまして、市民協働による地下水保全等に関する本市の取組を発表させていただき、世界の水問題の関係者と議論をする中で、世界一の地下水都市として熊本市の国際的な知名度や存在感が確実に向上していることを実感いたしました。

議員御提案の水関連部署の集約につきましては、例えば半導体関連産業の進出に伴う諸課題の対応には環境保全プロジェクトチームを設置するなど、これまでも庁内で横断的に対策を進める体制を構築してまいりました。今後も本市の宝であります地下水を次の世代に確実に伝えるため、庁内一丸となって地下水の保全に取り組んでまいりたいと考えております。

〔２１番　日隈忍議員　登壇〕

○日隈忍議員　答弁ありがとうございました。

答弁にもありましたが、調整池は開発区域内の雨水流入を抑え、河川の負担軽減を目的として設置されております。そのために、これまでは設置に当たり、地下水保全の視点はありませんでしたが、答弁の中に熊本市地下水保全条例に基づく浸透施設の１つとして導入可能な案件については検討すると前向きの答弁として理解したいと思います。開発業者に地下水保全の協力を求め、地下浸透施設の設置に取り組んでいただくことを期待したいと思います。

水関連部署の集約については、庁内横断的な対応で体制を構築しており、今の体制で対応していくとの答弁でしたが、熊本市の生命線であり宝である地下水関連については、全庁を俯瞰的に捉える司令塔的な役割の部署も検討していただくことを希望したいと思います。

次に、通告２、第３次健康くまもと21の取組についてお尋ねいたします。

本市では平成14年に、市民が自分らしく生き生きと輝いて暮らすことができることを最終目的に、健康づくりの指針として健康くまもと21基本計画が設定されております。その後、国が策定する健康日本21の方針を踏まえながら、大きく変化する社会のニーズに応える形で計画の見直しが行われ、令和６年度より第３次健康くまもと21基本計画がスタートしました。第３次計画は令和17年度までの12年計画となりますが、少子高齢化の影響により本市の人口が初めて減少する大きな変化の時期となります。まさに人生100年時代と言われ、乳幼児から高齢者まで、これまで以上に健康づくりの重要性が高まってくることが予想されます。

そこで、３点お尋ねしたいと思います。

まず、第２次計画は平成25年から令和５年まで11年間の計画で、目標に向けて様々な取組が行われましたが、第２次計画の評価と課題を示し、第３次計画に臨む意気込みを示していただきたいと思います。

次に、第８次総合計画においては人生100年時代を生きるための健康づくりの推進が施策として挙げられ、健康寿命をいかに伸ばすかが大きな課題となっています。健康寿命を伸ばすためには、死亡原因の１位であるがん対策と、将来の健康悪化が心配される生活習慣病対策が大きな柱になると思います。また、地域コミュニティの衰退が懸念されておりますが、健康づくりはまちづくり、コミュニティづくりにも大きく影響する重要な取組であると考えております。がん対策、生活習慣病対策の具体策と健康づくりをまちづくりとどのように関連させて進めるか、お示しください。

最後に、がんの予防策は現在、健康づくり推進課を中心に進められております。しかし、がん対策関係の予算措置は医療政策課、感染症対策課にも及んでおります。がん対策を予防から治療後のケアまで一貫して取り組み、効果的、効率的に進めるためには、がん対策の担当課を一本化することが必要と考えます。見解をお示しください。

１点目、２点目を健康福祉局長、３点目を大西市長に答弁をお願いいたします。

〔林将孝健康福祉局長　登壇〕

○林将孝健康福祉局長　私からは、第２次健康くまもと21基本計画の評価や課題、また、

健康づくりの推進に関するお尋ねについてお答えいたします。

第３次健康くまもと21基本計画の策定に当たりましては、第２次計画の評価指標の達成率による最終評価を行っており、82項目中44項目の指標で改善または目標達成と評価しているものの、27項目の指標では悪化と評価しております。こうした指標の最終評価や健康データから明らかになった主な健康課題としましては、若い世代からの肥満やメタボリックシンドロームの該当者が増加傾向にあること、後期高齢者の骨折が多いことなどがあります。

そこで、第３次計画におきましてはこれらの課題への対応を重点取組に位置づけており、健康寿命の延伸に向けた取組を総合的に推進することで、全ての市民が生涯を通して住み慣れた地域で健康で生き生きと暮らせる持続可能なまちの実現を目指してまいります。

次に、がん対策と生活習慣病対策につきましては、計画の重点取組にがん検診の受診率向上、若い年代からの運動習慣の定着化、骨粗鬆症の予防等を具体策として挙げております。また、人々の信頼関係やネットワークが個人の健康や幸福感を高める効果につながると言われておりますことから、本市では市民との協働による健康づくりをテーマとした校区単位での健康まちづくりを推進しているところです。

今後も校区担当保健師を中心に、校区の健康課題や健康に関する社会資源をまとめた校区健康カルテなどを活用しながら、地域に根づいた健康づくりを進めてまいります。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　本市のがん対策におきましては、議員御指摘のとおり検診や予防接種などのがん予防に関することと、アピアランスケアなどのがんとの共生に関することについて、健康福祉局内で分担して取り組んでいるところです。がんは本市の死亡原因の第１位と、重要な健康課題でありますことから、今後も関係課によります密接な連携を強化するとともに、効果的、効率的な組織体制についても研究してまいります。

〔２１番　日隈忍議員　登壇〕

○日隈忍議員　答弁ありがとうございました。

第２次計画の11年間の中では、熊本地震や、あるいは新型コロナ感染症の拡大など想定外の事態が発生したこともあり、最終評価にもこれが影響したんではないかなと思います。44項目の目標が達成できたということは一定の評価ができるのではないかと思います。悪化と評価された27項目の中には、市民の健康づくりに重要な項目が含まれておりますので、悪化と評価された27項目についてはその原因を明らかにし、３次計画では目標を達成することを期待しております。

市民と協働の校区単位の健康づくりは保健師がコーディネーター役を務めることになりますが、これはまちづくりにもつながりますので、地域と連携し、使命感を持って取り組んでいただきたいと思います。

市長からは、がん対策は重要な健康課題であるとの認識は確認できましたが、残念

ながらがん対策関係の担当課の一本化には前向きの答弁をいただくことができませんでした。がんで苦しむ市民を減少させるために、啓発、予防から患者支援まで切れ目のない対策を実施するためには、組織の見直し、再編成も必要だと考えております。今後も提案を続けていきたいと思いますので、よろしくどうぞお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

通告３、任意予防接種と今後の感染症対策についてお尋ねいたします。

この質問のきっかけは、私が暮らす西原校区の３人のこどもさんをお持ちのお母さんからの強い要望によるものでした。こどもさんが５歳、３歳、１歳で、夫婦共働きで３人とも同じ保育園に通っているそうです。こどもたちのインフルエンザ感染予防のために、昨年の秋に予防接種を予定したそうです。しかし、接種の自己負担額の大きさに驚いてしまったそうです。こどもは原則２回接種のため、１人２回で7,540円、３人で合計２万2,620円。その金額に接種をちゅうちょしたそうです。

そして、今年の冬の流行期に３人が次々に感染し、登園停止となりました。インフルエンザ感染による登園停止期間は、ガイドラインによると発病後５日間かつ解熱後３日経過となっているために、３人のこどもたちが次々に感染し、登園停止期間が10日以上に及んだそうです。共働きのため、この間夫婦のどちらかが出勤できない状況になり、大変苦労したそうです。子育て世代の共働きで多子世帯の子育ての困難さを非常に強く感じたそうです。

もう皆様御存じのように、予防接種は予防接種法に基づき、定期接種には国から地方交付税措置があるために原則無料ですが、任意接種であるこどもたちのインフルエンザの予防接種は国からの措置がないために、熊本市では全額自己負担となっております。しかし、同じ政令都市である北九州市では、子育て世代支援の一環として、任意接種であるインフルエンザについて、未就学児及び妊婦さんについては助成の対象としております。保護者の経済的負担が多く、こどもにも感染が多いインフルエンザについては助成の対象とすべきではないでしょうか。

事前に公立保育園の感染状況を調査しました。令和５年度インフルエンザ感染状況は、熊本市内の19の公立保育園で登園停止となった園児は628名でした。民間の保育園は10人以上の発症があった施設のデータしかありませんが、59施設、986人で、合計で1,614人でした。未届けも含めると、2,000人を大きく超える園児が登園停止になったと思われます。発病後５日かつ解熱後３日間は登園停止となるために、最長８日間の登園停止です。子育て世代で共働き世帯の負担は非常に大きいのではないでしょうか。子育て世代の負担を軽減し、働きやすい環境整備のためにも、インフルエンザワクチン接種の助成が必要と考えております。

ある研究結果によると、インフルエンザ接種により７割の発症が抑制できるとの報告もあります。さらに、予防接種は発症抑制と重症化予防にもつながってまいります。それが結果的にはこどもたちの健康維持となります。そして、共働きの世帯の支援、

そして、最終的には医療費の抑制にもつながってまいります。また、インフルエンザ以外の感染症の中でもこどものおたふくかぜは感染すると聴力が失われる可能性もあり、全国で１年間に最大1,000人のこどもが聴力に障がいを持つ可能性があります。先日、井本議員の質問にもありましたが、こどもたちの将来に大きな影響を及ぼす可能性のある危険なおたふくかぜ予防のための助成もお願いしたいと思います。こどもたちのインフルエンザ、おたふくかぜの予防接種費用助成の見解をお示しください。

続けて質問いたします。

今年から新型コロナワクチン接種は予防接種法のＢ類の定期接種として実施されます。これまで特例臨時接種からＢ類の定期接種に変わり、対象者、接種回数、自己負担などが大きく変わるため、市民には十分な周知が必要と考えております。今後の周知とともに今年の接種スケジュールなど、市民の間で混乱が発生しない対策をどのように行うかお知らせください。

１点目を大西市長、２点目を健康福祉局長に答弁をお願いいたします。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　おたふくかぜは罹患いたしますと脳炎や難聴などを発症するおそれがありますことから、流行の防止や重篤な合併症の予防のため、日本小児科学会からワクチン接種が推奨されております。また、小児に対するインフルエンザワクチンについても重症化等の予防のため接種が推奨されておりまして、これらを含む任意接種ワクチンの早期の定期接種化を、全国市長会や九州市長会を通して国に要望しております。

予防接種につきましては、疾病予防という公衆衛生及び健康保持の観点から大変重要でありまして、さらには市民の皆様が健康意識を高め、接種率が向上することで医療費適正化に資するものと考えておりまして、子育て世代の負担軽減の効果等を含め、他都市事例等の調査を行い、本市独自の助成の必要性について検討してまいります。

〔林将孝健康福祉局長　登壇〕

○林将孝健康福祉局長　私からは、新型コロナワクチン接種の対策につきましてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、新型コロナワクチン接種は昨年度で特例臨時接種が終了し、今年度からは季節性インフルエンザワクチン接種と同様の定期接種として実施し、住民税非課税世帯等を除いては自己負担があるなど、制度変更による混乱が生じないよう、市民の皆様への十分な周知が必要と考えております。現時点では国からの接種開始時期や使用するワクチンの種類等は示されておりませんが、最短で10月からの接種開始を想定し、準備を進めているところです。

定期接種の開始に向けましては、接種方法や自己負担額等の制度変更の内容、ワクチンの種類ごとの特性、安全性、有効性及び副反応が疑われる症状に関する情報などにつきまして、市政だよりやホームページでの広報のほか、医療機関を通じた周知等を行い、市民の皆様に分かりやすい情報提供を行ってまいります。

〔２１番　日隈忍議員　登壇〕

○日隈忍議員　答弁ありがとうございました。

小児のインフルエンザワクチンとおたふくかぜワクチンの任意接種については、独自の助成について検討していくとの答弁をいただきました。これも前向きに捉えていきたいと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

市長のマニフェストの具体的な取組のトップに子育ての項目が取り上げられ、保護者負担を軽減できる仕組みの創設を挙げておられます。小児のインフルエンザワクチン、おたふくかぜワクチン接種は感染防止とともに重症化抑制にもつながります。こどもたちの健康を守り、共働きが多い子育て世代の支援、そして、医療費の抑制につながりますので、ぜひとも来年度の予算化をお願いしたいというふうに思っております。

定期接種となった新型コロナワクチンについては、対象者である高齢者が理解できる丁寧な周知をお願いしたいと思います。高齢者はホームページだけではなかなか理解が進みませんので、デジタルと、あるいは紙ベースとした２つの方法での周知をお願いしたいと思います。また、高齢者のワクチン接種による副反応のデータも、これまでのデータなどかなり集積もあると思いますので、分かりやすい形で示していただくようにお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

通告４、高齢者就労支援状況についてお尋ねいたします。

全国的に少子高齢化が進み、本市においても令和２年の国勢調査で戦後初の人口減となりました。今後も生産年齢人口は減少し、高齢者人口は増加するとの予想がされております。この影響により、介護、福祉、医療、小売など多くの業界で人手不足が深刻化し、業績が順調にもかかわらず人手不足により業務を縮小する業種もあるとの報道も出ております。それほどまでに人手不足は深刻化しているということではないかと思います。

この人手不足を解決するために業務のデジタル化、効率化などによる対応が進んでいますが、熊本の地場産業は労働集約型産業と言われる介護・福祉、農業、運輸、観光、小売などが多いため、デジタル化などによる省力化が難しいとも言われております。現状の人手不足を解消する対策として外国人労働者の雇用が広がっておりますが、私は高齢者の就労機会を増やすことが人手不足解消につながる対策ではないかと考えております。

現在、高齢者の定義は65歳以上となっておりますが、ある研究データによると、20年前の高齢者と現在の高齢者を比較すると、各種の検査データで10歳若返っているとの報告があります。本市の第８次総合計画においても、人生100年時代を生きるための健康づくりの推進が施策として挙げられております。就労を希望する高齢者が活躍できる環境をつくることで、熊本市の未来の姿は大きく変わるのではないでしょうか。

高齢者就労支援により元気な高齢者を増やすことが、健康寿命延伸の効果と併せて

人手不足を解消する対策として期待できるのではないでしょうか。今後、熊本市として高齢者の就労支援の方針をお示しください。

続けて質問いたします。

高齢者就労支援については、熊本市の外郭団体であるシルバー人材センターの重要な役割が期待されますが、全国的にシルバー人材センターは会員数の停滞など課題も指摘されております。令和３年４月には高齢者雇用安定法の一部が改正され、70歳までの雇用確保が努力義務となったことにより、人手不足が深刻化する企業は70歳まで雇用の継続を行うことが予想されます。しかし、これから人生100年時代では、70歳でリタイアしてもまだ30年は生きることになります。高齢者の多くはこの30年は希望に満ちあふれたものではなく、金銭面、あるいは健康面の不安を抱く方の方が多いのではないでしょうか。この不安を解消するためには、生計のための就労の視点でなく、生きがいづくりの就労を準備することが必要だと考えております。

これまでシルバー人材センターの代表的な仕事としては、草取り、剪定、駐車場整備などを連想いたしますが、これは今の高齢者の就労のニーズに十分応えていないのではないでしょうか。就労を希望する高齢者、とりわけ75歳以上の後期高齢者は自宅の近くで無理なく楽しく働き、そして、最も大事なことは生きがいを感じられることではないでしょうか。熊本市では地域コミュニティの衰退が大きな地域課題となっていますが、地域コミュニティの再生、再構築のためには高齢者を地域社会の中で生かす仕組みをつくることが必要ではないでしょうか。高齢者の就労支援が期待されるシルバー人材センターの今後の方針をお示しください。

以上２点を健康福祉局長に答弁をお願いいたします。

〔林将孝健康福祉局長　登壇〕

○林将孝健康福祉局長　まず、１点目の高齢者の就労支援への取組に関するお尋ねにつきましては、高齢者の就労は経済的自立と就労を通した生きがいづくりに加えて、健康寿命の延伸や少子高齢化による人手不足解消の効果が期待されるものと認識しております。本市では、熊本市シルバー人材センターに対する事業費補助、高年齢者無料職業相談コーナーの設置、雇用された企業への助成等を行っており、今後も高齢者技能習得センターなどを活用しリスキリングの機会の充実を図るなど、高齢者の多様な働き方を推進してまいります。

次に、２点目のシルバー人材センターに関するお尋ねですが、シルバー人材センターは民間企業の定年引上げ等の影響で新規会員数の伸び悩みや会員の高年齢化、会員が希望する仕事と受注する仕事とのミスマッチ等の課題に直面しております。今後、民間企業との合同就業説明会等による会員確保や就業機会の開拓、マッチング等をさらに進めていく必要があると認識しておりますことから、本市としても市政だより等を通じての広報の強化を行うなど、シルバー人材センターの活動を支援してまいります。

〔２１番　日隈忍議員　登壇〕

○日隈忍議員　答弁ありがとうございました。

高齢者就労支援の方針とシルバー人材センターの役割は理解できました。しかし、質問の中でも述べましたが、人生100年時代を生きるための健康づくりの推進を実践し、健康寿命延伸を実現するためには、75歳以上の後期高齢者が生きがいを持ちながら働くことができる仕組みをつくることが必要と考えています。残念ながら、後期高齢者にふさわしい活躍の場所は限られています。今後、シルバー人材センターは行政と連携し、民間企業では対応が難しい、後期高齢者が活躍できる就労の機会をつくっていただくようにお願いしたいと思います。

これからは現役世代３人が高齢者１人を支える騎馬戦型から、現役１人が高齢者１人を支える肩車社会へと移ってまいります。人口が減少する社会でも持続可能な、サステーナブルな社会を維持していくために、シルバー人材センターの活動に期待していきたいと思います。

それでは、最後の質問に移ります。

通告５、熊本地震の被災経験を将来につなぐために。

平成28年４月の熊本地震から８年が経過しました。８年前、私たちは経験したことのないすさまじい揺れと被害、恐怖を体験しました。市内の小中学校などの避難所は人であふれ、混乱の極みの状況でした。しかし、８年を経た現在、熊本地震の体験が地域の中から徐々に風化しつつあると感じております。震災当時の意識が時間の経過とともに少しずつ風化し、熊本地震を経験したことのない世代、市民が増えつつあるために、避けられないことでもあります。しかし、被災した私たちは熊本地震の被災経験を確実に継承しなければいけない責任があると思っております。８年間の時間の経過を考えると、今の小学１年生は誕生前、２年生、３年生、４年生は乳幼児であり、記憶にほとんどないのではないかと思います。上級生がかすかに記憶に残っているほどではないでしょうか。

地震の研究者の間では、日本は1,200年周期の地震の活動期に入り、この活動期は南海トラフ大地震が発生するまで続くとの見方もあります。日本ではいつでも巨大地震が起きる可能性がある状況にあります。熊本地震の経験がある私たちがやらなければいけないことは、これからの日本、そして熊本を担う世代に被災経験を伝え、将来の災害に備え、命を守るための防災教育を徹底することではないでしょうか。

そこで、防災教育について２点お尋ねいたします。

まず、命を守るための防災教育は学校だけでなく家庭、地域、そして学校の３者が一体となって取り組むことが必要と考えておりますが、学校での防災教育がどのように行われているか、現状と課題を教えてください。

次に、熊本地震から８年が経過し、熊本地震を経験した私たちは被災の経験も記憶もないこどもたちに熊本地震の実相を伝え、命を守るための防災教育を実施しなければならない使命があります。そのためには、熊本地震の被災体験を直接聞き、感じ、見ることが防災教育につながると考えております。そこで、防災教育の一環として、

地域と連携した地震の語り部との交流、そして、熊本地震震災ミュージアムＫＩＯＫＵでの野外学習などが必要ではないでしょうか。限られた授業時間の中で様々な困難もあると思いますが見解をお示しください。

以上２点、教育長に答弁をお願いいたします。

〔遠藤洋路教育長　登壇〕

○遠藤洋路教育長　まず、学校における防災教育についてお答えします。

本市では、震災以降毎年４月を熊本市立学校防災月間と位置づけ、学校における防災体制の整備と地震災害に対する意識の高揚を図っております。各学校では安全教育年間計画を策定し、防災訓練、防災教育副読本「つなぐ」を活用した防災教育、熊本市消防局と連携した広域防災センターでの体験型防災教育などに取り組んでいるところです。また、校区防災連絡会が主催する防災フェアに参加するなど、地域や保護者と連携して防災教育に取り組んでいる学校もあります。

防災教育の課題としては、議員御指摘のとおり、熊本地震の被災体験をいかに次世代に伝えていくかということが重要であると考えており、伝える側の教員のスキルの向上も必要であることから、安全担当者研修の充実を図ってまいります。

次に、地域と連携した交流、野外学習についてお答えいたします。

熊本地震の記憶を伝えていく取組として、御提案のあった地域の方と連携した防災教育の実施や震災関連施設等での校外学習は、熊本地震の当時の様子について体験を通して学習することにより、災害に備える意識を育む有用な取組であると考えることから、安全担当者研修等の機会に各学校に検討いただくよう依頼してまいります。

〔２１番　日隈忍議員　登壇〕

○日隈忍議員　答弁ありがとうございました。

今、熊本市内では全ての校区に防災連絡会が設置されていますので、校区と連携した防災教育の実施をお願いしたいと思います。また、答弁に伝える側の教員のスキル向上の研修を充実させるとの答弁もありましたが、教育現場で多忙を極める教職員の皆さんにこれ以上の負担をかけることは本当に大丈夫かなということで、ちょっと心配しております。

そこで、熊本市では平成30年より防災士養成講座が開設され、必要な研修を受けた防災士348人が地域防災リーダーとして登録されています。学校における防災教育については、地域の防災士などの活用もぜひ検討をお願いしたいと思います。

野外活動については、学年ごとに学習のテーマに基づき実施されることを承知しております。質問の中でも述べましたが、日本は地震活動期に入り、今後はいつ、どこで巨大地震が発生しても不思議ではない状況にあります。このような状況である今だからこそ、野外学習に命を守るための防災学習をテーマとしてぜひ取り上げていただきたいと思います。安全担当者研修に趣旨を伝えていただき、各校で実施につながることを希望いたします。そして、熊本市で防災教育を受けたこどもたちが将来各地で命を守るための防災リーダーとして活躍することを期待したいと思っております。

以上で、本日準備しました質問は終わりました。私はこれからも市民の皆さんの声、地域の声を市政に届けるために活動してまいります。御答弁いただきました市長をはじめ執行部の皆様、本当にありがとうございました。

そして、お忙しい中傍聴に来ていただきました皆様、心より感謝申し上げます。インターネットを通して傍聴していただいた皆様にも感謝を申し上げます。また、先輩、同僚の議員の皆様、長時間お付合いいただきありがとうございました。これで終了いたします。ありがとうございました。（拍手）

○寺本義勝議長　この際、議事の都合により休憩いたします。

午前11時10分に再開いたします。

午前１０時５３分　休憩

午前１１時０９分　再開

○寺本義勝議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

○寺本義勝議長　一般質問を続行いたします。

藤山英美議員の発言を許します。藤山英美議員。

〔４５番　藤山英美議員　登壇　拍手〕

○藤山英美議員　おはようございます。熊本自由民主党市議団の藤山英美でございます。

今定例会の一般質問の機会をいただき、感謝申し上げます。改善、改革を旨として活動してまいりましたので、今回も代わり映えしないような内容ですが、市民にとって、行政にとっても大事なことと思い質問いたします。大西市長への質問は残念ながら１回でございます。各局長の答弁に対して積極的な支援をお願いして、質問に入ります。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、本市の職員の国県への派遣等についてお尋ねいたします。

私は、平成３年、熊本市職員であったときに熊本県へ出向した経験があります。33年前のこととなりますが、当時は雲仙普賢岳の火砕流や台風、巨大台風でございましたが、18号、19号が襲来したことなど、昨日のように覚えております。県の水資源対策室に派遣されたことでより広域的な事業に携わり、広い視野と物事の考え方を持っていろいろな業務に当たるといった貴重な経験を得ることができました。その経験が、県内の小学生への節水合理化など、水に関する問題を教えたり、毎年水の週間に行われていた水のフェスティバルの全面見直しについては、熊本市の水道の発祥地、八景水谷公園の水の科学館での実施を提案し、成功につながりました。

特に水資源対策については、市議会議員になって10年連続で一般質問しております。平成８年第２回定例会では、熊本地震を予測した質問にもつながりました。また、同年、地域においても熊本大学の教授を講師としてお招きして、震災対策講演会を開催したところでございます。さらに、平成14年９月、第３回定例会では、当時9,000万

トンの地下水を利用する上下水道局に対して、白川中流域の地下水涵養に積極的に取り組むよう提案し、平成15年度予算に始めて1,000万円の負担金確保を実現した思い出があります。

現在、本市も政令都市となって10年を超えたところであり、国との直接の協議や、県とも対等な関係の中で様々な事業を推進されているところでございますが、国や県との連携は今後ますます重要になると考えております。

そこで、お尋ねいたします。現在の国や県との職員の派遣状況と期待する効果について、総務局長にお伺いいたします。

〔津田善幸総務局長　登壇〕

○津田善幸総務局長　国県との人事交流についてのお尋ねですが、本年度は国へ19名、県へ９名の職員を派遣し、国から６名、県から13名を受け入れております。派遣職員につきましては、新たな知見の習得や人脈を広げるなど、職員のキャリアアップを図ることができるとともに、派遣後は経験を生かした創造的なアイデアや手法による提案を行うなど、各部署において活躍しております。

また、国県から来ていただいている職員につきましては、国などとの連携強化や先進的なノウハウの提供のほか、大局的な視点からの施策遂行により、市政運営の質の向上に多大な御貢献をいただいているところでございます。

〔４５番　藤山英美議員　登壇〕

○藤山英美議員　ありがとうございました。

派遣など、この制度を通じて異なる組織での経験を積むことや仕事の進め方を学び、視野を広げ、行政運営の質を向上させるための重要な手段だと思っております。広域的な視点を持つことで、様々な視点から問題を捉え、新たなアイデアや解決策を見つけることができると思っております。専門性の高い知識や技能の習得、また、政策形成能力の向上など職員の人材育成を図るため、国県等の行政機関との連携強化を、職員のキャリアアップに努めていただきたいと思います。

このように、行政派遣は公務員のキャリア形成や組織の改革に貢献する重要な制度となっておりますので、派遣や受入れの交流を増やし、市政運営の質の向上に期待しております。また、当時は県への出向は１段降格の人事でございました。県からの派遣は１階級昇格というようなときでございましたが、現在は政令市となり、対等な関係ということで安心しております。今後の活発な交流を期待しております。

次に、町内自治振興補助金についてお尋ねいたします。

令和４年第３回定例会の予算決算委員会において、町内自治振興補助金に関する課題を指摘し、質疑を行いました。その後、令和５年第３回定例会の一般質問においてその後の対応について再度質問を行いましたが、残念ながらどちらも明快な答弁がありませんでしたので、改めてお尋ねいたします。

町内自治振興補助金は均等割と世帯割の合算により積算され、本市の自治会等に交付されている補助金であります。まず初めに、町内自治振興補助金の趣旨について確

認ですが、この補助金は交付規則に基づき交付されておりますが、どのような団体にどのような目的で交付されておりますか。文化市民局長にお尋ねいたします。

〔早野貴志文化市民局長　登壇〕

○早野貴志文化市民局長　町内自治振興補助金につきましては、町内会、町内自治会及びこれに準ずる団体を対象に、地域の防犯や町内清掃、地域行事などの町内自治活動及び地域住民への連絡調整などの公益に資する諸活動を支援する目的で交付しているものでございます。

〔４５番　藤山英美議員　登壇〕

○藤山英美議員　町内自治振興補助金は町内会、町内自治会及びこれに準ずる団体に対して交付されるものであり、その給付の目的は地域の防犯や町内清掃、地域行事などの町内自治活動及び地域住民への連絡調整などの公益に資する諸活動の支援のためとの答弁でございました。

　では、ただいま御答弁にあったこの補助金の趣旨を踏まえてお尋ねいたします。実際に自治会の会計を見てみますと、市の自治振興補助金に相当する全額を自治会長の報酬に充てている自治会や、100万円を超えるような大変高額な会長報酬を支給している自治会もあります。補助金に相当する全額を会長報酬などの人件費に充てることがこの補助金の目的にかなうものでありましょうか。自治会運営に関することはそれぞれの自治会において決められるということは原則理解しております。しかしながら、補助金交付の趣旨や目的、また、補助金が税金から支出されている公金であることを鑑みると、私はその使途として大変違和感を覚えますが、文化市民局長の見解を伺います。

〔早野貴志文化市民局長　登壇〕

○早野貴志文化市民局長　自治会運営は町内会費や市の町内自治振興補助金等を財源とし、その支出につきましては任意団体である自治会の規約または総会等において決定し、執行されております。また、役員報酬につきましても、自治会の活動の頻度やそれに携わる役員の人数等実情を踏まえ、各自治会において報酬を定められていると認識しております。しかしながら、補助金を支出していることから、透明性や公正性が求められており、今後補助金の対象事業や対象経費を明確化する必要があると考えております。

〔４５番　藤山英美議員　登壇〕

○藤山英美議員　ただいまの答弁を聞き、驚きました。冒頭の御答弁にもあったように、補助金の交付目的は町内自治活動や公益に資する諸活動とされておりますが、補助金と同額の会長の報酬を充てられているということは、いかに自治会において決められていることとしても、私からすれば、補助金の趣旨に沿わない使用と言わざるを得ず、理解ができません。ただ、今後については補助対象となる事業や経費の明確化が必要であると認識が示されました。

　それでは次に、このような現状があることについては把握されているのでしょうか。

令和４年の第３回定例会の予算決算委員会での私の質疑に対し、高額の報酬になれば、給与として課税対象になることも考えられるので、各区を通じて注意を促すとともに、定期的に報酬額の現状調査を行い、各町内自治会と情報を共有すると文化市民局長が答弁されました。

そこで、お尋ねいたします。その後、報酬額の現状調査や町内自治会との情報共有についてどのように行われたのでしょうか。文化市民局長にお尋ねします。

〔早野貴志文化市民局長　登壇〕

○早野貴志文化市民局長　報酬額につきましては、令和４年度に補助金を交付している全ての自治会の報酬額等を調査し、必要に応じ決算書等で確認を行ったところです。自治会によってはその内訳等の詳細が確認できなかったことから、令和５年度は改めて詳細を記入していただくよう、各自治会に対し周知を行ったところでございます。

また、今年度、各自治会との情報共有につきましては、町内自治会の補助金の案内文に記載例を示すとともに、自治会長研修などにおいても経費や報酬について詳細を記載の上、御報告いただくようお願いしているところでございます。

〔４５番　藤山英美議員　登壇〕

○藤山英美議員　自治会の報酬等の調査について、決算書等で内訳が確認できない自治会があったとの答弁でありました。これでは自治会運営に対して適切な指導はできません。加えて、自治会の運営はその財源を町内の住民からの町内会費と本市からの補助金で賄われております。そうであれば、少なくとも予算書、決算書には自治会長等の報酬額を記載し総会に諮らなければ、住民の合意が得られたとは言えないと考えます。

私は、町内自治振興補助金について、町内自治活動や地域住民への連絡調整に係るとても大切な財源であることは認識しております。しかしながら、そうであればこそ効果的な活用が図られているかについてチェックが必要だと思います。私が職員時代に町内自治振興補助金を担当していたときの話ですが、税務署から、各町内の自治会長の役員報酬が年間20万円を超えた場合、税務申告が必要になると指導を受けたことがあります。先ほど、会長の報酬が高額となっている自治会があるなど、補助金の使途の妥当性について指摘しましたが、そのほかにもこのような税務上の問題もあり、補助金という公金を支出する上では、その使途について適切に確認、指導を行っていくことが必要だと考えます。

そこで、お伺いします。自治会長等の役員報酬の内訳などについても補助金の決算報告書等に記載し、見える化を図っていくことや、それに基づき適切に確認、指導を行っていくことが必要だと思いますが、見解はいかがでしょうか。

続けてもう一点お尋ねいたします。

私は熊本市の監査委員を務めておりますが、令和５年度の包括外部監査のテーマは補助金等に係る事務の執行でありました。その報告書によれば、地方自治法において、補助金は公益上必要がある場合に補助金を市民や団体に支出することができるとされ

ており、また、特定の事業、研究等を促進するなど、地方自治を取り巻く諸課題の解決に大いに役立っているとされております。しかしながら、一方で補助金は相当の反対給付を受けることなく行う無償譲渡の性質を有しているため、補助金等の長期化による惰性化、既得権化や、補助金等への依存体質の醸成といった問題をはらんでおり、そのため、補助金の支出に当たっては透明性、公正性の確保が強く求められるとともに、補助金の不断の見直しが必要不可欠であるとその問題点を指摘されております。

そこで、お尋ねします。現在の町内自治振興補助金についても、先ほどから申し上げている課題等も踏まえ、より効果的なものとなるよう不断の見直しを図っていくべきだと考えます。当該補助金が町内自治や地域住民諸活動においてより効果的に活用され、また先ほども指摘した問題点等の解消にもつながるよう、規則等の見直しを行うべきだと考えますが、見解をお願いいたします。

以上２点、文化市民局長に答弁願います。

〔早野貴志文化市民局長　登壇〕

○早野貴志文化市民局長　役員報酬の見える化につきましては、議員御案内のとおり町内自治振興補助金の支出について先ほど答弁いたしましたとおり、透明性及び公正性の確保が求められていることから、自治会からの補助金の実績報告に詳細な記載が必要であり、令和５年度の実績報告において各自治会に経費の詳細について記載するよう周知を行ったところでございます。なお、今後役員報酬に関する税務手続等についても各自治会に周知してまいります。

また、現在の交付規則については、包括外部監査においても補助対象事業及び補助対象経費が定められていないことから、適切な補助金執行の妨げとなる可能性があるとの御指摘があっておりますことから、今後見直しを行ってまいります。

〔４５番　藤山英美議員　登壇〕

○藤山英美議員　実績報告書における詳細の記載や税務手続に関する周知について答弁がありました。また、補助金交付規則についても今後見直しを行うということでございました。先ほどの答弁にもありましたが、町内自治活動や公益に資する諸活動に対する町内自治振興補助金は市からの運営費補助であり、補助額と同額を会長の報酬に充てられたとしても、町内会の総会、監査で承認され、補助金申請されておれば、正式な手順で手続がなされているとなれば、現在の交付規則では制限することができないとの見解と受け止めました。私としては、補助金の趣旨に沿わない実態になっていると言わざるを得ません。公金である補助金を助成しているにもかかわらず、助成した行政の指導監督、監査ができない補助金で、補助金交付規則は異常ではないかと思われます。

補助金交付決定通知書の交付の条件中、補助の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合、決定を取り消したり、補助金の返還が記されていますが、補助金交付規則は平成20年度以降何度も一部改正が行われておりますが、行政の指導監督、監査については一切記述がないように思います。この問題については、これまでも幾度も指

摘してまいりましたが、ようやく一歩前に踏み出したように思います。私は自治会の人件費があまりに高額になるような、適切な運営であることは到底思えません。あくまで本市からの補助金や住民の方々からの町内会費については、原則地域住民が行う活動に充て、活発な活動が図られていくのが本来の趣旨に沿うものだと考えます。

そのためには、例えば人件費については自治会の予算の一定割合以内とするなど、基準を示すことも方法の１つだと思います。ぜひ補助金交付規則の見直しをしっかり検討していただきたいと思います。誤解がないように申し上げますが、私は個別の事案の責任追及を求めているわけではありません。あくまでこの補助金がその趣旨に基づき、地域の取組や活動において適切かつ効果的に活用され、豊かな活発な地域活動につながっていくことを望むものであります。先ほど申しましたが、補助金に対して指導監督、監査ができない補助金交付規則は、まるで治外法権と思われるような補助金交付規則ではないかと思っております。今後の取組に注目していきたいと思っております。

次に、街路樹や植樹帯の伐採や撤去について質問いたします。

中高木街路樹約１万4,000本のうち３分１、約4,600本が毎年の剪定の対象でございます。すっきり剪定された木々も春には花が咲き、初夏になると猛烈な勢いで枝葉を伸ばします。あっという間に生い茂り、元の状態に戻ります。時間、労力、予算には限度があり、いくら努力しても維持管理は難しい、簡単には解決できないと思われます。第１回定例会の令和５年度予算中の街路樹・公園等の市有施設における樹木の緊急点検等に要する経費は、補正ですが、補正前は２億8,200万円が２倍以上の５億8,600万円で補正されているのは、事業としては理解できますが、以前から私やほかの議員からも一般質問等で取り上げられて、指摘されている問題であります。

令和７年度電線地中化の工事が予定されている県道熊本高森線の花立から益城までの1.1キロ、往復2.2キロに約100本のイチョウが植えてあります。とても暗く、以前から街灯の設置要望があっておりました。また、花立交差点から神水交差点までの2.7キロ、両側で5.4キロとなりますが、以前はハナミズキが相当植えてありましたが、ほとんど枯れてなくなっており、もう現在22本ぐらいしか残っていない状況でございます。次に、神水交差点から熊本市役所までの4.3キロ、往復8.6キロには約344本のイチョウ、ケヤキが植えられており、中には二、三メートルの間隔のところもあります。

中木はあまり剪定されないようですが、高木は３年に１回剪定しなければならないということでございます。冬から春にかけて、異様に剪定された高木が街路にさらされている姿を目にいたします。毎年150本ほどを１本10万円ないし15万円かけて剪定すると1,500万円から2,250万円が必要となります。熊本高森線の熊本市役所から益城町までの区間だけでも、これだけの予算が必要です。令和５年第３回定例会の一般質問でもお尋ねしましたが、街路樹や植樹帯の伐採や撤去に取り組んだ実績と今後の伐採や撤去の予定についてお伺いいたします。

また、花立２丁目交差点から益城町までの無電柱化については、令和４年第４回定例会で一般質問し、令和７年度までの着手を目標に電線管理者と無電柱化に向けた協議を行っているところとの答弁がありましたが、現在の進捗状況をお尋ねします。

以上２点、都市建設局長によろしくお願いいたします。

〔秋山義典都市建設局長　登壇〕

○秋山義典都市建設局長　１点目の街路樹等の伐採や撤去の実績及び今後の予定についてお答えいたします。

令和４年度に改定した街路樹再生計画において重点路線に位置づけました主要地方道熊本高森線、通称電車通り及び主要地方道熊本益城大津線、通称第２空港線につきましては、安全・安心や景観等の観点から計画的に樹木の撤去や更新を進めてございまして、当該路線においてはこれまで131本の樹木を撤去してございます。また、昨年度、三年坂での街路樹倒木事故を受けまして、街路樹を含めた市有施設における樹木約５万2,900本の総点検を実施いたしまして、危険性の高い約4,500本を緊急的に撤去したところでございます。

これを受けまして、今年度は熊本の気候や生育条件に合った植栽環境の整備でございますとか、維持管理の適正化を目的といたしまして、（仮称）森の都再生プランを策定する予定でございまして、本プランと街路樹再生計画を一体的に進めることで安全で快適な街路樹空間の形成、周辺と調和した良好な街路樹並木による景観及び都市の魅力向上に取り組んでまいります。

また、２点目の無電柱化の進捗状況につきましては、議員御指摘の主要地方道熊本高森線は、災害直後、緊急車両等の通行を確保すべき緊急輸送道路に指定されておりますことから、早期の無電柱化が必要でございまして、益城町におきましても４車線化事業に併せた無電柱化が推進されております。本市が行っております花立２丁目交差点から益城町までの区間における進捗状況につきましては、令和４年度に九州電力等の電線管理者との協議を完了いたしまして、令和５年度に調査、今年度は設計に着手したところでございます。引き続き関係機関と連携し、沿線地権者の皆様の御理解を得ながら、計画的かつ迅速に事業を推進してまいります。

〔４５番　藤山英美議員　登壇〕

○藤山英美議員　ありがとうございました。

街路樹再生計画において、計画的に樹木の撤去が進められているとのことでございました。病害虫等に伴う樹木異常や根上がりなどの症状は早期発見により改善の見込みが高まりますので、日常的な管理を行ってもらいたいと思います。大変でございますが、よろしくお願いいたします。また、日常管理を行う中で、倒木の危険性があると判断されたものについては早急に伐採を行うなど、道路の安全性確保にお願いいたします。

美しい木々も色鮮やかな紅葉もあっという間に落葉し、落ち葉となります。イチョウなど黄色のじゅうたんも見た目はよいと思いますが、イチョウの葉は油分が多く含

まれており、雨などで濡れるとさらに油分がしみ出していきます。通行者や自転車にとってはバランスを崩すと滑りやすく、大変危険であります。そういったことも踏まえ、市民の意見や専門家の知見を生かしながら、森の都熊本にふさわしい良好な景観づくりに努めてほしいと期待しております。

次の質問に移ります。

安心・安全な歩道についてお尋ねいたします。

歩道といえども様々な状態、形態がありますが、基本は歩行者、市民の安心・安全が第一であると思っております。最近は台風や地震の被害も多くなり、全国から歩道の被害状態について報告があっております。また、狭く危険な歩道、幅が１メートルも満たない歩道にも、広い歩道と同じような高木、中木、低木の植樹帯があります。

また、シェアサイクルチャリチャリが導入され、今後エリアの拡大も予定されているなど、自転車の利用者は増加するものと思われます。自転車は原則車道を通行することとなっておりますが、やむを得ない事情により歩道を通行する場合があります。歩行者がいるにもかかわらず狭い歩道を猛スピードで通行する自転車も散見いたしておりますし、危険度は増してきております。自転車と歩行者の事故が増え、裁判で高額な賠償も発生していると聞いております。こどもたちや高齢者、障がい者をはじめとする歩行者を守るためにも、抜本的な歩道の見直し、改善、改革が早急に必要だと考えております。離合できないような危険な歩道の見直しが喫緊の課題ではないかと思います。

これは、実際にボランティアで長年小学校の児童の登校を見守りをしている方からの話ですが、第２空港線、都市計画道路の新外秋津線の交差点付近は東町小学校と桜木東小学校の児童が合流し、逆方向へ流れる箇所があり、また、通学の自転車が上り坂を全力で通行するため、今の歩道の幅では危険であり、低木だけでも除去してほしいとの訴えがあっております。

そこでお尋ねします。先ほど街路樹や植樹帯の伐採や撤去について質問しましたが、狭い歩道に設置された街路樹や植樹帯に関する本市の取組も踏まえ、本市での全体的な歩道の安全対策についてどのようにお考えをお持ちなのか、市長にお尋ねいたします。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　歩道の安全対策は、こどもや障がいのある方などをはじめ全ての人々が安全で快適に利用できる道路空間を確保する観点から非常に重要であります。現在、本市においては道路整備プログラムに基づきます新たな歩道整備はもとより、自転車走行空間と歩行空間を分離することによる安全性の確保、段差の解消によるバリアフリーの推進に取り組んでおりまして、また、街路樹等によります歩道の幅員不足への対応や巨木化に伴います根上がり対策等を計画的に進めております。

今後も市民の皆様の安全・安心を第一に、地域の課題や利用状況を踏まえ、効果的な歩道の安全対策を実施してまいります。

〔４５番　藤山英美議員　登壇〕

○藤山英美議員　ありがとうございました。

シェアサイクルチャリチャリの利用者数は順調に増加しておるということでございますし、事業としては大変よい取組であると思います。自転車と歩行者との事故が増えないかと懸念しております。裁判で高額な額を請求される前に、歩道を整備するべきではないかと思っております。また、自転車は原則、車道の左側を通行しなければなりませんが、例外的に歩道を走れる場合があります。そういった自転車が歩道を走れる場合であっても、歩行者優先であることなどの交通ルールなマナーの啓発が必要ではないかと考えます。

また、街路樹や植樹帯が歩行の妨げになってはいけないと思いますし、交差点などの見通しを悪くしてはいけないと思っております。そのためには、狭い歩道に低木があるところは除去を行い、少しでも広い歩道幅を確保してもらいたいと考えます。

ちなみに益城町では熊本地震後、熊本高森線の復旧復興工事で４車線化が進んでおります。現在、惣領までの約２キロが完成し、供用されております。その歩道は、車道側２メートルぐらいはあります。自転車道は反対側に２メートルありまして、中央の１メートルは電線の地中化と中木の植樹、ところどころに街灯が設置されております。おかげでこの区間は歩道が見事に整備されておりました。地震前は、その境界から益城の木山まで、ここには歩道もほとんどなかったんですが、街路樹は１本もありませんでした。

私の家の周辺を見て回りますと、植え込みが１メートル前後、ほとんどは２メートル以下でありました。低木の枝が張ると、二、三十センチは枝が張りますので、その分、歩道は狭くなります。かなりの部分が２メートルないような状況でありましたので、狭い歩道については早急に見直しをいただきたいと思います。

それでは、次に公園の維持管理についてお尋ねいたします。

最近、地域からの要望が多いのですが、公園の除草です。いろいろなところを見ていますが、定期的に作業されている公園もあれば、なかなか手入れがなされていない公園もあります。公園によっては、地元住民からの要望があって初めて除草をしている公園もあります。特に夏場の草は雨が降れば繁茂等がすごく、１週間に一度程度草を刈る必要があります。そのため、効果的な実施や回数の確保などを行うなど工夫した除草作業を行ってもらいたいと思っております。

そこで１点目、本年度の予算額と除草回数をお尋ねします。

次に、宅地開発行為が行われる場合、都市計画法に基づき小規模公園の設置が義務づけされておりますが、こういった小規模公園の維持管理については自治体が引き継ぎ、管理を行っていく必要があります。このような規定があれば、宅地開発行為による小規模公園が幾つもできて、さらに維持管理費用が増えるのではないかと思っております。２点目、現行の設置基準の見直しを含めて国に要望してはいかがでしょうか。

以上、都市建設局長にお尋ねいたします。

〔秋山義典都市建設局長　登壇〕

○秋山義典都市建設局長　まず１点目の本年度の予算額と除草回数についてお答えいたします。

本年度の公園維持管理予算約８億8,000万円のうち、除草費用として約２億7,000万円を計上し、おおむね年４回の除草を行うこととしてございまして、地域の皆様からの要望や利用状況を踏まえ、令和５年度にそれ以前から予算を増額し、回数を増やしているところでございます。除草対応の改善に向けましては、委託業者に創意工夫を促すことができるよう複数年契約を推進し、効果を検証しながら、効果的かつ計画的な除草に努めてまいりますとともに、地域の皆様との協働による取組も重要でございますことから、公園地域パートナー制度等への参加促進も進めてまいります。

また、２点目の公園の設置基準の見直しについてお答えいたします。

宅地等の開発行為に伴う公園の設置基準につきましては、平成28年の都市計画施行令の改正によりまして、地方公共団体の判断において条例で緩和条件を設けることが可能となってございます。一方で、小規模な公園は地域の皆様の余暇活動や憩いの場としてだけでなく、熊本地震の際には一時的な避難場所として活用されるなど、防災面においても必要性が高い施設でありますことから、現時点では条例による公園の設置基準の見直しは考えてございません。しかしながら、平常時の管理が行き届いていない公園もございますことから、開発公社と計画段階から公園の配置や施設内容の協議を行う中で、将来の維持管理の負担軽減につながる方策につきましても検討してまいりたいと考えております。

〔４５番　藤山英美議員　登壇〕

○藤山英美議員　御答弁ありがとうございました。

公園は誰もが自由に遊んだり、散策できる市民の憩いの場です。現在の予算措置の状況では、除草回数を増やすことは厳しいと思います。

私は平成12年３月、秋津三丁目公園の完成後、人の背丈より高い雑草に覆われ、誰も近づけない公園がありました。ホームレスが住みついた公園を見て、地域の宝は地域で守ろうと呼びかけ、平成24年11月から除草の市からの受託契約をして、公園の除草等、13年になります。今では毎年除草、落ち葉集めなど約9,000平米を30回ほど手入れをしております。今では保育園や幼稚園の園児、小学生や地域の方々にも大変喜んでいただいております。除草ももちろんですが、落ち葉も３回ほど集めていますし、それに、池の掃除まで委託されました。低木の剪定も委託されまして、もう高齢者ですが、みんな頑張ってくれております。今ではすばらしい公園になっております。このような活動もありますので、公園地域パートナー制度で地域の宝を守っていただきたいと思います。

それでは最後に、交通渋滞対策について、また、市電の延伸について要望を２点申し上げたいと思います。

令和５年第３回定例会にて一般質問しました交通渋滞対策、市電延伸について要望

いたします。本市における渋滞対策は長期的視点の対策も必要であると考えますが、ＴＳＭＣの進出に伴いさらなる渋滞悪化が見込まれております。そこで、用地買収を伴わず、短期間で安価に取り組めるスマート交差点は即効性があって、費用対効果の高い対策だと思っており、渋滞対策の軸に捉えるべきだと考えております。市民の方々も即効性のある対策を求められていると思います。

前回一般質問の後、すぐに取り組まれた佐土原地区の交差点改良を行ったことにより、渋滞解消に向けて大きな効果があったとお聞きしております。今後も第２空港線と小池竜田線が交差する桜木６丁目交差点について、特に小池竜田線を走行する際、渋滞がひどく、信号を何回もかかるというような話も聞いております。交差点改良としては左折レーンの設置や右折レーンの延長を行うことや、道路の白線を引き直すことなど、即効性のある対策をお願いしたいと思います。このことは交通の円滑化や渋滞解消につながるものだと思いますので、ぜひとも進めていただきますよう要望いたします。

また、令和４年第４回定例会で質問しました市電の延伸と渋滞解消についても要望いたします。

益城熊本空港インター南側で進行中の益城台地土地区画整理事業で、西地区、中地区で500区画近くで家が建ち、生活が始まっております。完成した建物を見ますと、１軒に２台ぐらいが止まっております。地元でも渋滞がひどくなると心配されております。令和４年第４回定例会で市電の延伸について質問しておりますが、今回は木村県知事の誕生で大西市長との県市連携に言及されております。ぜひとも県と話をして、また、益城との話も必要だと思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

県としてもグランメッセの活性化、渋滞解消、鉄軌道による定時性確保、大量輸送、空港へのリムジンバス運行、パークアンドライドなど、問題解決につながることと思われますので、道路はつながっております。県や益城町のことと思わずに、連携をお願いしたいと思います。

以上、要望いたします。

以上で私の質問を終わりたいと思います。

本日は傍聴いただいた皆様、本当にありがとうございました。（拍手）

○寺本義勝議長　この際、議事の都合により休憩いたします。

午後２時に再開いたします。

午後　０時０１分　休憩

午後　１時５９分　再開

○寺本義勝議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

○寺本義勝議長　一般質問を続行いたします。

吉田健一議員の発言を許します。吉田健一議員。

〔１８番　吉田健一議員　登壇　拍手〕

○吉田健一議員　皆さん、こんにちは。公明党熊本市議団の吉田健一です。

今回の質問も、市民の声を基に伺ってまいります。大西市長をはじめ執行部の皆様、何とぞよろしくお願いいたします。

早速ですが、この一般質問の場で何度も誕生から成長する姿など登場してまいりました我が娘も、月日がたつのが早いもので、来月で２歳を迎えようとしております。当たり前ですが、数少ないプライベートの時間もほとんどが我が子優先です。昨年のしまじろうコンサートを皮切りに、先日は「それいけ！アンパンマン」ミュージカルに行ってまいりました。我が子も指を指して手を振っての大応援、父親としてもうれしいひとときであり、アンパンマンではありません、ちょっとくすんだ心を洗い流すような時間でもありました。行ったかいもあり、今までアンパンマンをアンパンとしか言えなかった子が最近ではアンパンマン、そして、ばいきんまんまで言えるようになりました。これからも喜んでもらえるように連れて行きたいと思っております。

そんな誰もが大切に思う我が子が危険な目に遭ってしまうシーンと、大人でも不安に感じる場面がありました。そこで、数点、本市の市有施設について伺ってまいります。

先ほど御紹介させていただいたしまじろうやアンパンマンのコンサート会場は、いずれも熊本市民会館での開催でありました。仕事や自治会役員としてもよく訪れる熊本市民会館ですが、特に人気の催しや２階席まで利用するイベントの際は、当然ながら階段を利用します。ただ、この階段が非常に危険だという点です。

よく本番開始までの時間を利用したグッズ販売を実施されます。特に人気イベントの際は１階売場から長蛇の列が２階まで至ります。私もアンパンマンショーの際は我が子のために並んだうちの１人です。しかし、まさにそのときです。１階から２階に上がる階段に壁はなく、手すりの柱が並んでいますが、その柱と柱の間隔が広いため、二、三歳児のこどもがその手すりの間から転落寸前となったシーンがありました。まさに危機一髪、直前で保護者が気づき、事なきを得ましたが、周りのお客さんも騒然となったシーンでした。

また、こどもだけではありません。実は私もそうですが、高所恐怖症のある人間からすると、１階の地面が見えているため、大変恐ろしい階段です。はっきり言って怖いです。この点については以前から同様の声もあり、今回のアンパンマンショーで並んでいた多数の方々も口々におっしゃっていたので、私だけではないはずです。以上の経験談、そして、市民の声からも、市民会館階段の早急な転落防止措置が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

あわせて、長年市民会館を利用してきた女性の方からの御指摘も御紹介しておきます。それは、トイレ利用時、特に女性トイレで頻繁に長蛇の列ができるというものです。その原因は女性トイレの構造から来るもので、手前からは奥のトイレの様子が見

えず、先に利用されている方が出るまで待ってしまっており、本来のトイレの個数の運用ができておらず行列ができてしまうとのこと。手前からでもどのトイレが使用中か、空室か、分かるような工夫を要望しますが、いかがでしょうか。

さらに続けて伺います。コロナ禍も明け、インバウンドも増加した今、コロナ以前からも声を頂戴しておりました市民会館１階の喫茶店についてよく御要望をいただきます。皆様も御存じのように、市民会館は熊本城や城彩苑に向かわれる方、長塀を見ながら加藤清正公像を写真に収めようとする通行人や観光客のフォトスポットになっている場所に位置します。その集客が見込まれる絶好の場所でありながら、立ち寄りやすい休憩場所がない。某ハヤシライスで有名な長年ある喫茶食堂はありますが、外国人観光客や若者世代には気軽に入店するのに抵抗がある店舗ではなかろうかと感じます。

そして、もう一店舗、市民会館内に15年営業していたカフェもコロナの影響により令和２年に撤退、いまだ空きスペースになったままです。また、市民会館の屋外スペースを活用した取組をされているようですが、常設の屋外カフェテラスにしたほうがよいとの声もたくさん届きます。以上のことから、市民会館１階スペースの有効活用に向けて、条件の見直しなどさらなる工夫が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

先ほどの階段の転落防止対策、女性トイレの改善も含めて、担当局長に伺います。

〔早野貴志文化市民局長　登壇〕

○早野貴志文化市民局長　市民会館に関する３点のお尋ねに順次お答えいたします。

まず、市民会館階段の転落防止措置についてでございますが、階段に設置している手すりを支える柱、いわゆる手すり子の間隔は建築基準法における定めはありませんが、ＪＩＳ規格等においては安全上の目安として11センチ以下と定められております。このような中、市民会館の手すり子は約14センチ間隔となっており、議員御指摘のとおりこどもの身体がすり抜ける可能性もあることから、今後早期に転落防止等の安全対策を検討し、利用者の皆様がより快適に安心して施設を御利用いただけるよう努めてまいります。

次に、女性用トイレの改善についてでございますが、市民会館の女性用トイレは使用していない個室は戸が開いた状態となる構造であり、特に利用者が多いホール１階のトイレは18室あり、入り口から奥の空室状況が確認しづらいことから、今後、使用状況が分かるサイン表示を設置するなど改善策を検討してまいります。

最後に、１階スペースの有効活用についてでございますが、市民会館は市民の皆様の文化芸術の振興はもとより、桜町地区の活性化や中心市街地の回遊性向上を図る上においても重要な役割を担う施設でございます。このようなことから、市民会館前のオープンスペースにつきましては、昨年度関係部局と連携して市民会館一帯の歩行者空間を拡充した社会実験を実施するなど、現在利活用に関する検討を進めているところでございます。また、館内空きスペースにつきましても、現在民間事業者の出店募集を行っているところであり、今後ともより魅力的な施設となるよう取り組んでまい

ります。

〔１８番　吉田健一議員　登壇〕

○吉田健一議員　ありがとうございました。

早急に市民会館の階段と女性トイレの改善に取り組んでいただけるとのこと、安心・安全で快適な施設となるよう期待するとともに、改めて好立地であることを最大限に生かされたカフェ、レストランの出店など市有施設の利活用に取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

次の質問も市有施設、その中でも公設公民館について伺います。

こちらも市民からのお声、そして、私の体験から質問させていただきます。市民に身近で施設そのものを借りて利用する公民館について、私も含めた地域からのお声というより苦情を御紹介します。ずばり公民館のトイレが臭いということです。臭いがすごいというより、臭いの癖がすごい。あえてある公民館と言っておきますが、昨年自主防災クラブの取組で、小学校高学年を中心とした防災キャンプを開催しました。避難用具の体験の一環として、公民館ホールで避難用テントと軽アルミベッドを利用し、公民館に１泊する体験を実施。その一晩、こどもたちと過ごした中でも、公民館のトイレが臭いということでひと騒ぎに。さらにママ友や児童館を利用される保護者からも以前から苦情があり、単独の授乳室がないため、仕方なくトイレで、しかも幼子と共に臭いを我慢しながら授乳しているといった声も多数いただいております。

現在、各公設公民館では大規模改修基本計画の立案、改修実施に取り組んでおられ、実際には臭いの根本原因の改善はその大規模改修を待つことが一番かもしれません。ただ、その改修も数年先であり、あと何年待つの、何年我慢するのといった声が上がるのは容易に想像ができるものです。これまでトイレの臭いについて同様の声は届いていたのではないでしょうか。現状を踏まえ、早期対策ができないものか伺いたいと思います。

あわせて、公設公民館における貸出機器の改善についても触れておきます。

先ほども述べましたとおり、私も市政報告会など、開催側としてホールをお借りする機会も多いのですが、その中でプロジェクターやスクリーン、ＨＤＭＩコードなどの貸出基準が公民館ごとで曖昧な状況が気になります。施設利用者によっては、その機材が借りられないことでの負担や地域によって同じ公設公民館で平等性が担保できない点に疑念を持ちます。担当課に伺ったところ、その貸出しの温度差の要因は機材の数が施設ごとに違いがあり、また、極端な言い方ですが、機材が壊れるから、少ないから、貸出ししていないというものでした。地域の平等性、そして利活用の促進といった点でも機材の貸出しができる十分な環境整備、予算化が必要かと思います。

そこで１点あえて付け加えますが、無料の貸出しが大前提で伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、先ほどの公民館改修も併せて担当局長に伺います。

〔早野貴志文化市民局長　登壇〕

○早野貴志文化市民局長　私からは、公設公民館の機材貸出環境整備についてお答えします。

公民館のプロジェクター等の機材につきましては、貸出しを前提としたものではなく、主催講座での使用を目的として配備したものでございます。一方で、主催講座に影響がない場合などは、利用者の利便性向上のため御利用いただくこともございます。無料を前提とした全公民館への機材配置につきましては、同様の施設との公平性から考えていないものの、定期的に機材更新を行うなど利用環境の整備に努めるとともに、機材貸出しの統一ルールについても策定してまいります。

〔原口誠二財政局長　登壇〕

○原口誠二財政局長　市有施設の改修及び維持管理についてお答えいたします。

本市では、熊本市公共施設等総合管理計画に基づき、市有施設の計画的な保全に取り組んでおります。一方、おのおのの施設の管理を行っていく上で、施設所管課におきましては、市民の皆様がいつでも安全に安心して御利用していただけるよう、施設に対する御意見、御要望等も踏まえた修繕など随時対応しているものと承知しております。

今後とも施設の計画保全の着実な実施はもとより、議員御案内の公設公民館での事案のような個別の案件につきましても、施設所管課と協議しながら適切に対応してまいります。

〔１８番　吉田健一議員　登壇〕

○吉田健一議員　機器の貸出しについては、無料を前提とした全公民館への機材配置については考えていないとのこと。しかしながら、主催講座の影響がなければ、既に貸出ししている一部公民館があるのであれば、一市民からすれば、この無料で貸出しをしているルールを基準とするべきと考えるのは自然な流れではないでしょうか。利用する市民の側に立ったルール策定、無償貸出しの拡充を求めておきます。

トイレの臭い改善についても、市有施設利用そのものに影響が出る重要な課題です。トイレの臭いの苦情は担当課にも多くの声が届いており、既に把握していたようですので、計画改修を着実に進めつつ、計画外の個別案件についても適宜迅速に改善していただき、誰もが訪れる上質なトイレのあるまち熊本となるような取組を要望しておきます。

次の質問に移ります。

これまでも強く要望してまいりました民間活用の推進についてですが、前回の質問でも大西市長から、民間活用は大変重要であるとの御賛同をいただいた上で、今回は道の駅について伺います。

本年２月時点の全国の道の駅の数は1,213駅あり、本市で唯一植木にあります道の駅すいかの里植木ですが、コロナ禍当初は利用者数の減少はあったものの、売上高はコロナの影響に反し年々増加、昨年も過去最高の売上高を記録しております。その売上げの主軸になるのは、言うまでもなく全国生産量ナンバーワンのスイカであり、生

産同時期のメロンもです。

熊本市民をはじめ県北、そして福岡県南地域からの客層が多く、特に自宅用はもちろんですが、贈呈用として購入されることが多いスイカ。私の妻の実家である東京生まれ、東京育ちの母に初めて熊本のスイカを食べてもらった際、驚きと感動ですぐに取り寄せ、親戚、友人、知人の贈呈用として即購入、今では結婚してから毎年購入を続けるほどのリピーターとなっております。以前、総務委員会に所属していた際も、当時の東京事務所所長、現在の農水局長の金山局長に幾度かスイカのトップセールスの進捗確認をさせていただきましたが、表参道のミシュランの星つきレストランを中心に大きく販路拡大を成功されておられました。今後も県内外への熊本のスイカの可能性はまだまだ伸び代があるものと期待しているところです。

一方で、スイカの初物が始まる３月から６月までのシーズン時期はいいのですが、それ以外のオフシーズンの取組に課題があるようです。これまでも委託会社をはじめ運営協議会でも新たな取組を検討、実施されておられますが、これからのようです。その点で、まさに民間活用導入による可能性の拡大を検討してはいかがと考える次第です。現在の委託業者を変えることなく、共存した新しい形、まさにその理想形が北海道や神奈川県など他都市道の駅で導入されており、新たな交流拠点の整備並びに地域ブランド、経済好循環の創出につながっております。

続けて、ここからはスイカに次ぐ熊本の特産物を生かそう、そして、にぎわい創出という点から御提案しますが、ずばり河内を中心とするミカンの生産地、西区沿岸地域にすいかの里植木ならぬ仮称道の駅みかんの町河内構想を提案したいと思います。西区選出の議員でもない、東区の私が言うの何ですが、本当は中川議員、木庭議員あたりが言われるところが本当なんですけれども、何かすみません。

先ほどの民間活用の大きな成果が既に実現していることも併せ、昨年度議会内でも大きく取り上げた河内老人福祉センターの事業廃止に伴い、改めて交流拠点の重要性、西区の過疎化などが大きな課題であることを学ばせていただきました。そして、私自身、国会議員の秘書時代に道の駅事業に携わる機会があり、国交省と関わる中、道の駅も２つのパターンがあり、国交省と地元自治体でできる道の駅と、地元自治体だけで許認可だけ国交省に申請するものの２つがあり、植木の道の駅もそうですが、国道に面していなくても、県道など幹線道路にも道の駅をつくることができるといった経験談から提案するものです。

そして、何より西区のにぎわい創出はもとより、本市沿岸地域から福岡県大牟田市にまたがる有明海沿岸地域の長年の夢である有明沿岸道路実現の励みにとの思いもあります。スイカから幹線道路まで話は尽きませんが、民間活用によるさらなる道の駅の活性化と新たな設置に向けて、スイカのトップセールスに成功された金山局長に伺いたいと思います。

〔金山武史農水局長　登壇〕

○金山武史農水局長　道の駅すいかの里の運営については、民間事業者である指定管理

者と地元生産者から成る出荷者協議会が一体になってにぎわいの創出に努めております。その結果、売上げは順調に伸びてきておりまして、今年度のスイカのシーズンにおきましても、３月の天候不良の影響が心配されたものの、福岡方面からの来客や地元贈答需要により前年を上回る売上げを見込んでおります。

一方で、オフシーズンにおける利活用につきましては、品ぞろえの確保や周年祭などの集客イベントによる活性化に取り組んできたところでありますが、さらなる売上増に向けた研究が必要と認識しております。今後、商品の売り方や新たな商品開発について、議員御提案の民間活用の手法も含め、外部の知見をいただくなどしながら引き続き努力してまいります。

また、議員御提案の道の駅構想に伴う地域活性化策につきましては、行政としても考えていくべき課題と受け止めておりまして、全国有数のミカンの産地である河内地区をはじめとした西区の農水産業が有する高いポテンシャルを生かした農産物直売所の活用についても１つの選択肢であると考えております。一方で、直売所の設置に当たっては、集客が見込める用地の選定、確保はもとより豊富な品ぞろえのための地元生産者の協力など様々な課題が存在することから、今後、有明海沿岸道路等の道路整備と併せてこれらの課題を踏まえた地域活性化策が議論される必要があると認識しております。

〔１８番　吉田健一議員　登壇〕

○吉田健一議員　この道の駅についての質問は、実は平成７年、約29年前、我が公明党会派の大先輩島田俊六議員、平成14年、約22年前には河内の大先輩津田征士郎議員など、両大先輩をはじめこれまでも議論はあったはずです。オフシーズンも含めた植木道の駅のさらなる利用促進、そして、植木のスイカがもたらした道の駅の成功を基に、次はミカンの力で西区の観光立地、経済効果の波及を生み出す実現に向けた取組をぜひお願いします。

そして、本当においしい熊本のスイカ、ミカンがまだまだ全国に知られておりません。今や国連でもスピーチをされ、世界的にも有名になられた大西市長に、地元生産者の皆さんの活力にもつながるトップセールスをお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

熊本市動植物園について伺ってまいります。先ほど触れました民間活用とはまた違った形ですが、民間企業との連携が重要となるネーミングライツ、命名権について触れてまいります。

動物園のネーミングライツについては４年前、令和２年３月第１回定例会総括質疑の場で大西市長に伺いました。その質疑では、他都市動物園の園そのものの名称やエリアだけに限定した事例、そして、最後は大阪市天王寺動物園のトイレのみに限定されたネーミングライツの導入事例など紹介させていただき、それぞれ年間600万円を超える命名権収入など具体的金額や、複数年等契約方法にも様々あることに触れさせていただきました。当時の大西市長の御答弁では、ネーミングライツは新たな財源確

保の手段の１つと考えるが、名称が短期間で変わる課題があり、調査研究を行うとの趣旨でした。あれから４年が経過しました。研究の進捗状況はいかがでしょうか。

また、時代も変わり、園そのものの名称よりも、最近では御紹介したエリア、ゾーンなど一部に限定した導入が多いようです。そういった意味では、現在熊本市動植物園マスタープランに基づいて、５年後の完成に向け大規模な改修の実施設計に入っている開園100周年記念整備・サバンナエリア事業はネーミングライツ導入の絶好のタイミングかと感じます。仮に、前回の市長の御答弁でありました短期間でなく長期間、そして、理想とする契約料・契約方法という課題が解決する企業が現れるなら、導入の実現は可能でしょうか。

４年越しの質問となります。これまでの進捗と併せ、改めて大西市長に御答弁を頂戴したいと思います。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　全国の動物園におけるネーミングライツの活用状況について調査いたしましたところ、園の全体名称での導入はこの４年間で変化はなく、３園が実施しておりまして、そのうち２園については契約者の変更に伴い導入時とは違う名称となっております。また、エリアや施設等に限定したネーミングライツにつきましては、以前は指定都市の４園で実施されておりましたが、１園は契約期間満了後、希望する企業がなく終了したため、現在３園で継続中でございまして、これらのネーミングライツ契約はいずれも期間が３年から５年となっております。

議員御提案のサバンナエリア事業における導入につきましては、開園100周年を迎える５年後の公開に向け、市民広報や財源確保のための効果的な方法の１つとして、外部有識者等で構成いたします熊本市動植物園マスタープラン推進会議においても御意見をいただきながら、検討してまいりたいと考えております。

〔１８番　吉田健一議員　登壇〕

○吉田健一議員　御答弁ありがとうございました。

ネーミングライツ、命名権の導入を検討いただけるとのこと。東京都羽村市動物公園では「トントントントン、ヒノノニトン」で有名な大手トラックメーカー日野自動車とネーミングパートナー協定を結び、ヒノトントンＺＯＯという愛称になりました。ぜひ100周年を迎える熊本市動植物園もさらに知名度の盛り上がるものに、キャッチ―で効果的なネーミングライツとなることを願い、次の質問に移ります。

次に、その動植物園の職場環境と処遇について伺います。

単刀直入に申し上げますれば、将来動物園の専門職員を目指している会計年度任用職員の処遇が大変厳しく、課題を感じるという点です。これから数点伺う内容は、熊本市動植物園の複数の関係者の方から直接伺った切実な声を基に質問してまいります。

１点目に、会計年度任用職員として現場に配属されますと、動物の飼育管理、保護、繁殖、調査研究、環境教育の企画・普及啓発等の業務に従事します。動物相手ですので、作業着は必須です。しかし、この作業着は新品支給でなく、これまで正職員が使

っていた作業着、いわゆるお古が支給されていたようです。そのお古を着用して２年がたちましたが、新品の作業着は支給されておりません。これは事実でしょうか。予算が極端に少ないのでしょうか。

２点目、専門職になるためには様々条件はありますが、職員採用選考案内には条件の１つに職務経験が直近の10年のうち５年以上ある方とあります。ただ、実際には５年以上勤めても、一定の勤務時間を満たさないと条件として認められないとのこと。会計年度任用職員のお給料では５年も勤めるのは大変です。それ以上となると、正直、夢を諦めますとの声も。他都市の動物専門職の資格条件はどうなっているのでしょうか。

３点目、動植物園は人気のある動物がたくさんおり、特にレッサーパンダの赤ちゃんが誕生してからの注目度は高く、連日写真撮影や様子を見に来る来園者が尽きません。しかし、ほかの動物園などでよくある名前の公募などはしなかったようです。結局、名前は動植物園の全職員の投票で決められたようですが、今後動物園を知ってもらうためにも大変有効だと思いますが、いかがでしょうか。また、この動物園の赤ちゃんの名前決めもそうですが、様々な業務に関する権限が役職等に関係なく特定の職員に偏っている風潮があるようです。平等に風通しのいい職場になってほしいとの声が強く要望としてありましたが、いかがでしょうか。

以上、そのままの声を紹介しましたが、これ以外にも課題はあるようです。元は動植物園担当職員の年代間にギャップが生じ、その解決と職員の人材確保を目的に動物専門職の採用が新たにスタートしたわけですが、目的とは相反する職場環境に聞こえてきます。そもそもなぜこういう年代間ギャップが生じた状況に至ったのか、そして、先ほど御紹介した声について、なぜこういう声が上がるのか、原因や今後の対策についてお考えを伺いたいと思います。

〔村上和美経済観光局長　登壇〕

○村上和美経済観光局長　動植物園に関します４点のお尋ねに順次お答えさせていただきます。

まず、会計年度任用職員への作業着の貸与につきましては、以前は予算化しておらず、不定期の貸与となっておりましたため、今年度から定期的に貸与するよう予算化し、準備を進めているところでございます。

次に、他都市における動物専門職の資格要件につきましては、高校または大学において専門科目を履修した者とする自治体や、動物園等における職務経験者とする自治体がございます。本市におきましては、採用後即戦力として活躍してもらうことを期待して、動物園等における職務経験者を対象とした募集を行うことといたしております。また、より多くの方に御応募いただけますよう、本年度からこの職務経験として認定する勤務時間を週35時間から28時間以上に引き下げる見直しを行ったところでございます。

次に、動物の命名の手法につきましては、公募により名前を決定する場合、命名ま

でに一定の期間を要し、その間、名前を呼びかけながら動物に向き合って飼育することに支障があるため、通常、公募を行わず命名してまいりました。議員御提案のとおり、公募による命名は動植物園の認知度向上や動物への愛護増進などに資する有効な面もございますことから、今後、飼育の観点上、公募の期間を設けることのできる動物種を考慮し検討してまいります。

最後に、職員の年代におけるギャップが生じた理由といたしましては、本市ではこれまで行財政改革に取り組んできており、効率的、効果的な行財政運営の観点から、民間でできることは民間に委ねるとの考えの下、直営業務の見直しに取り組み、技能労働職については退職不補充を基本としてまいりました。そのような中、動植物園マスタープランの策定を契機に、種の保存や調査研究、自然環境教育を推進するため、今年度から新たに動物専門職の採用を開始したことから、職員間に年齢差が生じたところでございます。今後の対策といたしましては、動物専門職の採用を計画的に進めるとともに、動物飼育のノウハウの共有やスキルの継承など職場内コミュニケーションの円滑化を図り、より風通しのよい職場環境の構築に取り組んでまいりたいと考えております。

〔１８番　吉田健一議員　登壇〕

○吉田健一議員　担当局長から理由を述べていただきましたが、まず、どの企業でも契約社員やパートであっても、制服などの業務必需品が最低でも貸与という形で新品のものが提供されているのが普通です。予算化もせず、長年お古で業務に当たらせてきた状況は異常ではないでしょうか。ちなみに、冬用の上着もお古のようです。また、会計年度任用職員が専門職となるための職務経験の勤務時間週35時間から28時間以上に引き下げたとのこと。専門職の採用が始まってからは、勤務時間、年数の不利益とはなっていないことが分かり、安心しましたが、いまだに疑問の声が上がるのは動植物園内での情報共有不足によるものであると指摘しておきます。

結果として、本市が招いた職員の年代間ギャップに応えることになる大事な人材が、こういう職場環境で、動物相手だけでなく人間間での理不尽なことにも耐えながら、最短５年後の専門職合格を目指して頑張っています。そこに加えて、特定の職員が幅を利かせているような職場なら、夢を諦めるのも納得です。将来、動物園の要となるかもしれない若い芽を育てるためにも、少なからず福利厚生や職場環境の改善を強く求めておきます。どうか一日も早い改善となることを切に願い、次の質問に移ります。

所属委員会に関連しますが、御了承いただきたいと思います。

ある民生委員をされている方から驚きとお怒りの御相談がありました。ある市営団地内で孤独死が発生した際のことです。お亡くなりになられましたので葬儀を行うことになりましたが、生活保護受給者であり、扶養義務者がいない、いわゆる身寄りのない方でしたので、その民生委員さんが葬祭執行人となり本市保護課に葬祭扶助の申請をする流れになりました。今回は、その申請手続を行った際に発覚した問題です。保護課が申請書類を受理し、葬祭費用を支給するわけですが、民生委員さんの負担軽

減や手続を円滑に進めるため、同様のケースの場合、葬儀を執り行う葬儀会社が見積書の作成をはじめ火葬等の手続も民生委員さんの委任により代理で行うのが大半のようです。

しかし、今回の御相談は耳を疑う内容でした。葬儀会社から民生委員さんに、手続の必要書類に署名が必要なので、来てもいいですかと連絡がありました。簡単に終わるという話だったようですが、実際に訪れ、出された書類は死亡届でした。その内容を見ると、名前を書く欄だけが空いており、住所欄には自分の筆跡ではない字で書かれた住所が。その書類を出し、ここに名前を書くだけで済みますからとこなれた様子で手続を進めようとしました。そして、一番驚いたのは、その後の手続の中で保護課を訪れた際、葬祭扶助等の受取りを葬儀会社に委任する委任状に民生委員さんの氏名、住所が勝手に記入され、かつ見覚えのない印鑑が押印され、保護課に提出されていたことです。文書偽造と言われてもおかしくない事態が発生しました。

ただ、この民生委員さんの指摘は続きます。委任状の住所が、本人が書いていないからでしょう、間違って記入されていたことが後で分かりました。普通、本人が住所を間違えることは考えづらいことから、その書類を受理した行政にも心配の声が上がりました。主な内容は以上ですが、この事件を受けて最も重要なのは今後の対策です。二度と起こさない、大事な市民からの税金を適切に管理運用する立場での対策案を伺いたい。

また、あまり言いたくありませんが、今回の一件はよく行われているケースのように感じます。事実確認、参考として、令和に入ってからの今回と同様の民生委員による葬祭扶助適用件数も併せてお示しください。健康福祉局長、お願いいたします。

〔林将孝健康福祉局長　登壇〕

○林将孝健康福祉局長　今回の事案を受けまして、該当区の保護課が直ちに当該葬祭業者から事情を聴取し、法令遵守の徹底を指導するとともに、保護課長会議において情報共有と注意喚起を行いました。議員御提案の葬祭業者等への周知徹底につきましては、葬祭業に関する県内唯一の組合である熊本県葬祭事業協同組合及び令和５年度に本市の火葬場を利用した同組合未加入の葬祭業者向けに文書にて注意喚起を行うこととしております。

また、各区の保護課が葬祭業者から委任状を受理する際は、これまでの記載内容の確認に加え、今後は民生委員に直接連絡し、委任状が当該民生委員の意思に基づくものであるかの確認を徹底してまいります。

なお、民生委員による令和元年度から令和５年度までの葬祭扶助の適用件数は215件となっております。

〔１８番　吉田健一議員　登壇〕

○吉田健一議員　令和に入り、同様の申請件数は215件、同じ事案がなされていたのではと心配します。かねてより民生委員、児童委員については負担軽減や成り手不足から、行政も一体となった人材発掘、協力体制が必要と訴えてまいりました。今回の事

件は当該葬儀社の不適切な行為が最大の要因となったものですので、御答弁どおりの再発防止策に取り組んでいただきたいと思いますが、このような事案が続くのであれば、一市民からすれば、当然ながら民生委員になりたいとは思えません。申請を受理した際、本人確認として民生委員に連絡するような当たり前のことができていなかったことも不思議に思いますし、今回の事案も未然に防げていたかもしれません。大変な思いで業務に当たられている民生委員さんを、そして、大切な税金を守るためにも、適切かつ厳正な事務手続をお願いいたします。

次の質問は、この議場でも眼鏡の吉田と言われるまで取り組んでまいりました視覚障がい者支援について、新たな具体的支援確立、環境改善について伺います。

強く求められている御要望の中で、交通手段の改善、なかんずくバスの乗り降りについて、特にバスに乗るときの要望を多く頂戴します。皆様も御存じのとおり、本市は令和３年４月より全国初のバス会社５社による共同経営を導入した都市です。共同経営となって３年が経過した今、様々な効果をもたらしているものと受け止めておりますが、課題も感じます。今回の視覚障がい者をはじめ、全ての市民が乗り降りしやすい環境が必要な中、共同経営となってもまだハード、ソフト両面で５社の中で温度差があるようです。

一例として、視覚障がい者の方からの実際の声を紹介します。いつも利用するバスの運転手さんの対応がひどいんです。行先を案内してくれません。普通に聞いても教えてくれず、運転席側まで移動し、運転手の前で手に持っていた白杖を見せて、どこ行きですかと大きな声を出して聞くと、ようやくふてくされたような小さな声でアナウンスをしました。１回や２回ではありませんとのこと。あえて申し上げておきますが、この相談者も全ての運転手がそうだと思っていませんし、ごく一部と理解しておられますが、視覚障がい者からするとアナウンスが唯一の情報源である以上、この点については必死になって訴えられるのは当然です。この話を聞く限り、運転手の意識改革の必要性を感じますが、それだけでなく、運転手の負担軽減にもつながる機械などの音声案内によるハード面の拡充も必要ではないかと思う次第です。

そこで伺います。タクシー会社では、視覚障がい支援団体と連携した研修会を実施されているとのこと。バス会社でも同様の研修を導入するなど、さらなる運転手の理解促進につながるソフト面の強化が必要ではないでしょうか。また、機械音声でも案内をしてくれるバスはありますが、バス車両、そしてバス会社によって違いがあるようです。乗りやすいバス環境に統一するために、路線バスを運行する各５社の障がい者のバス利用に関する取組と機器音声案内の現状など、５社の比較、違いについてお示しください。その上で、ハード、ソフト両面から、共同経営となった意味をもたらす取組を要望いたしますが、いかがでしょうか。担当局長、御答弁をお願いいたします。

〔秋山義典都市建設局長　登壇〕

○秋山義典都市建設局長　本市では、令和５年６月に策定したバリアフリーマスタープ

ランの基本理念で掲げております「だれもが移動しやすく暮らしやすい「おたがいさま」で支え合う上質な生活都市」の実現に向けまして、公共交通や道路、公園など各種分野において事業者との連携や協力によるバリアフリー化を促進することとしております。このような中、各バス事業者におきましてはノンステップバスの導入やバスロケーションシステムを通じた車椅子対応車両の御案内をはじめ、運転手への接遇研修などそれぞれにハード、ソフト両面からバリアフリー化に取り組んでいると承知しております。

一方で、議員御案内の視覚障がい者の方に対して確実な御案内が可能な機械音声につきましては、各社で導入されておりますものの、バス停でお待ちの利用者に対して経路及び行先のアナウンスを毎回実施している事業者は３社にとどまってございまして、サービスに差がある状況となっております。視覚障がい者の方はもとより、誰もが安心してバスを御利用いただくためには、接遇や機械音声案内などのバリアフリーサービスの水準はバス事業者間で一定程度同等であるということが望ましいことから、共同経営の枠組みを活用し、取組の共有や共通化を促すなど、運行サービスの質の向上に向け、ハード、ソフト両面から官民一体となって取り組んでまいります。

〔１８番　吉田健一議員　登壇〕

○吉田健一議員　この視覚障がい者の方のある相談者は、市民相談に臨むに当たり、バス会社の会社名から運転手の名前、運行ダイヤの時刻まで全てメモに控えて相談にいらっしゃいました。この問題に対してどれだけ切実な思いであったということは言うまでもありません。今議会で全国ＩＣ系カードからクレジット決済に変わることが話題となっていますが、障がい者など社会的弱者を取り残さない、誰もが利用しやすい公共交通の確立を強く求めます。音声機器など導入に関連した国の補助金制度もあるようです。ぜひ国交省から来られた秋山都市建設局長のお力で採択されるよう期待しておきます。

そして、本市における視覚障がい者への支援はＩＣＴの活用、普及啓発に取り組むほか、日常生活上必要な訓練、指導を行う事業において、新たに民間事業者に所属する歩行訓練士との連携も取り組んでいかれるなど、これまでの要望が少しずつ前に進んでいることを実感しております。引き続き視覚障がい者への支援拡充に御理解と御支援をお願いしておきます。

最後の質問に移ります。

本年３月第１回定例会総括質疑にて、政令市13年を迎える本市の各区の統括者の明確化が必要との趣旨の質問をさせていただきました。当然、最高責任者は大西市長でありますが、副市長が各区長、局長の横断的事業の取りまとめ役として統括官、そして新たな任命、部署創設の必要について触れさせていただきましたところ、深水副市長の御答弁では、両副市長が統括する体制で適正な組織運営が図られている、統括者配置については今後研究するとの御答弁でした。

この連携を促すための既存の会議、地域課題調整会議が令和に入り一度も開催され

ていないことを踏まえ、次回、この６月議会で大西市長に御答弁を求めますと、無制限一本勝負の申込みをさせていただきました。無制限と言っても、あと10分しかありませんが。３か月以上早い事前通告をしておりましたので、この区や本庁との連携、共有強化の責任者を明確にする統括官の任命について、予定どおり大西市長に伺いたいと思います。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　区役所の業務は、市民の皆様に最も身近な住民窓口業務、保健福祉、土木、地域活動の推進など多岐にわたっておりまして、区と本庁の連携したまちづくりは大変重要であります。そのため、市長就任後、まちづくりセンターの設置や地域ニーズ反映の仕組みの構築、土木センターの区役所への移管などによりまして、区と本庁が連携し、地域の特性を生かしたまちづくりを推進してまいりました。さらに、企業と地域とのマッチングによりましてまちづくりを進める東区の優良事例などを共有いたしますとともに、今年度から各区の政策的課題を本庁と調整するため、区長経験者を文化市民局に配置し、さらなる連携強化を図ることとしております。

区と本庁の連携を強化する統括官の任命につきましては、各局の業務を分担し統括をしている両副市長が、多様な視点から共同で各区と本庁の課題解決や調整を行うことが望ましいと考えております。今後も区と本庁の連携を強化することにより、本市の将来を見据え、区の特性を生かしたまちづくりを推進し、上質な生活都市を実現してまいりたいと考えております。

〔１８番　吉田健一議員　登壇〕

○吉田健一議員　統括官の任命については、引き続き両副市長が課題解決、調整を行うことが望ましいとのこと、また、今年度より新たに区長経験者である首席審議員を文化市民局内に配置したことで強化を図ったとのことです。なかなか一本でも技ありでも言い難い一本勝負となりましたが、いずれにしても市長がありました区と本庁の連携したまちづくりが大変重要であることは市民、そして職員、誰もが望む市政発展の理想の形です。そのリーダーシップを図るための担当者、組織として統括官、統括部署の創設を御提案したところです。

先ほど述べました区と本庁の連携を促すための地域課題調整会議も令和に入り一度も開催されていないように、形骸化したままではなく、新たな運用や形を変えるなど、今に合った体制づくりとなるよう、この統括官、統括部署も含めた議論が大都市行財政特別委員会内で議論されることを期待しておきます。

最後になりますが、先ほど市長から触れていただきました、東区で開催されている地域と企業のマッチングを目的とした事業、地域力パワーアップ大作戦ですが、大西市長にぜひこの会議にお越しくださいと前回のこの一般質問で御参加をお願いしておりましたところ、ありがたくもそのお声かけにお応えしていただき、先月、５月31日、１年間の結果発表をする事例発表会に御参加いただきました。大西市長、ありがとうございました。数組の代表事例を興味津々に、食い入るようにお聞きいただき、最後

の御挨拶の中ではまちづくりセンターの位置づけとして求めてきた究極の形というような趣旨の表現で、最大級の評価をされていらっしゃいました。言わずもがな、職員の皆さんも、そして発表者、参加者である地域住民や企業の方々も市長に参加していただいたこと、そして、取組に触れてもらえたことに大変喜ばれ、会議終了後も参加者同士で新たなコラボレーション、マッチングが生まれておりました。

大西市長におかれましては、今後もあらゆる事業において究極体を追い求めていただき、「誰もが憧れる上質な生活都市くまもと」の実現に向け、課題解決に取り組んでいただきますようお願い申し上げまして、私の７回目の一般質問とさせていただきます。

本日、御多忙の中傍聴席においでいただいた皆様、中継を御覧いただいた皆様、そして、最後までお付合いいただいた先輩、同僚議員の皆様、御答弁いただいた大西市長をはじめ執行部の皆様に感謝申し上げます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○寺本義勝議長　本日の日程は、これをもって終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

６月15日、16日の両日は、休日のため休会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺本義勝議長　御異議なしと認めます。

よって、６月15日、16日の両日は、休会することに決定いたしました。

次回は、６月17日定刻に開きます。

○寺本義勝議長　では、本日はこれをもって散会いたします。

午後　２時５６分　散会

○本日の会議に付した事件

一、議事日程のとおり

令和６年６月１４日

出席議員　４６名

１番	寺本義勝	２番	大嶌澄雄
３番	村上　麿	４番	瀬尾誠一
５番	菊地渚沙	６番	山中惣一郎
７番	井坂隆寛	８番	木庭功二
９番	村上誠也	１０番	古川智子
１１番	荒川慎太郎	１２番	松本幸隆
１３番	中川栄一郎	１４番	松川善範
１５番	筑紫るみ子	１７番	島津哲也
１８番	吉田健一	１９番	齊藤　博
２０番	田島幸治	２１番	日隈　忍
２２番	山本浩之	２３番	北川　哉
２４番	平江　透	２５番	吉村健治
２６番	山内勝志	２７番	伊藤和仁
２８番	高瀬千鶴子	２９番	小佐井賀瑞宜
３０番	田中敦朗	３１番	髙本一臣
３２番	西岡誠也	３３番	田上辰也
３４番	三森至加	３５番	浜田大介
３６番	井本正広	３７番	大石浩文
３８番	田中誠一	３９番	坂田誠二
４０番	落水清弘	４１番	紫垣正仁
４３番	澤田昌作	４４番	満水寿博
４５番	藤山英美	４７番	上野美恵子
４８番	上田芳裕	４９番	村上　博

欠席議員　　１名

１６番　　井芹栄次

説明のため出席した者

市長	大西一史	副市長	落水政彦
副市長	中垣内隆久	政策局長	三島健一
総務局長	津田善幸	財政局長	原口誠二
文化市民局長	早野貴志	健康福祉局長	林　将孝
こども局長	木櫛謙治	環境局長	村上慎一
経済観光局長	村上和美	農水局長	金山武史
都市建設局長	秋山義典	消防局長	平井司朗
交通事業管理者	井芹和哉	上下水道事業管理者	田中俊実
教育長	遠藤洋路	中央区長	土屋裕樹
東区長	本田昌浩	西区長	石坂　強
南区長	本田正文	北区長	吉住和征

職務のため出席した議会局職員

局長	江幸博	次長	中村清香
議事課長	池福史弘	政策調査課長	岡島和彦

令和６年６月１７日（月曜）

議　事　日　程　第６号
令和６年６月１７日（月曜）午前１０時開議
第　　１　一般質問
第　　２　議第１８７号　熊本県公安委員会委員の推薦同意について
第　　３　議員派遣の件
第　　４　同

午前　９時５９分　開議

○寺本義勝議長　ただいまより本日の会議を開きます。

○寺本義勝議長　日程第１「一般質問」を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。

まず、田島幸治議員の発言を許します。田島幸治議員。

〔２０番　田島幸治議員　登壇　拍手〕

○田島幸治議員　皆さん、おはようございます。自民党熊本市議団、田島幸治でございます。

本日、一般質問の機会をいただきましたことに各議員の皆さん、誠にありがとうございます。そして、お忙しい中、傍聴においでいただきましたたくさんの皆さん、そしてインターネットで御視聴いただいている皆さん、深く感謝申し上げます。

今回、質問内容が非常に多うございますので制限時間もありますので、早速でございますが、通告に沿って質問してまいります。

まず最初に、孤独・孤立対策についてですが、皆さんも報道等で御存じかと思いますが、警視庁の推計によりますと、今年１月から３月に自宅で死亡した独り暮らしの人は全国で２万1,716人であり、そのうち65歳以上の高齢者が１万7,034人で８割近くを占める現状となっており、年間ベースでは約６万8,000人の高齢者が独居状態で死亡すると推計されております。また、令和５年に国が実施した孤独・孤立の実態把握に関する調査では、回答した人のうち約４割の人が孤独を感じているとの調査結果も出ております。

本年４月に施行された孤独・孤立対策推進法においては、孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会、相互に支え合い、人と人とのつながりが生まれる社会を目標とし、基本理念や国と地方公共団体の責務、取り組むべき施策等が示されております。

また、新型コロナウイルスの影響により、孤独・孤立の問題がこれまで以上に顕在化してきており、本市においても単身世帯や65歳以上の単身高齢世帯は増加傾向であり、孤独・孤立の状態にある人はますます増えていくことが予想されます。孤独・孤

立を社会全体の課題として、全ての市民に我が事と捉えてもらう必要があると考えます。

そこでお尋ねします。

本市の孤独・孤立対策については、法の施行前から積極的に取り組まれていることと認識しておりますが、本市の孤独・孤立対策の現状と孤独・孤立対策推進法に基づく今後の取組についてお示しください。

また、社会全体として市民一人一人が孤独・孤立を身近な課題として捉えてもらうため、積極的な啓発も必要だと考えますが、今後の対応についてもお尋ねいたします。

以上２点について、健康福祉局長へお尋ねいたします。

〔林将孝健康福祉局長　登壇〕

○林将孝健康福祉局長　２点のお尋ねに一括してお答えいたします。

本市では、本年４月の孤独・孤立対策推進法の施行に先立ち、令和４年度に国の事業を活用し、孤独・孤立の状態にある当事者やその家族等を支援するＮＰＯ等と官民連携プラットフォームを立ち上げ、相互の連携・協働の下、様々な対策に取り組んでおります。

具体的には、プラットフォームの中核となるＮＰＯ等が毎月開催する情報交換会に参加し、活動内容の情報共有をはじめ、効果的な支援や連携等に関する多様な意見交換を行うとともに、対策全般に係る普及啓発を行っているところです。

今後の取組といたしましては、法施行により地方公共団体の努力義務として、当事者等の課題解決や支援の在り方についての多角的な議論等を行う孤独・孤立対策地域協議会の設置が求められておりますことから、当該協議会の設置をはじめ、プラットフォームの拡充等による官民連携のさらなる強化と対策の一層の推進を図ってまいります。

また、対策に当たりましては、孤独・孤立の問題等を未然に防止する予防の観点が重要であり、これまでも市ホームページや多様な媒体による広報周知をはじめ、民生委員・児童委員等への研修、プラットフォームと連携したシンポジウムの開催等に取り組んできました。

現在、国において孤独・孤立に係るサポーター制度の創設に向けた動きもありますことから、今後は、国の動きに呼応した取組の検討を行うなど、孤独・孤立に対する理解が深まるような市民の皆様への積極的な普及啓発に努めてまいります。

〔２０番　田島幸治議員　登壇〕

○田島幸治議員　孤独・孤立は、人生のあらゆる場面において誰にでも起こり得るものであるため、広く市民に対して孤独・孤立問題についての広報・情報発信を行い、正しい理解が得られるよう進めていただくとともに、法の理念に基づき、孤独・孤立対策地域協議会の設置やサポーター制度の取組など行政による主体的な取組を期待しております。

次に、8050問題とひきこもりについて質問いたします。

8050問題は、日本で2010年代以降に発生している社会問題で、長年引き籠もるこどもと、それを支える親などの論点から名づけられました。具体的には、80代の親が50代のこどもの生活を支えるという問題で、背景にあるのは、こどものひきこもりです。

この問題は、ひきこもりの若者がそのまま中年になっても親の支えで生活を続けているうちに親も高齢となり、収入や介護など親子ともに生活が困難になることが多く、社会問題として捉えられています。近年では、さらに高齢化が進んだことで9060問題となりつつあります。

そして、8050問題の世帯は周囲とのコミュニケーションが乏しいため、社会的に孤立しがちになってしまうケースも少なくありません。ひきこもりの当事者への支援につなぐためには、ひきこもりの兆候や原因の早期発見、早期対応が重要であり、喫緊の課題と言えます。

そのためには、地域福祉の中核を担う民生委員や地域包括支援センターと連携した孤独・孤立やひきこもりの対策が必要と考えますが、今後の方針と具体的な検討案があればお示しください。健康福祉局長に答弁をお願いします。

〔林将孝健康福祉局長　登壇〕

○林将孝健康福祉局長　80歳代の親が50歳代の子の生活を支える問題、いわゆる8050問題を抱えた世帯への支援につきましては、対象者の早期把握とニーズに沿った継続的な支援が重要であると考えております。

そこで、本市では、ひきこもりの相談窓口である熊本市ひきこもり支援センター「りんく」を設置し、熊本市生活自立支援センター等の公的機関や地域福祉の担い手である民生委員・児童委員で構成するひきこもり支援機関連絡協議会における各関係機関との連携の下、対象者の早期把握や支援に努めているところです。

中でも、議員御提案の民生委員・児童委員や地域包括支援センターは、対象者となる8050問題を抱えた世帯の家庭状況やニーズの把握において重要な役割を担っていただいていることから、今後、さらに連携を深めてまいりたいと考えております。

また、これまで実施している支援者研修や出前講座を充実し、ひきこもりに関する理解の促進や支援技術の向上を図るとともに、「りんく」で対応した事案を基にした事例集を関係機関へ配布し、活用いただくなど、ひきこもりに対する支援をさらに強化してまいります。

〔２０番　田島幸治議員　登壇〕

○田島幸治議員　現状を放置すれば、事態がさらに深刻化した9060問題が本格化することが確実視されております。全国的に孤独死、孤立死、無理心中、親の死体遺棄、生活保護や給付金の受給増加、公営住宅の不足が想定されることから、引き続き対象者の早期発見とニーズに沿った継続的な支援をよろしくお願いいたします。

孤独・孤立、ひきこもりについて述べてまいりましたが、重要となってくるのが民生委員の活動です。民生委員については、令和２年第２回定例会において、担い手確保や業務負担軽減に関し質問させていただきました。しかし、民生委員の定員割れは

全国的に深刻化しており、本市の民生委員の充足率は減少傾向で改善していない状況であるため、再度質問いたします。

近年、核家族化や生活の多様化、個人のプライバシーなどの問題により、民生委員業務の負担が増加し、成り手不足が深刻化しています。

本市の民生委員の状況については、現在1,320人が委嘱されており、１人当たり平均で約300世帯強を担当され、介護や子育て、失業や経済的不安、生活保護に関する相談を受けたり、高齢者や障がいを持つ方などへの声かけや見守り活動、さらには必要に応じて行政や専門機関につなぐなど、業務が非常に多岐にわたっております。本市では、直近の令和４年12月の一斉改選時において、民生委員の充足率は88.5％であり、2019年の前回改選時から1.47ポイント低下しております。全国平均をさらに下回っております。

今後、さらに孤独死の問題や災害時の要配慮者への支援など事例が多様化し、民生委員の担い手を確保するためには、業務内容やサポート体制、財政支援の在り方など、抜本的な見直しに取り組むべきだと考えます。

そこでお尋ねします。

前回の答弁では、他の自治体の取組なども参考とし、担い手確保対策に取り組んでいくとの御答弁でしたが、これまでの取組状況をお教えください。また、充足率の減少を踏まえ、今後の担い手確保の対策、取組について具体的にお示しください。

以上２点を健康福祉局長に御答弁お願いします。

〔林将孝健康福祉局長　登壇〕

○林将孝健康福祉局長　２点のお尋ねに一括してお答えいたします。

民生委員・児童委員の担い手確保につきましては、熊本市民生委員児童委員協議会との連携の下、令和３年から令和４年にかけて、本市の全民生委員・児童委員を対象とした実態調査を実施し、活動状況や地域関係者との連携の状況、負担感等に係る課題の把握と整理を行いました。

この実態調査の結果から得られた課題を踏まえて、令和４年度に熊本市民生委員児童委員協議会及び熊本市社会福祉協議会と本市の三者による協議の場を設け、サポート体制の構築やＩＣＴ導入等による負担軽減や活動環境の改善等を図るための協議を行っております。

加えて、充足率の低い校区に対しましては、戸別に自治会等の地域関係者を訪問し、地域の実情・課題等の聞き取りや対策に関する情報交換等を行っているほか、民生委員・児童委員活動への市民等の理解を促進するための啓発活動にも関係団体等と連携して取り組んでいるところです。

今後は、先ほど申し上げました三者協議における様々な負担軽減策等の協議や充足率の低い地域関係者への戸別訪問等に継続して取り組みますとともに、既に検討を進めている民生委員協力員の導入など、新たな取組を含め総合的な担い手確保の対策に取り組んでまいります。

〔２０番　田島幸治議員　登壇〕

○田島幸治議員　民生委員の担い手確保については、充足率のアップに向け民生委員協力員制度の導入や活動に係る財政的支援の拡充、業務負担軽減など関係団体と連携し、今後も積極的に対策を進めていただきますようよろしくお願いします。

次の質問に移ります。

橋梁の長寿命化については、令和３年の第１回定例会で質問しましたが、本市の管理する橋梁は3,019橋となっており、九州の中では最も多くの橋梁を管理しております。また、そのうち1950年代から1970年代にかけての高度経済成長期に全体の４割を超える1,216橋が建設されており、今後、多くの橋梁が老朽化の目安となる建築後50年を迎えるなど急速に橋の高齢化、老朽化が進んでいくことになります。

このような状況を踏まえ、本市では、平成26年３月に橋梁長寿命化修繕計画を策定し、現在この計画に基づいた取組を進めております。長寿命化修繕計画は、従来の損傷が大きくなってから修繕を行う事後保全から、損傷が小さいうちに修繕する予防保全へ転換することにより、橋梁に係る将来的な維持管理費用の縮減を図るとともに、橋梁を含めた地域道路網の安全性・信頼性の長期的な確保を目的としております。

現在、この取組については、５年ごとの点検を実施して橋梁の健全性を判定しており、その結果に基づき健全と判定された区分１から緊急措置段階と判定された区分４までの４段階に区分されております。現在は、このうち早期措置段階と判定され、区分３以下の橋梁について事後保全的に修繕を行っているところです。

私は、前回の質問で、１巡目点検である平成26年度から平成30年度までの５年間において区分３以下と判定された橋梁144橋の修繕の計画について、都市建設局長にお尋ねしたところ、令和４年度末までに着手を予定しているとの御答弁でした。

そこでお尋ねしますが、１巡目点検で修繕が必要とされた判定区分３以下の橋梁144橋のその後の修繕状況はどのようになっておりますか。また、令和元年度から令和５年度までの５年間で行われた２巡目点検の結果について、１巡目点検で予防保全段階である区分２以上だった橋梁のうち、早期措置段階である区分３以下と新たに判定された橋梁が何橋ありますでしょうか。加えて、２巡目での結果を踏まえた今後の修繕計画についてもお示しください。

以上３点について、都市建設局長にお尋ねいたします。

〔秋山義典都市建設局長　登壇〕

○秋山義典都市建設局長　橋梁の長寿命化に関するお尋ねについて、まとめてお答えいたします。

まず、１巡目の点検における早期措置が必要な判定区分３の橋梁144橋への対応につきましては、令和４年度末までに全144橋の修繕設計が完了したところでございまして、今年度末までに約９割に当たる130橋の修繕工事を完了する見込みでございます。

次に、２巡目の点検結果につきまして、１巡目の点検において予防保全段階である

判定区分２以上であった橋梁のうち、２巡目点検において区分３と判定された橋梁は119橋でございました。

最後に、２巡目の点検結果を踏まえた今後５年間の修繕計画といたしましては、判定区分３の修繕を可能な限り早期に完了させますとともに、判定区分２の修繕に着手し、予防保全型の橋梁修繕への転換に努めてまいります。

〔２０番　田島幸治議員　登壇〕

○田島幸治議員　ただいまの御答弁をお聞きして、１巡目で早期措置段階とされた橋梁144橋のうち、約１割の橋梁の工事完了は来年度以降になるようです。また、２巡目の点検で新たに早期措置段階と判定された橋梁も119橋ということでした。１巡目点検での橋梁の修繕がいまだ完了していないことを考えると、２巡目の橋梁の修繕については、さらに期間を要するものではないかということが憶測されます。

このような状況を見て言えることは、現在のサイクルでメンテナンスを行っていても思うように修繕が進まず、費用も年々かさんでしまうのではないかということです。一般に橋梁の傷みが浅いうちに予防的修繕を行ったほうがはるかに経費もかからず、効率的な対策ができるはずです。

私は、今後５年ごとの点検・修繕のサイクルの中で橋梁の健全性を確保し、将来的にわたって効率的で持続可能な取組としていくためには、私は、現在の事後保全から予防的保全へ拡充することも含め、さらなる取組の強化が必要であり、そのことが結果的には将来的な経費削減にもつながるのではないかと考えております。

また、市長はマニュフェストのナンバー120にも、インフラの状態について市民の皆様に関心を持っていただき、管理方法の見直しや統合を含む管理箇所の最適化など、持続可能なインフラメンテナンスとするための方策を市民協働で検討する仕組みを構築します。また、新技術の積極的な活用により、メンテナンスを効率的かつ効果的に行い、安心・安全な公共施設の管理に取り組みますとの項目を掲げられており、任期中着手とされています。

私も、今後は先ほど述べた行政の取組強化のみならず、市民の皆様の力や新技術などについても積極的に活用しながら取り組んでいくことが大変重要になるだろうと思います。

そこで、大西市長に伺います。

橋梁のメンテナンスに関する今後の取組について御答弁をお願いいたします。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　本市は、平成26年度より橋梁長寿命化に取り組んできたところでございますが、先ほど都市建設局長が答弁いたしましたように、多くの橋梁が新たに区分３と判定された状況を踏まえますと、事後保全から予防保全への転換が重要であることを強く認識したところです。

また、持続可能なインフラメンテナンスの実現に向けては、市民協働の取組が不可欠と考えております。先日、坪井川に架かります打越橋におきまして、地域の皆様に

御参加いただき、橋磨き活動を試行的に開催いたしますとともに、メンテナンスの現状や課題の共有、意見交換を行ったところでございまして、参加者の皆様からは、地域コミュニティの活性化にも資する取組であるとの声をいただいております。

さらに、新技術の活用につきましては、既に人工知能（ＡＩ）の診断によります点検等を導入いたしまして業務の効率化を図りますとともに、約5,000万円のコスト削減効果を得ているところでございます。

今後も、市民協働や様々な新技術の活用を進めますほか、本格的な予防保全に取り組むことで、持続可能なインフラメンテナンスを強力に推進してまいりたいと考えております。

〔２０番　田島幸治議員　登壇〕

○田島幸治議員　大西市長から市民協働での取組やＡＩ診断等の新技術を用いた修繕についての御答弁がありました。市民の方々との協働の取組については、先日試行的に実施され、参加者からも好評であったとのことでした。地域コミュニティの活性化にもつながるのであれば、互いにウィン・ウィンな取組ではないでしょうか。メンテナンスについては、日頃からの積み重ねが重要です。ぜひ今後多くの方々に参加いただき、適切な管理につなげていただきたいと思います。

また、予防保全の拡充についても、現在の事後保全から本格的な予防保全に取り組んでいくと大変前向きな御答弁がありました。先ほども申し上げましたが、傷みが浅いうちに予防的に対処していくことは橋梁の安全性の確保はもとより、将来的な経費削減につながっていくものであると考えております。ぜひこれらの取組を進めることで安全・持続可能な橋梁の維持保全に努めていただきたいと思います。

次に、ＴＳＭＣの進出に伴う企業誘致についてお尋ねいたします。

本年４月、ＴＳＭＣの第２工場を菊陽町の第１工場の隣接地に建設するとの方針が公表され、2024年度末までの着工、2027年度末までの稼働開始が予定されているとのことです。

現在、県内では関連企業の進出に向けて、県や周辺自治体において工業団地の整備が急ピッチで進められております。山鹿市においては、本年２月に市営の工業団地としては約40年ぶりとなる10ヘクタール規模の団地整備の計画が表明されており、西原村や合志市においても新団地の整備について年内着工を予定しているとのことです。同じく、大津町や益城町も新たな町営の工業団地整備を計画されており、玉名市においても、市営としては初の工業団地の整備が官民連携方式で進められるとのことです。

一方、熊本県においても、菊池市や合志市をはじめ、八代市周辺でも工業団地整備を計画されるなど、今後、ＴＳＭＣ第２工場の進出に併せ企業の立地ニーズはますます高まっていくものと思われます。

本市においても、昨年、高速道路インターチェンジ周辺などの４つの産業用地のエリアを選定し、そのうちの３か所において産業用地整備に関する協定が締結されております。

そこでお伺いします。

昨年12月の我が会派の寺本議員の質問において、半導体関連産業の集積に向けた産業用地整備方針で指定した集積推進エリアについては、特に有効期限を定めているものではないとの御答弁がありましたが、協定済みの３か所を含む本市の４つの産業エリアにおける現在のニーズや企業誘致の状況はどのようになっておりますでしょうか。経済観光局長にお尋ねいたします。

〔村上和美経済観光局長　登壇〕

○村上和美経済観光局長　本市におきましては、産業用地に関する直近の動向等を的確に把握し、今後の施策の検討に活用するため、日頃から不動産事業者や金融機関等との密に意見交換などを行うとともに、本年２月には、民間事業者との対話型市場調査を実施したところでございます。

これらを通しまして、４つの公募エリアを含むインターチェンジ周辺の幹線道路沿線は交通の利便性が高く、また、特に市内北東部のエリアにつきましては、セミコンテクノパークや熊本空港へのアクセスが良好なため、立地ニーズが高いことなどを確認しております。

また、市内３か所で整備を進めております産業用地における企業誘致の状況につきましては、各事業者と連携して誘致活動を展開しているところでございまして、既に報道もされております物流施設の開発計画に加え、多くの流通事業者からの進出意向や半導体関連企業等からの問合せも寄せられていると伺っております。

〔２０番　田島幸治議員　登壇〕

○田島幸治議員　市内３か所で整備が進められている産業用地については、物流企業が進出の意向を示されていると本年４月に報道されておりましたが、そのほかにも半導体関連企業等から問合せが寄せられているとのことでした。また、本年２月に本市で実施された対話型市場調査では、インターチェンジ周辺の幹線道路沿線や特に市内北東部エリアにおける高い立地ニーズを確認されたとのことです。

ＴＳＭＣ第２工場の立地決定を受け、今後立地に向けた動きが加速していくことが想定され、県や周辺自治体においても工業団地の整備が急ピッチで進められております。本市も４つのエリアで産業ゾーンが指定されておりますが、このような立地ニーズに的確に対応するためには、スピード感を持ってさらなる対応が求められると思います。ぜひ先手先手で取り組んでいただきたいと思います。

さて、そのような中、本市においては、令和７年度に次期都市マスタープランの策定が予定されております。本年３月の第１回定例会の都市整備委員会においては、次期マスタープランの方向性について、今後さらに需要が高まる産業用地について、無秩序な立地とならないよう、新たな産業用地は高規格道路インターチェンジ周辺など広域交通ネットワークの利便性が高いエリアに誘導するとの説明があっております。

しかしながら、現在の本市の市街化区域においてそのような用地を確保することは困難だと思いますので、今後そのような用地を求めるのであれば、必然的に市街化調

整区域における土地利用を促進していくほかないと考えております。私の地元の北区を見ましても、インターチェンジ周辺など、そのような可能性があるように思います。

先ほども申し上げましたが、来年度には都市マスタープランの策定や区域区分などの都市計画の見直しが予定されており、今後の産業の集積を見据えた見直しが必要だと思います。他都市にも遅れることがないよう、ぜひ先を見通して計画していただきたいと思います。

そこで、お尋ねしますが、都市計画における産業用地に関する今後の具体的な方針についてどのように考えておられますか。また、産業用地の確保に向けて市街化区域の線引きの見直しを行う考えでしょうか。そうでなければ、どのような手法になるのでしょうか。その点も含めて、都市建設局長に御答弁お願いします。

〔秋山義典都市建設局長　登壇〕

○秋山義典都市建設局長　ＴＳＭＣ第２工場の立地決定を受けまして、関連企業のさらなる立地ニーズが見込まれます中、産業用地の確保は喫緊の課題でございますものの、議員御指摘のとおり、市街化区域における大規模な産業用地の確保は困難でございますことから、市街化調整区域において無秩序な立地とならないよう計画的に誘導していく必要があると認識しております。

昨年度、次期都市マスタープランの見直しに向けまして、土地利用方針検討委員会おきまして、今後の土地利用方針が取りまとめられたところでございます。その中におきましても、市街化調整区域に新たに立地する産業については、周辺の住環境や自然環境等との調和を図りつつ、広域交通の利便性が高いエリアに誘導することとされたところでございます。

計画的に誘導するためには、道路などの公共施設の整備や、周辺環境への配慮が必要なことから、市街化区域への編入ではなく、地区計画制度等の活用が有効であると考えてございまして、今年度から、制度の内容につきまして都市計画審議会の専門部会での議論を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

〔２０番　田島幸治議員　登壇〕

○田島幸治議員　都市建設局長から、今後の産業用地の方針について御答弁がありましたが、土地利用方針検討委員会において、市街化調整区域に新たに立地する産業は、公共交通の利便性の高いエリアに誘導するとの方針が取りまとめられたとのことでした。具体的なエリアについては御答弁はありませんでしたが、私も先月公開された土地利用の方針案を見ましたが、その中の土地利用の方針図において、今後の産業ゾーンの具体的エリアが示されておりました。

具体的には、昨年度公表された４つのエリアに加え、熊本西環状道路のインターチェンジ周辺や熊本港の背後地となる熊本港線沿線などについても新たな産業ゾーンとして示されておりました。私も熊本港や高規格道路のインターチェンジの周辺は、海運・陸運の利便性も高く、立地を希望している企業のニーズに応えることができる高いポテンシャルがあると思います。

また、誘導するエリアについては、市街化区域への編入ではなく、地区計画制度等の活用を想定されているとのことで、制度の内容についても引き続き検討していくとのことでした。ぜひ活用しやすい制度となるように制度設計をお願いしておきます。

それでは、このような状況を踏まえてお尋ねいたします。

今後、様々な企業からの立地ニーズが具体化していくと思いますが、ただいまの土地利用の方針も踏まえ、今後企業の誘致にどのように取り組んでいかれるのでしょうか。また、冒頭にも述べましたとおり、県や他都市においては、直営で工業団地を整備するケースも多いようですが、一方で、本市や玉名市のように官民連携して整備する手法もあります。それぞれにメリットやデメリットもあるかと思いますが、今後本市における整備手法はどのように考えておられますか。

以上２点について、経済観光局長にお伺いします。

〔村上和美経済観光局長　登壇〕

○村上和美経済観光局長　今後の企業誘致活動につきましては、2027年度に予定されておりますＴＳＭＣの第２工場の稼働等を見据えた半導体関連企業の誘致のほか、多様な産業の集積を積極的に進めてまいります。

また、産業用地の確保に当たりましては、昨年度取りまとめられました土地利用方針を踏まえ、現在進めております整備事業における企業の立地状況や、さらなる立地ニーズ、周辺環境への影響等を考慮し、適時的確に対応してまいります。

今後の工業団地の整備手法についきましては、産業ゾーンへの立地ニーズが具体化していく中、これらの要請にスピード感を持って応えるためにも、引き続き官民連携による整備を基本としてまいりたいと考えております。

〔２０番　田島幸治議員　登壇〕

○田島幸治議員　現在進められている整備事業の進捗やさらなるニーズ等を踏まえ、適時的確に対応していくとの御答弁でした。また、工業団地の整備については、立地ニーズにスピード感を持って応えるためにも、引き続き官民連携による整備を基本に進めていかれるとのことです。

まだまだ案の段階ではございますが、熊本港周辺をはじめ、新たに産業ゾーンとして示されたエリアにおいて積極的な企業誘致を図っていくことは、熊本港のさらなる利活用のみならず、誘致による波及効果を市内全域に広げ、都市の均衡ある発展にもつながると思います。今後、計画の具体化に合わせて文字どおり適時的確な対応をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

本定例会開会日の大西市長の提案理由の説明で、インドネシア・バリで開催された第10回世界水フォーラムにおいて、市長自らが御登壇され、本市の地下水保全の取組などを発表してこられたことを報告されました。

まずは、首脳・閣僚級が出席されるような国際会議において、６つの会合に御参加されるという重責を果たされましたことに、感謝と慰労の言葉をお送りさせていただ

きます。

さて、本市の宝とも言える地下水については、令和４年４月の第４回アジア・太平洋水サミットの本市での開催、そして令和５年３月にニューヨークで開催されました国連水会議、そして今回の第10回世界水フォーラムへの市長の御参加と、積極的に本市の地下水に関する取組を世界に向けて発信してこられました。

私は、これらの取組は非常に評価されるべきであると考えています。世界規模の国際会議で一地方自治体が世界に向けてその取組を発信するというのは、非常に珍しいことだと思います。とりわけ世界的に環境問題への関心が高まっている中で、地下水という資源をきっかけとして、多くの方に本市を知っていただくことは、単に環境面だけではなく、観光面やビジネス面などにおいても、プラスの効果を生み出すものではないかと考えます。

世界から高い評価を受ける本市の地下水ですが、これは昭和52年の熊本市地下水保全条例の制定をはじめ、行政・市民・事業者の皆様がそれぞれの役割と責任の下、長年地下水保全に取り組んできた成果が評価されたものであると私は考えます。このことは、私たちはもっと誇りに感じていいはずです。すなわち、本市の地下水を世界に向けて発信することを通じて、単に海外での認知度や存在感を高めるだけでなく、市民の皆様の地下水保全の意識の醸成につなげていくべきであると考えます。

しかしながら、今回の世界水フォーラムへの出席をはじめ、これらの取組が行われていることが市民に十分浸透していないように感じます。

そこで、２点、市長にお尋ねいたします。

まず、１点目に、今回の世界水フォーラム、または前回の国連水会議を含めていただいても結構です。世界規模の国際会議で本市の地下水に関する取組はどのような評価を受けたのでしょうか。また、これを海外に向けて発信する意義について、市長はどのようにお考えでしょうか。

２点目に、市民にもっとこれらの取組を知ってもらい、市民の地下水保全の意識の醸成につなげていくためには、今後どのように進めていくべきだと思われますでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　世界水フォーラムについてお答えいたします。

私は、先月５月20日から24日、インドネシア・バリで開催されました第10回世界水フォーラムに熊本市長として初めて出席いたしました。

世界水フォーラムでは、インドネシア政府主催のハイレベルパネル「バンドン・スピリット・ウオーター・サミット」におきまして、首脳・閣僚級の方々の発表に対してコメントを述べさせていただくなど、世界水フォーラムという水問題に関する世界最大の国際会議で６つの会議に出席する機会を得たことは、大変名誉なことであると思っております。

会議では、熊本市の市民協働によります地下水保全・水関連災害リスクの軽減に向

けた取組は、世界が学ぶべき事例であると高い評価をいただくなど、本市の取組は世界の水問題解決の手がかりになることを確信いたしました。

また、今回の世界水フォーラムで私が強調したのは、「Transparency」、いわゆる透明性の重要性でございます。半導体関連産業等の進出を受けまして、地下水への影響を心配する声が上がります中、様々な課題を解決するためには積極的な情報公開を行っていくことが重要でありまして、行政や企業の誠実な姿勢が信頼を生み、それが人々の安全・安心につながることから、行政・企業が相互に繁栄と信頼を得るためにも透明性（Transparency）をこれからも追求してまいりたいと考えております。

世界水フォーラムにおいて、第４回アジア・太平洋水サミット、国連水会議の成果と本市の地下水保全の取組を世界に発信いたしましたことで、世界一の地下水都市として、また、世界に選ばれる都市として熊本市の国際的な知名度や存在感が確実に向上していることを実感いたしました。

今後も、熊本の貴重な地下水を守るための取組を進めますとともに、このような機会を最大限に生かし、トップセールスを行いますことで本市の国内外での認知度向上はもとより、世界の水問題の解決に貢献してまいりたいと考えております。

次に、市民の意識醸成につなげるための今後の展開についてでございますが、今回、世界の水問題に直接触れまして、各国の置かれている環境は様々であります一方、生活のための水と衛生の確保、気候変動の影響による水災害への備えなど、我々地球市民は共通の大きな課題に直面していること。また、住民の参画なしには自然環境は保全できないことを痛感いたしました。

市民の皆様の地下水保全の意識醸成を図りますため、まずは、これまでの地下水保全の取組を市民の皆様により分かりやすくお伝えいたしますとともに、私自身も、今回の世界水フォーラム等の成果をあらゆる機会を捉えて積極的に発信してまいりたいと考えております。

今後も、世界から認められた市民・事業者・行政協働によります市域を超えた地下水保全に全力で取り組み、本市の宝であります地下水を次の世代に確実に伝えてまいりたいと考えております。

〔２０番　田島幸治議員　登壇〕

○田島幸治議員　ありがとうございました。

各国の首脳・閣僚級の方々の発表に対してコメントを述べられるなど、本市の取組が世界が学ぶべき事例であるとの高い評価をいただいたとの御答弁でした。大西市長の海外出張も無駄ではなかったということではないでしょうか。世界の水問題の解決に貢献するという大西市長の強い思いが感じられました。

大西市長は、世界水フォーラムの際に、Ｘ（旧ツイッター）でその様子を積極的に投稿されていました。おとといは東京都知事選に当選の夢を見られたとか、ＳＮＳでの発信は若い世代への訴求が見込まれるツールの一つだと思います。

昨年11月のユース水フォーラムくまもとでの高校生の発表のような若者の活躍の場

があることは、本市に住む地域の皆様が本市の地下水に誇りを持ち、さらにはこのかけがえのない資源を次世代へつないでいく意識の醸成につながる取組であると考えます。大西市長の下、本市の地下水が引き続き世界に向けて発信されること、また、そのことを地域の皆様にもっと知っていただき、将来にわたって地下水保全につながっていくことを大いに期待しております。さらには観光面や良質な水で育った農作物のアピールなど、ビジネス面につなげていくような施策の展開も併せてお願いしておきます。

次に、市電の安全対策についてお尋ねいたします。

熊本市電におきましては、本年８月１日に開業100周年を迎えます。熊本市電は、これまで市民の皆様や観光客の重要な移動手段としてその役割を果たしてまいりました。また、冷房車や省エネ型の電車、超低床電車を全国で初めて導入し、いずれも市民の皆様の利便性の向上等に資するだけでなく、広く全国モデルとなり、多大なる貢献を果たしてまいりました。

一方、ここ最近は重大事故につながりかねない事故が相次いでおり、今後、上下分離方式により、その運営の一部を民間に委ねる予定でもあることから、安全管理の在り方には大変危惧しているところであります。

過去、熊本市電においては、平成20年10月12日に、運転士の脇見という安全運転の基本である前方注視を怠ったことによる死亡事故を起こしており、その教訓を安全第一の意識をもって事業活動を行うとともに、職員一人一人が自主的に安全対策を考え実践し、輸送の安全確保を図ることを基本方針の下、安全推進計画や実施プログラムを策定、推進してきたものと承知しております。

また、本年５月には、相次ぐインシデント事故を検証するため、熊本市交通局におけるインシデント等に関する検証委員会を立ち上げ、安全管理体制や事故防止策等の検証を行っておられます。

そこで、市電の安全対策について、外部検証委員会における第１回協議の内容も踏まえ、現時点においての安全対策上の課題、今後の取組についてどのようにお考えでしょうか。また、上下分離後の安全管理の確保体制についても併せて、交通事業管理者に御答弁願います。

〔井芹和哉交通事業管理者　登壇〕

○井芹和哉交通事業管理者　熊本市電の安全対策に関する御質問にお答えいたします。

本年１月以降、熊本市電において、重大事故につながりかねないインシデントが立て続けに発生しておりますことを非常に重く受け止めております。

それぞれの事案について、乗務員向け再発防止策や設備に関する対策等を行ってきたところでございますが、事案が連続していることを受けて、管理職による全職員ヒアリングを実施いたしますとともに、客観的な視点による原因分析のために、外部検証委員会を設置し検証を行っております。

外部検証委員会では、まずは７月までに事実調査に基づく対策について中間報告と

して取りまとめていただく予定であり、対応可能な対策から速やかに実施してまいります。

その後、背景的要因等の分析を行い、長期的な再発防止策を含めた最終報告書を年内をめどに取りまとめていただくこととしております。交通局といたしましても調査に率先して協力し、安全対策の向上に取り組み、信頼の回復に努めてまいります。

次に、上下分離方式導入後の安全管理体制につきましては、電車の運行を受け持つ一般財団法人と施設等を維持管理する本市との間で、安全管理に関する意見交換や情報共有を行う会議等を設置する予定としておりますが、今後、他都市事例や外部検証委員会での御意見を参考にしながら、詳細を詰めてまいりたいと考えております。

また、日々の安全運行には運転や整備の技術、技能を高めることが不可欠であり、現在、その大部分を会計年度任用職員で担っている状況から、一般財団法人の人材採用と育成につきましても、専門性を確保できるよう検討を進めてまいります。

〔２０番　田島幸治議員　登壇〕

○田島幸治議員　市電の安全対策の現状についてよく理解できました。

熊本市では、現在上下分離方式の導入や延伸計画などの大きな帰路に立っております。また、令和８年４月には、全国共通の交通系ＩＣカードも廃止予定との方針が示されましたが、その件につきましては委員会にて議論されることと思いますが、組織変更などの計画がある場合は、職員の皆さんも不安に感じることも多いと思います。管理職による全職員へのヒアリングを実施されているとの答弁でしたが、職員の不安の払拭とモチベーション維持が最も重要だと思います。

今後も市民の安全を第一に考え、市民の信頼を得られるような取組を着実に推進していただきますようお願いしまして、次の質問に移ります。

本市には、県・市の総合体育館や藤崎台県営野球場、熊本武道館など多くのスポーツ施設が存在しております。しかしながら、皆様御承知のとおり、そのほとんどが古く、また、改修もままならない状況です。

スポーツ施設の整備については、県においても長年の懸案事項であり、木村新知事の公約においては、熊本市及び意欲のある市町村や事業者と協力し、任期中に方向性を決めると掲げられております。また、報道によりますと、県は民間事業者を交えた組織を設け、老朽化が進む県有スポーツ施設の再整備の検討を始めるとのことです。そして、その検討に際しては、関係市町村の意見を聞くとも報じられております。

私は、こういったスポーツ施設は利用者の利便性の観点はさることながら、各種イベントの開催によりもたらされる地域のにぎわいの創出など経済効果をより大きなものとするためにも、ぜひ本市に整備されるべきであると考えます。

そこで、本市にある老朽化した県有のスポーツ施設の再整備に向けた県の動きに対しどのようなお考えか、大西市長の見解を伺います。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　議員御案内のとおり、県におきましては、老朽化したスポーツ施設の

整備につきまして、民間活力導入等の調査や検討会議の設置など、６月定例会に関連予算を上程されておりまして、藤崎台県営野球場や県立総合体育館など、県有施設の今後の方向性について具体的な検討が開始されるものと考えております。

このようなことから、本市としましても、県が設置を計画されております検討会議へ参加するなど、協力して取り組むよう関係部局に指示したところでございまして、県と十分連携を図りながら可能な限り協力を行ってまいりたいと考えております。

〔２０番　田島幸治議員　登壇〕

○田島幸治議員　早速、県においては施設整備に向けて調査や検討会議の予算が計上されたとのことですが、他の県内市町村とも連携・協議しながら、ぜひ本市に整備されるよう積極的に進めていっていただきたいと思います。

以上で、今回準備しました私の質問は全て終了いたしました。

今後も市民の声を議会に届けるようにお約束申し上げまして、本日の質問を終わりたいと思います。本日はどうもありがとうございました。（拍手）

○寺本義勝議長　この際、議事の都合により休憩いたします。

午前11時10分に再開いたします。

午前１０時５７分　休憩

午前１１時０９分　再開

○寺本義勝議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

○寺本義勝議長　一般質問を続行いたします。

荒川慎太郎議員の発言を許します。荒川慎太郎議員。

〔１１番　荒川慎太郎議員　登壇　拍手〕

○荒川慎太郎議員　皆様、おはようございます。自由民主党熊本市議団、荒川慎太郎でございます。

今回、令和６年第２回定例会一般質問のトリを務めさせていただきます。昨年の12月第４回定例会に引き続き質問の機会をいただきました。議員各位に御礼申し上げます。また、平日の午前中にもかかわりませず傍聴にお越しいただいた皆様、インターネット中継を御覧いただいている皆様に感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、早速ですが質問に入らせていただきます。

今定例会におきましては、先週までの一般質問において４人の議員から地震や防災に対する質問が出されました。私を含めて５人の議員が同様の質問を投げかけるということは、取りも直さずそれだけ重要な課題であるということにほかなりません。

市長をはじめ執行部の皆様におかれましては、その重要性を十分に御理解いただいた上で答弁をお願いいたします。

昨年12月の一般質問において私から御提案した車中泊パークに対して、当時の政策

局長からは、様々な理由で車中泊等避難を余儀なくされる方も多いことから、それに対する物資の供給や健康管理といった支援が確実に行えるよう、国の動向を注視しつつ、議員御提案の市有施設の利活用も含め検討してまいりますとの答弁をいただきました。

くしくも年明けの１月１日、能登半島地震が発生したことにより、議論が加速された感もありますが、去る５月20日、内閣府の避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会において、８回にわたる検討会の取りまとめ案が示されました。

この中でも、車中泊避難者への支援という大項目で示されており、車中泊避難を行うスペースの管理運営においては、災害時に行政主体で担うことは困難であると考えられることから、外部支援者との連携による支援を検討すべきと記されております。

そんな中、せんだって在市企業でありますタイヘイテクノス様から、太陽光と風力を利用した無電源街灯の寄贈の申出がありました。既に動植物園に街灯が設置されており、民間からの関心の高まりも感じているところです。

さらに、先日５月31日早朝には本市でも震度３を記録した地震があり、６月３日には能登半島において再び震度５強を記録するなど、大きな地震が立て続けに発生しております。

このような状況下において、本市では車中泊に関してどのような検討をなされているのか。また、今後どのように取り組んでいく予定なのか、その状況をお聞かせください。政策局長にお尋ねいたします。

〔三島健一政策局長　登壇〕

○三島健一政策局長　本市では、災害時における避難は指定避難所への避難を最優先とし、その機能拡充に努めております。しかしながら、熊本地震においては多数の方が車中泊での避難を余儀なくされ、本市としてもその対応が課題となりました。

そのような中、議員御案内のとおり、国において、令和６年５月に避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会の取りまとめ案が公表され、車中泊避難における避難者の把握や健康管理、管理運営体制などの課題とその対応の方向性について示されたところでございます。

そこで、今後、車中泊避難に対する様々な課題の解決に向け民間企業や大学などと連携し、多角的な視点での支援方策や体制整備について調査研究を進めてまいります。

〔１１番　荒川慎太郎議員　登壇〕

○荒川慎太郎議員　国においても車中泊避難に関して何らかの対応が必要という点は認識されてきているようですが、今回の取りまとめ案におきましても、なかなか具体的な内容までは踏み込めておりません。自治体だけで推進するには様々な課題が出てまいりますので、答弁にもありましたように、企業や大学などと共に産学官連携の体制整備が不可欠であります。

これは後ほど別の質問で市長にも伺いますが、被災地、被災自治体としての責務を果たすためにも、迅速な対応をぜひお願いいたします。

さて、各地で引き起こされる災害後に発生する災害関連死、この多くは避難所において強いられる不便な生活やストレス、これに加えてトイレや手洗いなどの衛生面の問題が引き金になっていることが見てとれます。

本市では、マンホールトイレの整備に注力され、令和５年度末で市内の小中学校78校に390基が整備されているとのことでした。この点につきましては、熊本地震を受けての迅速な対応であると評価するところでありますが、これを利用するために必要な生活用水の確保という観点が抜け落ちております。

過去何度か私からも一般質問でお尋ねし、重ねて３月の第１回定例会におきましては、我が会派の齊藤議員からの質問にもありました防災井戸の設置、これは避難生活における生活用水確保のために有効な手段でありますが、齊藤議員の質問に対して、当時の政策局長からは、まずは拠点となる市有施設への設置を検討する旨の答弁がありました。

拠点となる市有施設と一見設置場所を言及されたかに聞こえますが、齊藤議員も疑問を呈されたように、区役所なのか広域避難場所なのか、具体的な回答ではありませんでした。防災井戸の有効性を鑑みれば、拠点となる市有施設はもちろんのこと、マンホールトイレが設置されている小中学校全てへ設置されることが望ましいと考えますが、この点についてはどうお考えでしょうか。

また、マンホールトイレに関しましても、能登半島地震では下水道も甚大な被害を受け、復旧の見通しも難しい状況と聞き及んでおります。マンホールトイレは避難所での設備として有効な対応手段ではありますが、さらなる想定外の事態への対応についてはどうお考えでしょうか。

以上２点、政策局長にお尋ねいたします。

〔三島健一政策局長　登壇〕

○三島健一政策局長　本市では、マンホールトイレを下水道区域内の指定避難所である小中学校120か所及び区役所など６か所の計126か所に設置する計画としております。

災害時にマンホールトイレを使用する際には生活用水の確保が重要でありますが、小中学校ではプールもしくは貯水機能付給水管により確保することとしておりまして、議員御提案の防災井戸につきましては、水量の確保や操作性など有効性は認識しておりますものの、費用やメンテナンスなどの観点から、当面のところ設置の予定はございません。

一方、防災拠点であり指定避難所が併設されている区役所については、プール等の貯水施設もなく、災害時の生活用水を確保することが困難となることが見込まれますことから、今後、優先的に防災井戸を設置したいと考えております。

次に、災害時のトイレ対策のうち、令和５年度末までに整備したマンホールトイレ78か所390基につきましては、接続先の下水道管路が被災した際も使えるよう、汚水を貯留できる仕様となっており、令和11年度までには126か所630基の設置を予定しております。

しかしながら、不測の事態に備え、マンホールトイレのほか、組立て式ポータブルトイレを備蓄しており、防災倉庫等に23万回分を確保しております。また、さらに不足する場合には、災害協定により民間企業から仮設トイレを設置いただくこととしております。

災害時における水やトイレの確保は避難所生活に欠かせないものでありまして、災害関連死を予防するためにも非常に重要でありますため、今後も避難所環境の整備及び適切な備蓄物資の確保に引き続き取り組んでまいります。

〔１１番　荒川慎太郎議員　登壇〕

○荒川慎太郎議員　生活用水の確保に関して過去の答弁と同様、学校のプールと貯水機能付給水管を上げられましたが、プールについては、令和３年より再編に関する懇談会が設置され統廃合の議論が進められております。また、貯水機能付給水管については、飲料水として利用可能な水を生活用水として利用することに対する抵抗感や避難所における周囲の目を気にする意見も聞かれております。

とはいえ今回の答弁では、区役所への優先的な防災井戸の設置という具体案をいただきましたので、これをステップとしてさらに増設へ向けて検討を進めていただきますようお願いいたします。

トイレに関する課題については、ポータブルトイレの備蓄や仮設トイレの設置と次の手だても準備されているようでありましたが、現在ではビル・ゲイツの出資により、上下水道への接続を必要としないリインベンテッドトイレなどの新技術も実現化が見えてまいりました。

また、先週の６月10日に開催された第７回令和６年能登半島地震復旧・復興支援本部での議論の中で、岸田総理も、防災井戸等の分散型の生活用水の確保やトイレ環境整備のための快適トイレの標準化などについて言及されております。様々な世の中の状況にしっかりとアンテナを張っていただき、効果的な防災体制の構築に努めていただきますようお願いいたします。

防災関連最後の質問に移ります。

内閣府の避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会取りまとめ案では、今後の課題として、最後にこう記されております。いわく、在宅避難者や車中泊避難者の支援体制の構築を進めるため、各自治体における取組の参考となるよう過去の災害での取組事例の紹介や好事例の横展開を進めるべきであると。

熊本地震を経験した被災自治体である熊本市の責務として、好事例として他の自治体の先駆け的立場であることが必要ではないでしょうか。あまた答弁に登場する国の動向に注視するだけではなく、ほかの自治体を牽引して国の動向に影響を与え得るような取組を求められるのではないでしょうか。

この点を踏まえて、本市の防災・危機管理体制について、市長のお考えと今後の方針についてお聞かせください。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　防災に関するお尋ねにお答えいたします。

本市では、熊本地震における対応の課題等を踏まえて地域防災計画、業務継続計画の見直しや訓練等に取り組み、危機管理体制の強化及び災害対応力の向上に努めてまいりました。

また、私自身、熊本地震を経験した市長といたしまして、講演会等あらゆる機会を捉え、震災の教訓を全国に発信いたしますとともに、災害が発生した場合には、私自身はもとより多くの職員が被災地に実際に赴き、経験を踏まえた助言や調整等支援に率先して取り組んでおります。

今後も引き続き、全国市長会防災対策特別委員会の委員長として、また、今年度からは政令指定都市の20市で構成します指定都市市長会の副会長で、また、危機管理の担当ということでございますので、そういった立場にもございますので、防災対策の充実強化について国等に対しまして積極的に働きかけを行ってまいりたいと考えております。また、議員御質問の車中泊避難等に係る諸課題への対応など、全国の先駆けとなるような事例についても取り組んでまいりたいと考えております。

〔１１番　荒川慎太郎議員　登壇〕

○荒川慎太郎議員　市長の講演や防災対策特別委員長としての活動に加え、能登半島地震におけるキャンピングカー活用の提案など、対外的な本市の働きかけはとても評価すべきものだと考えます。御答弁いただきましたように、本市の危機管理体制を整備することにおいても、他都市をリードすべく速やかな対応で取り組んでいただくことに期待いたします。

続いて、災害発生時に避難所となる学校におけるもう一つの課題についてお尋ねいたします。

去る３月26日に、部活動改革検討委員会から手交された新しい学校部活動の在り方についての答申における基本方針を改めて簡潔にお示しください。また、答申の中で数点気になる箇所がありますので、それについて当然これから市の方針を決めていかれる段階というのは承知しておりますので、現時点で回答できる範囲で構いませんのでお答えください。

１つ、体育大会やコンクール等への参加規定の見直し要請について、見直しの実現可能性はあるのでしょうか。

２つ、部活動の指導を希望する職員に対して、その教職員の希望に応ずる体制確保は可能でしょうか。

３つ、教育委員会と連携して運営体制確立に当たる市長部局はどの部局が想定されますか。

４つ、今まで部活動に参加していなかった生徒のニーズに応えるためのチャレンジクラブ、この設置については既存の部活動との活動場所の重複が懸念されますが、この点についての対応はどうお考えでしょうか。また、そもそもチャレンジクラブの創設は現実的に可能でしょうか。

５つ、指導者及びコーディネーターの人材確保に対するこれまでの取組状況と今後、人材を継続的に確保していくための施策はどうお考えでしょうか。

以上、教育長にお尋ねいたします。

〔遠藤洋路教育長　登壇〕

○遠藤洋路教育長　学校部活動についてお答えいたします。

部活動改革検討委員会の答申において、教職員や地域人材で指導を希望する者が指導することを前提に、１、こどもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実を図る。２、学校部活動の教育的意義や役割を保持する。３、指導者の確保を含む運営体制の充実を図る。４、持続可能な運営費用を確保し、全ての指導者に適正な対価を支払うという４つの基本方針の下、今後も学校部活動を継続し、持続可能な運営体制の構築を図ることが示されております。

次に、答申における具体的施策についての御質問に順次お答えいたします。

１点目の大会やコンクールの参加規程については、複数校合同等の新たな部活動でも、中学校総合体育大会やコンクールの参加が可能となるよう調整してまいります。

２点目については、教職員が勤務する学校に希望する種目等の部活動がない場合においても、他校での指導を可能とし、教職員の希望に応じる体制を整えてまいります。

３点目の市長事務部局との連携については、地域の指導者の確保において経済観光局、文化市民局及び区役所、市職員が指導する場合の服務の取扱いにおいて総務局等との連携が想定されるところです。

４点目の（仮称）チャレンジクラブについては、ダンスなどこれまでにない活動を実施することを想定しておりますが、指導者の確保や他の部活動と重複しないように活動場所や時間を調整した上での創設は可能だと考えております。

５点目の指導者等の確保については、これまで教職員が指導を行っておりましたが、新たな運営体制のためのさらなる人材確保が必要と考えており、全ての指導者へ適正な対価を支払うとともに、関係団体や大学等を含む地域との連携による人材確保を検討してまいります。

今回の答申を踏まえ、関係部局と協議を行った上で本市の方針を決定し、こどもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実と教職員の働き方改革の両立を図ってまいりたいと考えております。

〔１１番　荒川慎太郎議員　登壇〕

○荒川慎太郎議員　学校部活動に関しては様々な課題があり、その一つ一つに対応できるような制度設計が必要とされます。そのような中で、今後市の方針が示されることとなりますが、ぜひこどもたちが様々な体験を通じて成長していけるよう検討のほどよろしくお願いいたします。

その上でもう１点、新たな部活動に向けた今後のスケジュールについてお尋ねいたします。

熊本市立小中学校部活動の指針が令和元年に制定されてから５年が経過します。さ

らに、今回の新しい部活動の在り方についての答申で示された今後のスケジュールでは、令和９年度から新たな学校部活動の実施と表されております。

ということは、令和元年に小学校に入学したこどもは、新しい部活動の実施される年には中学３年生で部活動を引退する年になってしまいます。さらに令和元年当時、実際に部活動に参加可能であった学年のこどもたちは既に卒業してしまうことになります。そのこどもたちは、小中学校を通じて部活動の改変期という状態に置かれたまま学校生活を送ることを余儀なくされました。これは、あまりにもかわいそうではないでしょうか。

市の方針決定を待たずとも、必要とされる取組はおのずと明確になるはずであります。先に着手できる案件は前倒しに実施し、新たな部活動の実施を少しでも前倒しできるように取り組む必要があると考えますが、実施するお考えはおありでしょうか。引き続き、教育長にお尋ねいたします。

〔遠藤洋路教育長　登壇〕

○遠藤洋路教育長　新たな学校部活動については、答申を踏まえ令和９年度に開始する方向で検討しておりますが、それまでは現行の部活動を継続してまいります。

また、答申で求められている運営体制の充実や合同部活動等の推進については、部活動指導員を昨年度より増員するとともに、本年度より近隣の中学校が連携して行う拠点校部活動を実施しております。

なお、新たな学校部活動についての意見をこどもたちから幅広く聞くため、現在こどもへのワークショップを実施しており、今後こども、保護者及び教職員へのアンケート調査も行う予定です。

これらの意見も踏まえ、安心して部活動が行えるよう、新たな学校部活動の開始時期を含めた方針を可能な限り早く決定してまいります。

〔１１番　荒川慎太郎議員　登壇〕

○荒川慎太郎議員　こどもたちへのワークショップの実施や、こどもや保護者、教職員へのアンケートを予定されているとのことで既に迅速な対応を取られており、新たな部活動の開始時期を含めて可能な限り早く取り組まれるとのことでした。

わざわざ質問するまでもない、杞憂に終わってしまった感もありますが、それも、これからの未来を担うこどもたちが充実した学校生活を送るために必要である大人として親としての務めであるということで、御容赦ください。

さて、こどもたちはこれからの未来を生きていくわけですが、過去に先人たちが脈々と続いてこられた歴史的な本市の施設が今年100周年という大きな節目を迎えます。

そこで、記念事業についてのお尋ねをいたしますが、ここで２つの質問の順序を入れ替えさせていただきたいと思いますので、御了承ください。

まず初めに、今年開業100周年を迎える市電の記念事業について、これまでの実施内容と成果、今後の実施内容についてお聞かせください。交通事業管理者にお尋ねい

たします。

〔井芹和哉交通事業管理者　登壇〕

○井芹和哉交通事業管理者　熊本市電開業100周年記念事業についてお答えいたします。

熊本市電は、大正13年（1924年）に開業してから、本年令和６年（2024年）８月１日に100周年を迎えます。この間、市民の通勤・通学の手段として、また、本市を訪れるビジネスや観光客の移動手段として重要な役割を担い、地域とともに歩んでまいりました。熊本市電を御利用、御支援いただいております全ての皆様に心から感謝申し上げます。

そこで、100周年という大きな節目を迎えるに当たりまして、これまでの感謝の気持ちと、改めて安全・安心に全力で取り組む決意を表明する機会として記念式典を開催したいと考えております。

記念式典は８月１日に熊本城ホールで開催し、これまでの100年を振り返りますとともに、今後の100年を見据えた市電のグランドビジョンをお示ししたいと考えております。当日は、過去に音声案内をしていただくなどゆかりのあるコロッケさんや、県出身の伴都美子さんのステージにより、お祝いに花を添えていただく予定でございます。

また、記念事業の一環として、休止しておりました「ビアガー電」やイルミネーション電車、生花装飾電車の復活運行、ＰＲキャラクター「辛島みく」オリジナルグッズや市電廃品の販売、こども絵画コンクールやフォトコンテスト、動植物園と連携した「市電でお出かけＧＯ企画」などを実施し、いずれも多数の応募があるなど盛況でございました。

来月は、こどもを対象としたＪＡＬとコラボした体験型イベントや高橋酒造株式会社とコラボいたしました「ビアガー電」等を実施予定であり、引き続き記念事業を開催し、お祝いムードを盛り上げてまいりたいと考えております。

年内には３両編成車両の運行も予定しており、これからも皆様の日常生活や社会生活を支える身近な交通手段として、本市のまちのシンボルとして安全・安心な運行に努め、次の100年も愛され続ける市電を目指してまいります。

〔１１番　荒川慎太郎議員　登壇〕

○荒川慎太郎議員　こうして御答弁いただきますと昨年度からいろいろと実施されているのは分かりましたが、少々もったいないかなという印象を受けました。

例えば「市電でお出かけＧＯ企画」、これは募集定員が30名とのことでした。応募数は多かったように聞いておりますので、せっかくであればもっと回数を増やして実施すれば、参加者の口コミや評判も期待できたであろうし、今後のＪＡＬとのコラボ企画にも同様のことが言えるのではないかと思います。

とはいえ８月１日の記念式典にコロッケさんと伴都美子さんが出演されるとのこと。熊本出身で根強い人気を誇るお二人ですので、きっと多くの皆様に楽しんでいただけることだろうと期待するところです。そして、今後の100年を見据えたすばらしいグ

ランドデザインが示されることにも併せて大いに期待したいと思います。

続いて、市電同様100周年を迎える水道事業について、記念事業の内容をお伺いします。

特に記念式典と併せて11月10日に予定されている花畑広場での併設イベント、こちらは予算が二百八十数万円しか計上されておりません。この金額では、会場の仮設設備の設置でほぼ使い果たしてしまい、イベントの中身にかける費用がゼロなのではないかと懸念されます。この点についても併せてお聞かせください。上下水道事業管理者にお尋ねいたします。

〔田中俊実上下水道事業管理者　登壇〕

○田中俊実上下水道事業管理者　水道100周年記念事業についてお答えします。

本市の水道事業は、大正13年11月27日に通水を開始しまして、今年で100周年を迎えます。そこで、水道事業に対する感謝・誇り・信頼・誓いをコンセプトに、かけがえのない財産である地下水を共有する人々に対し水道の大切さ、重要性を改めてお伝えするための記念事業を展開しております。

具体的には、本年11月10日に熊本城ホールにおいて記念式典を行うとともに、花畑広場における市民の皆様に水のありがたさや熊本の魅力を発信するイベントを開催することとしております。このほか、記念事業広報の取組として、熊本市の上下水道事業をアピールするための新たなシンボルマークの市民投票や、デザインマンホールの制作におけるロアッソ熊本をはじめとするプロスポーツ４チームとのコラボレーション企画、また、ユーチューブを活用しました若年層向けの分かりやすい解説動画の配信を行っております。

なお、議員御指摘の花畑広場のイベントにつきましては、上下水道局が会場や設備を用意しまして、民間団体等によるステージイベントやブースの出展など、各団体の自由な発想で企画・提案、実施していただく形としておりまして、その管理・運営を専門事業者に業務委託することとしております。

この100周年記念事業を契機とし、本市の水道のブランディングに取り組み、地下水の恵みや水道への感謝、信頼を多くの市民の皆様と共有しながら、安全・安心な水道を未来へつないでまいりたいと考えております。

〔１１番　荒川慎太郎議員　登壇〕

○荒川慎太郎議員　水道事業に関しましても様々な取組をなされており、記念式典に関しては、まだ11月の開催ということで詳細は示されませんでしたが、きっとすてきな企画を練られていることだろうと期待するところであります。

しかしながら、この２つの記念事業について問題を上げるとすれば、いずれも広報が行き届いていないのではないかという点が非常に気になります。それぞれ様々な事業に取り組まれており、中身を伺えばおもしろそうなことをされているのですが、いかんせんあまり知られておらず、それがゆえに100周年という記念事業の盛り上がりに欠けているような気がいたします。

市電と水道という本市にとって重要な施設が100年という大きな節目を迎えるわけですから、もっと市民に広くその意義や大切さを知っていただけるよう知らしめる必要があると考えます。ぜひこれらのラストスパートで充実した100周年記念事業として盛り上げていただきたいと思います。

また、水道事業の花畑広場でのイベントに関しては、箱を用意して中身は民間団体や専門業者に委託してお任せというのではなく、目玉となる企画に対してはある程度の予算措置も考慮するべきであったと考えます。実施まで５か月足らずでの期間ではありますが、魅力的なイベントとなることを期待したいと思います。

さて、専門業者への業務委託にも関連してまいります本市で開催される催事費用に関する次の質問に移ります。

本市主催のイベントにおいては、必要に応じて職員が配置されています。そこで、今回は２つの事業について従事した職員の数を事前にお尋ねいたしました。

１つは、昨年10月から11月に開催された花博、もう一つは、本年４月14日に開催された防災パーク。花博では、延べ610名の職員が土日祝日に、防災パークでは23名の職員が従事されたとのことでした。

それぞれの職員の時間外手当はどのくらいの金額になるのでしょうか。等級や従事時間等で差があると思われますので、概算で構いませんのでお示しください。総務局長にお尋ねいたします。

〔津田善幸総務局長　登壇〕

○津田善幸総務局長　花博の応援職員につきましては、合計で約4,000時間の時間外勤務を実施しており、手当額は概算で1,030万円でございます。

また、防災パークの従事職員につきましては、合計で約130時間の時間外勤務を実施しており、手当額は概算で40万円でございます。

〔１１番　荒川慎太郎議員　登壇〕

○荒川慎太郎議員　花博での時間外手当の合計は1,030万円、防災パークでの時間外手当の合計は40万円とのことでした。

さて、ここでそれぞれの事業費として計上された支出金額も伺っておりましたので、参考までに申し上げます。

花博は約9,100万円弱、防災パークは約1,400万円弱、事業予算額または決算額として計上されるのはこの事業費のみでありますが、本来市の負担した費用として見るのであれば、職員の時間外手当等も合算されていなければ本当の支出額とは言えないのではないかと思いますが、この点についてはどうお考えでしょうか。財政局長にお尋ねいたします。

〔原口誠二財政局長　登壇〕

○原口誠二財政局長　本市主催の催事費用についてお答え申し上げます。

議員御案内のとおり、本市主催の各事業費の予算額及び決算額のいずれにも職員の時間外勤務手当等は含まれておりません。職員の時間外勤務手当につきましては、市

が主催するイベントに限らず様々な事務事業で発生しておりまして、事業ごとの明確な区分は困難であることから、事業費につきましては、事業実施に直接必要な経費を予算額及び決算額としてお示ししているところでございます。

なお、市が主催いたします事業への他部署からの職員応援に伴う時間外勤務につきましては、最小限にとどめるよう関係部署へ周知してまいるところでございます。

〔１１番　荒川慎太郎議員　登壇〕

○荒川慎太郎議員　言うまでもなく、市職員の皆さんはイベントの専門職ではありません。事務職なり技術職なりとして採用され、その知識や技術を生かして日々市民の皆様のために主たる業務に従事されていますので、当然のことであります。

また、先ほど御答弁いただいたように、職員の皆さんのギャラは高いんです。イベント時に担当する業務内容によっては、その分野の専門職やアルバイトでも対応可能な部分もあり、その点では過剰なコストをかけていると言えるのではないでしょうか。専門の業者に外部委託したほうが適切な人材と的確な数の配置により、コスト削減につながってまいります。加えて昨今の働き方改革推進の面から見ても、職員の時間外勤務は減らされるべきでしょう。

以上の点を踏まえて、実質的な事業予算の計上と効果的な外部業者への委託について、市長のお考えをお聞かせください。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　議員御指摘のとおり、民間への業務委託は業務の効率化や行政コストの削減だけでなく、時間外勤務の削減など職員の負担軽減の観点からも重要であると認識しております。これまでもイベント関連予算はもとより、様々な事業について専門性や資格を有するもの、また、軽微な業務などについても積極的に委託を進めてまいりました。

一方、事業者におかれましては、コロナ禍で催事の中止や縮小が余儀なくされます中、新型コロナウイルス感染症に係る様々な事業で御協力いただいたというところでございまして、市民生活をはじめ地域社会の下支えに貢献いただいたと認識しております。

民間への委託は、地域経済の活性化や地域社会の構築につながるよう期待しているところでございまして、引き続き効果的かつ効率的な委託の在り方について研究してまいります。

〔１１番　荒川慎太郎議員　登壇〕

○荒川慎太郎議員　私の仲間でありますイベントの事業者に対してもお気遣いの答弁、ありがとうございました。

今回、花博と防災パークを例に挙げさせていただきましたが、これは単に長期間にわたって実施されたものと１日開催であったものという両極端な催事ということで選択いたしました。

ここには理由がございまして、イベントの持つ意義と役割をお示ししたかったから

であります。地方公共団体が開催するイベントには、内需拡大に向けた地域振興と活性化、地域住民の連帯意識の醸成、地域アイデンティティーの確立、生活文化の振興といった目的に加えて、組織の活性化、組織内部や関係者の意識向上という役割を持っております。

組織内での意識向上と活性化、これは皆様も過去に体験されたことのある学校での文化祭のようなものだと考えていただけると分かりやすいかと思います。この目的のためには、防災パークのように催事の意義を共有するためにも、一定程度の職員による事業参画は必要であり、また、花博の場合においては主催者としての統括、監督責任という点でも欠かせないものであります。

以上のような観点から職員の時間外従事は必要なものではありますが、本市で取り組む様々な事業においては、ぜひ効果的な業務委託のシステムを整えていただき、効率的な予算の執行に役立てていただきますようお願い申し上げて、次の質問に移ります。

昨年度までに実施されました中心市街地分煙施設の設置助成事業について、昨年12月の第４回定例会におきましても我が会派の現議長、寺本議員から質問がありましたが、その設置状況について改めてお聞かせください。

加えて、設置された４か所の分煙環境、利便性、利用状況について把握している現状をお聞かせください。文化市民局長、お願いいたします。

〔早野貴志文化市民局長　登壇〕

○早野貴志文化市民局長　中心市街地の分煙施設については、どなたでも御利用いただける受動喫煙の防止に資する施設として、令和５年度末までに屋内型や屋外のパーティション型など、設置場所の状況に合わせて、下通、サンロード新市街、上通などの４カ所に設置いただいたところでございます。

その利用状況につきましては、設置事業者によりますと設置後から一定の方に御利用いただき、徐々に増加している施設もあると伺っているところでございます。

今後、本市におきましても利用状況を調査いたしますとともに、４施設のさらなる利用促進のため、市ホームページやＳＮＳ等を活用し周知に努めてまいります。

〔１１番　荒川慎太郎議員　登壇〕

○荒川慎太郎議員　昨年度までに設置された民間施設の喫煙所のうち、２か所は飲食店が多数入居する施設内に設置されたものであり、本来であればそのニーズに応えておのおのの事業者が設置すべき性質を持つものであります。

もう１か所は、民間ビルに入った中に設置されており、アーケードからの視認性も低いことから利用者数に関して疑問が持たれます。先日のある日曜日の午後１時過ぎにその喫煙所に立ち寄ってみましたところ、設置されている灰皿には吸い殻が６本のみ、しかも同一銘柄のものであり、恐らくは１人の利用者が複数回使用したか、もしくは携帯灰皿などに入れていた吸い殻を処分されたものであろうと思われます。

寺本議員の御指摘どおり、これでは撤去された４か所の代替施設としては不十分で

あると言わざるを得ません。とはいえ一旦予算計上され、既に昨年度までに実施済みの事業ということで、この件に関する質問はここまでにとどめたいと思います。

続いて、もう１点、分煙施設に対してお尋ねいたします。

本年４月１日、総務省自治税務局長名で、地方たばこ税の安定的な確保と望まない受動喫煙対策の推進ための分煙施設の整備促進についてという文書が都道府県知事と指定都市市長に対して出されました。この通知文書の概略を御説明ください。

あわせて、この文書に対する整備方針、整備状況等についてお聞かせください。大西市長、お願いいたします。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　議員御指摘の総務省自治税務局長からの通知は、望まない受動喫煙の防止及び地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保のため、地方公共団体が積極的に分煙施設の整備に取り組むことが有効であるということを示しております。

また、自治体自らによる設置及び運営を行うことが困難な場合の民間事業者等への助成制度創設の検討とともに、適切な予算の確保及び執行による分煙施設整備の推進を各自治体に依頼するものでございます。

分煙施設の整備方針につきましては、中心市街地での路上喫煙やたばこのポイ捨ての現状、空き店舗等での分煙施設設置の可否等について調査を実施しておりまして、本通知とともに、今後予定しております市民意識調査の結果や他都市の状況も踏まえて検討することとしております。

中心市街地におきましては、喫煙者の方が一定数いらっしゃることなどから分煙施設の充実は必要であると考えておりまして、受動喫による健康への影響について啓発することを含め、分煙環境の整備を総合的、効果的に推進することで、今後とも望まない受動喫煙の防止に努めてまいりたいと考えております。

〔１１番　荒川慎太郎議員　登壇〕

○荒川慎太郎議員　ただいまの市長の答弁に対して、改めて質問いたします。

今御答弁いただきましたように、総務省からの通知では、地方公共団体が積極的に分煙施設の整備に取り組むことが有効であり、適切な予算の確保及び執行による分煙施設整備の推進を依頼する旨が明記されております。

市民意識調査や他都市の状況も踏まえ、分煙環境の整備を推進するとの答弁でしたが、先ほど文化市民局長に伺いました質問でお尋ねした民間に対する分煙施設の設置費助成事業が昨年度完了し、本年度は、この分煙施設に関する予算計上は見受けられません。一体どのようにして分煙環境の整備を推進されるおつもりなのか、改めて大西市長にお尋ねいたします。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　先ほども御答弁申し上げましたけれども、分煙施設の整備方針については中心市街地での路上喫煙、それからたばこのポイ捨て等の現状、それから空き店舗等での分煙施設設置の可否等について調査を実施しておりまして、この通知ととも

に今後予定している市民意識調査の結果、それから他都市の状況も踏まえて検討することとしております。

なお、この通知に関しましては、何らこれは国から指示されるものではございませんので、これはあくまでも地方自治法に基づく技術的助言であるということを申し述べさせていただきます。

以上でございます。

〔１１番　荒川慎太郎議員　登壇〕

○荒川慎太郎議員　市民の意識調査などを行われるということでしたが、予算の措置がされていなければ事業に対して何の審査もチェックもすることができません。ということは何が行われるのか、もしくは何も行われないのか、そこをはかることもできません。これではどうやって事業を推進していくのか全く見えない状況でございます。

また、もう１点、総務省からの通知文では、地方たばこ税の活用を含め分煙施設の整備を積極的に進めることに加え、税務担当課及び分煙施設整備担当課においては、通知内容を周知する旨記されております。

今回、この質問を行うに当たり、分煙施設整備担当課がどこに当たるのかをまずお聞きしましたところ、健康づくり推進課が担当されるとのことでした。

しかしながら、事この問題に関して健康福祉局の観点からだけの取組で十分と言えるのでしょうか。市内いずれかのスペースに分煙施設を設置するのであれば都市建設局に関係する課題になりますし、観光客の中でたばこを吸われる方に対する喫煙環境の整備という点では経済観光局が関係します。望まない受動喫煙を防ぎ、市民の皆様の快適な生活環境を整備するという意味では文化市民局、たばこ税の安定的な確保という点では財政局も関係します。

このような多面的な要素を抱える課題では、部局横断的な対応策を取らなければ到底対応できるものではないと考えますが、この点について、大西市長、どうお考えでしょうか。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　私もかつてヘビースモーカーでございましたので、たばこを吸いたい方がたばこを吸う場所を探し、そしてできるだけ自由にたばこを吸いたいという気持ちもよく理解しているつもりでございます。

一方で、やはり私は禁煙して18年になりますけれども、やめてみて改めて思いますのは、やはり多くのそういう煙やそういったものが多くの人たちに随分御迷惑をかけていたなというふうに思うわけです。

そういう意味で分煙施設をきちんと整備するということが必要だという議員の御主張というのはよく理解をしておりますし、そういった環境をしっかり整えていくために市民の皆さんからのいろいろな御意見をいただきながら、そして多くの方々が受動喫煙しないでいいように済む環境を整えていくということは自治体の責務として非常に重要なことだというふうに認識しております。

その上でありますけれども、今お尋ねの場所の問題であるとか、それからセクションをどういう形でするかということに関しては、やはり健康を増進するということが当然のことながら第一の主眼であってこうした取組を進めているということに鑑みますと、健康福祉の部門をしっかり中心にしながら考えていく必要があると思います。

その一方で、やはり観光客の皆さん、それからいろいろな経済団体の皆さんやそういった皆さん方の声も聞くということであれば、やはりそういう経済観光部門であるとか、それから都市建設部門であるとか、こういったものとの協力関係というものが必要になってくると思いますので、そうした庁内体制については、今回、議員からも御指摘がございましたので、そうした点も踏まえましてしっかり検討させていただければというふうに思っております。

私は愛煙家を決して非難するとか、それから非常にそういった差別するとかそういった意識は全くございません。ただやはり喫煙をする方もしっかりマナーを守っていただいて、そしてやはりみんなが気持ちよく健康的に生活できるようにするというのが自治体の務めであるというふうに考えておりますので、その点はぜひ御理解いただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

〔１１番　荒川慎太郎議員　登壇〕

○荒川慎太郎議員　御答弁ありがとうございました。分煙施設に対する庁内組織の整備、そちらの検討をぜひ進めていただきたいと思います。

昨年12月の一般質問の最後に大阪市の分煙施設設置の取組に関して御紹介しましたが、今回改めてその後の進捗状況について調査いたしました。

昨年の時点では、分煙施設の数について、二十歳以上の中間人口や喫煙率、喫煙に要する時間等から導き出された120か所が目標値とのことでしたが、現在では、新設120か所、民間改修20か所、市営喫煙所７か所の合計147か所を目標値とされているそうです。また、喫煙所に関する担当は、大阪市では環境局のまち美化担当課でしたが、ほかにも建設局、市民局などとプロジェクトチームを組んで推進されているとのことでした。大阪市に限らず、分煙施設に関する他都市の取組は数多く実施されており、他都市の状況を踏まえて検討している段階ではないかと思われます。

市長におかれましては、先ほど申し上げたこの課題に関する重要性を御認識かと思いますが、ぜひ御認識を再度改めていただき、適切かつ積極的に分煙施設、分煙環境の整備を推進いただけるように強く要望申し上げて、質問を終わらせていただきます。

今回の質問に当たり、御答弁いただいた市長をはじめ執行部の皆様、御協力をいただいた議会局、担当部局の皆様に心から感謝申し上げます。また、傍聴にお越しいただいた皆様、ネット中継で御覧いただいた皆様、誠にありがとうございました。先輩、同僚議員の皆様、今定例会は変則的な日程のために非常に長丁場となった一般質問、大変お疲れさまでございました。これで終了となりますので、私も明日からはしっかりと委員会に向けて取り組んでまいりたいと思います。

それでは、これで質問を終了させていただきます。最後まで御清聴ありがとうござ

いました。（拍手）

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○寺本義勝議長　次に、日程第２　議第187号「熊本県公安委員会委員の推薦同意について」を議題といたします。

〔議題となった案件〕

議第187号

令和６年６月17日提出

熊本県公安委員会委員の推薦同意について

熊本県公安委員会委員として次の者を推薦したいので同意を求める。

熊本市長　大　西　一　史

野　口　恭　子

○寺本義勝議長　市長の提案理由の説明を求めます。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　ただいま上程されました議第187号「熊本県公安委員会委員の推薦同意について」の提案理由を申し上げます。

本件は、本年６月30日を持ちまして任期満了となります現熊本県公安委員会委員の後任として、野口恭子氏を新たに熊本県公安委員会委員候補者として推薦しようとするものであります。

野口氏は、昭和35年の生まれで、熊本大学法文学部を卒業後、本市に入庁され以来、市民生活局文化生活部男女共生推進課長、中央区役所主席民生審議員、北区長などの要職を歴任され、令和２年に退職されました。令和３年４月からは本市建築審査会委員をお務めいただき、同年６月からは公益財団法人熊本市美術文化振興財団理事として活躍されています。

野口氏は、警察の民主的管理と政治的中立性の確保を図るために設けられた公安委員会の委員として適任であると考え、推薦の同意をお願いする次第であります。

○寺本義勝議長　市長の提案理由の説明は終わりました。

別に発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

本案に対し御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺本義勝議長　御異議なしと認めます。

よって、本案は「同意」することに決定いたしました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○寺本義勝議長　次に、日程第３、日程第４、いずれも「議員派遣の件」を一括議題といたします。

〔議題となった案件〕

議員派遣の件

令和６年６月17日

地方自治法第100条第13項及び熊本市議会会議規則第148条の規定により次のとおり議員を派遣する。

記

（１）派遣目的　熊本市・蘇州高新区との交流都市締結10周年及び熊本市・桂林市との友好都市締結45周年を記念し、今後の更なる交流を深めるため

（２）派遣場所　蘇州高新区、桂林市

（３）派遣期間　令和６年10月11日（金）～10月17日（木）

（４）派遣議員　田中誠一、日隈忍、北川哉、山本浩之、島津哲也、高瀬千鶴子

議員派遣の件

令和６年６月17日

地方自治法第100条第13項及び熊本市議会会議規則第148条の規定により次のとおり議員を派遣する。

記

（１）派遣目的　熊本市・福井市との姉妹都市締結30周年を記念し、今後の更なる交流を深めるため

（２）派遣場所　福井市

（３）派遣期間　令和６年７月20日（土）～７月21日（日）

（４）派遣議員　坂田誠二、大石浩文、髙本一臣、松川善範、村上博、井本正広

○寺本義勝議長　それでは採決いたします。

以上２件に対し、お手元に配付のとおり議員を派遣することに、賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○寺本義勝議長　起立または挙手多数。

よって、以上２件のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合には本職に一任を願いたいと思いますが、これに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○寺本義勝議長　起立または挙手多数。

よって、変更する場合には本職に一任することに決定いたしました。

○寺本義勝議長　本日の日程は、これをもって終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

明18日から６月26日まで９日間は、議案調査、委員会開催並びに休日のため、休会したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺本義勝議長　御異議なしと認めます。

よって、明18日から６月26日まで９日間は、休会することに決定いたしました。

次会は、６月27日（木曜日）定刻に開きます。

○寺本義勝議長　では、本日はこれをもって散会いたします。

午後　０時１２分　散会

○本日の会議に付した事件

一、議事日程のとおり

令和６年６月１７日

出席議員　４６名

１番	寺本義勝	２番	大嶌澄雄
３番	村上　麿	４番	瀬尾誠一
５番	菊地渚沙	６番	山中惣一郎
７番	井坂隆寛	８番	木庭功二
９番	村上誠也	１０番	古川智子
１１番	荒川慎太郎	１２番	松本幸隆
１３番	中川栄一	１４番	松川善範
１５番	筑紫るみ子	１７番	島津哲也
１８番	吉田健一	１９番	齊藤　博
２０番	田島幸治	２１番	日隈　忍
２２番	山本浩之	２３番	北川　哉
２４番	平江　透	２５番	吉村健治
２６番	山内勝志	２７番	伊藤和仁
２８番	高瀬千鶴子	２９番	小佐井賀瑞宜
３０番	田中敦朗	３１番	髙本一臣
３２番	西岡誠也	３３番	田上辰也
３４番	三森至加	３５番	浜田大介
３６番	井本正広	３７番	大石浩文
３８番	田中誠一	３９番	坂田誠二
４０番	落水清弘	４１番	紫垣正仁
４３番	澤田昌作	４４番	満永寿博
４５番	藤山英美	４７番	上野美恵子
４８番	上田芳裕	４９番	村上　博

欠席議員　　１名

１６番　　井芹栄次

説明のため出席した者

市長	大西一史	副市長	深水政彦
副市長	中垣内隆久	政策局長	三島健一
総務局長	津田善幸	財政局長	原口誠二
文化市民局長	早野貴志	健康福祉局長	林　将孝
こども局長	木櫛謙治	環境局長	村上慎一
経済観光局長	村上和美	農水局長	金山武史
都市建設局長	秋山義典	消防局長	平井司朗
交通事業管理者	井芹和哉	上下水道事業管理者	田中俊実
教育長	遠藤洋路	中央区長	土屋裕樹
東区長	本田昌浩	西区長	石坂　強
南区長	本田正文	北区長	吉住和征

職務のため出席した議会局職員

局長	江幸博	次長	中村清香
議事課長	池福史弘	政策調査課長	岡島和彦

令和６年６月２７日（木曜）

議　事　日　程　第７号
令和６年６月２７日（木曜）午前１０時開議

第　１	議第１３７号	令和６年度熊本市一般会計補正予算
第　２	議第１３８号	同　　国民健康保険会計補正予算
第　３	議第１３９号	同　　後期高齢者医療会計補正予算
第　４	議第１４０号	同　　病院事業会計補正予算
第　５	議第１４１号	専決処分の報告について
第　６	議第１４２号	熊本市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について
第　７	議第１４３号	熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
第　８	議第１４４号	熊本市税条例の一部改正について
第　９	議第１４５号	熊本市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第１０	議第１４６号	熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
第１１	議第１４７号	熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び熊本市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第１２	議第１４８号	熊本市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び熊本市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第１３	議第１４９号	熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について
第１４	議第１５０号	熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について
第１５	議第１５１号	熊本市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第９条第１項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について
第１６	議第１５２号	熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について
第１７	議第１５３号	市道の認定について
第１８	議第１５４号	同

第　１９　議第１５５号　同
第　２０　議第１５６号　同
第　２１　議第１５７号　同
第　２２　議第１５８号　同
第　２３　議第１５９号　同
第　２４　議第１６０号　同
第　２５　議第１６１号　同
第　２６　議第１６２号　同
第　２７　議第１６３号　同
第　２８　議第１６４号　同
第　２９　議第１６５号　同
第　３０　議第１６６号　同
第　３１　議第１６７号　同
第　３２　議第１６８号　同
第　３３　議第１６９号　同
第　３４　議第１７０号　同
第　３５　議第１７１号　市道の廃止について
第　３６　議第１７２号　同
第　３７　議第１７３号　同
第　３８　議第１７４号　同
第　３９　議第１７６号　和解の成立について
第　４０　議第１７７号　調停の成立について
第　４１　議第１７８号　山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について
第　４２　議第１７９号　工事請負契約締結について
第　４３　議第１８０号　同
第　４４　議第１８１号　同
第　４５　議第１８２号　同
第　４６　議第１８３号　同
第　４７　議第１８４号　同
第　４８　議第１８５号　同
第　４９　議第１８６号　工事請負契約締結につい て
第　５０　請願第　２号　現行健康保険証について当面の間の存続を求める意見書に関する請願
第　５１　「議第１７５号訴えの提起について」に対する継続審査の件
第　５２　議第１８８号　監査委員の選任同意について
第　５３　議第１８９号　固定資産評価員の選任同意について

第　５４	諮第	１号	人権擁護委員候補者の推薦について
第　５５	諮第	２号	同
第　５６	発議第	４号	地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続続・拡充を求める意見書について
第　５７	発議第	５号	地方財政の充実・強化に関する意見書について
第　５８	発議第	６号	災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書について
第　５９	発議第	７号	聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書について
第　６０	発議第	８号	企業・団体献金の全面禁止の法整備を求める意見書について

午前１０時００分　開議

○寺本義勝議長　ただいまより本日の会議を開きます。

○寺本義勝議長　日程に入るに先立ちまして御報告いたします。

提出された請願は、厚生委員会に付託いたしました。

令　和　６　年
第２回定例会　委員会付託議案一覧表

厚生委員会

請願第	２号		現行健康保険証について当面の間の存続を求める意見書に関する請願

○寺本義勝議長　以上、御報告いたします。

○寺本義勝議長　日程第１ないし日程第50を一括議題といたします。

順次関係委員長の報告を求めます。

予算決算委員長の報告を求めます。紫垣正仁議員。

〔予算決算委員長　紫垣正仁議員　登壇〕

○紫垣正仁議員　予算決算委員会に付託を受けました各号議案についての審査の経過並びに結果について、簡潔に御報告いたします。

審査の経過といたしましては、まず、６月19日に各分科会を開催し、詳細審査を行った後、６月25日、締めくくり質疑を行いました。

その内容といたしましては、議第137号「令和６年度熊本市一般会計補正予算」中、公共交通キャッシュレス決済環境構築費助成について、公文書館整備について、以上

の事項について意見要望が述べられました。

かくして採決いたしました結果、議第140号、議第144号、議第145号、以上３件については、いずれも全員異議なく可決、議第137号ないし議第139号、以上３件については、いずれも賛成多数により可決、議第141号については、賛成多数により承認すべきものと決定いたしました。

なお、議第137号については、採決の後、小佐井委員、平江委員、山内委員及び浜田委員の連名にて附帯決議案が提出され、公共交通キャッシュレス決済環境構築費助成事業について、執行部に対し、

１、システム更新費用について、同様の問題を抱える他の自治体と連携し、補助制度の対象とするよう、引き続き国へ要望を行うこと。

２、全国交通系ＩＣカード決済システム開発事業者に対し、所要の経費の引き下げに向けた協議を要請すること。

３、多様な決済システムの構築や利用者の利便性向上を目指し、本予算の助成対象となる事業者との協議を進めること。

４、熊本市電のキャッシュレス決済システムについては、地域公共交通の在り方との整合性を図り、多角的な検証を進め、システム構築について慎重かつ丁寧に検討すること。

以上の事項に特段の留意を求めることとし、採決いたしました結果、全員異議なく附帯決議を付することと決定いたしました。

これをもちまして、予算決算委員長の報告を終わります。

○寺本義勝議長　予算決算委員長の報告は終わりました。

総務委員長の報告を求めます。小佐井賀瑞宜議員。

〔総務委員長　小佐井賀瑞宜議員　登壇〕

○小佐井賀瑞宜議員　総務委員会に付託を受けました各号議案についての審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本委員会に付託を受けました議第142号、議第143号、議第179号ないし議第186号、以上10件につきましては、執行部の説明を聴取した後、内容の確認を行い、採決いたしました結果、いずれも全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、総務委員長の報告を終わります。

○寺本義勝議長　総務委員長の報告は終わりました。

教育市民委員長の報告を求めます。田島幸治議員。

〔教育市民委員長　田島幸治議員　登壇〕

○田島幸治議員　教育市民委員会に付託を受けました議第177号「調停の成立について」は、執行部の説明を聴取した後、内容の確認を行い、採決しました結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、教育市民委員長の報告を終わります。

○寺本義勝議長　教育市民委員長の報告は終わりました。

厚生委員長の報告を求めます。吉村健治議員。

〔厚生委員長　吉村健治議員　登壇〕

○吉村健治議員　厚生委員会に付託を受けました各号議案についての審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本委員会に付託を受けました各号議案につきましては、執行部の説明を聴取した後、内容の確認を行い、採決いたしました結果、議第146号ないし議第149号、以上４件につきましては、いずれも全員異議なく可決、請願第２号については、賛成少数により不採択とすべきものと決定いたしました。

これをもちまして、厚生委員長の報告を終わります。

○寺本義勝議長　厚生委員長の報告は終わりました。

環境水道委員長の報告を求めます。三森至加議員。

〔環境水道委員長　三森至加議員　登壇〕

○三森至加議員　環境水道委員会に付託を受けました各号議案についての審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本委員会に付託を受けました議第150号、議第178号、以上２件につきましては、執行部の説明を聴取した後、内容の確認を行い、採決いたしました結果、いずれも全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、環境水道委員長の報告を終わります。

○寺本義勝議長　環境水道委員長の報告は終わりました。

経済委員長の報告を求めます。日隈忍議員。

〔経済委員長　日隈忍議員　登壇〕

○日隈忍議員　経済委員会に付託を受けました各号議案についての審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本委員会に付託を受けました議第151号「熊本市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第９条第１項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について」は、執行部の説明を聴取した後、内容の確認を行い、採決いたしました結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、経済委員長の報告を終わります。

○寺本義勝議長　経済委員長の報告は終わりました。

都市整備委員長の報告を求めます。平江透議員。

〔都市整備委員長　平江透議員　登壇〕

○平江透議員　都市整備委員会に付託を受けました各号議案についての審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本委員会に付託を受けました議第152号ないし議第174号、議第176号、以上24件につきましては、執行部の説明を聴取した後、内容の確認を行い、採決いたしました結果、いずれも全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、都市整備委員長の報告を終わります。

○寺本義勝議長　都市整備委員長の報告は終わりました。

以上で関係委員長の報告は終わりました。

これより、予算決算委員会を除く各常任委員会の審査議案に関し、質疑を行います。

菊地渚沙議員より、経済委員会の審査議案に関し質疑の通告が提出されておりますので、発言を許します。菊地渚沙議員。

〔５番　菊地渚沙議員　登壇〕

○菊地渚沙議員　議第151号「熊本市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第９条第１項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について」質疑します。

通常工場を新規建設する場合は、工場立地法とその準則の規定により敷地面積に対する緑地面積や環境施設面積の規制を受けることとなります。ただし、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、いわゆる地域未来投資促進法に基づいて、県・市共同作成の基本計画で指定した工場立地特例対象区域においては、この規制の基準を条例で定めたものに緩和することができます。

今回の改正は、第２期熊本県地域未来投資促進基本計画において、新たに本市の工場立地特例対象地域を追加するためのものであり、ＴＳＭＣの熊本進出を契機とし、民間の整備事業者と連携して半導体関連産業の集積に向けた整備になっていると企業立地推進課から聞いております。

新たに東区戸島町と北区改寄町が適用区域に追加となり、工場を建てる際の緑地面積と環境施設面積の割合が緩和されます。具体的に緑地面積は20％から10％に、環境施設面積は25％から15％に緩和されます。

この影響として考えられるのは、このまま面的開発が進みますと、雨水が浸透する土地が減少し、熊本市民の飲用水である地下水に影響を与えるのではないかということです。

本市は、熊本県地下水保全条例において重点地域に指定されております。熊本県地下水保全条例第35条の３の条文には、開発行為に伴う地下水涵養への配慮では、５ヘクタール以上の開発には、地下水の涵養について配慮を求め、水利用に関する計画及び地下水涵養に関する計画を作成することと定めており、また、熊本県地下水保全条例の地下水涵養指針では、地下水の許可採取者に対しては、採取量の100％以上地下水涵養を義務づけております。

今回追加された３つの地区それぞれの開発面積は、戸島町北地区、21ヘクタール、戸島町東地区、８ヘクタール、北熊本スマートインターチェンジ西地区、16ヘクタールとなっています。いずれも５ヘクタール以上の開発になりますので、地下水の収支上、地下水採取と同様の環境への負荷を及ぼす面的開発における地下水保全対策として、熊本県地下水保全条例35条の３が適用され、開発者には、実績報告が義務づけられてはいないものの、地下水涵養計画を提出する義務が生じます。

また、地域未来投資促進基本計画の８、環境の保全その他地域経済牽引事業の促進

に際し配慮すべき事項を踏まえた対応としましても、可能な限り自然環境に影響を与えないように十分に配慮する必要があると考えます。

ここで、大西市長に質問です。

地下水保全のため、より着実に地下水涵養を進めるためにも、計画の提出のみならず、制度として、例えば事業者に対し実績報告の義務づけなどの対応はお考えでしょうか。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　半導体関連産業等の進出に伴いまして、今後地下水採取量が増加いたしますことから、本市においては、白川中流域水田湛水事業の湛水期間の延長や台地部における冬期湛水事業の面積拡大等の水量保全対策に熊本県をはじめ関係機関と連携し、取り組んでまいりました。

また、熊本市地下水保全条例におきまして、開発行為を行う者に対し、雨水の地下浸透を促進するため、面積にかかわらず雨水浸透施設の設置を義務づけるなど開発に伴う地下水涵養対策を実施してまいっております。

議員御提案の地下水涵養に関する計画書の提出及び実績報告の義務づけ等につきましては、現在新たな地下水涵養対策の手法を含む課題の整理等を行っておりまして、その中で検討してまいります。

〔５番　菊地渚沙議員　登壇〕

○菊地渚沙議員　御答弁ありがとうございます。

ＴＳＭＣのような大規模な開発でなくても、これからますます半導体関連企業などのミニ開発事業者の参入が見込まれていくことが予想されています。しかし、市民の間では、熊本の地下水は本当に守れるのか不安や心配の声が高まっています。

今月19日に、木村熊本県知事は、県が誘致を目指しているＴＳＭＣ第３工場について、半導体集積拠点としての熊本の地位を高め、誘致につなげる戦略を実行していきたいと前向きな発言をされています。熊本の経済発展は喜ばしいことですが、一方で地下水や環境保全の視点から見ますと、経済優先になり過ぎているのではと心配に感じる市民も少なくありません。

今回の地域経済牽引事業は、立地する企業に対して多くの支援措置が講じられ、県と市の補助を合わせると最大80億円の補助制度となっております。新規事業者は緑地面積と環境施設面積の割合が緩和されたとしても、補助金を享受するにふさわしい地下水と環境に十分に配慮したモデル事業であることが求められるのではないでしょうか。世界に誇る熊本の地下水を未来につなぐため、事業者に対し、計画書の提出にとどまらず、実績報告を義務づけするなど県と連携していただき、地下水保全を制度としてしっかりと担保していただくようよろしくお願い申し上げます。

結びに一言、今日は、怪談話で有名な小泉八雲（パトリック・ラフカディオ・ハーン）氏の誕生日です。彼は、日本人より日本を愛した男と言われ、熊本で暮らした旧居は鶴屋の裏にございます。多くの神々の共存を認める神道や自然との共生を求める

日本の風土、文化こそ大切な存在であると主張した人物です。1894年、熊本での極東の将来というタイトルの講演の中で、日本の将来には自然との共生のシンプルライフの維持が必要だと述べています。目先の利益ではなく、未来に育むべきものは何か、今、熊本は問われていると私は感じております。

以上で質疑を終わります。ありがとうございました。

○寺本義勝議長　経済委員会の審査議案に関する質疑は終わりました。

以上で質疑は終わりました。

これより採決に移りますが、議第137号、請願第２号、以上２件については、別途討論の通告が提出されておりますので、これを後回しにし、その他の案件について採決いたします。

それではまず、議第138号、議第139号、議第141号、議第151号を除き一括して採決いたします。

関係委員会の決定は、議第140号、議第142号ないし議第150号、議第152号ないし議第174号、議第176号ないし議第186号は、いずれも「可決」となっております。

関係委員会の決定どおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺本義勝議長　御異議なしと認めます。

よって、いずれも関係委員会の決定どおり確定いたしました。

次に、議第138号、議第139号、議第141号、議第151号、以上４件を一括して採決いたします。

以上４件に対する関係委員会の決定は、議第138号、議第139号、議第151号は、いずれも「可決」、議第141号は「承認」となっております。

関係委員会の決定どおり決定することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○寺本義勝議長　起立及び挙手多数。

よって、いずれも関係委員会の決定どおり確定いたしました。

これより、議第137号「令和６年度熊本市一般会計補正予算」について討論を行います。

上野美恵子議員より討論の通告が提出されておりますので、発言を許します。上野美恵子議員。

〔４７番　上野美恵子議員　登壇〕

○上野美恵子議員　日本共産党熊本市議団の上野美恵子でございます。

議第137号「令和６年度熊本市一般会計補正予算」について反対討論を行います。

まず、３月議会で市議会各会派が求めておりましたコミセン運営費の拡充分が4,897万5,000円予算化されました。問題点として指摘しておりました委託費における最低賃金を下回る人件費の積算が速やかに改善されたことは評価するものです。

しかし、以下述べてまいりますように、賛成できない問題点があります。

第１に、交通事業者のキャッシュレス決済機器の更新費などについては、まず早い段階で市民の意向をきちんと把握しなかったことで、市民が納得できる対応になっていません。熊本市は、昨年度２度のウェブアンケートを実施しましたが、市民の声が十分に把握されていませんでした。

一方、予算が示され、全国共通ＩＣカードが使えなくなることが分かって以降に地元紙が行われましたアンケートには、市民の率直な意見が反映されておりました。この違いは、市がきちんと説明しないで一般論でアンケートしか行わなかったからです。民間であるバス事業者が主体であるために、市の説明や意見聴取が不足したことが議会でも附帯決議をつけるに至っていると思います。

２つ目に、公共交通の位置づけとそれに対する市の責任、役割の問題です。民間であるバス事業を取り巻く環境は厳しく、利用者の減少、経営悪化、サービスの低下という負のスパイラルに陥っています。しかし、高齢化や環境への配慮等を考えるならば、今後はマイカーなどから公共交通への切替えを進め、市民の移動手段として公共交通バス事業が主軸の役割を果たしていかなければなりません。

そのためには、事業者任せではなく、公が公共交通を実効性のある形でしっかりと支えていくことが求められます。利用者の減少、経営悪化につながるサービスの低下を招かないよう、このたびの決済システム更新に当たりましても市民の声を受け止め、市が必要な財政負担をしてでも現行制度を後退させないようにすべきです。予算決算委員会で指摘いたしましたように８億5,000万円が必要ですが、市役所建て替えの１％程度でできる金額です。公共交通の位置づけを抜本的に高める市の姿勢と予算の使い方が問われていると考えます。

第２に、本予算には、８つの施設の指定管理更新費用が提案されています。１か所を除く７つが公募施設ですが、同じ事業者が繰り返し独占的に指定管理となっています。また、３か所に同じ事業者が名を連ねています。公の施設の管理を民間に委ねること自体に問題があって、本来もうからないはずの公の施設の管理運営によって、一部の民間事業者が独占的に関わり、もうける仕組みが公の施設の管理にふさわしいでしょうか。

事業者のもうけの分、管理運営に係る費用は節約され、市民サービスの低下を招きかねないことや指定管理料のほとんどが人件費であることから、各施設に働く職員の処遇も問題となります。公契約条例がない状況下での指定管理者制度による民間委託は、指定管理者制度のランク別人件費単価表はあるものの、それに準じた雇用条件が確保されているのかチェックができず、公の施設がワーキングプアの温床になっていくという問題も抱えています。また、同一事業者の独占的な指定管理は、公募により競い合うということでよりよいサービス提供につながっていくと説明されてきたこと、これにも反します。

しかし、逆に公募で事業者が度々替われば、そこに働く労働者の雇用が打ち切られ、不安定雇用に拍車をかけることになります。さらには民間に任せることで事業の執行

に対するチェックも届かず、この点でもサービス向上にはつながりません。このように様々な矛盾を抱える指定管理者制度の更新には賛成できません。

第３に、国民健康保険会計で、個人番号等通知発送経費やオンライン資格確認機器導入など、マイナ保険証に関する補正が提案されています。しかし、保険証をなくし、マイナ保険証へ一本化することには大きな問題があります。

１つ目は、本来任意であるはずのマイナカード取得が強行に推進されることです。

２つ目には、寝たきり等で手続のために役所へ行くことのできない人や認知症等で申請の意思が確認できない人など、マイナカードの取得管理、利用が困難な人がいることです。全国保険医団体連合会の調査では、高齢者施設等の約８割以上が入所者の保険証を預かっています。これは定期受診や急変のときの際に、毎回離れたところにいる家族から保険証を持ってきてもらうのが困難ということでの対応です。

カードを扱えない人、暗証番号が覚えられない人が多数いる状況の中で、施設が入所者全員のカードや暗証番号を管理することは極めて困難で、個人情報管理の問題に加え、トラブルや事件のリスクも高いと指摘されています。さらには更新を忘れてしまえば無保険になります。

このようなマイナ保険証をめぐるトラブルの指摘を受け、政府は当分の間、資格確認書を発行するとしていますが、それで問題が解決するのか不確かであり、保険証を残してほしいというのが国民の圧倒的な世論です。また、強行なマイナ保険証推進の方針の下、全国保険医協会の調査では、およそ１割の医療機関がシステム導入に対応できないことを理由にやむなく閉院を決断、あるいは検討しているとのことです。政府の保険証廃止、マイナ保険証推進の方針は、地域医療を崩壊へと向かわせるものです。

今議会には、現行の保険証の存続を求める請願や陳情も提出されています。そういう中で、国の方針どおりにマイナ保険証を推進していく予算には賛成できません。現行の保険証は残すべきであることを指摘しておきます。

また、公文書館整備事業では、基本実施設計予算が債務負担行為を含めて１億1,680万円計上され、懸案事項でありました公文書等の適切な収集、保存、公開等の利活用が進められていくことはよいことだと思います。

しかし、予算決算委員会でも申しましたように、建設地の地理的条件には問題があり、手放しで喜べるものではありません。公文書館の持つ位置づけ、役割を検討しつつも場所選定の出発点におけるボタンの掛け違いを抱えたままの整備事業スタートとなったことが原因であり、残念です。市民の意見を十分聞きながら進めていくという点が抜けていたこともあると思います。

今後の整備運用に当たっては、市民の声を聞いて行政、市民が一体となって考え、その克服のための特段の取組が必要です。総事業費40億円の大事業であり、市民共有の知的財産の拠点施設として市民に親しまれ、主体的に利用される施設としての整備運用に努めていかれるようにお願いをしておきます。

最後に、止まらない物価高の中で厳しい市民生活が続いています。今月は、値上げされた国民健康保険料の支払いを求める納付書が国保世帯に届いています。１世帯平均5,000円、総額７億3,000万円の国保料値上げによる負担増が市民生活にさらなる痛みを押しつけております。

今議会には、国民健康保険料や介護保険料の負担軽減を求める陳情や最低賃金の引き上げ、中小企業への支援拡充を求めての陳情など、暮らしを守ってほしいという市民の切実な訴えも届けられています。こうした市民の願いを受け止め、暮らしの困難を解決することこそ住民福祉の向上に努めるべき自治体の役割のはずです。

しかし、今議会で大きな話題となりました市役所建て替えの問題では、総事業費が629億円プラスアルファに膨れ上がっていることが報告され、市民が建て替えそのものに納得していないのに、建設地はＮＴＴ桜町、中央区役所は分棟にするとの表明までなされました。

６月21日には、市役所の正面玄関の前で100人を超える人たちが市民の声を聞かずに建て替えはしないでくださいと訴えておられました。市職員の方からも、建て替え根拠の耐震性の分科会答申が不正な形でつくられているとの内部通報も議会に届けられ、市役所建て替えには、あっちからもこっちからも疑問や反対の声がひっきりなしです。こんな疑問だらけの事業には莫大な税金をつぎ込む一方で、市民生活を顧みない市長の姿勢が問われていると思います。

高過ぎる国民健康保険料の引き下げ、介護保険の負担軽減、学校給食無償化やこども医療費の完全無料化、そして陳情が出されております高齢者の補聴器購入やエアコン購入等への助成や、老朽化した市営住宅の建て替えなど、市民の暮らし、福祉、教育充実の願いにこそ応えるべきではないでしょうか。ゼネコンへの投資を最優先し、物価高に苦しむ市民生活への支援が全く見られない冷たい補正予算の提案となっていることは、市長の根本姿勢が間違っています。

市長におかれましては、市民の声を真摯に傾け、その苦難に寄り添う姿勢こそ大切にしていただきたいと切に願って、補正予算に対する反対討論といたします。

○寺本義勝議長　以上で討論は終わりました。

それでは採決いたします。

本案に対する予算決算委員会の決定は、「可決」となっております。

予算決算委員会の決定どおり決定することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○寺本義勝議長　起立及び挙手多数。

よって、本案は予算決算委員会の決定どおり確定いたしました。

次に、請願第２号「現行健康保険証について当面の間の存続を求める意見書に関する請願」について討論を行います。

上田芳裕議員より討論の通告が提出されておりますので、発言を許します。上田芳

裕議員。

〔４８番　上田芳裕議員　登壇〕

○上田芳裕議員　市民連合の上田芳裕でございます。

今議会に提出されております請願第２号「現行健康保険証について当面の間の存続を求める意見書に関する請願」に対し、請願紹介議員を代表し、賛成討論いたします。

マイナ保険証とは、健康保険証の情報をマイナンバーカードにひもづけし、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう一体化する制度として、2021年10月に本格的な運用が開始されたものでございます。昨年、2023年４月からは、全ての医療機関、薬局でマイナ保険証を利用するためのオンライン資格確認システムの導入が義務化されるなど、マイナ保険証の普及が進められております。

マイナ保険証については、１つ、医療機関の受付が自動化、スムーズになること。

２つ、自分の診療情報をオンラインで確認できること。

３つ、窓口での一時的な限度額以上の支払いが不要となること。

４つ、就職、転職、引っ越しによる保険証の更新が不要となること。

５つ、医療費控除の確定申告が自動化するなどのメリットがあり、被保険者や医療機関等にとっても有益かつ効果的なものであり、私もその進展への期待を持つものであります。

しかしながら、本年12月２日から現行健康保険証を廃止し、マイナ保険証に一本化するとの政府方針に対して、取組が拙速に進められており、被保険者であります国民や医療機関など密接に関係する方々へ真の理解ある取組が進められていないとの問題点を３点指摘するものでございます。

１点目は、マイナ保険証の登録数が伸び悩む中、特に注目すべきはマイナ保険証の利用件数率の低迷が続いている点でございます。本年４月時点でのマイナ保険証の登録者数は7,255万人、全人口の57.9％と決して高いものではなく、マイナ保険証の利用の現状に至っては、本年５月で1,425万人、利用率は7.73％であり、令和５年１月からの経過を見ても利用率が毎月一桁台と異常な低迷が続いております。マイナ保険証の登録率57.9％と比較しても、国民利用はかなり少ない現状であり、本年12月２日に現行健康保険証廃止に至る経過として、あまりに拙速で時期尚早な制度移行と言わざるを得ない政府ごり押しの取組となっております。

今回の制度移行では、本年12月以降、最大１年間は現行保険証を利用できる経過措置や保険者による資格確認書の発行はされるようではありますが、最大１年間の経過措置は保険証の有効期間が切れれば使えなくなり、利用する被保険者や保険者によっては、12月の現行制度廃止直後から経過措置がなくなる人も生じてくることとなります。

今から半年という短期間で、デジタル庁は本年５月から７月をマイナ保険証利用促進集中取組月間として総力を挙げて取り組むこととされておりますが、マイナ保険証の利用率が低いまま現行保険証の廃止となれば、医療現場が大混乱に陥るのは必至で

あります。12月までの期限に向け、各医療機関や保険者の皆さんが想像以上に窓口対応としての制度説明や登録作業に翻弄され、本来の医療業務等への悪影響やさらなるシステムひもづけ誤りなどの新たな問題も生じかねないと大変危惧するところです。

問題の２点目は、マイナ保険証利用に必要なオンライン資格確認システムの導入が完了されておらず、本年12月までに導入完了となるのか、大きな疑問がある点であります。

昨年の４月から医療機関、薬局でのオンライン資格確認システム導入が義務化され、１年以上が経過しております。しかし、厚生労働省が今年４月28日に公表したマイナ保険証の利活用に対応できている医療機関は、全国で22万9,751施設中、90.3％の20万7,542施設であり、２万2,000を超える施設はマイナ保険証での対応ができない状況が続いております。

内訳からは、病院といった規模の大きい施設よりも、クリニック等の医科診療所と歯科診療所といった小規模施設の導入が遅れているようであります。医療機関等へのシステム端末導入の経緯では、費用負担やデジタル対応といった面で負担に耐えかね閉院を余儀なくされたケースがあるなど、相当な負担を医療機関に与えていることも指摘せざるを得ません。

本年12月まで各医療機関等では導入加速が取り組まれることと思いますが、稼働面、費用面といった負担も生じることとなります。あまりに拙速な制度移行により、被保険者である国民が受診をしても、マイナ保険証が使える環境でないという弊害はなくすべきであり、システム端末等の導入完了が図られるまで現行保険証を存続すべきと考えます。

問題点の３点目は、マイナンバー制度に対する国民の根強い不満や不信が存在しているにもかかわらず、政府デジタル庁は、かたくなにマイナ保険証一本化という方針を推し進めている点でございます。

マイナ保険証のシステム導入が義務化された昨年、2023年４月直後から、マイナンバーのひもづけ誤りといった事案が多発し、実に7,372件のひもづけ誤りが発覚するなど、国民の医療制度への信頼の根幹をも揺るがしかねない問題が起きました。

この問題を背景にマイナンバーカードに対し、セキュリティー面で不安がある、トラブルに巻き込まれるのは嫌だとのことで、マイナンバーカードの自主返納も増加した経緯もあります。こういうことが現在のマイナ保険証の登録や利用件数率の低迷につながっているとも考えます。

デジタル庁では、マイナンバーのひもづけ誤りの原因究明と総点検が実施され、ひもづけ誤りが生じない仕組みを確保したと言っているようでありますが、本年４月には新たに545件の誤登録が発覚し、依然としてトラブルが続いていると全国保険医団体連合会が指摘し、とんでもない欠陥システムとも批判されております。

こうした状況の中、今年１月の共同通信の報道では、マイナ保険証について、全国27都道府県の110の議会が対策を求める意見書を可決し、現行保険証の廃止延期や存

続を要請しているとも報じております。

被保険者である市民、国民のニーズに対し、安心できる利便性ある医療制度となるのか。また、国民皆保険を誇る日本の医療制度を支える仕組みとなり得るのか、一旦立ち止まって一定の猶予期間、助走期間といったものが必要であると強く考えるところでございます。

賛成討論の最後に、高速道路等で利用されているＥＴＣカードと現金払いゲートの継続について触れたいというふうに思います。ＥＴＣカードは、全国の高速道路網などで利用され、もう相当な期間が経過しておりますが、現在でも現金払いのゲートとの併用利用が行われております。このことは、高速道路を運営するネクスコ各社の経営改善には大きなリスクであるにもかかわらず、高速道路利用の支払い方法については、利用状況の推移やニーズへの対応なしに進められないとの経営努力以上の取組があると考えております。

今回の現行保険証を廃止し、マイナ保険証へ一本化するということは、利用状況の推移やニーズへの対応をしっかり視野に入れ、慣れ親しんだ現行の健康保険証を一定期間存続し、被保険者である国民と医療関係機関等の理解の中、これならばみんなの制度として納得するといった世論形成を大前提に進められていくことが求められると考えます。

どうか議場の皆様方に対しましては、請願者の思いと申しました問題点などを御精査いただき、現行保険証の当面の存続を求める意見書を国関係機関へ提出すべき請願について御賛同いただきますようお願い申し上げて、賛成討論とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○寺本義勝議長　以上で討論は終わりました。

それでは採決いたします。

本件に対する厚生委員会の決定は、「不採択」となっております。

よって、原案について採決いたします。

請願第２号を「採択」することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○寺本義勝議長　起立及び挙手少数。

よって、本件は「不採択」と決定いたしました。

○寺本義勝議長　次に、日程第51、「議第175号　訴えの提起について」に対する継続審査の件を議題といたします。

本件に対する都市整備委員長よりの継続審査要求書は、お手元に配付いたしておきました。

それではお諮りいたします。

都市整備委員長の要求のとおり、継続審査を認めることに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○寺本義勝議長　起立多数。

よって、本件は継続審査を認めることに決定いたしました。

○寺本義勝議長　次に、日程第52、議第188号「監査委員の選任同意について」を議題といたします。

〔議題となった案件〕

議第188号

令和６年６月27日提出

監査委員の選任同意について

熊本市監査委員に次の者を選任したいので同意を求める。

熊本市長　大　西　一　史

髙　島　剛　一

○寺本義勝議長　市長の提案理由の説明を求めます。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　ただいま上程されました議第188号「監査委員の選任同意について」の提案理由を申し上げます。

本件は、現監査委員の髙島剛一氏が本年９月７日をもちまして任期満了となりますことに伴い、再び同氏を本市監査委員に選任しようとするものであります。

髙島氏は、昭和30年の生まれで、慶応義塾大学法学部を卒業後、平成元年に東京地方検察庁検事として任官されました。その後、平成10年に弁護士となられ、以来、熊本県弁護士会会長、日本弁護士連合会常務理事として活躍されました。平成28年９月からは本市監査委員として御尽力いただいております。

髙島氏は、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を求められる監査委員として適任であると考え、選任同意をお願いする次第であります。

○寺本義勝議長　市長の提案理由の説明は終わりました。

別に発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

本案に対し御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺本義勝議長　御異議なしと認めます。

よって、本案は「同意」することに決定いたしました。

○寺本義勝議長　次に、日程第53、議第189号「固定資産評価員の選任同意について」

を議題といたします。

〔議題となった案件〕

議第189号

令和６年６月27日提出

固定資産評価員の選任同意について

熊本市固定資産評価員に次の者を選任したいので同意を求める。

熊本市長　大　西　一　史

佐　藤　博　義

○寺本義勝議長　市長の提案理由の説明を求めます。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　ただいま上程されました議第189号「固定資産評価員の選任同意について」の提案理由を申し上げます。

本件は、現固定資産評価委員、真辺博行氏の後任として、佐藤博義氏を新たに本市固定資産評価委員に選任しようとするものであります。

佐藤氏は、昭和44年の生まれで、九州大学法学部を卒業後、本市に入庁され、以来、健康福祉政策課副課長、法制課長などの要職を歴任されました。本年４月からは財政局税務部長の任に当たられており、その職務との関連上、同氏を固定資産評価委員として選任することが適当であると考え、選任同意をお願いする次第であります。

○寺本義勝議長　市長の提案理由の説明は終わりました。

別に発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

本案に対し御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺本義勝議長　御異議なしと認めます。

よって、本案は「同意」することに決定いたしました。

―――――――――――――――――――――――――――――――

○寺本義勝議長　次に、日程第54、日程第55、いずれも「人権擁護委員候補者の推薦について」を一括議題といたします。

〔議題となった案件〕

諮第１号

令和６年６月27日提出

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので意見を問う。

熊本市長　大　西　一　史

林　　信　代

諮第２号

令和６年６月27日提出

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので意見を問う。

熊本市長　大　西　一　史

北　岡　忠　勇

○寺本義勝議長　市長の説明を求めます。

〔大西一史市長　登壇〕

○大西一史市長　ただいま上程されました諮第１号及び諮第２号「人権擁護委員候補者の推薦について」の提案理由を申し上げます。

本件は、これまで人権擁護委員をお務めいただきました２人の委員の後任として、新たに林信代氏並びに北岡忠勇氏をそれぞれ人権擁護委員候補者として推薦しようとするものであります。

林氏は、昭和33年の生まれで、熊本県立公衆衛生看護学院を卒業され、熊本市役所において保健師として勤務されました。現在は、民生委員・児童委員として活躍されております。

北岡氏は、昭和48年の生まれで、熊本県立熊本西高等学校を卒業されました。現在は、土地家屋調査士法人アシスト調査測量を開設され、熊本県土地家屋調査士会副会長として活躍されているほか、熊本市青少年指導員をお務めいただいております。

これらの２人の方々は、いずれも広く社会の実情に通じておられ、人格、識見ともに人権相談を通して市民の権利を守る人権擁護委員として適任であると考え、推薦の同意をお願いする次第であります。

○寺本義勝議長　市長の説明は終わりました。

別に発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

以上２件に対し御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺本義勝議長　御異議なしと認めます。

よって、以上２件に対しては、それぞれ「異議がない」旨答申することに決定いたしました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――

○寺本義勝議長　次に、日程第56ないし日程第59を一括議題といたします。

〔議題となった案件〕

発議第４号

地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書について

熊本市議会会議規則第13条第１項の規定により意見書を次のとおり提出する。

令和６年６月27日提出

熊本市議会議員　大　石　浩　文
同　山　本　浩　之
同　坂　田　誠　二
同　田　中　敦　朗
同　齊　藤　　博
同　村　上　　麿
同　満　永　寿　博
同　澤　田　昌　作
同　平　江　　透
同　西　岡　誠　也
同　上　田　芳　裕
同　井　本　正　広
同　浜　田　大　介

熊本市議会議長　寺　本　義　勝　様

意　見　書　（案）

消費者被害・トラブルから国民生活を守り、地方消費者行政を安定的に推進させるため、必要な財源措置等を講じられるよう要望いたします。

（理　由）

消費者被害・トラブル等は、令和４年１年間で約6.5兆円まで膨らみ、この課題解消策は喫緊の問題となっています。

これらの消費者被害を防止・救済するためには、全ての地域において専門の相談員による相談を受けられる体制の確保等、地方消費行政の強化が重要です。

しかしながら、国が地方消費者行政に対して措置する国の交付金の予算額は消費者庁創設時に比べ大幅に減額されているのが現状です。特に、交付金の活用等に制限が定められており、令和６年度末、令和７年度末に消費生活相談員の人件費に活用できる交付金の活用期限の終期を迎えれば、消費生活相談員の配置ができなくなるなど、地方消費者行政の後退につながり、ひいては、国民の安全・安心な生活が脅かされるおそれがあります。

それゆえ、地方支局を持たない消費者庁が全国的に消費者政策を展開させるためには、これからも地方公共団体が主体となって担うことが不可欠であり、

消費生活相談の最前線で対応をしている消費生活相談員が安定的に業務を継続できる処遇等の改善が必須であるとともに、それに係る制度設計と消費生活相談のＤＸにかかる予算措置が必要です。

よって、国及び政府におかれては、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるため、下記の事項について実施されるよう強く要望いたします。

記

１　国において、地方公共団体の置かれている状況を鑑み、地方消費者行政を安定的に推進させるための恒久的な財源措置を検討すること。

２　消費生活相談員の人件費に活用できる新たな交付金の創設等について検討を進め、消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善に係る制度設計と必要な予算措置をすること。

３　国が進めるＤＸに係る予算も国の責任で措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　名

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
財　　務　　大　　臣
消費者及び食品安全担当大臣
宛（各通）

発議第５号

地方財政の充実・強化に関する意見書について

熊本市議会会議規則第13条第１項の規定により意見書を次のとおり提出する。

令和６年６月27日提出

熊本市議会議員　大　石　浩　文
同　山　本　浩　之
同　坂　田　誠　二
同　田　中　敦　朗
同　齊　藤　　博
同　村　上　　麿
同　満　永　寿　博
同　澤　田　昌　作

同　　平　江　　透
同　　西　岡　誠　也
同　　上　田　芳　裕
同　　井　本　正　広
同　　浜　田　大　介

熊本市議会議長　寺　本　義　勝　様

意　見　書　（案）

地方財政の充実・強化を図るため、所要の施策を講じられるよう要望いたします。

（理　由）

今、地方公共団体には、急激な少子高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、ＤＸ、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や頻発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は慢性的に不足しており、職場における職員の疲弊は大きな問題となっています。

政府はこれまで「骨太方針2021」に基づき、一般財源の水準について、2021年度地方財政計画の水準を2024年度まで実質的に確保することとしてきました。しかし、増大する行政需要及び不足する人員を鑑みれば、今後は、より積極的な財源確保が求められます。

よって、政府におかれては、2025 年度の政府予算及び地方財政の検討に当たっては、国全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現されるよう、下記の事項について実施されるよう強く要望いたします。

記

１　社会保障の充実、地域活性化、ＤＸ、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。

２　子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費の負担感を増大させていることから、引き続き、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。

３　地方交付税の法定率を引き上げるなど、臨時財政対策債に頼らない、より自立的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けて国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこ

と。

４　政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、その財源は必ず保障すること。その際は、「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。

５　「地方創生推進費（旧：まち・ひと・しごと創生事業費）」として確保されている１兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから見直しを行うこと。

６　会計年度任用職員においては、2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。

７　特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超える自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。とりわけ地域手当については、全国で同様の職務を担っているにもかかわらず、支給割合に０～20％もの大きな格差が生じていること、近隣自治体間における支給割合の差により人材確保上の困難が生じていることから、自治体の自己決定権を尊重し、特別交付税の減額措置を見直すこと。

８　自治体業務システムの標準化・共通化に向けては、その移行に係る経費と移行の影響を受けるシステムの改修経費を含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加など、ＤＸに伴い地方においてシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

９　地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通にいて、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　名

内閣総理大臣
総　務　大　臣
財　務　大　臣
経済財政政策担当大臣
宛（各通）

発議第６号

災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書について

熊本市議会会議規則第13条第１項の規定により意見書を次のとおり提出する。

令和６年６月27日提出

熊本市議会議員　大　石　浩　文
同　山　本　浩　之
同　坂　田　誠二
同　田　中　敦　朗
同　齊　藤　博
同　村　上　麿
同　満　永　寿　博
同　澤　田　昌　作
同　平　江　透
同　西　岡　誠　也
同　上　田　芳　裕
同　井　本　正　広
同　浜　田　大　介

熊本市議会議長　寺　本　義　勝　様

意　見　書　（案）

災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築のため、所要の施策を講じられるよう要望いたします。

（理　由）

現在、情報通信技術の進歩と、それに伴う様々なサービスの拡大により、私たちは、いつでもどこでも情報を入手したり、発信したりすることができるようになっています。そのため、インターネット上には膨大な情報やデータが流通していますが、その中には、事実とは異なる偽情報や誤情報が流されることもあり、適切な対処が必要であります。

特に、災害発生時における情報は、多くの人々の命に直結する重要なものであり、現在、必死の復旧と復興を進めている能登半島地震においても、多くの偽情報が発信されたことによって、現場は大変混乱したとされ、具体的には、救援を求める情報を受けて現場に行っても誰もいなかったというケースも多々あったと聞いています。また、被災地の状況を知らせる画像情報においても、現場の実態とは全く違う合成されたと思われる画像も拡散されていました。

いつどこで発生するか分からない災害に対して、特に発災直後は情報が大変混乱する中で、被災者の命を救うために、１分１秒も無駄にはできません。そ

の活動を大きく阻害する偽情報の拡散防止は喫緊の課題であります。

よって、政府におかれては、災害発生時における信頼性の高い情報連携体制を構築するため、下記の事項について実施されるよう強く要望いたします。

記

１　情報発信者や情報発信機器の事前登録等により、情報の信頼性を担保し、現場からの正確な情報を収集し活用する情報連携環境を整備すること。

２　ＩｏＴセンサーやドローンを活用し、災害時に国と地方自治体がリアルタイムで情報を共有できる体制を整備すること。

３　適切な情報分析と迅速な対策を促す気象防災アドバイザーの自治体への配置を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　名

内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣
デジタル大臣
宛（各通）

発議第７号

聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書について

熊本市議会会議規則第13条第１項の規定により意見書を次のとおり提出する。

令和６年６月27日提出

熊本市議会議員　大石浩文
同　山本浩之
同　坂田誠二
同　田中敦朗
同　齊藤博
同　村上麿
同　満永寿博
同　澤田昌作
同　平江透
同　西岡誠也
同　上田芳裕

同　　井　本　正　広
同　　浜　田　大　介

熊本市議会議長　寺　本　義　勝　様

意　見　書　（案）

高齢化の更なる進展を踏まえ、聴覚補助機器等の積極的な活用を促進するため、必要な支援を行われるよう要望いたします。

（理　由）

今日、社会の高齢化に比例して、難聴の方も年々増加しています。難聴は認知症の危険因子の一つと言われており、また難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、その後、社会的に孤立する可能性も懸念されます。

この難聴対策として補聴器が知られていますが、一般的に「補聴器」と呼ばれているものは、収集した音を増幅して外耳道に送る「気導補聴器」です。一方で様々な原因で外耳道が閉鎖している方には、骨導聴力を活用する「骨導補聴器」が用いられてきました。

近年、これらの２種類の補聴器に加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える「軟骨伝導」等の新しい技術を用いたイヤホンや補聴器が開発されました。この聴覚補助機器は、従来の気導・骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方や、装用そのものが難しい方に対しての新たな選択肢となっています。

よって、政府におかれては、様々な難聴者に適用できる聴覚補助機器等の選択肢が整った今、我が国の更なる高齢化の進展を踏まえて、認知症の予防とともに、高齢者の積極的な社会参画を実現するため、下記のとおり聴覚補助機器等の積極的な活用を促進する取組を実施されるよう強く要望いたします。

記

１　難聴に悩む高齢者が、医師や専門家の助言の下で、自分に合った補聴器を積極的に活用できる環境を整えること。

２　耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れる社会の構築を目指し、行政等の公的窓口などに、合理的配慮の一環として聴覚補助機器等の配備を推進すること。

３　関係する福祉機関等との連携の下、聴覚補助機器等を必要とする人々への情報提供の機会や場の創設等、補聴器を普及させる社会環境を整えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　名

内閣総理大臣
厚生労働大臣　宛（各通）

孤独・孤立対策担当大臣

○寺本義勝議長　別に発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

以上４件に対し御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺本義勝議長　御異議なしと認めます。

よって、いずれも「可決」されました。

○寺本義勝議長　次に、日程第60、発議第８号「企業・団体献金の全面禁止の法整備を求める意見書について」を議題といたします。

〔議題となった案件〕

発議第８号

企業・団体献金の全面禁止の法整備を求める意見書について

熊本市議会会議規則第13条第１項の規定により意見書を次のとおり提出する。

令和６年６月27日提出

熊本市議会議員　西　岡　誠　也
同　村　上　　博
同　上　田　芳　裕
同　田　上　辰　也
同　山　内　勝　志
同　吉　村　健　治
同　島　津　哲　也
同　上　野　美恵子

熊本市議会議長　寺　本　義　勝　様

意　見　書　（案）

企業・団体献金を全面禁止するとともに、企業・団体によるパーティー券購入を禁じる法整備を進められるよう要望いたします。

（理　由）

自民党派閥の政治資金パーティーをめぐる裏金問題は、政治資金規正法違反の疑いによって現職の国会議員が逮捕されるなど、国民の中に不信や憤りが広がる重大な問題となっています。議員個人への企業・団体献金が禁止されているにもかかわらず、企業や団体によるパーティー券の購入が可能となっていることが、事実上の企業・団体献金の抜け道となっています。

そもそも、営利を目的とする企業が政党や政治家に対して資金を提供することは、金による影響力の行使であり、「カネ」の力で政治をゆがめるもので

す。このようなことは、絶対にあってはなりません。同時に、徹底した真相解明と制度改革がなければ、国民からの信頼を回復することはできません。

政党は、国民の中で活動し、国民の支持を得て、国民一人一人から資金を集め、活動を継続していく、これが民主政治の基本です。利害関係にある企業・団体からの資金に依存することは、政治の在り方をゆがめ、腐敗政治を作り出す温床となります。

よって、国及び政府におかれては、これまで繰り返されてきた「政治とカネ」の問題を根絶するため、企業・団体献金を全面禁止するとともに、政治資金パーティー収入も寄付とみなすことにより、企業・団体によるパーティー券購入を全面的に禁じる法整備を進められるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　名

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣　宛（各通）
法　　務　　大　　臣

○寺本義勝議長　別に質疑の通告がありませんので、これより討論を行います。

上野美恵子議員より討論の通告が提出されておりますので、発言を許します。上野美恵子議員。

〔４７番　上野美恵子議員　登壇〕

○上野美恵子議員　日本共産党熊本市議団の上野美恵子でございます。

発議第８号「企業・団体献金の全面禁止の法整備を求める意見書について」、ぜひ皆様に御賛同いただきたく、賛成討論を行います。

新聞赤旗日曜版が一昨年秋にスクープし、関西学院大学の上脇教授が告発した自民党のパーティー券収入による裏金事件は、現職の国会議員がその責任を問われる刑事事件にまで発展しました。

政権与党である自民党の主要派閥が政治資金パーティーを通じて組織的に大規模に長期間に収支報告書の不記載、虚偽記載という政治資金規正法違反の犯罪行為を行っていたことは、絶対に許されるものではありません。

先週21日に閉会した第213通常国会でも、この金権腐敗は大きな問題となりました。国会という公の場で自民党裏金事件の全容を解明し、事件の真相を国民に対し知らしめる責任があったはずの自民党国会議員は、真相解明に背を向け、政治倫理審査会では、衆議院で申し立てられた44人、参議院でも規定17条に基づき出席と説明を求められた29人の誰一人応じませんでした。

一方、東京地裁での安部派会計責任者だった松本淳一郎被告の証言で、安部派幹部議員の弁明が虚偽だった疑いが強まっています。このような状況で真相が明らかにされないまま、この問題の幕引きを図ることはできません。

このたび通常国会で成立した改正政治資金規正法は、一番肝腎な企業・団体献金の禁止がすっぽり抜け落ちており、圧倒的な国民が納得していないのも当然のことです。自民党裏金事件は、企業にパーティー券を買ってもらった見返りとして政治がゆがめられていたのではないか。派閥ぐるみでつくった裏金で不正な選挙買収が行われていたのではないかという疑惑につながっています。

裏金の原資は紛れもなく企業・団体献金であり、国民が抱いている疑念の払拭と金権腐敗の根絶には、パーティー券購入も含めた企業・団体献金の全面禁止が必要です。そのことなしには再発防止はできません。そもそも企業・団体献金が政治腐敗事件の温床になっていることは動かせない事実です。とりわけ企業の政治献金は本質的に政治を買収する賄賂で、政府の政策に影響を与えている例は枚挙にいとまがありません。

政治献金とは、本来主権者である国民が政治参加の権利行使の重要な手段として行うべきものです。自ら支持する政党に寄附することは、主権者として政治に参加する権利そのものです。憲法第15条では、国民固有の権利として参政権を規定しています。選挙権を持たない企業が献金をすることは、国民主権と相入れず、国民の参政権を侵害するものです。この点でも企業・団体献金は禁止しなければなりません。

このたびの政治資金規正法改定では、歴代自民党幹事長が受け取り、使途を明らかにしてこなかった政策活動費を法律に書き込んでお墨つきを与え、使途の公開は10年後という改悪まで盛り込まれ、さらに党の役員でなくとも国会議員候補者であれば、政党からの支出を受け、10年間使途を明らかにしなくてもよいということまでなっています。

これは、政治資金の非公開をさらに広げるものです。10年後の公開では、有権者が前回投票した政党政治家について適切に判断することができないという重大な問題を生んでしまいます。政治資金収支報告書の要旨の作成、公表義務規定の削除もまた国民による監視を大きく後退させるものです。収支報告書そのものが３年で削除され、要旨が公表されなくなれば、政治資金の実態を過去に遡って確認することができません。そのことは過去に遡って汚職事件を追及することができなくなるということです。

今回の政治資金規正法改定は、自民党のパーティー券による裏金事件をただし、再発防止へとつなげるためのものだったはずですが、るる述べましたように、逆に過去に遡って金権腐敗に蓋をするものとなってしまっているのは、本末転倒だと言わなければなりません。

今月22日、23日の２日間で行われた毎日新聞の世論調査では、改正政治資金規正法が裏金事件の再発防止につながるかの問いに、「思わない」の回答が80％、企業・団体献金の禁止について「国会で議論を続けるべき」が７割に上っています。国民の圧倒的多数が企業・団体献金の禁止を求めています。

1990年代、リクルート事件をはじめ相次ぐ金権腐敗政治に国民の厳しい批判が向けられた時期にも、企業・団体献金禁止は政治改革の争点となりました。それがなぜ30年間放置されてきたのか。改めて今、長年続いてきた政治のゆがみをただし、国民主権を貫くため、企業・団体献金を全面的に禁止し、抜け穴を完全に塞ぐことが求められていることを指摘いたします。

政治資金規正法は、政治資金の収支を国民の不断の監視と批判の下に置くことによって、政治活動の健全な発達に寄与することを目的としています。その趣旨が十分に発揮できるようにしていくためにも、熊本市議会として、金権腐敗政治をただす立場を明確にし、主権者である国民が政治参加の権利を正しく行使できるよう、本意見書に対し議員各位の御賛同を賜りますようお願いいたしまして、企業・団体献金の全面禁止の法整備を求める意見書についての賛成討論といたします。よろしくお願いいたします。

○寺本義勝議長　以上で討論は終わりました。

それでは採決いたします。

本案に対し、賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○寺本義勝議長　起立及び挙手少数。

よって、本案は「否決」されました。

○寺本義勝議長　以上で第２回定例会の議事は全部終了いたしました。

○寺本義勝議長　では、これをもちまして第２回定例会を閉会いたします。

午前１０時５９分　閉会

○本日の会議に付した事件

一、議事日程のとおり

令和６年６月２７日

出席議員　４６名

１番	寺本義勝	２番	大嶌澄雄
３番	村上　麿	４番	瀬尾誠一
５番	菊地渚沙	６番	山中惣一郎
７番	井坂隆寛	８番	木庭功二
９番	村上誠也	１０番	古川智子
１１番	荒川慎太郎	１２番	松本幸隆
１３番	中川栄一	１４番	松川善範
１５番	筑紫るみ子	１７番	島津哲也
１８番	吉田健一	１９番	齊藤　博
２０番	田島幸治	２１番	日隈　忍
２２番	山本浩之	２３番	北川　哉
２４番	平江　透	２５番	吉村健治
２６番	山内勝志	２７番	伊藤和仁
２８番	高瀬千鶴子	２９番	小佐井賀瑞宜
３０番	田中敦朗	３１番	髙本一臣
３２番	西岡誠也	３３番	田上辰也
３４番	三森至加	３５番	浜田大介
３６番	井本正広	３７番	大石浩文
３８番	田中誠一	３９番	坂田誠二
４０番	落水清弘	４１番	紫垣正仁
４３番	澤田昌作	４４番	満永寿博
４５番	藤山英美	４７番	上野美恵子
４８番	上田芳裕	４９番	村上　博

欠席議員　　１名

１６番　　井芹栄次

説明のため出席した者

市長	大西一史	副市長	深水政彦
副市長	中垣内隆久	政策局長	三島健一
総務局長	津田善幸	財政局長	原口誠二
文化市民局長	早野貴志	健康福祉局長	林　将孝
こども局長	木櫛謙治	環境局長	村上慎一
経済観光局長	村上和美	農水局長	金山武史
都市建設局長	秋山義典	消防局長	平井司朗
交通事業管理者	井芹和哉	上下水道事業管理者	田中俊実
教育長	遠藤洋路	中央区長	土屋裕樹
東区長	本田昌浩	西区長	石坂　強
南区長	本田正文	北区長	吉住和征

職務のため出席した議会局職員

局長	江　幸博	次長	中村清香
議事課長	池福史弘	政策調査課長	岡島和彦